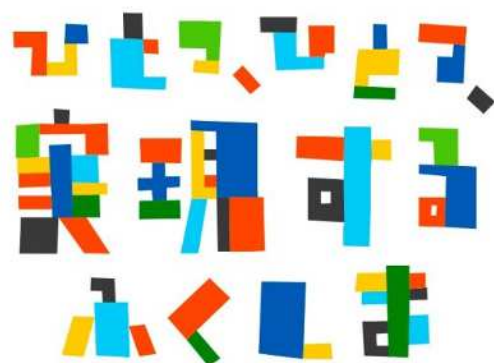

令和8年度 事業計画の概要



令和8年4月
福島県土木部

「令和8年度 事業計画の概要」の発刊に当たって

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の災害を受け、土木部においては、国・市町村等と連携しながら、災害復旧や津波被災地の復興まちづくり、被災者・避難者等の居住確保に取り組んできました。

また、避難指示区域の解除等を踏まえ、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県土連携軸の強化等により、復興の歩みを進めております。

一方で、地球規模の気候変動に伴い自然災害が激甚化、頻発化しており、近年も令和元年東日本台風のほか、令和3年及び令和4年福島県沖地震、令和5年の台風13号に伴う線状降水帯、昨年2月に会津若松市等で観測史上最高の積雪を記録した大雪など、県内全域で度重なる自然災害が発生しているため、災害に強い県土づくりも喫緊の課題となっております。

さらに、高度経済成長期に建設され、老朽化が進行する多くのインフラについて、長期的な視野で適切な維持管理に取り組むなど、将来にわたり安全で安心な社会資本を提供する必要があります。

土木部ではこれらの課題に対応するため、「福島県土木・建築総合計画」に基づき、引き続き、7つの目標と14の施策を推進してまいります。

本書は、「福島県土木・建築総合計画」の基本目標である「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」の実現に向けた令和8年度の事業と組織運営方針等について取りまとめたものです。

今年は、現在の福島県が誕生してから150年となる記念すべき年であり、「第3期復興・創生期間」、「第1次国土強靱化実施中期計画」の初年度となります。土木部では、計画期間内の事業成果を見据えながら、地域の満足度を高めるため、質の高いインフラの提供に努めてまいります。

目次

I 土木部の概要

| | | |
|-----|--|----|
| I-1 | 事業運営方針について | 2 |
| 1 | 「福島県土木・建築総合計画」に基づく事業の推進 | 2 |
| 2 | 令和8年度の事業運営方針 | 3 |
| 3 | 令和8年度の組織運営の視点 | 5 |
| 4 | 令和8年度の事業執行の円滑化に向けた取組 | 6 |
| 5 | 建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に対応する取組 | 8 |
| | (1) 建設業の振興に関連する取組 | 8 |
| | (2) デジタル変革(DX)の取組 | 10 |
| I-2 | 令和8年度 土木部の当初予算及び主要事業 | 11 |
| I-3 | 令和8年度の予定箇所及び令和7年度の取組状況 | 55 |
| I-4 | 社会資本の整備に向けた主な取組 | 72 |
| I-5 | これまでの復旧・復興事業の実績と今後の取組について | 84 |
| I-6 | 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実績と今後の取組について | 89 |
| I-7 | 令和8年度 福島県土木部機構図 | 95 |

II 予算

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| II-1 | 令和8年度 当初予算(一般会計)の概要 | 98 |
| II-2 | 令和8年度 県当初予算(一般会計) | 101 |
| II-3 | 令和8年度 土木部当初予算 | 101 |
| II-4 | 令和8年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較 | 105 |
| II-5 | 令和8年度 土木部一般会計予算事業別内訳 | 106 |
| II-6 | 事項別事業内容 | 111 |

III 組織・機構

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| III-1 | 令和8年度 土木部行政組織改編の概要 | 138 |
| III-2 | 機関別現員数 | 139 |
| III-3 | 担当事務 | 140 |

IV 各総室の事業運営方針

| | |
|--------|-----|
| 土木総室 | 152 |
| 企画技術総室 | 154 |
| 道路総室 | 159 |
| 河川港湾総室 | 170 |
| 都市総室 | 189 |
| 建築総室 | 198 |

V 資料編 (Web版)

福島県土木部 事業計画



| | | |
|-----|--------------------|-----|
| V-1 | 福島県の状況 | 208 |
| V-2 | 福島県の社会資本整備状況 | 209 |
| V-3 | 令和7年度 受賞・表彰事業一覧 | 210 |
| V-4 | 建設行政をめぐる新たな動き | 212 |
| V-5 | 社会資本のストック効果 事例集 | 234 |
| V-6 | 土木部スタンダード(行動規準)一覧表 | 326 |

I 土木部の概要

I - 1 事業運営方針について

1 「福島県土木・建築総合計画」に基づく事業の推進

平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害を踏まえ、土木部においては、国・市町村等と連携しながら被災地の復旧・復興に全力で取り組み、総合的な防災力の高い復興まちづくり、復興公営住宅の整備等による居住の安定確保、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県内ネットワークの強化等、復興の歩みを着実に進めてきました。

一方で、未だ約2万4千人の方が県内外で避難を続けているなど、本県の復興は途上であり、復興の進展に伴う新たな課題へも対応していく必要があります。

また、地球規模の気候変動に伴い自然災害が激甚化、頻発化しており、近年も令和元年東日本台風のほか、令和3年及び令和4年福島県沖地震、令和5年の台風13号に伴う線状降水帯の発生、昨年2月に会津若松市等で観測史上最高の積雪を記録した大雪など、度重なる災害により大きな被害が発生しています。

さらに、建設業の就業人口が減少する中、高度経済成長期に建設され、老朽化が進行する多くのインフラについて、長期的な視野で適切な維持管理を行う等、将来にわたり安全で安心な社会資本を提供する必要があります。

土木部においては、これらの様々な課題や社会情勢に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、計画期間を令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とした「福島県土木・建築総合計画」を令和3（2021）年12月に策定し、事業に取り組んでいます。

加えて、デジタル技術を活用した生産性向上等による働き方改革、担い手確保など、建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に引き続き対応していくとともに、人口減少対策に必要な取組など、地方創生に関する取組についても推進していく必要があります。

引き続き、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、設定した7つの目標と14の施策に基づき、本県建設行政をしっかりと推進します。

7つの目標と14の施策

（1）震災復興

①東日本大震災からの復興

（2）水災害に強い県土

②治水対策の推進

（3）安全・安心

③自然災害対策の推進

④地震対策・耐震化の推進

⑤老朽化対策・適切な維持管理

⑥交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策

（4）地方創生・にぎわい創出・健康

⑦移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進

⑧快適な都市空間の形成

⑨良質な住環境の整備

（5）環境・再生可能エネルギー

⑩脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進

（6）産業振興

⑪広域道路ネットワークの整備

⑫地域道路ネットワークの整備

⑬港の整備

（7）持続可能な建設産業

⑭DX推進等による建設産業の環境改善

2 令和8年度の事業運営方針

「第3期復興・創生期間」、「第1次国土強靱化実施中期計画」のスタートの年に当たることから、これまでの事業成果を踏まえつつ、復興の新たなステージに向けた取組への対応など、期間内に達成すべき成果を見据え、「震災復興」、「防災・減災・国土強靱化」、「地方創生」に関する施策について継続して重点的に取り組めます。

また、人口減少対策として、移住者、新婚・子育て世帯等に対する住宅取得や空き家活用への支援など、若者や子育て世帯等の移住定住の促進に取り組むほか、地域の守り手である建設産業が活力ある産業として持続的に発展できるよう、将来の担い手確保に向け体験型のイベントを開催するなど、建設産業の魅力発信に取り組むとともに、若者や女性が働きやすい環境づくりを推進します。

(1) 震災復興

1) 震災復興

- 避難地域の復興・再生に向け、復興拠点や産業拠点、周辺市町村とのアクセス強化等に必要な道路網の整備を進めます。
- 避難地域の安全・安心を支える治水対策、土砂災害対策を推進します。
- 今年4月に開園を迎える福島県復興祈念公園において、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに復興の歩みを進める本県への理解促進が図られるよう、積極的な公園の活用に取り組めます。

(2) 防災・減災、国土強靱化

1) 水災害に強い県土

- 豪雨災害の再度災害防止に向け、治水対策や土砂災害防止対策を進めるとともに、住民の迅速な避難につながる河川水位や土砂災害が発生する危険性等の情報発信、高精度な地形情報等を用いて抽出した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」における基礎調査の推進など、ハード・ソフトが一体となった事前防災対策を進めます。
- さらに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨や社会情勢の変化を踏まえ、あらゆる関係者により流域全体で取り組む流域治水を推進します。

2) 安全・安心

- 近年、頻発している大規模な自然災害から、県民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保していくため、道路ネットワークの機能強化など、防災・減災・国土強靱化の取組を一層推進します。
- 誰もが安全で快適に利用できるよう、歩道、交通安全施設の整備を進めます。
- 県民の安全・安心で快適な居住環境を確保するため、県営住宅等の長寿命化や民間住宅・建築物の耐震化を進めます。
- 中長期的視点に立った予防保全の考え方に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 効果的な河道掘削や伐木の実施、除雪・防雪対策など、適切な維持管理に努めます。

(3) 地方創生

1) 地方創生・にぎわい創出・健康

- 健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用推進を図ります。
- すべての人に安らぎや潤いを与える緑豊かな都市公園の利活用を推進します。
- 円滑な都市内交通の確保や市街地の賑わいづくりに寄与する街路の整備を推進するとともに、歴史や伝統、文化などの特性をいかした地域づくりを支援するため、市町村や地域団体等と連携し、交流の場の創出など、賑わいづくりを進めます。
- 人口減少対策の一環として、県外からの移住者等が行う空き家改修や住宅取得を支援するなど、移住・定住を促進するとともに、新婚・子育て世帯への住宅支援などに取り組みます。
- 歴史・文化を活かしたまちづくりや公共土木施設・建築物の役割、文化的価値等を発信し、公共事業の理解促進や魅力向上を図ります。

2) 環境・再生可能エネルギー

- 環境に配慮した公共土木施設の整備や県有建築物における再エネ・省エネ技術（ZEB化等）の導入と木造化・木質化を促進します。

3) 産業振興

- 7つの地域相互や県外との連携・交流を強化し、産業の活性化や観光振興などにより県土の活力を高めるため、会津縦貫道などの基幹的な道路の整備を進めます。
- 小名浜港・相馬港において、国内外の物流拠点としての整備を進めます。

※共通事項

<持続可能な建設産業>

- 建設産業における生産性向上、品質確保、安全性の向上を図るため、ICT活用工事を推進します。また、長時間労働の是正及び業務の効率化を図るため、インフラデータベースの充実を図ります。
- さらに、ICT活用機器の購入や現場事務所、営業所等の通信環境の整備等に必要な費用の補助を行うとともに、デジタル技術を活用できる人材育成に取り組みます。
- 建設業をより身近に感じられるよう、重機シミュレーターによる操作体験ができる家族向けのイベントを開催するなど、建設業で働く魅力を積極的に発信します。
- 工事及び委託業務等を効率的に進めるため、債務負担行為を活用しながら適正な工期を確保します。
- 産学官が連携し、企業の経営力強化の支援、担い手の確保・育成に取り組むとともに、建設産業が地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくりに取り組みます。

3 令和8年度の組織運営の視点

(1) 土木部の目標

コンプライアンスを遵守し、円滑に業務を遂行するため、各所属において業務目標に基づく事業執行上の課題や予算執行等について業務運営目標及び組織運営目標を定めて進行管理を行い、確実な事業執行に向け、部全体で取り組みます。

1) 業務運営目標の設定

「福島県土木・建築総合計画」に掲げる中長期的な施策展開の方向性を見据え、当該年度の施策の具体的な方針と目標を設定し、社会変化へ柔軟に対応しながら、常に挑戦する心構えで部全体で取り組みます。

また、建設行政に関する様々な情報について、県民目線のわかりやすい発信に取り組みます。

2) 組織運営目標の設定

職員が主体的に行動し、業務を通じて経験を成長に活かすことができる組織、また、課題解決に向け、オープンなコミュニケーションがとれる職場等を形成するための目標を設定し、組織力の向上や風通しのよい職場づくりに取り組みます。

また、不祥事や事務処理誤りの発生を防止するため、職員一人一人がコンプライアンスの遵守や適正な事務処理の徹底を常に意識し、不断の取組を実践します。

(2) 現場主義と原点回帰の徹底

事業の執行に当たっては、「人としての原点」、「仕事の原点」、「技術の原点」を踏まえ、適切な事務執行に努めます。

【3つの原点回帰】

- 「人としての原点」：礼節、思いやり、コミュニケーション
- 「仕事の原点」：学習する組織、現場主義の徹底
- 「技術の原点」：技術力の継承と向上

(3) 意識改革と土木部スタンダード（行動規準）の実践

近年の社会環境の変化により、県民ニーズが多様化し、サービスレベルが深化しています。加えて、職員においても仕事と生活の調和が求められており、組織として柔軟な対応と適正な業務遂行を進めるためには、職員一人一人の時代に合った進化、「意識改革」が必要です。

このことから、土木部スタンダード（行動規準）を定め、所属内に掲示するなど、県民へ分かりやすく示すとともに、日々実践していきます。

【土木部スタンダード】

- ① 私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。
- ② 私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。
- ③ 私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。
- ④ 私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。
- ⑤ 私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。

(R4. 1. 31 改正)

4 令和8年度の事業執行の円滑化に向けた取組

地域の満足度を高め、質の高いインフラを提供するため、令和8年度の事業執行に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢へ対応しながら、プライオリティを考え、事務の効率化や執行体制の充実を図ることで、事業執行の円滑化に取り組んでいきます。

(1) 課題解決型執行管理の推進

事務所ごとに精度の高い発注計画を策定するとともに、本庁主務課と出先機関が連携の上、事業執行上の課題や予算執行状況などを適時適切に把握し、早期に対策を行うことで円滑に事業を進めます。

(2) 業務の改善と効率化

マニュアル等の整備やタイムリーな更新に取り組むとともに、ヒューマンエラーによる積算ミスを未然に防止するための設計積算システムの改善、および積算に関する質問回答を自動で対応するAI活用チャットボットの導入、また、電子納品保管管理システムを国土交通データプラットフォームと接続し利便性を向上させるなど、デジタル技術を活用した建設工事におけるDXの推進により、業務の改善と効率化を図ります。

(3) 技術力の向上と現場主義に応じた人材育成

土木部専門研修基本計画（令和8～10年度）に基づき、新規採用職員・任期付き職員等への研修を充実するとともに、東日本大震災復旧・復興のスキルの継承やICT等の新技術や長寿命化対策への対応など、技術力向上を目的とした幅広い取組を推進します。また、現在の集合型に加え、動画研修やWeb形式の活用など、多様な働き方に沿った研修方式を採用し、受講しやすい環境を整えます。

加えて、土木職員の不祥事や入札誤作業を踏まえ、コンプライアンス強化や積算ミス防止に関する講義を継続するとともに、より幅広い専門分野の技術や知識を効果的に習得するため、民間団体等が主催する研修を活用します。

(4) 工事等の施工の円滑化

工事等の施工体制確保のため、実勢価格を反映した適正な予定価格の算出や、精度の高い発注見通しのタイムリーな公表、フレックス期間を活用した柔軟な工期設定など、受注しやすい環境を整えるとともに、働き改革に対応した工期確保のため、週休2日工事や、債務負担行為の積極的な活用による適正工期での発注、施工時期の平準化などに努めます。

また、建設関係団体等と意見交換会等を実施し情報共有を行い、緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努めるとともに、熱中症やクマ対策など、現場に応じた必要な費用を適正に計上するなど、実情に合ったきめ細かな対応を進めます。

(5) 働き方改革の強化

建設業における長時間労働の是正を図るため、働き方改革の取組を強化します。

工事現場における週休2日工事の実施、遠隔臨場や情報共有システム等の原則適用、工事書類の標準化・簡素化に引き続き取り組むとともに、ICT活用工事やBIM/CIMなど3次元データの活用、AI活用などにより、建設生産・管理システムにおける生産性向上や業務の効率化を進めるほか、現場技術者の書類作成業務を営業所や在宅勤務などで分担できるバックオフィスの導入および普及を促進します。また、これらの施策について、市町村や民間工事へも取組の浸透を図ります。

さらに、これまで主に書類でまとめてきた公共土木施設の点検結果や補修履歴等の情報を一元化し、検索や閲覧が容易になる公共土木施設データベースを新たに運用開始するとともに、格納データの拡充や他システムとの連携に取り組みます。

(6) 建設副産物対策の確実な実施

公共工事で発生した土砂は「発生の抑制・再利用の促進・適正処理の推進」の三つの方針に基づき、現場内利用や民間工事等を含めた他工事へ流用するなどの有効利用を促進します。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づいた有効利用を促進するため、土砂を一時的に仮置きする公設ストックヤードの整備を進め、一部箇所管理運営を行います。帰還困難区域等の公共工事や維持管理において発生する放射性物質に汚染された建設副産物については、基準を満たす副産物の再利用を促進するとともに、基準を超えるなど処理が困難となっている廃棄物等について、引き続き国や町と調整を図りながら適切な処理に努めます。

事業執行の円滑化に向けた取組

基本方針

社会情勢の変化への対応

デジタル技術の活用

業務の一層の効率化

個別課題への迅速な対応

震災復興、国土強靱化等に切れ目無く対応

取組の方向

1 課題解決型
執行管理の
推進

2 業務の改善と
効率化

3 技術力の
向上と現場
主義に応じた
人材育成

4 工事等の
施工の円滑化

5 働き方改革の
強化

6 建設副産物
対策の確実な
実施

具体的な取組

- 的確な年間事業執行計画の策定
- 主務課と事務所が連携した課題の把握・共有
- 課題への適時適切な対応
- 事業展開を踏まえた設計や積算のストック、用地の確保

- 各種マニュアル等の整備等
- 積算／事業執行管理システム改善、AI活用チャットボット導入
- 電子納品保管管理システムのシステム連携強化
- 工事現場におけるDXの推進
 - ・遠隔臨場やASPの原則適用
 - ・ICT活用工事やBIM／CIMなど3次元データの活用

- 職員研修の充実
 - ・適切な事業執行のための知識習得
 - ・長寿命化、新技術への対応
 - ・コンプライアンス、検算の強化
 - ・民間研修の活用、動画研修の採用
- 若手技術者の育成
- 産学官の連携

- 実勢価格を反映した適正な予定価格の算出
- 発注見通しの速やかな公表
- フレックス期間など柔軟な工期設定
- 週休2日に対応した工期設定
- 施工時期の平準化
 - ・債務負担行為やゼロ債務の活用
- 設計変更ガイドラインの適切な運用
- 熱中症・クマ対策等、現場に応じた適正な費用計上

- 工事書類の標準化・簡素化
- 月単位などでの週休2日工事の実施
- 遠隔臨場やASPの原則適用
- ICT活用工事やBIM／CIMなど3次元データの活用、AI活用
- バックオフィス導入促進
- 市町村工事や民間工事への浸透
- 公共土木施設データベースの運用、格納データの拡充、他システム連携

- 建設発生土の有効利用の推進
 - ・公設ストックヤードの整備推進、管理運営
- 建設発生土の適正な処理
- 処理困難な廃棄物等の国との調整による適切な処理

5 建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に対応する取組

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進①)

【第2次ふくしま建設業振興プランの概要】

～プラン策定の趣旨～

本県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備に加えて、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の方針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として定めるものです。

～計画期間～

令和4年度～令和12年度（2022年度～2030年度）の9年間を計画期間とし、令和8年に中間評価、令和13年に計画実績評価を行います。

～県内建設業の現状～

○建設企業の経営力・生産性

・本県の建設投資額は、東日本大震災の復旧・復興需要に伴い大幅に上昇しましたが、復旧・復興の進展に伴い近年は減少傾向となっています。

○担い手の確保・育成

・本県の建設業就業者の年齢層別割合は、他産業に比べ、29歳以下の若年層の減少、55歳以上の高齢層の増加が進行しております。
・本県の建設業就業者数は、減少傾向にあり、特に会津地方・技能者においてその傾向が顕著となっています。また、近年、採用者に占める中途採用者の比率が高まっています。

○地域の守り手としての役割

・本県の管理施設の量と人口・建設業就業者数の関係を見ると、全国と比較し、少ない人口・建設業就業者数で多くの管理施設を支えなければならない状況です。

～基本目標～

基本目標Ⅰ

『経営力の強化、生産性の向上』

目標①企業の経営力強化を支援します。
目標②建設DX等の推進により、生産性向上に取り組めます。

基本目標Ⅱ

『担い手の確保・育成』

目標①産学官が連携した積極的な広報活動に取り組めます。
目標②育成・定着のための取組を支援します。
目標③長時間労働の是正等働き方改革に取り組めます。

基本目標Ⅲ

『地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり』

目標①維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組めます。
目標②地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します。

課題①

・今後の建設投資額の規模を見据えた地域建設業の経営力強化
・経営の安定・強化に繋がる生産性向上に関する取組の推進、建設DXへの対応

課題②

・各地域・各職種における担い手の確保・育成
・入職者の多様化(年齢,国籍,性別,教育や職務,の履歴等),人材の流動化,教育環境の変化に対応した担い手の確保・育成

課題③

・地域の建設業者が、地域のために適切な維持管理を持続的に担っていくことのできる環境の整備

3つの基本目標における7つの目標を実現するため74の具体的施策により、建設業の振興に取り組めます。

※当プランの詳細は「建設産業室 第2次ふくしま建設業振興プラン」に具体的な施策が掲載されています。→



(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進②)

基本目標Ⅰ『経営力の強化、生産性の向上』

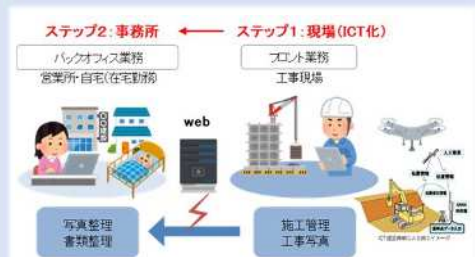
目標①企業の経営力強化を支援します

- 建設業振興のため、産学官関係者が集い、企業の経営力強化等諸課題の解決に向け協議会を運営し、協議・検証等を行います。
- また、協議会の運営をより効果的なものとするため、幹事会において実務者レベルによる協議を行うとともに、特定テーマ毎にワーキンググループを設置し、個別に検討を行います。
- 建設企業が必要な運転資金を確保することで工事を円滑に施工できるよう、建設業育成資金貸付事業を実施します。



目標②建設DXの推進により生産性向上に取り組めます

- 担い手の確保・育成や業務効率化・生産性向上を図るため、新規入場者や事務職員等に対し、デジタルを活用したシステム導入や環境整備の促進が図られるよう、「新規入場者の育成研修費」「事務職員等へのバックオフィス導入に関する経費」「企業のICT機器類導入経費」に関する費用の一部補助を行います。
- 公共土木施設の各種情報を業務の省力化・効率化・高度化を図ることを目的とし、データベースを構築します。



～デジタル技術環境整備補助金概念図～

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進③)

基本目標Ⅱ 『担い手の確保・育成』

目標①産学官が連携した積極的な広報活動に取り組みます

- 建設現場のスケール感や建設業のやりがい等を体感することで建設業への関心を持っていただくための、小学生や親子を対象とした現場見学会の開催や、ものづくりの楽しさを伝えるPR動画の作成等、SNS等を活用した建設業の魅力発信により、人々の暮らしを支える建設業の使命や誇りを、将来の担い手となる学生等に発信します。

YouTubeチャンネル
「ふくしまの建設」
PR動画等を配信中
詳しくはコチラ→



目標②育成・定着のための取り組みを支援します

- 新たな担い手として入職促進を図るため、建設系学科以外の学生を対象とした学校説明会を開催します。
- 県内建設企業の経営基盤の強化を図るため、経営講座を開催します。

目標③長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます

- 土曜日と日曜日を現場閉所とする完全週休二日工事もしくは月単位の週休二日工事の実施により長時間労働の是正に向けて取り組むほか、ICT活用工事や遠隔臨場、情報共有システム(A S P)を活用し生産性向上を図るなど、建設業における働き方改革の推進に取り組みます。
- 上記取組について、国や市町村と共に公共事業全体で推進するほか、民間工事においても普及を働きかけます。



(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進④)

基本目標Ⅲ 『地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり』

目標①維持管理・災害復旧等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組みます

- 建設業が地域の守り手として、地域の維持管理や除雪、災害対応などを持続的に担っていくことができるよう、包括的維持管理の導入など、地域の実情に合った体制づくりに取り組みます。
- 持続可能な除雪体制や冬期間の安全安心な道路交通を確保を図るため、除雪機械のオペレーターに必要な免許取得に関する補助金制度を継続し、育成を支援します。

目標②地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します

- 本格的な社会インフラの維持管理・更新時代に対応するため、産学官連携により、建設業や測量設計業に携わるインフラメンテナンス技術者の育成に取り組むとともに、その技術力の活用を図ります。



(2)デジタル変革（DX）の取組：土木部DX推進計画の概要

I 取組の背景と目的

■新型コロナウイルス感染症の対応を通じて明らかになったこと

- ・デジタル化・オンライン化の必要性の高まり
- ・対面と非対面の効果的な組み合わせ 等

■国によるデジタル化の動き

- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
- ・デジタル庁設置法等のデジタル改革関連法
- ・国土交通省でインフラ分野のDX推進本部を設置 等

■建設行政に求められる課題

- ・担い手育成や働き方改革による環境改善
- ・インフラの老朽化対策の加速化
- ・頻発化・激甚化する自然災害への対応 等

建設行政の課題に対応するため、デジタル技術やデータを効果的に活用して業務および業務プロセスを変革し、新たな価値を創出することで、建設産業の生産性向上・イメージアップ、持続可能なインフラ管理・保全、県民へのサービス・安全安心の向上を図り、安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくりを実現する。

土木部DX推進計画により部のデジタル変革を推進する



(2)デジタル変革（DX）の取組：土木部DX推進計画の概要

II 土木部DX推進計画を構成する3つの取組分野

本計画では、インフラ整備の生産性向上等に取り組むもの、インフラの持続可能な管理・保全を目指すもの、データを活用し県民への情報提供やサービス向上を図るもの、の3つの取組分野にてDXを推進します。

■取組分野1 インフラの整備の変革

- ・i-Constructionの推進（ICT活用工事 等）
- ・建設生産・管理システムのデジタル化（DBシステム、BIM/CIM* 等）
- ・建設業の働き方改革（バックオフィス環境整備 等）

* BIM/CIM : Building/Construction Information Modeling, Management

■取組分野2 インフラの管理の変革

- ・維持管理業務の効率化（点検、施設の集中監視、AIの活用等）
- ・職員業務の支援・軽減（システムによる業務効率化 等）

■取組分野3 県民へのサービスの変革

- ・行政手続きの迅速化（申請手続きオンライン化 等）
- ・災害関連情報の提供・共有（簡易型河川監視カメラ約310台、危機管理型水位計約550箇所を設置しインターネットにて情報を公開。またシステムにて土砂災害の危険度や雨量等を地区毎に表示。等）

[代表事例]



ICT活用工事の実施

ICT活用工事の推進を図るため、ICT専門家による支援、ICT機器類の購入支援等に取り組む。



除草の省力化

除草の無人化、遠隔化などによりコスト縮減や省力化を図る。

土砂災害情報システム(土砂アラート)の充実

土砂災害の危険度や雨量等を地区毎に表示。また自宅等の地点登録機能を追加。



土木部DX推進計画の各取組内容については土木企画課ホームページにて公開中
デジタル変革（DX）の取組 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/dobokudx.html>



I-2 令和8年度土木部の当初予算及び主要事業

○当初予算(一般会計)

令和8年度土木部当初予算額 1,675億4,345万6千円

- ・ 前年度土木部当初予算額 2,138億6,182万7千円に対し、463億1,837万1千円の減、対前年度比78.3%

復興・創生事業の予算額では、復興・創生期間が第2期から第3期に移行し、新規箇所の調査設計が主な事業内容となることから、事業費が減となっています。

一方、通常事業の予算額では、県民の安全・安心を守る防災・減災対策等の着実な推進を図るため事業費が増となっています。

- ・ 令和8年度県当初予算額 1兆2,606億7百万円に対する土木部当初予算額の構成比率は13.3%(令和7年度:16.7%)

○予算内訳(費目別内訳)

| | 予算額 | 対前年度比(差額) | 対前年度比(率) |
|---------------------|-----------------|----------------|----------|
| 復興・創生事業 | | | |
| 公共事業費 | 53億3,236万5千円 | △526億9,945万1千円 | 9.2% |
| 一般公共事業費 | 0円 | △11億2,800万円 | 0.0% |
| 県単公共事業費 | 53億3,236万5千円 | △515億7,145万1千円 | 9.4% |
| 一般事業費 | 17億9,424万5千円 | △1億6,196万7千円 | 91.7% |
| 計 | 71億2,661万円 | △528億6,141万8千円 | 11.9% |
| 通常事業 | | | |
| 公共事業費 | 1,349億9,121万7千円 | 39億8,397万3千円 | 103.0% |
| 一般公共事業費 | 336億4,478万円 | 11億8,510万4千円 | 103.7% |
| 県単公共事業費 | 444億4,315万8千円 | △2億5,298万円 | 99.4% |
| 維持補修費 | 569億3,27万9千円 | 30億5,184万9千円 | 105.7% |
| 一般事業費 | 162億2,715万5千円 | 15億2,625万1千円 | 110.4% |
| 義務的経費 | 91億9,847万4千円 | 10億3,282万3千円 | 112.6% |
| 計 | 1,604億1,684万6千円 | 65億4,304万7千円 | 104.3% |
| 復興・創生事業+通常事業 | | | |
| 公共事業費 | 1,403億2,358万2千円 | △487億1,547万8千円 | 74.2% |
| 一般公共事業費 | 336億4,478万円 | 5,710万4千円 | 100.2% |
| 県単公共事業費 | 497億7,552万3千円 | △518億2,443万1千円 | 49.0% |
| 維持補修費 | 569億3,27万9千円 | 30億5,184万9千円 | 105.7% |
| 一般事業費 | 180億2,140万円 | 13億6,428万4千円 | 108.2% |
| 義務的経費 | 91億9,847万4千円 | 10億3,282万3千円 | 112.6% |
| 合計 | 1,675億4,345万6千円 | △463億1,837万1千円 | 78.3% |

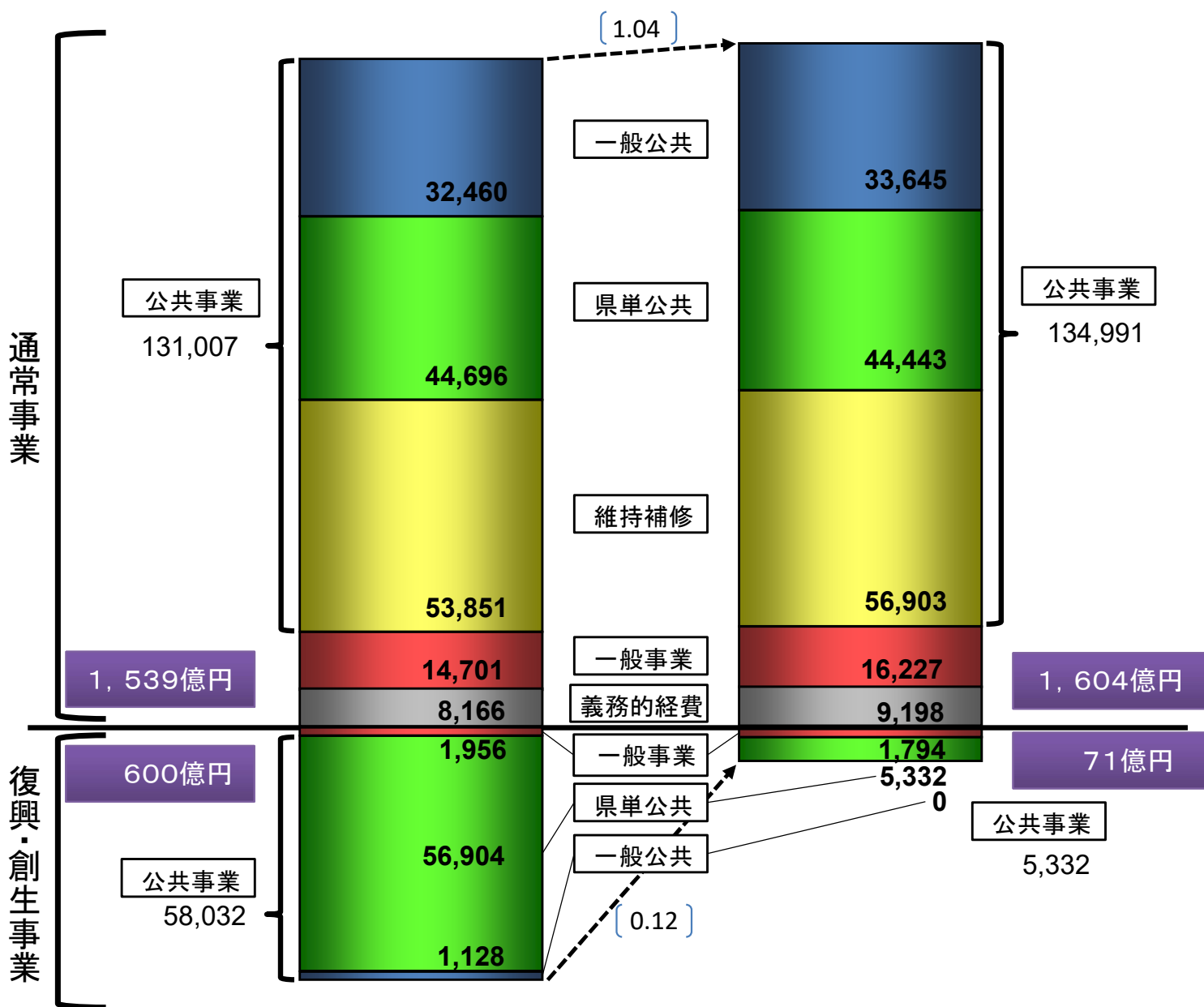
令和8年度土木部予算規模

令和7年度当初予算
2,139億円

〔前年度比〕
0.78

令和8年度当初予算
1,675億円

(単位:百万円)



令和8年度 土木部主要事業

令和8年度の事業運営方針に基づく主要事業を整理しています。

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|---|--------|--------|----|---|-----------------|
| (1) 震災復興 | | | | | |
| 1) 震災復興 | | | | | |
| 復興・創生を支援する道路整備 東日本大震災等を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの構築を実現するため、浜通りと中通りを結ぶ道路や津波被災地のまちづくり等を支援する道路の整備を推進する。 | 4,941 | 54,833 | | ◆交付金事業(道路) (再生・復興)、 帰還環境整備交付金 事業(道路) による道路整備 など 【道路整備課】 | 1 |
| 避難地域の安全・安心を支える治水対策、土砂災害対策の推進 帰還住民の安全・安心を確保するため河川改修に着手し、堤防整備や河道掘削等により河川断面を広げ、治水安全度の向上を図るとともに、土砂災害の発生のおそれがある溪流において、下流域の保全のため、砂防設備を整備し安全度の向上に取り組む。 | 898 | - | ○ | ◆交付金事業(河川) (再生・復興)、 交付金事業(砂防) (再生・復興) 【河川整備課】 【砂防課】 | 2 |
| (2) 防災・減災、国土強靱化 | | | | | |
| 1) 水災害に強い県土 | | | | | |
| 事前防災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策 激甚化・頻発化する水災害に備え、ハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を実施するとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で「流域治水」を推進する。 | 11,561 | 17,691 | | ◆補助事業(河川)、 交付金事業(河川)、 河川海岸改良事業、 など 【土木企画課】 【河川整備課】 | 3 |
| 事前防災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策 土砂災害から生命・財産を守るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。 | 4,019 | 1,640 | | ◆補助事業(砂防)、 交付金事業(砂防) 【砂防課】 | 4 |
| 公共土木施設等の災害復旧 令和7年の雪崩等により被災した道路、橋梁、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保する。 | 5,062 | 5,384 | | ◆公共災害復旧事業 【道路管理課】 【河川整備課】 | 5 |
| 再度災害防止に向けた改良復旧等の対応 甚大な被害を受けた河川等において、堤防整備や河道掘削、土砂災害防止施設の整備を集中的に実施し、再度災害防止を図る。 | 4,325 | 1,595 | | ◆河川災害復旧助成費、 緊急砂防等災害関連費 【河川整備課】 【砂防課】 | 6 |

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|--|--------|--------|----|--|-----------------|
| 適切な情報発信に関するソフト対策の推進 令和元年東日本台風対応での課題などを抽出、検証し本県のソフト対策の見直しを行ったうえで、実効性のある対策を実施する。 | 428 | 613 | | ◆河川流域総合情報システム事業 【河川計画課】 【河川整備課】 | 7 |
| 2)安全・安心 | | | | | |
| 防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化 道路施設において、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災対策を推進する。 | 4,964 | 4,861 | | ◆補助事業(道路)、補助事業(街路)など 【道路管理課】 【道路整備課】 【まちづくり推進課】 | 8 |
| すべての人にやさしい快適で安全・安心な生活空間の創出 誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を整備する。 また、公園施設における予防保全を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的な更新を実施する。 | 2,743 | 2,007 | | ◆補助事業(道路)、交付金事業(道路)、交付金事業(公園)など 【道路整備課】 【まちづくり推進課】 | 9 |
| 民間の大規模建築物等の耐震化の促進 耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物や災害時の緊急輸送路沿道建築物等の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震改修等へ補助金を交付する市町村に対し、補助する。 | 30 | 39 | | ◆建築物耐震化促進事業 【建築指導課】 | 10 |
| 安全安心ふくしまの家づくりの推進 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀の耐震改修等へ補助金を交付する市町村に対し、補助する。 | 33 | 29 | | ◆木造住宅等耐震化支援事業 【建築指導課】 | 11 |
| 県営住宅の長寿命化と居住性の向上 福島県県営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅の居住性向上や安全性確保を図るため、内部改善等を実施し、良好なストックを形成する。 | 1,731 | 1,659 | | ◆県営住宅改善事業 【建築住宅課】 | 12 |
| 将来を見据えたインフラ老朽化対策 将来を見据えた重要インフラの長寿命化を推進する。 | 16,241 | 16,455 | | ◆道路維持補修事業など 【道路管理課】 【河川整備課】【砂防課】 【港湾課】【空港施設室】 【下水道課】 | 13 |

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|--|--------|--------|----|--|-----------------|
| 道路の適正な維持管理による安全・安心の確保 道路の適正な維持管理により、県民の安全・安心を確保する。 | 22,592 | 22,612 | | ◆道路維持補修事業 など 【道路管理課】 | 14 |
| 河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保 適正な維持管理により、洪水・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止するとともに、既存施設の機能を維持する。 | 12,557 | 12,691 | | ◆河川海岸維持管理事業 などによる適正な公共 施設の維持管理 【河川整備課】 【砂防課】 【港湾課】 【空港施設室】 | 15 |
| 戦略的な維持管理に向けた取組 道路施設における維持管理の効率化及びコスト削減を推進する。 また、良好な河川環境を維持するため、効率的・効果的に河川堤防等の維持管理を実施する。 | 980 | 965 | | ◆道路橋りょう改良事業、 道路維持補修事業、 河川海岸維持管理事業 【道路管理課】 【河川整備課】 | 16 |
| 地域に密着した生活基盤の改善 地域の生活に密着した公共土木施設のうち緊急的に対応が必要なものや、新たなニーズに対して、迅速かつ的確に対応し、生活環境の安全性や快適性、利便性のより一層の向上、交流拡大を図る。 | 1,717 | 1,548 | | ◆生活基盤緊急改善事業 【土木企画課】 | 17 |
| (3) 地方創生 | | | | | |
| 1) 地方創生・にぎわい創出・健康 | | | | | |
| 交流とにぎわいを支える街なかの道づくり 良好な市街地形成を図るため、安全で円滑な交通や潤いのある快適な歩行空間の確保など、多様な機能を有する都市内道路の整備に取り組む。 | 1,444 | 1,464 | | ◆交付金事業(街路)、 補助事業(街路)、 街路事業 【まちづくり推進課】 | 18 |
| 地域資源を活かした地域づくり (インフラツーリズムの要素を含む) 地域団体・住民や市町村と連携し、地域資源を活用した地域活性化のための仕掛けづくりや魅力ある地域づくりなどをソフト・ハード両面から支援する。 | 361 | 369 | | ◆元気ふくしま地域づくり 交流促進事業、 社会基盤施設等探訪事業 【まちづくり推進課】 | 19 |
| 健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組 自転車の活用推進による県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、サイクルルートの発掘・広報及びサイクリング環境の整備を実施する。 | 146 | 183 | | ◆歩いて走って健康づくり 支援事業 など 【道路整備課】 | 20 |

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|---|------|------|-----------------|--|-----------------|
| 建築文化の情報発信 県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、将来の担い手の育成・確保に繋げることを目的とし、写真や手書きイラスト等を掲載したポータルサイトで県内の魅力的な建築物の情報を分かりやすく発信する。 | 3 | 2 | | ◆ふくしま建築文化発信事業 【建築住宅課】 | 21 |
| 空き家を活用した地域の活性化・復興の推進 定住人口の拡大、新婚・子育て世帯が安心して子育てできる環境づくり、被災者・避難者の住宅再建等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が行う空き家改修等の補助事業に対し、補助する。また、市町村が独自に取り組む空き家対策に対し、補助する。 | 86 | 115 | | ◆空き家対策総合支援事業 【建築指導課】 | 22 |
| 多世代が同居・近居できる住まいづくりの推進 多世代の同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助する。 | 57 | 79 | | ◆福島県多世代同居・近居推進事業 【建築指導課】 | 23 |
| 若者等への体験住宅等の提供 関係人口の創出・拡大や本県への移住・定住、不安定な就労状態にある若年単身者の自立と県内定着を促進するため、本県への移住を検討している若者や就労サポート機関の支援を受けて就職した若年単身者に対して、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。 | 11 | 15 | | ◆ふくしまぐらし住宅提供事業 【建築住宅課】 | 24 |
| 子育て世帯の住まいづくりの推進[新規] 人口減少抑制及び定住促進、子育て環境の充実、地域住宅産業の活性化等を図るため、県内工務店が建築した住宅等を子育て世帯が取得する費用の一部を支援するとともに、住宅セーフティネット制度を活用した新婚・子育て世帯への家賃低廉化事業を行う市町村を支援する。 | 94 | 20 | ○ (一部 新規) | ◆ふくしま子育て住宅支援事業 【建築指導課】 | 25 |
| 移住・定住者への住宅取得の支援 県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住、良質な住宅取得、地域の活性化を強力に進めるため、市町村が行う住宅取得支援事業に対し、補助する。 | 100 | 81 | | ◆来て ふくしま 住宅取得支援事業 【建築指導課】 | 26 |
| 地域産業を活かした住宅取得の支援 森林環境の保全、循環型社会の形成を図るため、県内の大工・工務店と県産木材を活用して住宅を建築した建築主に対して、県産木材の使用量に応じて県産品等と交換可能なポイントを交付する。 | 35 | 42 | | ◆ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業 【建築指導課】 | 27 |

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|---|--------|--------|----|---|-----------------|
| 2)環境・再生可能エネルギー | | | | | |
| 建築物の木造化・木質化の促進 県内の中大規模建築物の木造化を促進し、木材の利用拡大を図るため、建築物の計画段階から個別の建築プロジェクトに対し、県の技術職員が「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」、「同資料集成」により木造化等の考え方や検討手順を直接解説・助言するなどの取組を展開する。 | - | 1 | | ◆ふくしま木造化・木質化促進事業 【営繕課】 | 28 |
| 都市公園におけるLED照明の導入促進 都市公園における園路灯等の照明をLED化する。 | 124 | 125 | | ◆あづま総合運動公園LED照明更新事業 【まちづくり推進課】 | 29 |
| 3)産業振興 | | | | | |
| 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり 地域間の連携交流を支える道路の整備等により、地域の活力や安全・安心の向上を図る。 | 12,391 | 12,630 | | ◆交付金事業(道路)、補助事業(道路)など 【高速道路室】 【道路整備課】 | 30 |
| 港湾の整備と利用の促進 防波堤の延伸や荷役機械の更新など港湾施設を整備することにより、港湾地域の活性化を図り、地域産業の発展を支援する。 | 2,152 | 875 | | ◆交付金事業(港湾)、小名浜港荷役機械建造事業、小名浜港マリーナ整備事業 【港湾課】 | 31 |
| 漁港の整備による水産業の支援 漁港施設の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、安全性の向上や漁業活動の効率化による水産業の支援を行う。 | 82 | 189 | | ◆補助事業(漁港) 【港湾課】 | 32 |
| 福島空港における滑走路端安全区域(RESA)の拡張整備 国内基準の改定に伴い、安全基準未達成となっている滑走路端安全区域(RESA)の整備を実施する。 | 260 | 339 | | ◆空港整備事業(補助) 【空港施設室】 | 33 |

(単位 百万円)

| 主な事業内容 | R8当初 | R7当初 | 新規 | 事業名(取組) | 資料番号 (右下の番号) |
|--|------|------|----|---|-----------------|
| ※共通事項 | | | | | |
| <持続可能な建設産業> | | | | | |
| 活力ある建設業への取組 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる建設業の振興を図る。 | 7 | 8 | | ◆福島県建設業振興事業 【建設産業室】 | 34 |
| 建設産業の魅力・やりがい創出支援 長時間労働の是正及び業務の効率化など働き方改革を進め、建設産業における担い手となる若者・女性の人材確保につなげるため、ICT活用工事の普及や、現場技術者の業務を営業所等の職員と分担するバックオフィス環境整備の支援、公共土木施設の各種情報を一元化するデータベースの構築、重機シミュレーター操作体験を通じた魅力発信を行う。 | 57 | 69 | ○ | ◆建設産業の魅力・やりがい創出支援事業 【土木企画課】 【技術管理課】 【建設産業室】 | 35 |
| 工事現場環境の改善 工事現場のトイレについて女性技術者なども使いやすい「快適トイレ」を推進する。 | 取組 | 取組 | | ◆女性も使いやすい快適トイレ 【技術管理課】 | 36 |

(1) 震災復興

「震災復興」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 震災復興

1 復興・創生を支援する道路整備

説明資料1

- 東日本大震災等からの復興・創生を支援するため、ふくしま復興再生道路や復興拠点へのアクセス道路等を整備します。

交付金事業（道路）（再生・復興） 【1,675,000千円：道路整備課】

帰還環境整備交付金事業（道路） 【2,756,565千円：道路整備課】

2 避難地域の安全・安心を支える治水対策、土砂災害対策の推進

説明資料2

- 本格化する復興まちづくりを後押しするとともに、河道掘削や護岸工等を集中的に実施し、浸水被害の解消を図ります。

交付金事業（河川）（再生・復興） 【658,000千円：河川整備課】

- 土砂災害から特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の住民の安全・安心な生活を確保するため、砂防施設を整備します。

交付金事業（砂防）（再生・復興） 【240,000千円：砂防課】

3 復興祈念公園の運営等

- 福島県復興祈念公園において、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに復興の歩みを進める本県への理解促進が図られるよう、積極的な公園の運営に取り組みます。

都市公園管理事業（再生・復興） 【275,469千円：まちづくり推進課】

- 東日本大震災の風評払拭・風化防止、防災力の向上、被災地の活性化、県民の防災意識の醸成を目的とした震災伝承活動を行います。

震災伝承活動推進事業 【2,000千円：土木企画課】

(2)防災・減災、国土強靱化

「防災・減災、国土強靱化」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 水災害に強い県土

1 事前防災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

- ・激甚化・頻発化する水災害に備え、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施するとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で「流域治水」を推進します。

流域治水推進事業 【2,710千円：土木企画課】

補助事業（河川） 【1,367,428千円：河川整備課】

交付金事業（河川） 【1,529,605千円：河川整備課】

河川海岸改良事業 【8,661,419千円：河川整備課】

説明資料 3

2 事前防災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策

- ・土砂災害から生命・財産を守るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

補助事業（砂防） 【31,500千円：砂防課】

交付金事業（砂防） 【1,649,000千円：砂防課】

砂防施設整備事業 【2,338,600千円：砂防課】

説明資料 4

3 公共土木施設等の災害復旧

- ・令和7年の雪崩等により被災した道路、橋梁、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。

公共災害復旧事業 【4,401,233千円：道路管理課・河川整備課】

港湾公共災害復旧事業 【318,000千円：港湾課】

漁港公共災害復旧事業 【343,000千円：港湾課】

説明資料 5

4 再度災害防止に向けた改良復旧等の対応

- ・甚大な被害を受けた河川等において、堤防整備や河道掘削等を集中的に実施し、再度災害防止を図ります。

河川災害復旧助成費 【4,313,596千円：河川整備課】

説明資料 6

5 適切な情報発信に関するソフト対策の推進

- ・令和元年東日本台風等の対応において課題などを抽出、検証し本県のソフト対策の見直しを行ったうえで、実効性のある対策を実施します。

河川流域総合情報システム事業 【428,000千円：河川整備課】

説明資料 7

2) 安全・安心

1 防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化

- ・道路において、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災対策を推進します。

| | |
|------------|----------------------|
| 補助事業（街路） | 【593,000千円：まちづくり推進課】 |
| 補助事業（道路） | 【426,282千円：道路整備課】 |
| 道路橋りょう改良事業 | 【565,500千円：道路管理課】 |
| 災害防除事業 | 【3,379,200千円：道路管理課】 |

説明資料 8

2 すべての人にやさしい快適で安全・安心な生活空間の創出

説明資料 9

- ・歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備や各種安全施設整備を計画的に推進します。

| | |
|------------|---------------------|
| 補助事業（道路） | 【1,034,592千円：道路整備課】 |
| 交付金事業（道路） | 【354,400千円：道路整備課】 |
| 道路橋りょう改良事業 | 【1,004,900千円：道路整備課】 |

- ・公園施設における予防保全を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的な更新を実施します。
- ・良好な都市環境を保持し、安全に安心して利用できるオープンスペースを確保するため、都市公園の適切な管理を実施します。

交付金事業（公園）など 【2,636,022千円：まちづくり推進課】

3 地震などの災害に強い住まいづくりや二次災害防止のための支援

- ・住宅は生活の基盤として、また、公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、これらが地震で倒壊すれば、県民の生命や財産に危険が及ぶだけでなく、災害時の緊急対応や復旧活動に支障をきたします。このため、市町村と連携しながら、住宅・建築物、防災拠点や避難施設等の耐震化を重点的に促進するとともに、避難路沿道等におけるブロック塀等の耐震化を促進し、地域における防災力の向上に努めます。

○「福島県耐震改修促進計画」に基づき、市町村、関係団体と連携して、公共建築物や住宅及び民間建築物の耐震化を促進

○市町村有建築物の耐震化を促進するため、『市町村耐震化支援チーム』により市町村へ技術支援を実施

○大規模建築物や緊急輸送路沿道等の建築物の耐震補強設計・耐震化に補助する市町村を支援し、耐震化を促進

建築物耐震化促進事業 【29,866千円：建築指導課】

説明資料 10

○民間の木造戸建て住宅の耐震診断や耐震改修等に補助する市町村を支援し、耐震化を促進

木造住宅等耐震化支援事業 【33,364千円：建築指導課】

説明資料 11

- ・地震で被災した建築物による二次災害を防ぐため、被災建築物の速やかな応急危険度判定や被災者の居住を確保する応急仮設住宅の供給などの体制強化に努めます。

○建築物の倒壊の危険性を判定する『被災建築物応急危険度判定士』の養成

○判定士の速やかな派遣と的確な判定を行うため、市町村や関係団体と連携した危険度判定模擬訓練の実施

○速やかに応急仮設住宅建設や既存公営住宅への入居を斡旋できる体制の充実

借上げ住宅等の適切な管理

- 借上げ住宅の適正利用の把握と確実な家賃支払いを実施します。
- 応急仮設住宅の維持管理を行います。
 - 災害救助法による救助 【4,441千円：建築住宅課・建築指導課】
 - 応急仮設住宅維持管理事業 【1,842千円：建築住宅課】

安心して住宅や建築物を取得・利用できる環境の確保

- 安心して住宅・建築物を取得・利用できる環境を確保するため、建築基準法、建築士法等の関係法令の適正な施行に努めます。
 - 建築基準法による完了検査や定期報告の徹底
 - 違反建築物の解消、既存建築物の適正管理に向けたパトロールや立入調査を実施
 - 建築士講習制度による建築士の資質の向上
 - 住宅瑕疵担保責任保険制度等の周知、宅地建物取引業者等の業務の適正化
 - 民間住宅・建築物のアスベスト対策の着実な促進

4 県有建築物の長寿命化を図るための適切なストック管理

- 県有建築物を安全・安心に利用できるよう、施設管理者と連携しながら計画的・効率的な保全を推進します。
- 県営住宅の保守点検・維持修繕を確実に実施するとともに、建築物の安全性及び機能・性能の向上を図るため、屋上防水改修工事、外壁改修工事、給水方式変更工事、水回り（浴室・トイレなど）の改善工事等を実施します。
 - 県営住宅改善事業 【1,731,983千円：建築住宅課】
 - 県営住宅管理事業等 【1,039,506千円：建築住宅課】
- 合同庁舎、職員公舎及び出先庁舎の確実な保守点検、外壁や給排水設備の修繕などを実施します。
 - 県有施設維持保全事業 【395,431千円：営繕課】

説明資料 12

5 将来を見据えたインフラ老朽化対策

- これまでの事後保全型維持管理から予防保全型維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの低減を目指します。
- 将来を見据えた重要インフラの長寿命化を推進します。
 - 道路維持補修事業（補助） 【8,262,543千円：道路管理課】
 - 道路維持補修事業（長寿命化対策） 【1,734,395千円：道路管理課】
 - 道路長寿命化対策事業 【2,305,706千円：道路管理課】
 - 海岸メンテナンス事業 【210,000千円：河川整備課】
 - ダムメンテナンス事業 【727,842千円：河川整備課】
 - 補助事業（砂防） 【251,400千円：砂防課】
 - 砂防施設維持管理事業 【125,900千円：砂防課】
 - 港湾維持管理事業（長寿命化） 【596,000千円：港湾課】
 - 漁港維持管理事業（長寿命化） 【110,250千円：港湾課】
 - 空港維持補修事業 【562,266千円：空港施設室】
 - 流域下水道整備事業 【2,633,686千円：下水道課】
 - 流域下水道維持管理事業 【805,118千円：下水道課】

説明資料 13

6 道路の適正な維持管理による安全・安心の確保

- 道路の適正な維持管理により、県民の安全・安心を確保します。

説明資料 14

| | |
|-----------|----------------------|
| 道路維持補修事業 | 【14,756,890千円：道路管理課】 |
| 除雪事業（県単） | 【3,034,231千円：道路管理課】 |
| 除雪事業（交付金） | 【4,257,618千円：道路管理課】 |
| 補修機械管理事業 | 【48,140千円：道路管理課】 |
| 道路占用復旧事業 | 【495,000千円：道路管理課】 |

7 河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保

- 適正な維持管理により、洪水・高波・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止するとともに、既存施設の機能を維持します。

| | |
|-----------------|----------------------|
| 河川海岸維持管理事業 | 【10,860,759千円：河川整備課】 |
| ダム維持管理事業 | 【417,520千円：河川整備課】 |
| 砂防施設維持管理事業 | 【672,979千円：砂防課】 |
| 漁港維持管理事業 | 【97,249千円：港湾課】 |
| 漁港維持管理事業（海岸漂着物） | 【5,000千円：港湾課】 |
| 港湾維持管理事業 | 【211,518千円：港湾課】 |
| 空港維持管理事業 | 【292,505千円：空港施設室】 |

説明資料 15

8 戦略的な維持管理に向けた取組

- 道路施設における維持管理の効率化及びコスト縮減を推進します。また、良好な河川環境を維持するため、効率的・効果的に河川堤防等の維持管理を実施します。

| | |
|------------|-------------------|
| 道路橋りょう改良事業 | 【595,461千円：道路管理課】 |
| 道路維持補修事業 | 【360,000千円：道路管理課】 |
| 河川海岸維持管理事業 | 【25,000千円：河川整備課】 |

説明資料 16

9 危険な盛土の抑止等に向けた取組

- 盛土の崩壊等による災害を防止するため、危険な盛土の抑止等に向けた取組を推進します。

| | |
|----------|------------------|
| 盛土緊急対策事業 | 【20,000千円：都市計画課】 |
|----------|------------------|

10 地域課題のスピーディーな解決と生活環境の改善

説明資料 17

- 身近な生活環境の質の向上（生活に密着した基盤の改善）

○地域住民の要望に即応し身近な生活基盤を整備・改善する「生活基盤緊急改善事業」を推進します。

生活基盤緊急改善事業 【1,566,083千円：土木企画課】

○地域住民に身近な生活基盤を補修し、効用を維持しながら、新たなニーズに対し、迅速な解決を図ります。

生活基盤緊急改善事業（維持補修） 【150,700千円：土木企画課】

(3)地方創生

「地方創生」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 地方創生・にぎわい創出・健康

1 交流とにぎわいづくりを支える、街なかの道づくり

説明資料 18

- ・円滑な都市内交通の確保に加え、市街地のにぎわいづくりに向け、出逢い・交流する公共空間としての街なかの道づくりを推進します。
- ・交差点改良やバイパス整備など渋滞対策を進めます。
補助事業（街路）、交付金事業（街路）、街路事業

【1,444,200千円：まちづくり推進課】

2 文化や伝統、歴史、風土など、地域資源をいかした地域づくり

説明資料 19

- ・地域資源の活用などによる交流人口の拡大を図るため、ソフト・ハード両面から、地域活性化のための仕掛けづくりや個性と魅力ある地域づくりを支援します。
 - 文化や伝統、歴史的街並み等、地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり
 - 観光資源の活用や広域的連携によって、交流人口の拡大を図る地域づくり
 - 自然との共生や環境の保全、良好な景観形成等をテーマに、うつくしいふくしまを後世に継承する地域づくり
 - 子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり
 - 健康で生き生きと暮らせる地域づくり
 - 復興まちづくりと連携した浜通り沿岸部の復興支援
 - 風評被害払拭に向けた観光支援

元気ふくしま地域づくり交流促進事業、交付金事業（地域づくり）

【351,357千円：まちづくり推進課】

- ・県内の歴史的な社会基盤（土木・建築施設）を巡り、施設建設当時の時代背景を学べるモニターツアーを実施するとともに、社会基盤が県政の発展に果たしてきた役割等を県のポータルサイトやSNS等を活用して情報発信し、県内外の方々の福島県への関心を高め、交流人口の拡大を図ります。

社会基盤施設等探訪事業

【10,000千円：まちづくり推進課】

文化や歴史など地域特性をいかした街並みの形成

- ・地域の文化や歴史、観光資源をいかし、個性あふれるまちづくりを支援します。また、魅力ある地域づくりを進めるため、美しい建築物や街並み形成に対する県民の意識の高揚を図ります。さらに、住宅密集地など住環境の改善が必要とされる地区や景観が良好でない地区における、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成づくりと魅力あるまちづくりを支援します。
 - 街なみ環境整備事業など市町村が行うまちづくり事業を支援
 - 歴史的建造物の保全活用に係る専門家の養成を支援
 - 地域の周辺環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰する「福島県建築文化賞」を実施

3 健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組

- ・福島県自転車活用推進計画に基づき、県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用促進を図ります。

説明資料 20

歩いて走って健康推進事業（自転車道） 【116,495千円：道路整備課】

交付金事業（道路） 【30,000千円：道路整備課】

4 建築文化の情報発信

- ・本県の魅力的で評価の高い近・現代建築物をブランディングし、集約して広く情報発信することで、県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、興味を持ってもらい、本県のイメージアップを図るとともに、建築業の将来の担い手育成・確保に繋がります。

ふくしま建築文化発信事業 【2,571千円：建築住宅課】 説明資料 21

5 定住・二地域居住を進めるための居住環境の向上

- ・県外からの移住者・二地域居住者、県内の定住希望者が、魅力ある理想の住まいを求め、安全・安心で快適に暮らすことができるよう、市町村や建築関係団体などと連携しながら当該希望者の住まいづくりを支援します。

○空き家を含む住まいの設計・施工や費用に関する相談などの技術的支援

○地元工務店等に対する住まいのリフォームに関する技術の支援

○市町村、関係団体等と連携した住まいに関する相談対応や情報提供

○県外からの移住・定住の促進に向けた良質な住宅の取得やリフォームに対する支援

空き家対策総合支援事業 【85,549千円：建築指導課】 説明資料 22

福島県多世代同居・近居推進事業 【56,521千円：建築指導課】 説明資料 23

来てふくしま 住宅取得支援事業 【99,500千円：建築指導課】 説明資料 26

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業
【35,000千円：建築指導課】 説明資料 27

○県内への移住検討者、就労サポート機関の支援を受けて就職した若者への住宅支援

ふくしまぐらし住宅提供事業 【11,480千円：建築住宅課】 説明資料 24

6 地域の資源をいかしたふくしま型の住まいづくり

- ・人材や技術、県産木材など地域の資源をいかしたふくしま型の住まいづくりを推進し、良質な住まいの提供及び地域経済の循環により、地域住宅関連産業の活性化を進めます。

○県産木材を活用した木造住宅建設の支援

○大工・工務店等による伝統技術の継承・活力向上等の取組の支援

○地域に根ざした良質な住まいづくりへの支援

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業
【35,000千円：建築指導課】（再掲）

ふくしまの木の家・担い手応援事業 【2,300千円：建築指導課】

7 都市と田園地域が共生するふくしまの都市づくり

- ・近年の人口減少、市街地拡大の収束等の社会経済の情勢変化を踏まえ、20年以上未着手となっている都市計画道路の必要性の検証と、その検証結果に基づく都市計画道路の適切な見直しを進めます。

街路調査事業 【24,216千円：都市計画課】

8 住み心地の良い快適な居住空間の創出

- ・市町村や組合等が行う土地区画整理事業を支援します。

9 中心市街地の住みやすい居住環境の形成

- ・中心市街地から事業所や商店などが郊外に流出し、生活環境の悪化やまちなかの活力・にぎわいが失われつつあるため、まちなかの空き家等の利用促進、地域特性に配慮した都市型住宅の供給促進、商業業務施設の整備誘導により、魅力あるまちなか再生を支援します。

○市町村や組合等が行う共同建築物の建設やオープンスペースの整備を支援

○関係部局と連携し、市町村や地域でのまちなか活性化の取組を支援

10 住み心地のよい、快適な住まいづくり

- ・良質な住宅ストックを次世代に継承するため、耐震、バリアフリー性等の住宅性能の向上を図るとともに、景観や環境等の地域特性に配慮した良質な住宅の建設やリノベーションを促進します。

○建築関係団体と連携した長期優良住宅制度の普及啓発

○快適な住まいづくりのための情報提供や相談

○民間の木造戸建て住宅の耐震診断や耐震改修等に補助する市町村を支援し、耐震化を促進

木造住宅等耐震化支援事業

【33,364千円：建築指導課】（再掲）

11 住民にやすらぎや潤いを与える緑豊かなまちづくりの推進

- ・都市に緑やオープンスペースを確保し、都市生活にゆとりとやすらぎを与える都市公園の整備を推進します。

公園事業など

【40,185千円：まちづくり推進課】

12 都市公園の利用促進や都市緑化活動の推進

- ・都市における緑地の保全と緑化を推進します。

○幅広い年齢層の公園利用を促進するための広報活動や県民の都市緑化への理解を深めるための都市緑化活動を推進します。

13 すべての人が安全に安心して利用できるような県有建築物の整備等

- ・庁舎や病院、県営住宅等の県有建築物について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全に安心して利用できるよう、整備等を進めます。

○スロープや手すりの設置、点字ブロックの敷設、段差のない床、エレベーターの整備等

○誰もが使いやすい「みんなのトイレ」や授乳室などの整備等

14 地域の活性化を目指した空き家再生等の支援

- ・空き家が多い地区において、市町村や地域が進めるコミュニティ再生や活性化のための空き家の除却及び活用による住環境の改善を支援します。
 - 空き家を活用した地域づくりのための調査や計画づくりを支援
 - 空き家再生等推進事業など市町村が行う住環境整備事業を支援
 - 県外からの移住者・二地域居住者、県内子育て・新婚世帯、被災者・避難者等が行う空き家のリフォーム等に対する支援
- 空き家対策総合支援事業 【85,549千円：建築指導課】（再掲）

15 子育て世帯や高齢者などに配慮した住まいの提供の促進

- ・少子高齢化の進行や東日本大震災の影響が懸念される中、子育て世帯、高齢者、障がい者、被災者等が安全・安心で快適に暮らせる居住環境づくりに努めます。
 - 県営住宅の適正な管理と住戸内の段差の解消や手すりの設置などの内部改善
- 県営住宅改善事業 【1,731,983千円：建築住宅課】（再掲）
- 県営住宅への子育て世帯や高齢者等の優先入居
 - 医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進
 - 子育て世帯等への住宅取得支援による子育て環境の充実
- 子育て世帯住宅取得支援事業 【74,700千円：建築指導課】 **説明資料 25**
- 子育て環境の確保等に向けた多世代が同居・近居する住まいづくりの推進
- 福島県多世代同居・近居推進事業 【56,521千円：建築指導課】（再掲）
- 子育て世帯や高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
- 住宅セーフティネット促進補助事業 【9,070千円：建築指導課】
- 家賃低廉化補助事業（新婚・子育て支援）
- 【19,474千円：建築指導課】
- 福島県住宅確保要配慮者支援事業 【5,910千円：建築指導課】
- 子育て世帯等への住宅改修支援による子育て環境の向上
- 空き家対策総合支援事業 【85,549千円：建築指導課】（再掲）

2) 環境・再生可能エネルギー

1 環境に配慮した建築物づくりの推進・促進

- ・建築物におけるCO₂排出量の削減を図るため、県有建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、ZEB化などを推進するとともに、県内の建築物についても環境負荷の少ない建築物づくりを促進します。
 - 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」による県有建築物のエネルギー消費量の削減
 - 「福島県ZEBガイドライン」によるZEB化の促進

2 建築物の木造化・木質化の促進

- ・県内の中大規模建築物の木造化を促進し木材の利用拡大を図るため、建築物の計画段階から個別の建築プロジェクトに対し、県の技術職員が「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」・「同資料集成」により県有建築物の木造化・木質化を推進するとともに、木造化等の考え方や検討手順を直接解説・助言するなどの取組を展開します。
- ふくしま木造化・木質化促進事業 【10千円：営繕課】 **説明資料 28**

3 汚水処理事業の広域化・共同化の推進

- ・下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の事業運営をより効率的なものとするため、福島県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、行政界や汚水処理事業の枠を超えた広域化・共同化を支援します。

4 放射性物質に汚染された下水汚泥の適切な処理処分

- ・原発事故で発生した放射性物質に汚染された下水汚泥の放射能濃度を測定し、適切な処理・処分を実施します。

下水汚泥放射能対策事業

【329,909千円：下水道課】

5 下水道の整備による、河川・湖沼の水質保全

- ・産業が集積し、人口の集中している中通り地方の阿武隈川流域において、市町村をまたぐ広域かつ効率的な下水道事業として、流域下水道事業を推進します。

○流域下水道事業の推進：阿武隈川上流流域下水道施設の改築更新を進めます。

流域下水道事業(資本的支出)

【2,633,686千円：下水道課】

- ・阿武隈川流域内の環境の保全や改善を図るため、流域下水道の処理場やポンプ場及び管渠の適切かつ効率的な維持管理を実施します。

流域下水道事業(収益的支出)

【5,174,394千円：下水道課】

- ・河川等の公共用水域や湖沼等の閉鎖性水域の水質保全、汚濁防止のため、市町村が実施する下水道の整備を支援します。

市町村下水道事業等補助金

【35,051千円：下水道課】

- ・県内全域を対象とした効率的な汚水処理施設の整備に関する総合的なマスタープランである流域別下水道整備総合計画について、都道府県構想の見直しや広域化・共同化計画及び震災後の社会情勢の変化と人口減少等を踏まえて見直しを行います。

下水道調査費(流域別下水道整備総合計画策定業務)

【31,000千円：下水道課】

6 都市公園におけるLED照明の導入促進

説明資料 29

- ・公園の園路灯等を水銀灯からLED照明に更新し、夜間の公園利用者の安全確保やCO₂排出量削減に努めます。

都市公園園路灯等LED更新事業

【124,320千円：まちづくり推進課】

7 港湾における脱炭素化の推進

- ・小名浜港及び相馬港において、2050カーボンニュートラルの実現に向け、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた取組を推進します。

8 自然エネルギーを利用した地球温暖化対策の推進

- ・再生可能エネルギーや新技術を導入し、CO₂排出量の少ない、環境に優しい施設整備に努めます。

地域脱炭素移行・再エネ推進事業

【55,000千円：まちづくり推進課】

9 資源の有効利用によるリサイクルの促進

・建設リサイクルの推進

○地球環境への負荷が少ない低炭素循環型社会の形成のため、公共工事での「発生の抑制」「再利用の促進」「再資源化」の取組を推進し、産業廃棄物のリサイクル材や間伐材などの利活用を図ります。また、環境にやさしいモデル工事において、「省エネルギー」「省資源」「リサイクル」「生態系保全」に配慮した環境資材の利用促進に取り組みます。

10 地域固有の風土と、美しい自然を生かした施設整備

・多様な生き物の生息・生育を支える川づくりを行います。

ふなっこふるさと川づくり事業 【51,400千円：河川整備課】

3) 産業振興

1 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり

説明資料 30

・地域間の連携・交流を支える道路の整備等により、地域の活力や安全・安心の向上を図ります。

補助事業（道路） 【1,497,381千円：高速道路室】

交付金事業（道路） 【1,957,000千円：道路管理課・道路整備課】

交付金事業（地活・道路） 【2,309,000千円：道路整備課】

道路橋りょう改良事業 【6,627,455千円：道路整備課】

2 港湾の整備と利用の促進

説明資料 31

・港湾施設を整備することにより、地域産業の発展を支援します。

交付金事業（港湾） 【870,400千円：港湾課】

小名浜港荷役機械建造事業 【427,300千円：港湾課】

相馬港荷役機械建造事業 【14,700千円：港湾課】

小名浜港マリナー整備事業 【840,000千円：港湾課】

3 漁港の整備による水産業の支援

説明資料 32

・防波堤の耐震・耐津波・耐波浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。

補助事業（漁港） 【81,900千円：港湾課】

交付金事業（漁港） 【85,050千円：港湾課】

漁港改良事業 【38,000千円：港湾課】

4 福島空港における滑走路端安全区域（RESA）の拡張整備

説明資料 33

・国内基準の改定に伴い、安全基準未達成となっている滑走路端安全区域（RESA）の整備を実施します。

空港整備事業（補助） 【260,000千円：空港施設室】

共通事項

「共通事項」の主要な事業を記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。
事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

<持続可能な建設産業>

活力ある建設業への取り組み

- 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報などの視点で課題解決に向けた有効な取組を検討するとともに、実行することで更なる建設業の振興を図ります
福島県建設業振興事業 【6,694千円：建設産業室】 **説明資料34**
- 建設業者が県等の発注する工事を円滑に施工するための運転資金として活用するため、福島県建設業協同組合に対し、資金を貸し付けます。
建設業振興事業 【100,000千円：建設産業室】
- 第一線で企業利益を追求している経営者・技術者に、経営等に関する基礎知識習得のための講座を開催します。
地域に生きる建設企業支援事業 【120千円：建設産業室】
- 新分野進出による雇用の創出と確保、さらに経営基盤の強化に対する自主的な取組を応援します。
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業 【184千円：建設産業室】

(新) 建設産業の魅力・やりがい創出支援事業

- 業務効率化や生産性向上、バックオフィス導入など、デジタル活用により働き方改革を推進するとともに、重機シミュレーターによる操作体験ができる家族向けのイベントを開催するなど、建設産業の魅力発信により、担い手となる若者・女性の人材確保につなげます。
建設産業の魅力・やりがい創出支援事業 【57,000千円】 **説明資料35**
 - デジタル技術活用人材育成講習会事業 【2,000千円：技術管理課】
 - デジタル環境整備補助金事業 【20,000千円：技術管理課】
 - 公共土木施設データベースシステム
構築事業 【30,000千円：土木企画課】
 - 女性・若者への建設業魅力体験事業 【5,000千円：建設産業室】

(1)-1) 震災復興

復興・創生を支援する道路整備

取組の目的

東日本大震災等から復興・創生の支援するため、ふくしま復興再生道路や復興拠点へのアクセス道路等を整備します。

取組の内容

- 避難指示区域等における8つの主要路線を「ふくしま復興再生道路」と位置づけ、整備を進めています。
- ロボットテストフィールドや中野地区復興産業拠点などの復興拠点へアクセスする道路等の整備を進めています。

実施予定箇所

- ふくしま復興再生道路の整備
 - ・小野富岡線 五枚沢2工区(富岡町、川内村) 等
- 復興拠点へのアクセス道路の整備
 - ・井手長塚線 長塚工区(復興シンボル軸)(双葉町) 等

実施の状況

●復興・創生を支援する道路整備

<国道288号 船引バイパス>



<井手長塚線 長塚工区>



(1)-1) 震災復興

復興・創生を支援する道路整備

～東日本大震災等の被災地域の復興を支援します～

中通りと浜通りを連絡し、
広域的な連携・交流を支える道路の整備

小野富岡線 五枚沢2工区
(富岡町、川内村)



いわき上三坂小野線
小名浜道路
(いわき市)



R7開通

常磐双葉ICと中野地区復興産業拠点
等をつ結ぶ道路の整備

井手長塚線 長塚工区
復興シンボル軸(双葉町)



長塚こ線橋開通

(1)-1) 震災復興

避難地域の安全・安心を支える治水対策

～浸水被害を軽減し、帰還住民の安全・安心を推進します～

取組の目的

復興が進む市街地の治水安全度の向上を図り、沿川の人家等への浸水被害を軽減し、帰還住民の安全・安心を確保する。

取組の内容

請戸川水系では度重なる浸水被害が発生しており、流域内資産の保全のため、河川改修に着手し、堤防整備や河道掘削等により河川断面を広げ治水安全度の向上を図る。

実施予定箇所

・請戸川水系(浪江町)

実施箇所の現状



請戸川 (浪江町: 馬場内橋より下流)



高瀬川 (浪江町: 大伝橋より下流)

福島県土木部 2-1

(1)-1) 震災復興

避難地域の安全・安心を支える土砂災害対策

～土砂災害被害を軽減し、帰還住民の安全・安心を推進します～

取組の目的

土砂災害から住民の生命・財産、避難所・避難路、インフラを保全し、帰還住民の安全・安心を確保します。

取組の内容

特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の土砂災害の発生のおそれがある溪流において、下流域の保全のため、砂防設備を整備し安全度の向上に取り組めます。

実施予定箇所

・七社宮沢(浪江町)外5溪流

実施箇所の現状



七社宮沢 全景



矢田部の沢 溪流状況

福島県土木部 2-2

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2) - 1) 水災害に強い県土

事前防災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

～近年の激甚化・頻発化する水災害等に備えるため、「流域治水」を推進します。～

取組の目的

気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害に備え、堤防整備などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で「流域治水」を推進します。

取組の状況

一級水系4水系及び二級水系6水系において、策定した「流域治水プロジェクト」に基づき、治水対策を進めています。

| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

取組の内容

- ◆策定した「流域治水プロジェクト」に基づき、堤防整備や河道掘削等の事前防災対策を強力に推進します。
- ◆流域治水協議会において、策定したプロジェクトのフォローアップを適宜行い、対策の追加・拡充を図ります。
- ◆あらゆる関係者による流域治水の取組拡大に向け、様々な機会を捉え、流域治水に関する周知・広報を行います。
- ◆特定都市河川である阿武隈川水系釈迦堂川、逢瀬川、谷田川において、気候変動を踏まえた治水計画の策定を進めてまいります。



流域治水PRイベント



第1回逢瀬川流域・谷田川流域水害対策協議会

(2) - 1) 水災害に強い県土

事前防災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

～ハード整備とソフト対策が一体となった総合的な治水対策を計画的に推進します。～

取組の目的

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、ハード整備とソフト対策の両輪により治水対策を実施します。

取組の内容

○大規模氾濫に対する被害軽減のため、河川改修及び堤防強化を速やかに実施します。

実施予定箇所

○ハード対策（河川改修）
・濁川（福島市）、逢瀬川（郡山市）、只見川（金山町ほか）、中田川（いわき市）ほか

| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

実施予定箇所の状況、実施内容

◆ハード対策

河川改修（濁川）



【施工前】



【施工中】

河川改修（只見川）



【施工前】



【施工中】

(2) - 1) 水災害に強い県土

事前防災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策

～頻発する大規模災害に備え、ハードとソフトが一体となった土砂災害対策を推進します～

取組の目的

土砂災害から生命・財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

取組の内容

- 令和元年東日本台風を踏まえ、土砂・洪水氾濫対策を進めるとともに、土砂災害警戒区域等における砂防関係施設の計画的整備に取り組みます。
- 近年の激化する災害に備え、既設砂防堰堤の補強や流木対策工を実施します。
- 令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の区域指定に向けた基礎調査を実施します。

実施予定箇所

- ハード対策
 - ・熱塩沢(喜多方市)
 - ・金坂1号地区(いわき市) ほか
- ソフト対策
 - ・土砂災害警戒区域等の指定及び基礎調査の実施、区域を示した標識等の設置

| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

実施予定箇所の状況

◆ハード対策

あつしおさわ
熱塩沢

土石流防止のため、砂防堰堤を整備します。



流木捕捉工を設置

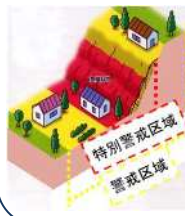
※画像はイメージ

かなさか
金坂1号地区

がけ崩れから命や暮らしを守るため、防護柵を整備します。



◆ソフト対策



説明会の状況



標識設置状況



土砂災害警戒区域等の指定にあたっては、地域の皆さんに説明会を行います。



(2) - 1) 水災害に強い県土

公共土木施設等の災害復旧

～被災を受けた公共土木施設等の復旧を行います～

取組の目的

被災を受けた道路、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。

取組の内容

- 道路の復旧を行い、道路利用者の安全な通行を確保します。
- 河川堤防等の復旧を行い、洪水による被害の軽減を図ります。

主な実施予定箇所

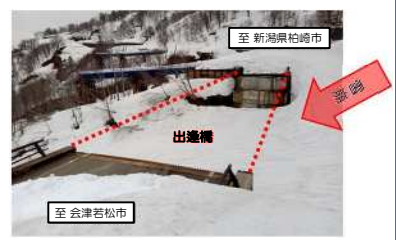
- ・熱塩加納山都西会津線(喜多方市)
- ・国道252号 あいよし橋(只見町)
- ・国道352号(南会津町)

| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

実施予定箇所の被災状況



国道252号 あいよし橋、出逢橋(只見町)【雪崩】



一般県道 熱塩加納山都西会津線(喜多方市)【豪雨】



国道352号(南会津町)【雪崩】

(2) - 1) 水災害に強い県土

再度災害防止に向けた改良復旧等の対応

～甚大な被害を受けた河川等の整備を集中的に実施します～

取組の目的

災害復旧事業に合わせて河川改良を行い、再度災害の防止を図ります。

取組の内容

令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川等において、災害復旧のみでは十分な効果を期待できないため、改良費を加えて一定計画により改良し、再度災害の防止を図ります。

実施予定箇所

- ・夏井川・好間川(いわき市)

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

実施箇所の被災状況

夏井川(いわき市平下平窪地内)
【令和元年東日本台風による浸水状況】



実施の状況



夏井川13工区(いわき市小川町下小川地内)
【施工前状況(R4.1)】 【施工中状況(R7.11)】

(2) - 1) 水災害に強い県土

適切な情報発信に関するソフト対策の推進

～危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置を拡大します～

取組の目的

出水時に県民の的確な避難判断を促すための情報を提供します。

取組の内容

県民の的確な避難判断のため、危機管理型水位計及び河川監視カメラを設置します。

実施予定箇所

- 田代川(川俣町)
- 小浜川(二本松市) ほか

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

実施の状況

危機管理型水位計



設置写真



危機管理型水位計表示例(川の防災情報)

河川監視カメラ



設置写真



河川監視カメラ表示例(川の防災情報)

(2)-2)安全・安心

防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化

～道路の機能を強化し、暮らしと経済を支えます～

取組の目的

緊急輸送道路など道路の防災機能強化に集中的に取り組めます。

取組の内容

- 点検に基づき、落石の発生箇所や緊急輸送道路における通行規制区間の落石対策等や雪崩・地吹雪、冠水などの危険箇所への防護施設等を整備します。
- 福島県無電柱化推進計画に基づき無電柱化を進め、景観の向上とともに、防災機能の強化を図ります。

実施の状況

- 雪崩対策
＜国道121号 八千窪工区＞

- 無電柱化
国道349号((都)中央線)
大町工区



実施予定箇所

- 落石対策
 - ・いわき石川線 松川(古殿町)等
- 雪崩対策
 - ・大倉大橋浜野線 蛇岩(南会津町)等
- 無電柱化推進
 - ・中野須賀川線 牛袋(須賀川市)
 - ・須賀川駅並木町線 南町(須賀川市)等

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

福島県土木部

8

(2)-2)安全・安心

すべての人にやさしい快適で安全安心な生活空間の創出

～誰もが安全で快適に利用できる歩行空間や都市公園の整備を推進します～

取組の目的

- 歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備や各種安全施設整備を計画的に推進します。
- 公園利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した公園施設の更新を計画的に推進します。

取組の内容

- 通学路の交通安全対策プログラムや未就学児の移動経路等の要対策箇所について、歩道や安全施設の整備を推進します。
- 老朽化した運動施設等の機能維持と改善を図るため、施設を更新します。

実施予定箇所

- ・安達停車場線 油井工区(二本松市)
- ・福島吾妻裏磐梯線 北谷地工区(福島市)
- ・あづま総合運動公園(福島市)等

実施予定箇所



安達停車場線
油井工区
(二本松市)
→歩道整備による
通学路の安全確保



福島吾妻裏磐梯線
北谷地工区
(福島市)
→歩道整備による
未就学児の移動経路
の安全確保



体育館(天井)の耐震改修

あづま総合体育館
(福島市)
→天井改修による
安全・安心な利用環
境の確保

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 防災・安全に関する取組の強化 |

福島県土木部

9

民間の大規模建築物等の耐震化の促進

～耐震診断義務付け建築物等の耐震化を支援します～

取組の目的

法により耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物、災害時の避難所等となる防災拠点建築物等の耐震化を促進します。

取組の内容

耐震診断、改修設計・工事へ補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付します。

1 補助対象建築物

昭和56年5月以前に建築した民間の建築物で、以下の要件に該当するもの。

- (1) 不特定多数が利用又は利用者の避難に配慮を要する大規模建築物
病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム 等
- (2) 被災時に避難所等として利用される防災拠点建築物
- (3) 震災時に倒壊し道路を塞ぐおそれがある緊急輸送路沿道建築物

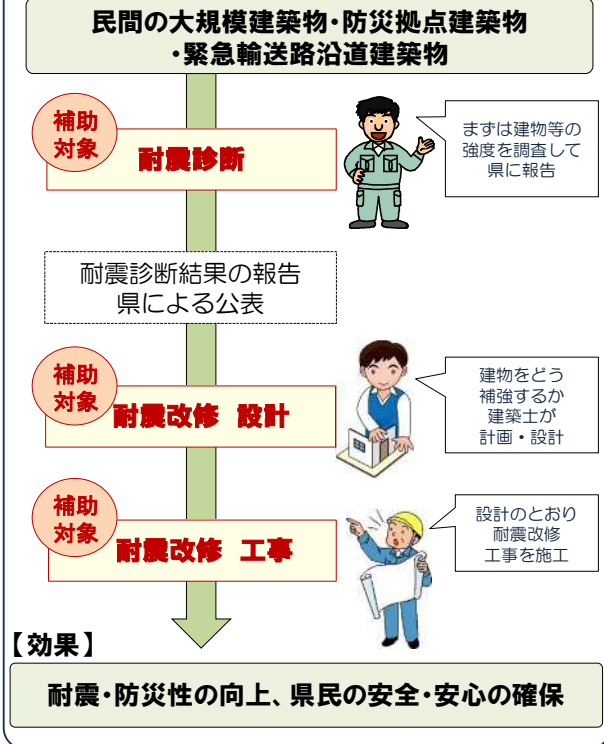
2 補助対象経費

補助対象は以下の費用。

- (1) 耐震診断
- (2) 耐震改修設計
- (3) 耐震改修工事 (除却含む)



取組のイメージ



| | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

安全安心ふくしまの家づくりの推進

～地震災害に強い住まいづくり、安全・安心なまちづくりを応援します～

取組の目的

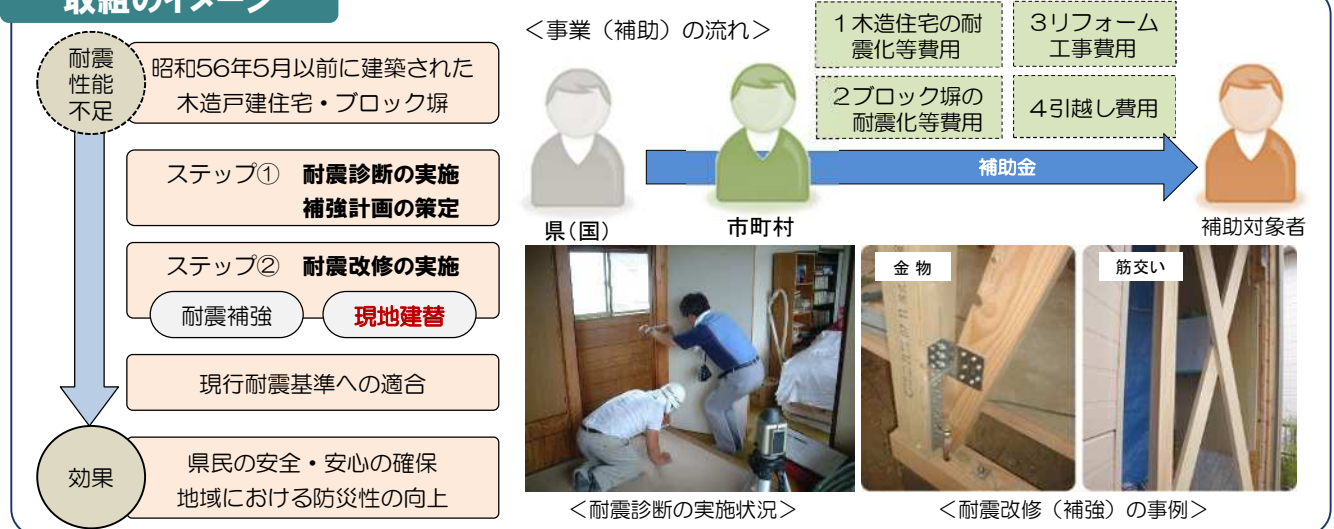
県民生活の基礎となる住宅等の耐震性能の向上を図り、安全で安心な住まい・まちづくりを推進します。

取組の内容

木造戸建住宅やブロック塀の耐震化を実施する市町村に対して、次の費用の一部を補助します。

①耐震診断・補強計画 ②耐震改修(補強・建替)
③リフォーム ④引越し(③④は耐震改修と一緒に実施する場合)

取組のイメージ



| | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2) 安全・安心

県営住宅の長寿命化と居住性の向上

～良質なストック形成のため、計画的にリフォームを行います～

取組の目的

建設後、相当の期間が経過している県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性機能の低下が著しいことから、福島県県営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅の居住性向上や安全性確保を図るため、内部改善等を実施し、良質なストックを形成します。

取組の内容

- 【安全・安心の確保】
 - ・外壁の落下防止 等
- 【現代のニーズに合った住宅性能の確保】
 - ・断熱化、給湯設備設置 等
- 【高齢者や子育て世帯への配慮】
 - ・バリアフリー化 等

実施の状況

○外壁改修（断熱化）



○内部改善



- その他
- ・屋上防水改修（断熱化）
 - ・給水方式変更
 - ・給水管更生 等

| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2)安全・安心

将来を見据えたインフラ老朽化対策

～点検と修繕のサイクルを適切に進め、安全に利用できるインフラ環境を保持します～

取組の目的

これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの低減を目指します。

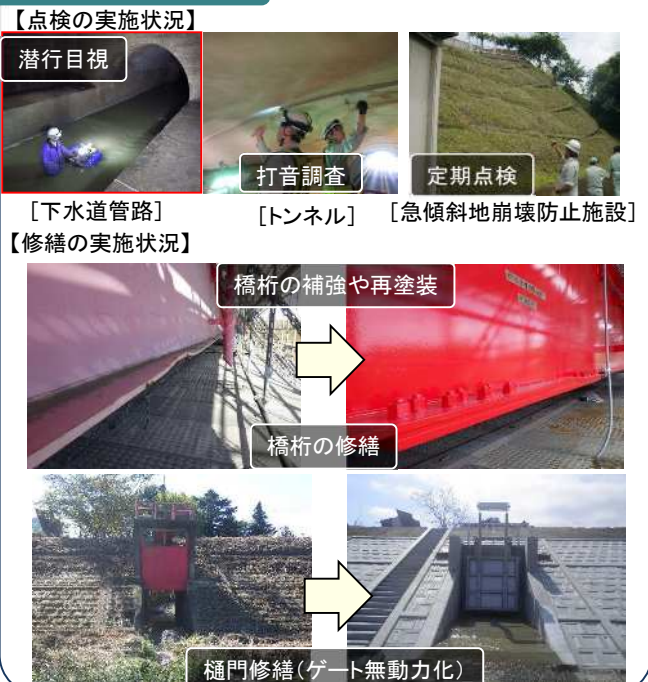
取組の内容

- 点検の実施（日常点検、定期点検等）
- 修繕の実施（本体修繕、付属物修繕）

実施予定箇所

- ・甲子トンネル（国道289号下郷町～西郷村）
- ・あづま陸橋（福島吾妻裏磐梯線 福島市）
- ・天満樋門（宮川）（会津坂下町）
- ・ク子ノ内沢（会津美里町）
- ・小名浜港（いわき市）
- ・福島空港（須賀川市、玉川村）
- ・流域下水道県中幹線（郡山市）ほか

実施の状況



| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2)安全・安心

道路の適正な維持管理による安全・安心の確保

～安全・安心な暮らしを支えるために、計画的に道路施設の維持管理を実施します～

取組の目的

道路空間を常に良好な状態に保つことにより、安全・安心な暮らしや快適で住みやすい地域づくりを支援します。

取組の内容

安全で円滑な交通を確保するため、除草、除雪、舗装や構造物等の維持修繕、道路照明のLED化などを計画的に進めます。

実施内容

- 適切な道路の維持管理
 - ・除草の効率化に取り組み、沿道環境の保全に努めます。
 - ・除雪を実施し、地域経済活動や日常生活の支援を行います。
 - ・道路巡視等により道路状況を的確に把握し、良好な路面状態の維持に努めます。
- 道路トンネル照明等のLED化
 - ・CO2の削減を図るため、LED照明への更新を推進します。

実施の状況



<トンネル照明の灯具をLEDに更新しCO2を削減>

| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2)安全・安心

河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保

～河川等の公共施設を適正に維持管理し、生活の安全・安心を守ります～

取組の目的

河川等の公共施設の適正な維持管理により、洪水・高波・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止します。
また、空港や港湾・漁港施設等の既存施設の機能を維持するため、予防保全を重視した計画的な維持管理を行います。

取組の内容

- 定期的にパトロールや巡視を行います。巡視結果により、異常が確認された場合、河道内堆積土砂の撤去等、地域住民の生活の安全・安心に努めます。
- 空港や港湾・漁港等の安全を確保し、円滑な運営を行うために、適切な維持管理に務めます。

実施予定箇所

- ①河川：492河川、延長4,637.7km、11ダム
- ②海岸：91地区海岸、延長146.6km
- ③砂防：砂防関係指定地2,098箇所
- ④港湾・漁港：7港湾、10漁港
- ⑤空港：福島空港

実施の状況

◆河川・砂防施設等の維持管理



(河道掘削) 広瀬川(伊達市)



(河道掘削) 大久川(いわき市)



浚渫事業(相馬港)



空港除雪事業(福島空港)

| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2)安全・安心

戦略的な維持管理に向けた取組

～良好な道路環境や河川環境を維持するため、効率的な維持管理を実施いたします～

取組の目的

良好な道路環境や河川環境を維持するため、効率的・効果的に道路や河川堤防等の維持管理を実施します。

取組の内容

- 除草作業の効率が低下する箇所などに、除草が不要となるよう「防草シート等」を設置します。
- 舗装の長寿命化に向け、コンクリート舗装を実施します。
- 河川堤防等の効率的な除草を推進するため、除草機械の導入を進めます。

実施予定箇所

- 防草シート
 - ・防護柵を設置している法肩など
- コンクリート舗装
 - ・国道115号(猪苗代町)
- 除草機械の効率的な運用方法の検証や道路・河川愛護団体への除草機械の貸出を推進。

実施状況例

◆防草シート等設置例

国道121号外(喜多方市)



◆コンクリート舗装箇所

国道115号(猪苗代町)



◆除草機械貸出



◆除草機械利用(リモコン型)



| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

(2)-2)安全・安心

地域に密着した生活基盤の改善

～地域に密着した生活基盤の安全性・快適性・利便性の向上を図ります～

取組の目的

地域からの要望を踏まえ、緊急的な対応を要する道路や河川などの身近な生活基盤の改善を進めます。

取組の内容

- 日常で支障となっている様々な問題・課題に対して迅速な解決を図ります。
- お年寄りの方も安全に安心して歩道を利用できるよう、段差解消や転落防護柵の設置等
- 通勤・通学者が利用しやすい、安全で快適な道路整備や歩道整備
- その他、生活に密着した人家連担地区の道路排水処理など、地域からの要望が強い小規模な整備や改善等

実施の状況

- 路肩を広げ、安全に通行できるように道路幅員を確保しました。



- 歩道を整備し、安全に歩けるよう歩行空間を確保しました。



| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 防災・安全に関する取組の強化 |

交流とにぎわいを支える街なかの道づくり

～地域の実情にあった街路を整備し、快適で安心して暮らせる、まちをつくります～

取組の目的

地域のまちづくり活動などと連携し、都市の防災性の向上や少子高齢化など、地域が抱える諸課題に対応した住みよいまちづくりを実現するため、街路整備を計画的に進めます。

取組の内容

- 交通渋滞の解消、交通結節点へのアクセス強化、歩行者等の交通安全の確保などのため街路の整備を進めます。
- 災害時の避難路確保などのため、無電柱化を推進し、安全なまちづくりを進めます。

実施予定箇所

| (都市計画道路) | (工区) | (市町村) |
|-----------|------|-------|
| ・栄町大笹生線 | 南沢又1 | 福島市 |
| ・栄町大笹生線 | 南沢又2 | 福島市 |
| ・腰浜町町庭坂線 | 野田町 | 福島市 |
| ・吹上荒町線 | 中條 | 本宮市 |
| ・内環状線 | 西原 | 郡山市 |
| ・須賀川駅並木町線 | 南町 | 須賀川市 |
| ・西郷搦目線 | 円明寺 | 白河市 |
| ・藤室鍛冶屋敷線 | 新横町 | 会津若松市 |
| ・日新町徳久線 | 本町 | 会津若松市 |
| ・白鳥藤原線 | 湯本 | いわき市 |

実施の状況

中央線外1線(伊達市)→無電柱化の推進、交通渋滞の解消、にぎわいの創出

(整備前)



(整備後)



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 |

地域資源をいかした地域づくり

～地域活性化のための仕掛けづくりと魅力ある地域づくりの支援～

取組の目的

まちづくりの各主体と連携し、社会資本整備を通して、地域活性化のための仕掛けづくりや魅力ある地域づくりなどソフト・ハード両面から支援します。

取組の内容

- 文化や伝統、歴史的街並みなどをいかした地域づくりを進めます。
- 観光資源の活用や広域的連携による交流人口拡大を図る地域づくりを進めます。
- 自然との共生や環境の保全、良好な景観形成等をテーマにした地域づくりを進めます。
- 歴史・文化を活かしたまちづくりや公共土木施設・建築物の役割、文化的価値を発信し、公共事業の理解促進や魅力向上を図ります。

実施予定箇所

- 元気ふくしま地域づくり交流促進事業
 - ・南町地区(須賀川市) ・葉ノ木平地区(白河市)
 - ・田島地区(南会津町)
- 社会基盤施設等探訪事業

実施の状況

▽南町地区(須賀川市)
ポケットパークイメージ



▽田島地区(南会津町)



▽葉ノ木平地区(白河市)



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|------------------------------|
| 基本目標 | 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) |
| 施策の方向性 | 2 交流人口の拡大 |
| 施策 | (1) 観光振興 |

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組

～ソフト・ハードの両面から総合的な自転車の活用を推進します～

取組の目的

○福島県自転車活用推進計画に基づき、県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用促進を図ります。

取組の内容

- 県内7つの広域サイクリングルートについて、路面表示や案内看板等の整備を行い、安全かつ快適な自転車走行空間の確保を図ります。
- ナショナルサイクルルートの指定を目指すふくしま浜通りサイクルルート沿線にフォトスポット等を整備し、ルートの魅力向上を図ります。

実施の状況

福島県広域サイクリングルート

| 広域 | 路線名称 | 延長 | ルート | フォトスポット |
|-----|-------|--------|-------|---------|
| 東部 | 磐城野原線 | 約70km | 磐城野原線 | 磐城野原線沿線 |
| 中部 | 会津磐梯線 | 約147km | 会津磐梯線 | 会津磐梯線沿線 |
| 西部 | 会津若松線 | 約170km | 会津若松線 | 会津若松線沿線 |
| 南部 | 会津若松線 | 約170km | 会津若松線 | 会津若松線沿線 |
| 北東部 | 会津若松線 | 約170km | 会津若松線 | 会津若松線沿線 |
| 北西部 | 会津若松線 | 約170km | 会津若松線 | 会津若松線沿線 |
| 南西部 | 会津若松線 | 約170km | 会津若松線 | 会津若松線沿線 |

路面表示整備イメージ 案内看板イメージ

実施予定箇所

- 自転車走行空間の整備
 - ・豊間四倉線 外(いわき地域)
 - ・棚倉鮫川線 外(県南地域)
 - ・米沢猪苗代線 外(会津地域) 等
- ARを活用したフォトスポット整備
 - ・ふくしま浜通りサイクルルート

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 基本目標 | 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる (人の流れ) |
| 施策の方向性 | 2 交流人口の拡大 |
| 施策 | (3) 交流拠点施設等とのネットワークの活用 |

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

建築文化の情報発信

～県内の魅力的な建築物について情報発信します～

取組の目的

- ・地域の資源・宝である魅力的で評価の高い建築物の認知度・関心・興味を高めるとともに、本県建築業の将来的な担い手を育成・確保し、その持続的発展を図ります。

取組の内容

- ・写真や手書きイラスト等を掲載したポータルサイトで県内の魅力的な建築物の情報を分かりやすく発信します。
- ・県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、将来の担い手の育成・確保に繋がります。

取組のイメージ



(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

空き家を活用した地域の活性化・復興の推進

～定住促進や住宅再建、居住安定確保のための空き家活用を支援します～

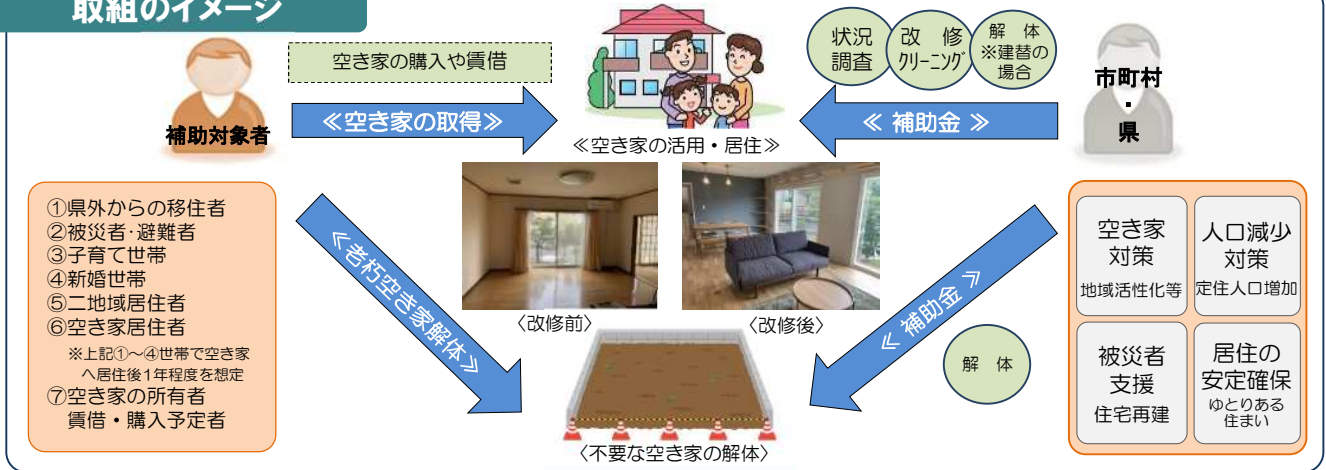
取組の目的

空き家対策を効果的に推進するとともに、移住・定住や二地域居住の促進、被災者等の住宅再建、新婚・子育て世帯の居住安定のため、空き家の有効活用等を支援します。

取組の内容

- 市町村が行う空き家対策に対して補助金を交付します。
- ① 移住者・二地域居住者、新婚・子育て世帯、空き家所有者、被災者・避難者等が行う空き家改修等への補助
 - ② 老朽空き家の所有者が行う空き家解体への補助
 - ③ 地域の課題や実情を踏まえた空き家対策

取組のイメージ



- 補助対象者
- ① 県外からの移住者
 - ② 被災者・避難者
 - ③ 子育て世帯
 - ④ 新婚世帯
 - ⑤ 二地域居住者
 - ⑥ 空き家居住者
- ※上記①～④世帯で空き家へ居住後1年程度を想定
- ⑦ 空き家の所有者
賃借・購入予定者

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|--|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし) | 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる (人の流れ) | |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心して魅力的な暮らしの実現 | 1 移住・定住の促進 | |
| 施策 | (2) 生活環境の維持向上 | (1) 移住環境づくり | |

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

多世代が同居・近居できる住まいづくりの推進

～多世代同居・近居による子育て環境の確保等を支援します～

取組の目的

多世代同居・近居による子育て環境の確保や高齢者見守りの充実等を支援します。

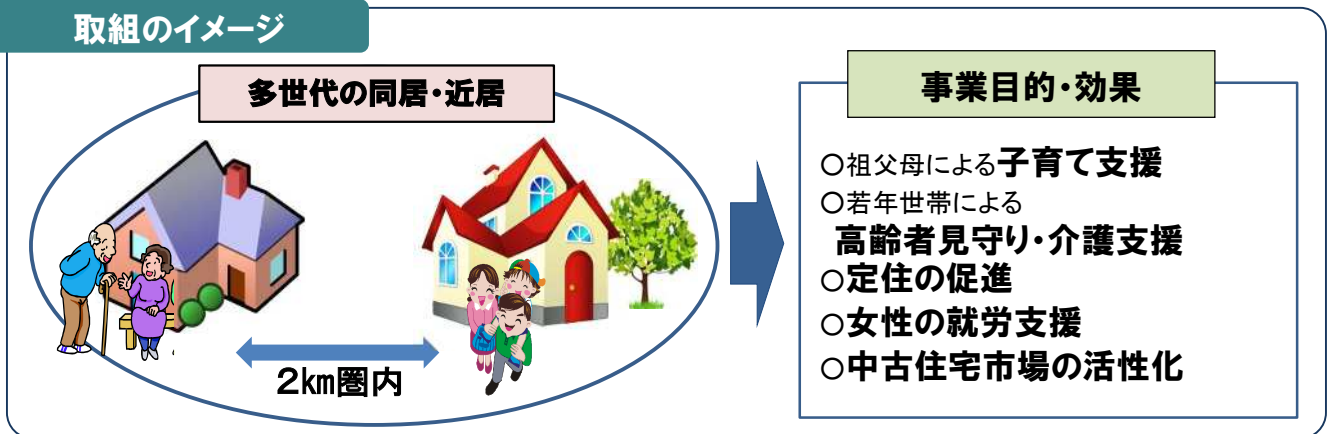
- 主な事業効果
- 子育て支援
 - 高齢者見守り・介護支援
 - 女性の就労支援 等

取組の内容

親世帯と子ども世帯が同居又は近居するための新築・中古住宅の取得、二世帯住宅へのリフォーム工事に要する費用の一部を補助します。

- 【交付対象】
- ① 自ら同居・近居するための住宅取得(新築・中古住宅)
 - ② 同居するための二世帯住宅へのリフォーム工事

取組のイメージ



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心して魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (2) 生活環境の維持向上 |

若者等への体験住宅等の提供

～福島体験のための滞在住宅等として、県営住宅の空き住戸を提供します～

取組の目的

関係人口の創出拡大、移住・定住の促進及び、不安定な就労状態にある若年単身者の自立のため、県営住宅の空き住戸を提供します。

取組の内容

県内への移住検討者、就労サポート機関の支援を受けて就職した者、人材確保支援や県内定着促進事業により県内に就職した新規卒業者等に対し、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。

取組のイメージ

■ 移住検討者向け

(対象者: 県内への移住を検討している60歳未満の方)

家電付の住宅を低廉な使用料で提供。気軽に“ふくしま”での生活を体験。

- ・関係人口の創出・拡大
- ・移住・定住の促進
- ・県内の就業者数の増



■ 若年単身者向け

(対象者: 就労サポート機関(わかものハローワーク等)の支援又は人材確保支援や県内定着促進に係る県事業の活用により県内に就職した60歳未満の方)

家電付の住宅を低廉な使用料で提供。生活の負担が軽減され、生活の安定、自立への準備を支援。

- ・若年単身者の生活の安定
- ・県外への流出者の抑制
- ・婚姻率・出生率の増



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|--|
| 基本目標 | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) |
| 施策の方向性 | 2 若者の定着・環流の促進 1 移住・定住の促進 |
| 施策 | (2) 経済的支援による県内就職の促進 (1) 移住環境づくり |

子育て世帯の住まいづくりの推進[新規]

～子育て世帯の住環境の充実等を図るため、住宅の建設や取得を支援します～

取組の目的

本県の人口減少抑制、子育て世帯の定住促進及び住環境の充実等を図るため、子育て世帯が住宅を取得する費用の一部を支援します。

取組の内容

子育て世帯住宅取得支援

県内の工務店が建設した住宅や県内の不動産業者が仲介・販売した住宅を子育て世帯が取得する費用の一部を補助します。

【対象者】 子育て世帯

【対象住宅】 県内工務店が建設した住宅、または県内不動産業者が仲介等した住宅(新築・中古共)

取組のイメージ



取組の効果

- 子育て世帯(若年層)の定住促進
- 人口減少の抑制
- 子育て世帯の住環境の充実、居住の安定確保
- 地域住宅産業の活性化(地域経済の循環・活性化)
- 中古住宅(空き家)の流通促進

| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
|----------------------------|----------------------------|
| 基本目標 | 1 一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと) |
| 施策の方向性 | 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 |
| 施策 | (3) 子育て支援 |

移住・定住者への住宅取得の支援

～良質な住宅取得への支援を通じて県内への移住・定住を促進します～

取組の目的

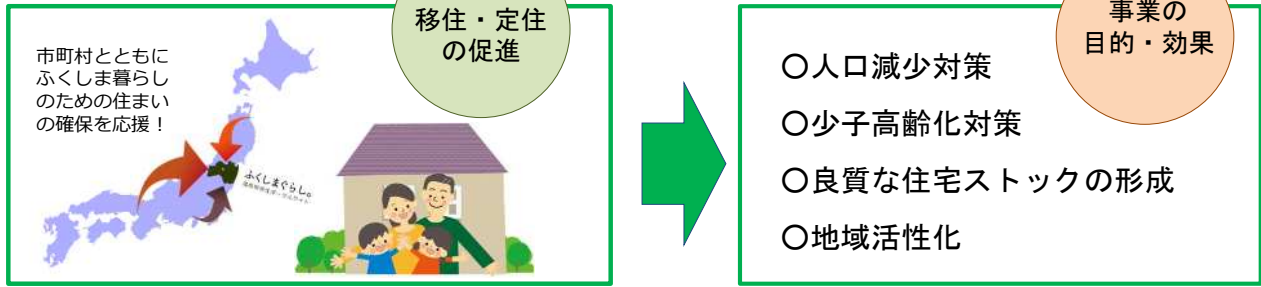
県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住・定住、地域の活性化を強力に進めるため、良質な住宅取得を支援します。

取組の内容

良質な住宅取得を行う県外から県内への移住者を対象に、市町村が主体となって地域の実情を踏まえて行う住宅取得支援事業に対して補助金を交付します。

- 【必須要件】住宅の面積、定住期間など
 【加算要件】市町村事業が下記要件を満たす場合、補助金を加算
- ①世帯主等の要件を設定(子育て世帯、年齢等)
 - ②就業等への支援策と連携(起業支援、企業誘致)
 - ③地域活性化に寄与(地域工務店・地域材の活用)
 - ④脱炭素化や省エネルギー化

取組のイメージ



| | |
|----------------------------|------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) |
| 施策の方向性 | 1 移住・定住の促進 |
| 施策 | (1) 移住環境づくり |

地域産業を活かした住宅取得の支援

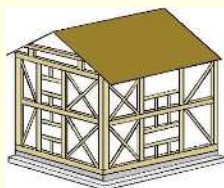
～ふくしまの木をつかった地産地消の家づくりを支援します～

取組の目的

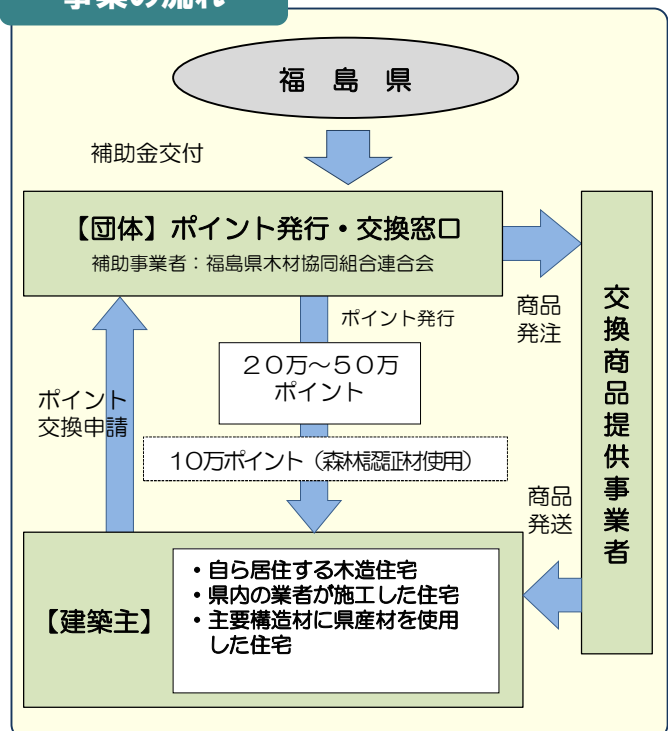
地元企業による県産木材を活用した住宅建設を支援し、森林環境の保全と再生、地域住宅産業の活性化等を促進するとともに、県産品の更なる需要を喚起し、カーボンニュートラルの実現と地域産業の活性化を進めます。

取組の内容

県産木材を使用して、県内の住宅生産事業者が施工する木造住宅の建築主に県産品等と交換可能なポイントを交付します。



事業の流れ



| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (2) 生活環境の維持向上 |

建築物の木造化・木質化の促進

～県内の中大規模建築物の木造化・木質化を促進します～

取組の目的

建築物の計画段階から木造化・木質化の検討・選択を支援することで、県内の中大規模建築物の木造化を促進し、木材の利用拡大を図る。

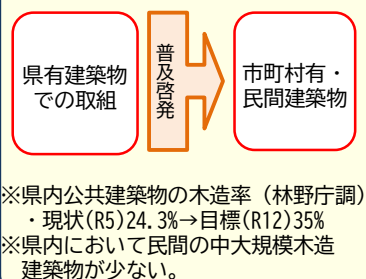
取組の内容

県による直接支援

- ・ 対象：市町村、民間事業者
- ・ 内容：個別の建築プロジェクトに対し、県の技術職員が「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」、「同資料集成」により木造化等の考え方や検討手順を直接解説・助言し、木造化等を促進する取組を展開します。

取組のイメージ

建築物の木造化・木質化の促進



森林資源の循環利用の促進

木材需要の約4割を占める建築分野で、中大規模の木造建築物を5年間で整備促進し、木材を積極的に使うことにより「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用をモデル的に示すとともに、県民が木の良さを体感できます。



森林環境の保全に貢献

木材利用及び全ての県民で森林を守り育てる意識の醸成に寄与

| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進 |

都市公園における脱炭素化の取組

～公園照明をLED化します～

取組の目的

【都市公園】

- 都市公園照明のLED化により省エネルギー対策を進め、CO2排出量を縮減し、地球温暖化防止対策を推進します。
- 電気料金の節減や交換サイクルの長期化による管理費用の低減を行います。

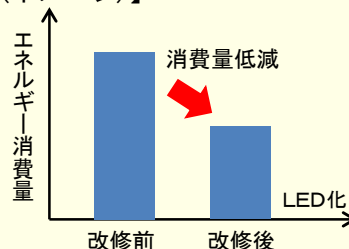
取組の内容

【都市公園】

- 県管理の6都市公園の街路灯や天井照明を既設水銀灯から、LED灯に改修します。



【改修効果(イメージ)】



実施予定箇所

・あづま総合運動公園



| ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照） | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） |
| 施策の方向性 | 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進 |

(3) - 3) 産業振興

地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり

～県土の活力を高める道づくりを進めます～

取組の目的

広域的な連携・交流を支えるため、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築します。

取組の内容

- 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり
- 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり
- 観光等の地域振興を支え地域を活性化する道づくり
- 通勤・通学を始め都市内の移動時間の短縮を図る交通渋滞対策

実施予定箇所

- 広域的な連携・交流を支える道路整備
 - ・会津縦貫南道路5工区(国道121号 下郷田島バイパス) (下郷町、南会津町) 等
- 地域間の連携・交流を支える道路整備
 - ・いわき石川線 石川BP1(石川町) 等
- 都市内交通を円滑化する交通渋滞対策
 - ・国道288号 富久山バイパス(郡山市) 等

実施の状況



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) | 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) | |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 | 2 交流人口の拡大 | |
| 施策 | (2) 生活環境の維持向上 | (3) 交流拠点施設等とのネットワークの活用 | |

福島県土木部 30

(3) - 3) 産業振興

港湾の整備と利用の促進

～港湾の整備を行い、地域産業の支援を図ります～

取組の目的

防波堤の延伸や荷役機械の更新など港湾施設を整備することにより、港湾地域の活性化を図り、地域産業の発展を支援します。

取組の内容

- 相馬港 南防波堤の延伸を行います。
- 小名浜港 荷役機械の更新に向けた調査・検討を行います。

実施予定箇所

- ・相馬港(相馬市)
- ・小名浜港(いわき市)

実施予定箇所の状況



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) | | |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 | | |
| 施策 | (2) 生活環境の維持向上 | | |
| 基本目標 | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) | | |
| 施策の方向性 | 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進 | | |
| 施策 | (2) 企業誘致の推進と立地企業の振興 | | |

福島県土木部 31

(3)-3 産業振興

漁港の整備による水産業の支援

～漁港の整備を進め、水産業の支援を行います～

取組の目的

防波堤の耐震・耐津波・耐波浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。

取組の内容

地震・津波・波浪に耐えられるように、防波堤の嵩上げや断面拡幅、消波ブロックの大型化などを行います。

実施予定箇所

- ・釣師浜漁港(新地町) 南防波堤
- ・松川浦漁港(相馬市) 北防波堤

実施予定箇所の状況



(3)-3 産業振興

福島空港における滑走路端安全区域(RESA)の拡張整備

～航空機の運航における安全性の向上を図ります～

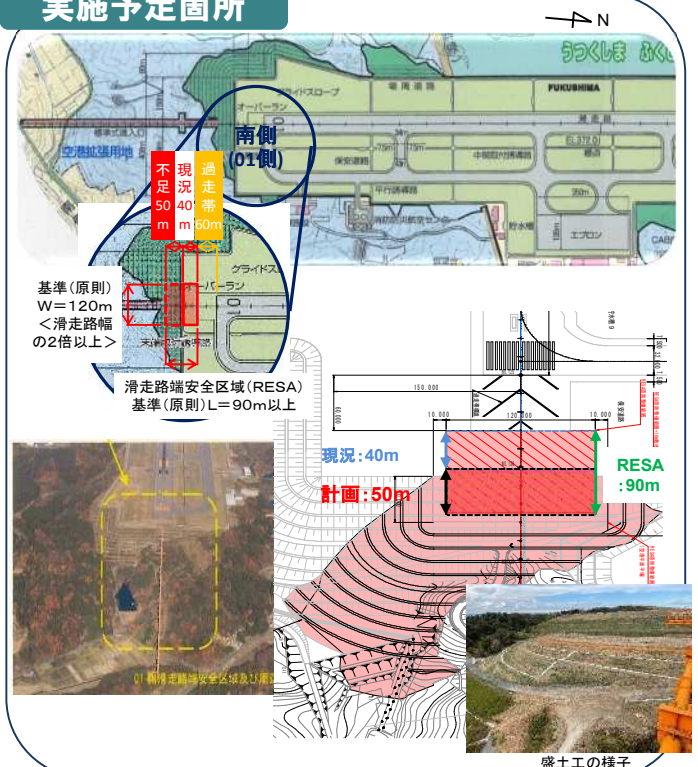
取組の目的

航空機運航の安全を確保するための基準改正を踏まえ、新基準に適合した滑走路端安全区域(RESA)に拡張し、航空機運航の安全性向上を図ります。

取組の内容

- 滑走路端安全区域(南側)
現況: 40m
計画: 90m
- 盛土(V=約30万m³)により区域の造成を実施します。

実施予定箇所



活力ある建設業への取組

～地域の守り手として持続可能で活力ある産業となるよう、建設業の振興を図ります～

取組の目的

建設業は、社会資本の整備や維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

○県内建設業における課題
 ・経営力強化、生産性向上
 ・担い手の確保・育成
 ・維持管理を持続的に担うことのできる環境整備等

建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け、有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる建設業振興を図ります。

取組の内容

- 建設業産学官連携協議会の運営
- 建設業育成資金貸付事業の実施
- 現場見学会の開催（対象：小学生、親子）
- 建設業の仕事内容に関する高校生向け説明会の開催
- 県内企業に対する経営講座の開催
- 建設業の魅力を伝える動画の制作・発信
- 重機シミュレーターの購入及びイベントでの操作体験

実施の状況

◆小学生等を対象とした現場見学会の開催



重機操作体験の様子

◆県内企業に対する経営講座の開催



経営講座の様子

ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照）

| | | |
|--------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 | 2 若者の定着・環流の促進 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 | (3) 発達段階に応じた地元企業への愛着形成 |

福島県土木部

34

建設産業の魅力・やりがい創出支援事業

～建設産業における担い手の確保・育成を図るため支援をします～

取組の目的

デジタル変革による建設生産・管理システムの構築により、建設産業における生産性向上や業務効率化、長時間労働の是正、安全安心の確保などの働き方改革を進め、魅力ある職場づくりを支援します。

取組の内容

- (1) デジタル技術活用人材育成講習会事業
建設産業におけるデジタル活用や最新技術等を扱える人材を育成するための講習会を開催します。
- (2) デジタル環境整備補助金事業
ICT機器類の導入、バックオフィス環境整備、新規入職者育成研修など、デジタル技術を活用し働き方改革を推進するための費用の一部を補助します。
- (3) 公共土木施設データベースシステム構築
データ収集を効率的に実施できるよう、公共土木施設のデータベースの整備に取り組みます。

実施の状況



デジタル活用により建設産業の働き方を改革

～建設生産・管理システムの構築～



ふくしま創生総合戦略 関連施策（※51ページ参照）

| | | |
|--------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし） | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと） |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 | 1 働き方改革の推進 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 | (1) 多様で柔軟な働き方 |

福島県土木部

35-1

建設産業の魅力・やりがい創出支援事業

～若い世代に対し建設業の魅力を発信します～

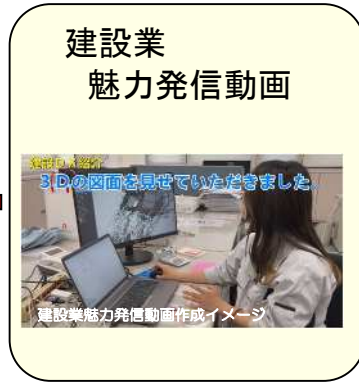
取組の目的

県内の建設業就業者は減少傾向にあり、今後の建設業の担い手の確保に向け、建設業に関する様々なイベントにおいて重機の操作体験や、建設業の魅力を伝える動画を制作・発信し、若い世代の建設業への就業に繋がります。

取組の内容

- (1) 女性・若者への建設業魅力体験事業
 - ・重機の実機さながらに体験できる重機シミュレーターを購入し、様々なイベントで操作体験を行います。
 - ・女性や若者へ建設業の魅力を伝える動画を制作・発信します。

取組のイメージ



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | | |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 | 2 若者の定着・環流の促進 |
| 施策 | (3) まちの強靱化と賑わいの創出 | (3) 発達段階に応じた地元企業への愛着形成 |

工事現場環境の改善

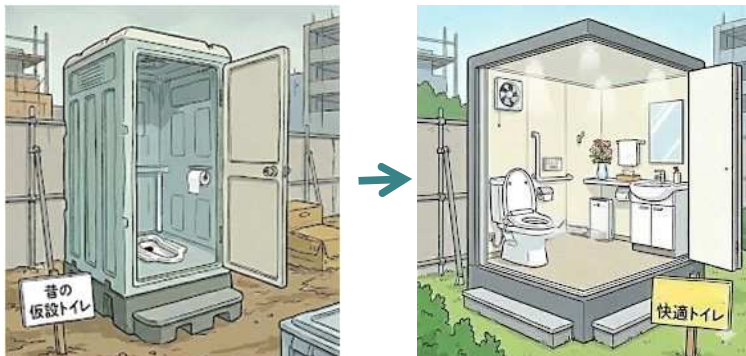
～働きやすい環境とするため清潔で使いやすいトイレへ～

女性も使いやすい快適トイレ

◆ 女性技術者なども使いやすい「快適トイレ」について、工事現場での普及を推進します。

～「快適トイレ」推進の目的～

- ・建設現場において男女ともに働きやすい環境の整備
- ・これまで特に女性技術者から不評だったトイレ設備の改善
- ・レンタル品である仮設トイレについて、工事現場での「快適トイレ」の普及に伴い、災害時、避難所に持ち込まれるトイレも「快適トイレ」が標準となることを期待



| 第2次ふくしま建設業振興プラン | | |
|-----------------|-------------------------|--------|
| 目標35 | 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます。 | |
| 施策3 | 快適トイレの普及 | |
| R2現況値 | R7目標値 | R12目標値 |
| 1% | 50% | 100% |

快適トイレの標準仕様イメージ

1. 快適トイレに求める機能

- 洋式便器
- 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- 臭い逆流防止機能
- 容易に開かない施錠機能
- 照明設備
- 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- サンタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- 鏡と手洗器
- 便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- 便室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 擬音装置(機能を含む)
- 着替え台
- 臭気対策機能の多重化
- 室内温度の調整が可能な設備
- 小物置き場(トイレトーパーバー予備置き場等)

詳しくは、快適トイレについて (R6.4 福島県土木部)

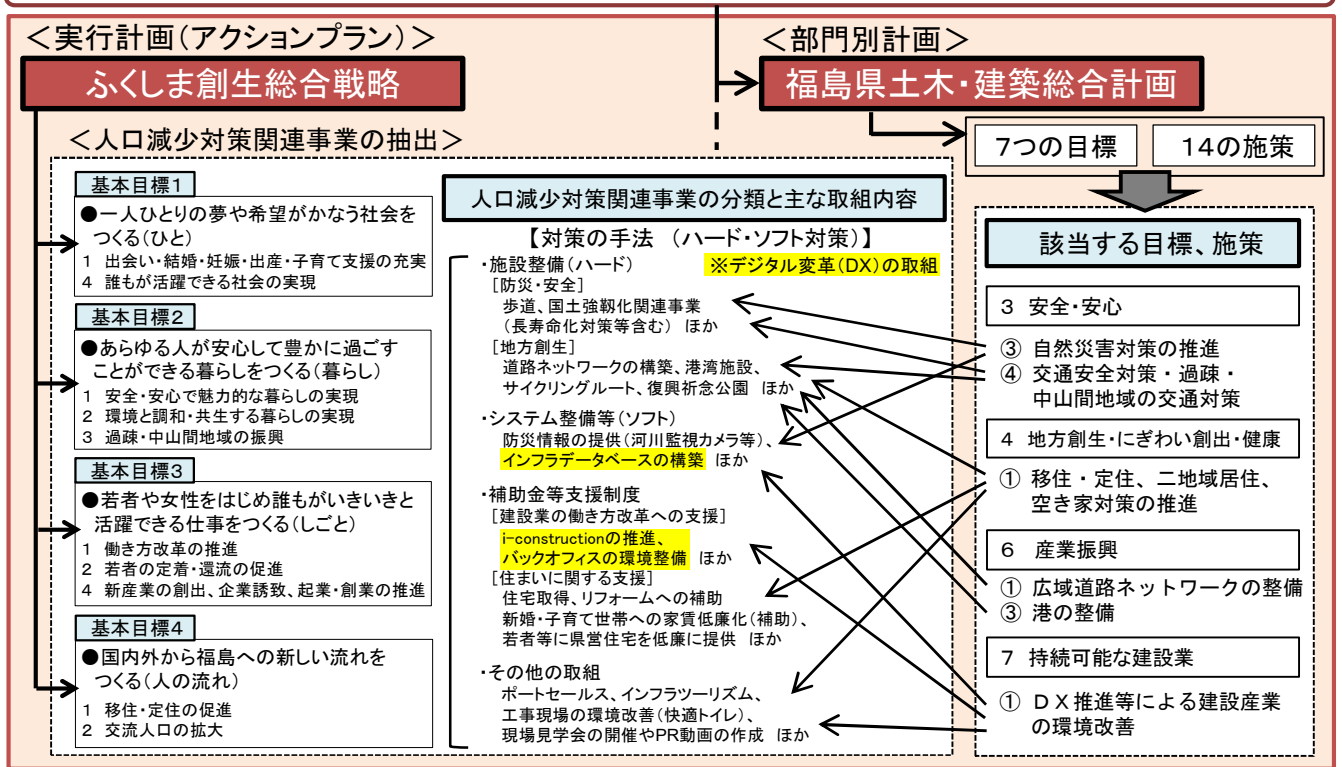


快適トイレのある工事現場が増えて欲しいわ!



| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | | |
|----------------------------|-------------------------------------|--|
| 基本目標 | 3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) | |
| 施策の方向性 | 1 働き方改革の推進 | |
| 施策 | (2) 女性が働きやすい職場づくりの推進 | |

福島県総合計画



(2) 安全・安心

地域に密着した生活基盤の改善

(例)

～地域に密着した生活基盤の改善(安全性・快適性・利便性の向上を図ります)～

※土木部の各主要事業について、「ふくしま創生総合戦略(人口減少対策)」に関連するものについては、説明資料左下に関連施策を記載しております。

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照)

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 防災・安全に関する取組の強化 |



| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※51ページ参照) | |
| 基本目標 | 2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) |
| 施策の方向性 | 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 |
| 施策 | (1) 防災・安全に関する取組の強化 |

令和8年度 重点プロジェクトを推進する事業(重点事業)

福島県総合計画に掲げる「8つの重点プロジェクト」を推進する事業(重点事業)のうち、土木部事業は以下のとおり。

(単位:百万円)

| 事業名 | 区分 | 担当課 | 事業概要 | 事業費 |
|---------------------------|----|-------|--|-------|
| 1 避難地域等復興加速化プロジェクト | | | | |
| ふくしま復興再生道路整備事業 | 継続 | 道路整備課 | 避難解除等区域の復興を周辺地域から支援するため、広域的な物流や地域医療、産業再生を支える8路線を整備する。 | 1,243 |
| 復興拠点へのアクセス道路整備事業 | 継続 | 道路整備課 | 避難地域の復興と帰還促進に向けた環境整備として復興拠点へのアクセス道路を整備する。 | 2,757 |
| 3 安全・安心な暮らしプロジェクト | | | | |
| 応急仮設住宅維持管理事業 | 継続 | 建築住宅課 | 応急仮設住宅の管理のため、必要に応じて、修繕等を実施する。 | 2 |
| 原子力災害被災地域道路整備事業 | 継続 | 道路整備課 | 避難地域の復興と帰還や移住の促進に向けた環境を整備するため道路改良や歩道整備を行う。 | 941 |
| 震災伝承活動推進事業 | 継続 | 土木企画課 | 東日本大震災の風化防止や防災力の強化に県として効果的・効率的に取り組むため、震災伝承の広報等を行う(一財)3.11伝承ロード推進機構に対して、震災伝承施設の情報発信・広報に関する事業や啓発活動に要する費用の一部を負担する。 | 2 |
| 5 輝く人づくりプロジェクト | | | | |
| ふくしま子育て住宅支援事業 | 新規 | 建築指導課 | 本県の人口減少抑制及び定住促進、子育て環境の充実、地域住宅産業の活性化等を図るため、子育て世帯に対し県内工務店が建築した住宅等の取得費の一部を支援するとともに、住宅セーフティネット制度を活用した新婚・子育て世帯への家賃低廉化事業を行う市町村を支援する。 | 94 |

(単位:百万円)

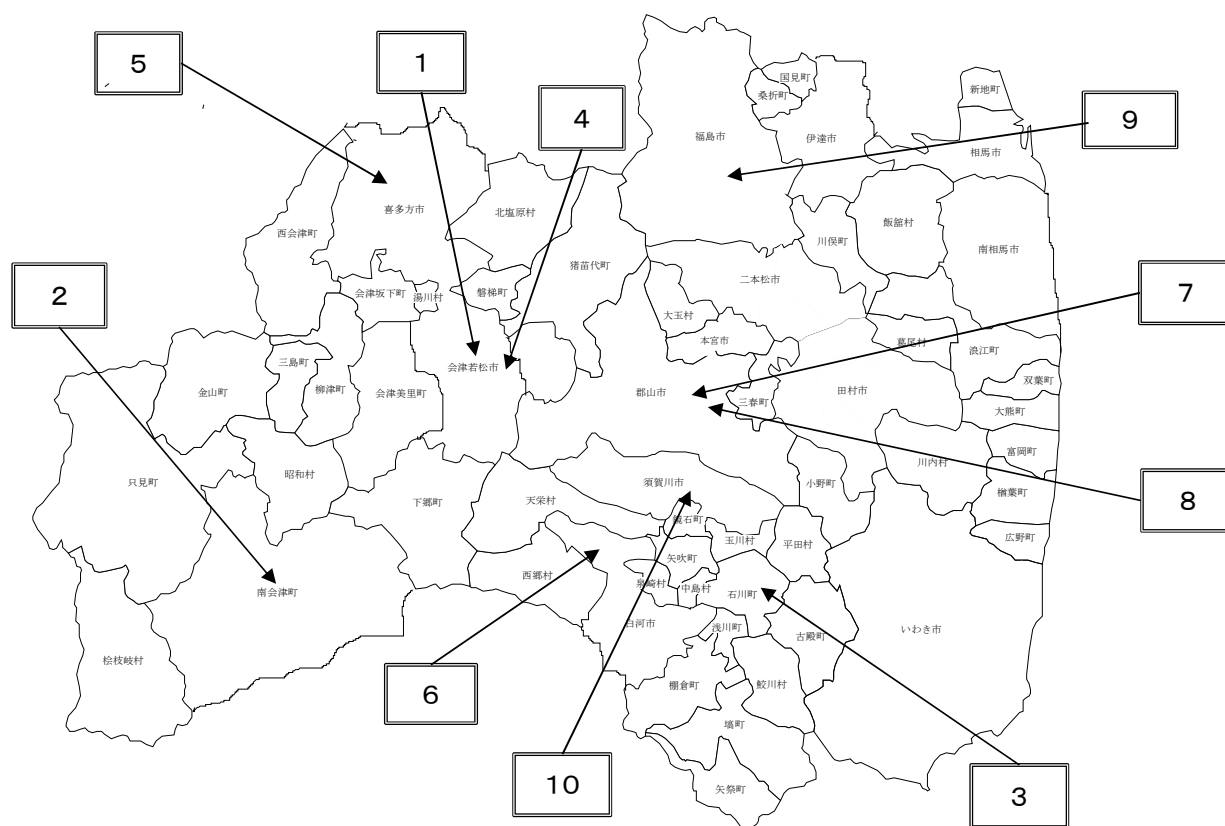
| 事業名 | 区分 | 担当課 | 事業概要 | 事業費 |
|--------------------------------|----|----------|--|--------|
| 6 豊かなまちづくりプロジェクト | | | | |
| 直轄道路整備事業 | 継続 | 道路計画課 | 災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、本県の基幹的な道路の整備を促進する。 | 8,794 |
| 会津縦貫道整備事業 | 継続 | 高速道路室 | 災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、本県の骨格をなす基幹的な道路(会津縦貫道)を整備する。 | 1,497 |
| 橋梁耐震補強事業 | 継続 | 道路管理課 | 災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、橋梁の耐震補強を進め、防災機能の強化を図る。 | 2,306 |
| 災害防除事業 (落石対策等) | 継続 | 道路管理課 | 災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、落石対策等を進め、防災機能の強化を図る。 | 3,379 |
| 地域連携道路等 整備事業 | 継続 | 道路整備課 | 浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する。 | 7,249 |
| 河川整備事業 | 継続 | 河川整備課 | 令和元年東日本台風等の過去の災害で浸水被害が発生した地域において、計画規模に基づく治水対策を実施し、家屋の浸水被害を解消する。 | 16,530 |
| 土砂災害対策 | 継続 | 砂防課 | 頻発化する土砂災害から、県民の生命・財産を守るため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。 | 3,459 |
| 福島県多世代同居・ 近居推進事業 | 継続 | 建築指導課 | 子育て環境や高齢者の見守りの充実等を図るため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助金を交付する。 | 57 |
| 建築物耐震化 促進事業 | 継続 | 建築指導課 | 法により耐震診断が義務付けられた緊急輸送路沿道建築物等の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震設計・改修費用の一部を負担する市町村に対し、補助金を交付する。 | 30 |
| 木造住宅等耐震化 支援事業 | 継続 | 建築指導課 | 災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修・建替及びブロック塀等の耐震化に取り組む市町村に対し、補助金を交付する。 | 33 |
| 都市公園LED 更新事業 | 継続 | まちづくり推進課 | 都市公園の照明をLED化する。 | 124 |
| ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント 事業 | 継続 | 建築指導課 | 森林環境の保全や地域経済の循環を促進するため、県産木材及び地元工務店を活用した住宅取得に対し、県産品等と交換可能なポイントを交付する。 | 35 |

(単位:百万円)

| 事業名 | 区分 | 担当課 | 事業概要 | 事業費 |
|--------------------------|----|-------------------------|---|-----|
| 7 しごとづくりプロジェクト | | | | |
| 建設産業の魅力・やりがい創出支援事業 | 新規 | 土木企画課 技術管理課 建設産業室 | 業務効率化や生産性向上、バックオフィス導入など、デジタル活用により働き方改革を推進するとともに、重機操作体験等による建設産業の魅力発信により、担い手となる若者・女性の人材確保につなげる。 | 57 |
| 福島県建設業振興事業 | 継続 | 建設産業室 | 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる県内建設業の振興を図る。 | 7 |
| 8 魅力発信・交流促進プロジェクト | | | | |
| ふくしまぐらし住宅提供事業 | 継続 | 建築住宅課 | 県内へ移住を検討している若者等を対象に福島体験のための滞在住宅として、また、就労サポート機関の支援を受けて就職した若年単身者の自立支援と県内定住に向けた住まいとして、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。 | 11 |
| 空き家対策総合支援事業 | 継続 | 建築指導課 | 定住・交流人口拡大の促進、新婚・子育て世帯の安心して子育てできる環境づくり、被災者・避難者の住宅再建、市町村の地域・まちづくり等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が主体となり地域の実情を踏まえて行う空き家対策事業に対し、補助金を交付する。 | 86 |
| 来て ふくしま住宅取得支援事業 | 継続 | 建築指導課 | 県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住、良質な住宅取得、地域の活性化を強力に進めるため、市町村が主体となって地域の実情を考慮して行う住宅取得事業に対し、補助金を交付する。 | 100 |
| 社会基盤施設等探訪事業 | 新規 | まちづくり推進課 | 福島県政の発展に寄与してきた県内の社会基盤(土木・建築施設)について、その発展の歴史とともに県内外へ広く情報発信し、県民の郷土愛や福島県への関心を高める。 | 10 |
| 元気ふくしま地域づくり交流促進事業 | 継続 | まちづくり推進課 | 地域資源などを活用した持続的成長が可能な地域づくりや交流人口の拡大を図るため、ソフト・ハード両面から、個性と魅力ある地域づくりを支援する。 | 351 |
| 歩いて走って健康づくり支援事業 | 継続 | 道路整備課 | 既存の道路を利用し、観光周遊のために設定されたサイクリングコースについて、自転車の活用による地域活性化を目指したサイクルツーリズムを推進するため、路面表示や案内標識の整備による自転車走行環境づくりを実施する。 | 116 |

I-3 令和8年度の予定箇所及び令和7年度の取組状況

(1) 令和8年度の主な完了予定箇所

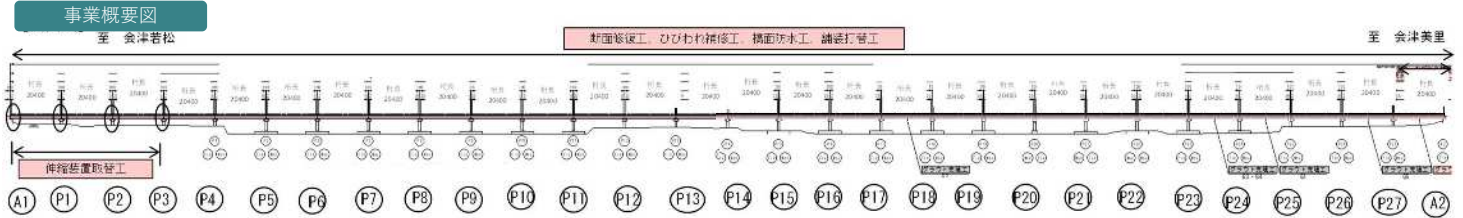


| 番号 | 事業内容 | 事業名 | 路線名・河川名等 | 工区名 | 所在地 |
|----|---------|-------------------|----------|--------|-------|
| 1 | 橋梁修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 会津若松三島線 | 蟹川橋 | 会津若松市 |
| 2 | トンネル修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 国道289号 | 山口トンネル | 南会津町 |
| 3 | 道路改良 | 交付金事業(道路) | いわき石川線 | 石川BP1 | 石川町 |
| 4 | 堰堤工 | 交付金事業(砂防) | 西田面沢 | | 会津若松市 |
| 5 | 地すべり対策工 | 交付金事業(砂防) | 藤沢 | | 喜多方市 |
| 6 | 法面工 | 交付金事業(砂防) | 飯土用 | | 白河市 |
| 7 | 河川改良 | 補助事業(河川) | 逢瀬川 | | 郡山市 |
| 8 | 下水道改築 | 流域下水道整備事業 | 県中幹線 | 横塚 | 郡山市 |
| 9 | 道路改築 | 交付金事業(街路) | 栄町大笹生線 | 南沢又1 | 福島市 |
| 10 | 交流広場整備 | 元気ふくしま地域づくり交流促進事業 | 須賀川二本松線 | 南町 | 須賀川市 |

老朽化した橋を修繕し、安全な通行の確保を図ります。

会津若松三島線「蟹川橋」(会津若松市) <令和8年度>

- 県道会津若松三島線は、会津若松市を起点とし、大沼郡会津美里町及び河沼郡柳津町を經由して大沼郡三島町に至る主要幹線道路である。
- 蟹川橋は、架設後70年が経過している橋梁です。定期点検において、主桁の剥離・鉄筋露出や支承の機能障害が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。



事業概要図

位置図



蟹川橋



<全景 県道会津若松三島線 蟹川橋>

工事内容: 橋梁補修工、塗装塗替工、伸縮継手工

◇蟹川橋の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、橋梁の耐久性が向上させ、安全な交通の確保を図ります。

担当課：道路管理課

老朽化したトンネルを修繕し、安全な通行の確保を図ります。

国道289号「山口トンネル」(南会津町) <令和8年度>

- 一般国道289号は、防災拠点を結ぶ重要な道路です。山口トンネルが位置する区間は緊急輸送路の一次確保路線に位置付けられており、災害発生時における人命の安全や被害拡大防止等に必要な人員及び物資等の輸送に必要な道路で、最優先に確保すべき道路です。

- 山口トンネルは、建設後37年経過しているトンネルです。

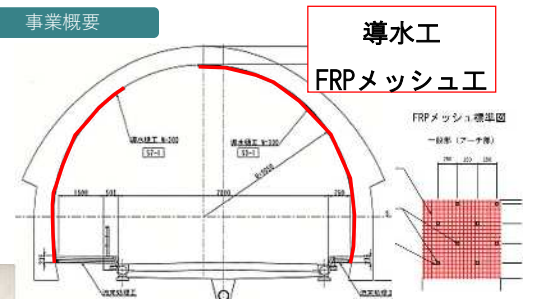
定期点検において漏水や、はく離が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

位置図

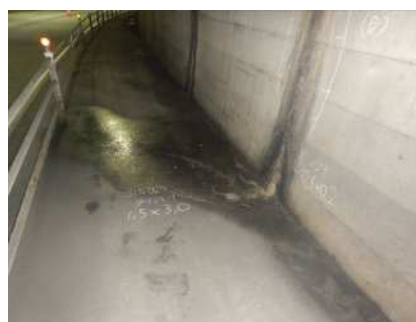


山口トンネル

事業概要



<全景写真>



<劣化状況>

◇山口トンネル工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、トンネルの耐久性が向上し、安全な通行が確保されます。

担当課：道路管理課

バイパス整備により安全で円滑な通行の確保を図ります。

いわき石川線「石川BP1工区」(石川町) <平成16年度～令和8年度>

●本事業は、石川町の中心市街地における渋滞緩和及び狭隘区間の解消を目的として着手し、東日本大震災以降は、県内の復興を支援する東西連携道路として整備を進めてきました。

事業概要図



位置図



整備状況 (石田地内)



整備状況 (一ノ沢地内)

◇石川BP1工区の整備効果◇

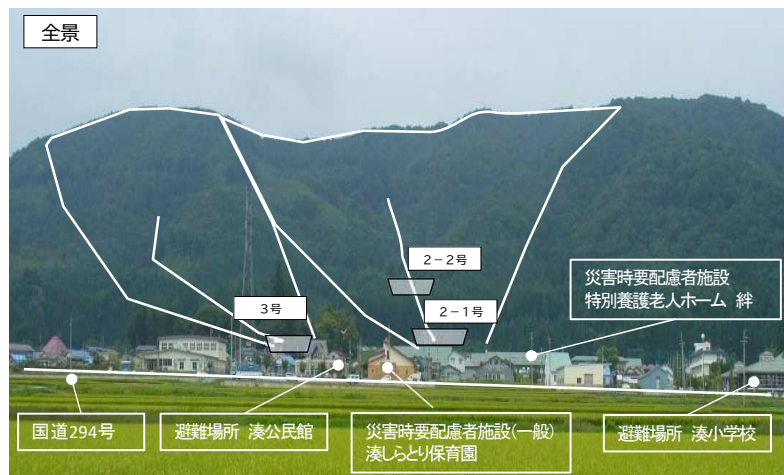
- ① 中通りと浜通りの相互連絡強化
- ② 地域間の交流人口拡大
- ③ 救急医療のネットワーク強化

担当課：道路整備課

土砂災害から地域の安全を守るため、砂防堰堤を整備します。

通常砂防事業 西田面沢 (会津若松市) <平成23年度～令和8年度>

●当該箇所は、上流部において山腹崩壊や溪岸浸食が確認され、豪雨の度に荒廃が進んでおり、土砂流出が懸念されることから、砂防堰堤を整備し下流の土砂災害を未然に防ぎ、地域の安全を確保します。



位置図



【事業概要】

- 総事業費：約1,000百万円
- 事業内容：砂防堰堤工 N=3基

◇西田面沢の整備効果◇

- ◎砂防堰堤工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

地域間交流を担う主要路線を保全するため、地すべり対策工を実施します。

地すべり対策事業 ^{ふじさわ} 藤沢（喜多方市） <令和元年度～令和8年度>

●当該地区は脆弱な地質から成り、過去に度々地すべり現象が確認されており、令和元年に地すべりの発生が確認された。そのため、排土工や法枠工等の対策を実施し、国道と集落を守ります。



令和元年5月の地すべり崩壊

整備後

【事業概要】

- 総事業費：約876百万円
- 事業内容：排土工1式、
法枠工1式
アンカー工1式等

◇藤沢の整備効果◇

◎地すべり対策工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

土砂災害から命と暮らしを守るため、法面工を整備します。

急傾斜地崩壊対策事業 ^{いんどよう} 飯土用（白河市） <令和2年度～令和8年度>

●当該箇所は過去に小崩壊を繰り返しており、落石となりうる転石が至る所にあり、今後も豪雨等により斜面の崩壊等が懸念され、人家等に被害を及ぼす危険性が高いことから、法面工を整備し、地域の安全を確保します。



整備前

整備後

【事業概要】

- 総事業費：約500百万円
- 事業内容：法面工 L=232m

◇飯土用の整備効果◇

◎法面工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

水災害から地域の安全を守るため、河道拡幅を行います。

河川事業 逢瀬川(郡山市) <令和2年度～令和8年度>

●令和元年東日本台風により大規模な氾濫があった逢瀬川について、浸水被害の軽減を図ることを目的に河道掘削や堤防の強化等を実施しております。

位置図



◇整備効果◇

◎河積を拡大することにより、氾濫による浸水被害を軽減し、住民の安全・安心を確保します。

【事業概要】

- 河川名：逢瀬川
- 総事業費：約3,086百万円
- 事業内容：築堤、護岸、橋梁

担当課：河川整備課

老朽化した下水道管路を改築し、長寿命化を図ります。

阿武隈川上流流域下水道「県中幹線(横塚地区)」(郡山市内) <令和8年度>

- 埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損事故に起因する道路陥没を受け、同種の事故を未然に防ぎ県民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施しました。
- 調査の結果、緊急度Ⅰ※と判定された箇所について優先的に改築更新工事を行い、管路の長寿命化を図ります。

※原則1年以内に速やかな対策を実施

位置図



事業概要図



◇県中幹線(横塚地区)の整備効果◇

◎下水道管路を改築することで長寿命化を図り、県民の安全・安心を確保します。

【事業概要】

- 総事業費：約500百万円
- 事業内容：管更生

担当課：下水道課



<全国特別重点調査>



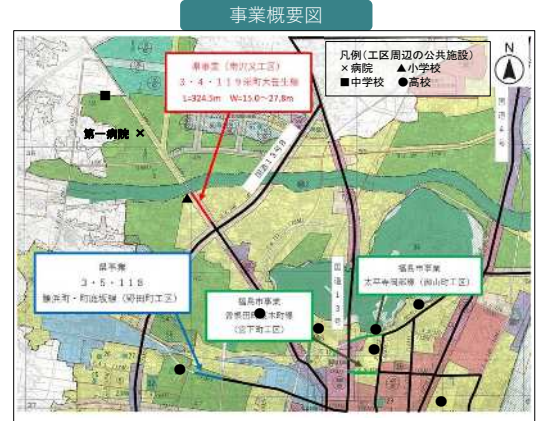
<管更生イメージ図>

道路拡幅により安全な交通の確保と防災機能の向上を図ります。

栄町大笹生線「南沢又1工区」(福島市) <平成23年度～令和8年度>

●(都) 栄町大笹生線は、福島市中心市街地と本市北西部を連絡する幹線道路であり、近くには小・中・高等学校及び福島第一病院の公共施設が点在しており、市街地への通勤通学等、生活道路としても重要な道路である。

●当該工区は、幅員狭小で渋滞が発生しており、車両・歩行者及び自転車の交通に支障をきたすことから、早期の対策が求められていました。



<整備前(幅員狭小)>

◇栄町大笹生線(南沢又1)の整備効果◇

◎道路拡幅により、車両・歩行者等の安全で円滑な交通の確保、良好な市街地形成や防災機能の向上を図りました。

【事業概要】

○総事業費：約1,400百万円

○事業内容：道路改良工

担当課：まちづくり推進課

持続的な地域の賑わいと伝統文化継承のため、交流広場を整備します。

須賀川二本松線「南町地区」(須賀川市) <令和4年度～令和8年度>

●本箇所は、旧奥州街道の須賀川宿の南の玄関口に位置し、200年以上の歴史を持つ須賀川市最大の夏祭り「きうり天王祭」が開催され、毎年多くの人々で賑わっています。

●きうり天王祭のメイン会場として活用できるよう交流広場を整備し、地域の歴史や文化を生かした、持続的な賑わいづくりに対して支援をします。



広場イメージ図



◇須賀川二本松線(南町地区)の整備効果◇

◎交流広場整備により、道路利用者の安全性や快適性を確保するとともに、持続的な地域の賑わいづくりを支援します。

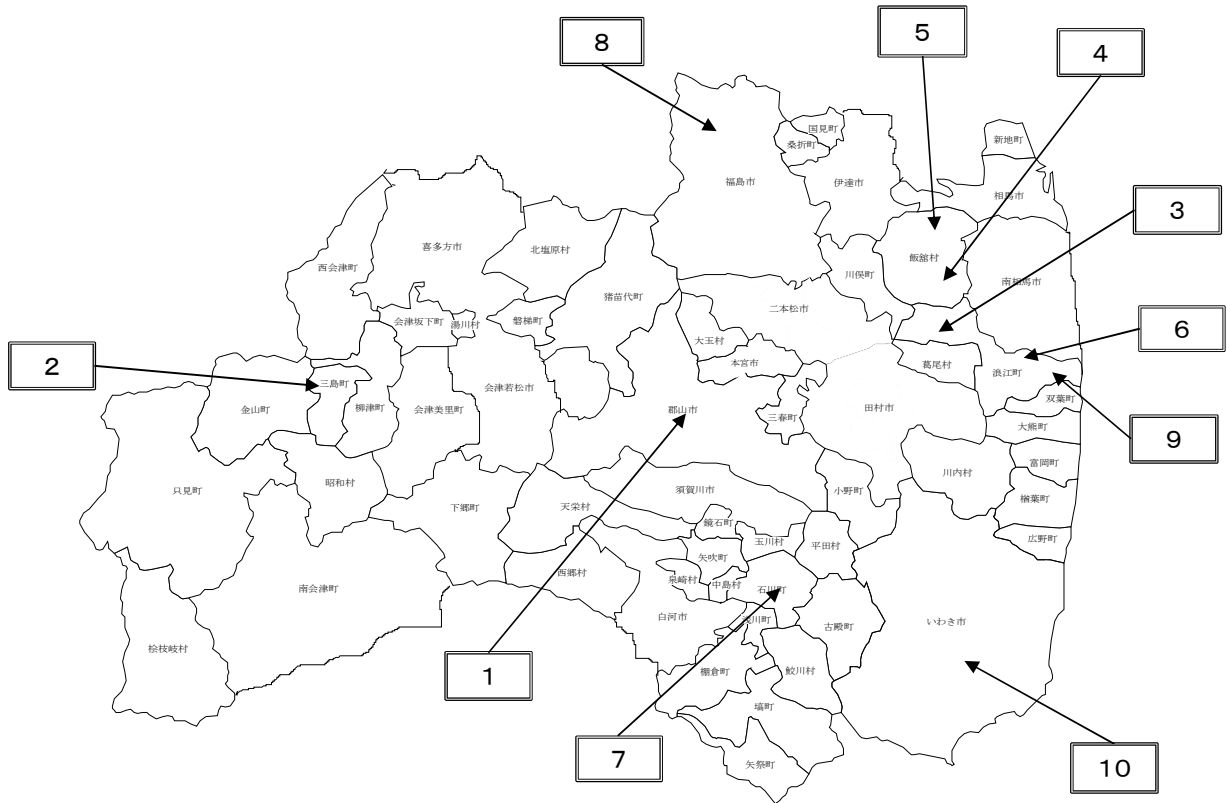
【事業概要】

○総事業費：約175百万円

○事業内容：交流広場整備

担当課：まちづくり推進課

(2) 令和8年度の主な新規箇所



| 番号 | 事業内容 | 事業名 | 路線名・河川名等 | 工区名 | 所在地 | 実施内容 |
|----|------|-------|----------------------|------------|----------------|------|
| 1 | 道路 | 橋梁修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 郡山 停車場線 | 永盛橋 | 郡山市 |
| 2 | 道路 | 附属物修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 国道252号 | 高清水 スノーシェッド | 三島町 |
| 3 | 道路 | 道路改良 | 交付金事業 (道路)(再生復興) | 国道114号 | 津島1 | 浪江町 |
| 4 | 道路 | 道路改良 | 交付金事業 (道路)(再生復興) | 国道399号 | 滝下 | 飯舘村 |
| 5 | 道路 | 道路改良 | 道路橋りょう改良 事業(県単) | 浪江国見線 | 佐須4 | 飯舘村 |
| 6 | 砂防 | 堰堤工 | 交付金事業 (砂防)(再生・復興) | 七社宮沢 | | 浪江町 |
| 7 | 砂防 | 堰堤工 | 砂防施設 整備事業 | 大室沢 | | 石川町 |
| 8 | 急傾斜 | 擁壁工 | 砂防施設 整備事業 | 安養寺 | | 福島市 |
| 9 | 河川 | 河川改良 | 交付金事業 (河川)(再生・復興) | 請戸川水系 | | 浪江町 |
| 10 | 河川 | 河川改良 | 交付金事業 (河川) | 新川・宮川 | | いわき市 |

※「新規」とは、県民の皆様への説明や測量等を行う段階を指します。
また、修繕や補強工事等は、工事に着手する段階を指します。

令和8年度の主な新規箇所



1 郡山停車場線 永盛橋(郡山市)【橋梁修繕】



2 国道252号 高清水スノーシート(三島町)【構造物修繕】



3 国道114号 津島1工区(浪江町)【道路改良】



4 国道399号 滝下工区(飯舘村)【道路改良】



5 浪江国見線 佐須4工区(飯舘村)【道路改良】



6 七社宮沢(浪江町)【堰堤工】



7 大室沢(石川町)【堰堤工】



8 安養寺(福島市)【擁壁工】

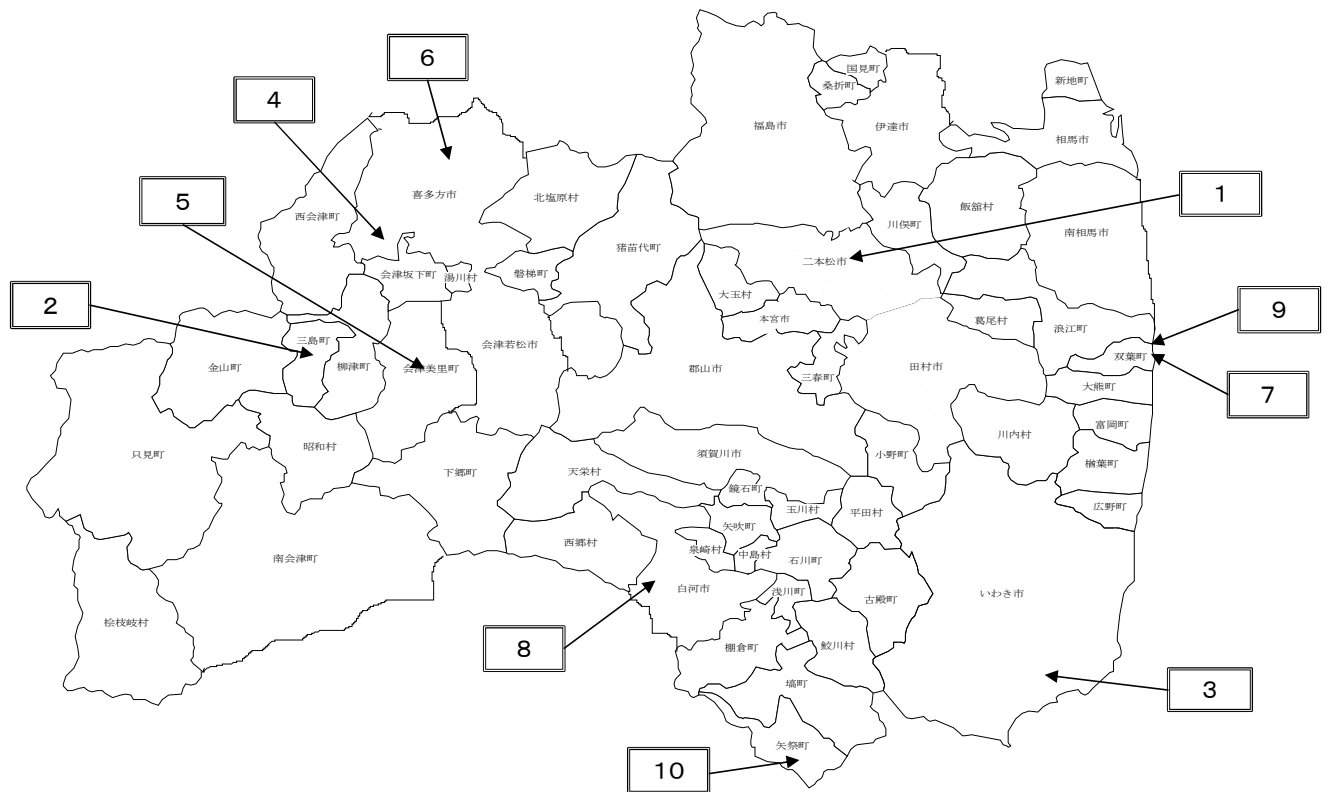


9 請戸川外(浪江町)【河川改良】



10 新川・宮川(いわき市)【河川改良】

(3) 令和7年度の主な完了箇所

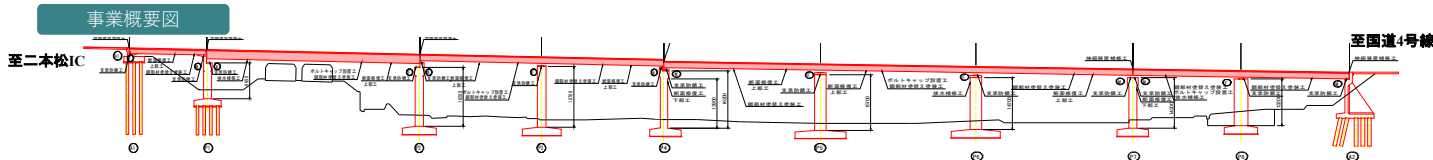


| 番号 | 事業内容 | 事業名 | 路線名・河川名等 | 工区名 | 所在地 |
|----|--------|-----------------------------------|-----------|--------|---------|
| 1 | 橋梁修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 国道459号 | 羽石高架橋 | 二本松市 |
| 2 | トンネル修繕 | 道路維持補修事業(補助) | 国道252号 | 早戸トンネル | 三島町 |
| 3 | 道路改良 | 交付金事業(道路)(再生復興) | いわき上三坂小野線 | 小名浜道路 | いわき市 |
| 4 | 歩道整備 | 補助事業(道路) | 喜多方会津坂下線 | 米室 | 喜多方市 |
| 5 | 溪流保全工 | 砂防施設整備事業 | 松坂沢 | | 会津美里町 |
| 6 | 擁壁工 | 砂防施設整備事業 | 本村 | | 喜多方市 |
| 7 | 災害復旧 | 公共災害復旧事業(再生・復興) | 細谷地区海岸 | | 双葉町 |
| 8 | 道路改築 | 補助事業(街路) | 白河駅白坂線 | 向新蔵 | 白河市 |
| 9 | 公園整備 | 復興祈念公園整備事業 | 復興祈念公園 | | 双葉町、浪江町 |
| 10 | 休憩施設整備 | 元気ふくしま地域づくり交流促進事業 交付金事業(地域づくり) | 矢祭棚倉自転車道線 | 奥久慈 | 棚倉町、矢祭町 |

老朽化した橋を修繕し、安全な通行の確保を図りました。

国道459号「羽石高架橋」(二本松市) <令和6年度～令和7年度>

- 国道459号・羽石高架橋は、県土の骨格をなす6本の連携軸のうち、中通りを南北に通る縦軸に位置する基幹道路である「国道4号」と「東北自動車道(二本松IC)」を直結し、補完する重要な地域連携道路(主要生活幹線道路)の一部であり、また、本高架橋を含む本線は、「緊急輸送道路(二次確保路線)」、さらには「物流拠点を連携するネットワーク路線」に指定される重要な路線です。
- 羽石高架橋は、架設後48年が経過している橋梁です。定期点検の結果、主桁の損傷が確認されたため、修繕工事を実施し、安全な通行を確保しました。



工事内容: 橋梁補修工、塗装塗替工、伸縮継手工

◇羽石高架橋工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、橋梁の耐久性が向上させ、安全な交通の確保を図りました。

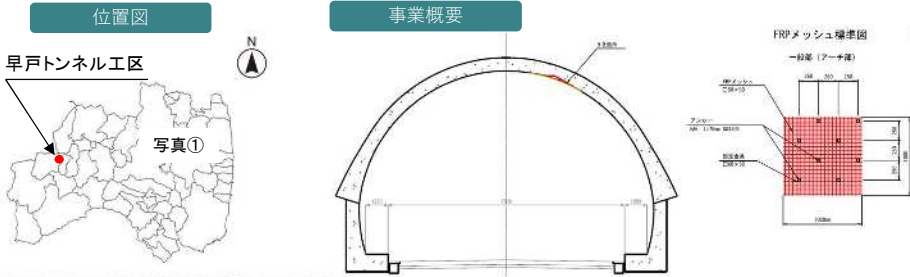
<全景 国道459号 羽石高架橋>

担当課: 道路管理課

老朽化したトンネルを修繕し、安全な通行の確保を図りました。

国道252号「早戸トンネル」(三島町) <令和3年度～令和7年度>

- 一般国道252号は、新潟県柏崎市を起点とし、会津若松市に至る道路です。早戸トンネル工区が位置する区間は基幹的な道路に位置付けられており、地域間の連携や広域的な物流、観光の振興を支えます。
- 早戸トンネル工区は、建設後43年経過しているトンネルです。定期点検の結果、ひび割れやうきはく離、漏水が確認されたため、修繕工事を実施し、安全な通行を確保しました。



◇早戸トンネル工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、トンネルの耐久性が向上し、安全な通行が確保されました。

<全景写真>

<修繕状況>

担当課: 道路管理課

広域物流ネットワークの強化により、避難地域の復興を支援しました。

いわき上三坂小野線「小名浜道路」(いわき市) <平成26年度～令和7年度>

●小名浜道路は、重要港湾小名浜港と常磐自動車道を自動車専用道路で結び、広域物流ネットワークの強化によって、避難地域の復興を支援するとともに、物流・産業・観光の面から小名浜港と周辺地域の活性化を支援しました。

事業概要図



位置図



いわき小名浜 | C (全景)

いわき小名浜 | C付近

◇小名浜道路の整備効果◇

- ①所要時間の大幅な短縮
- ②物流の円滑化
- ③新たな企業の進出
- ④観光交流の活性化
- ⑤災害時の緊急輸送の確保

担当課：道路整備課

歩道を整備し、歩行者の安全を確保しました。

喜多方会津坂下線「米室工区」(喜多方市) <平成30年度～令和7年度>

●喜多方会津坂下線米室工区は、小学校や中学高校の通学路であるが、当区間には歩道が無く、車両と歩行者が混在しており歩行者にとって危険な状況であることから、本事業では、歩行者の安全を確保するために歩道を整備しました。

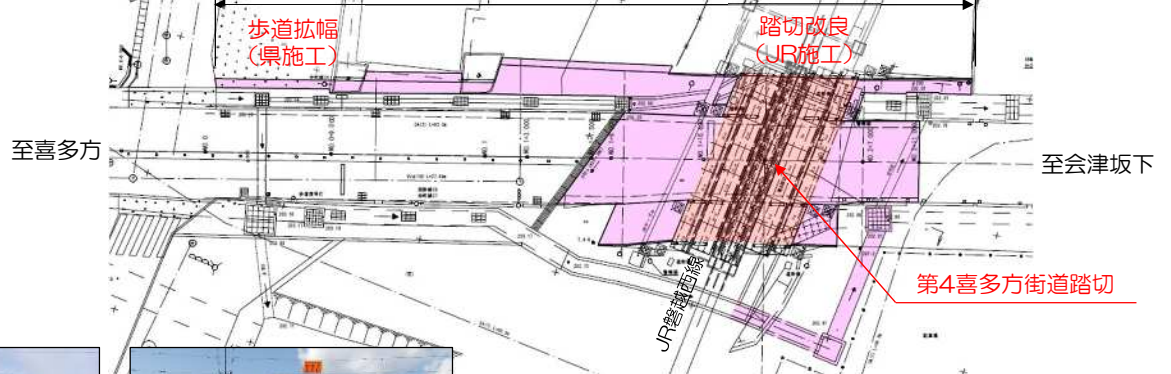
事業概要図

全体計画 L=50m W=6.0(11.0)m C=437百万円

位置図



米室工区



<整備前>



<整備後>

◇米室工区の整備効果◇

- ①歩行者の安全確保
- ②踏切内の事故低減
- ③積雪時の交通機能強化

担当課：道路整備課

土砂災害から命と暮らしを守るため、溪流保全工を整備しました。

砂防施設整備事業 ^{まつざかさわ} 松坂沢（会津美里町） <平成31年度～令和7年度>

●当該箇所は、溪岸侵食が確認され、土砂流出が懸念されることから溪流保全工を整備し、下流への土砂流出を未然に防ぎ、地域の安全を確保しました。

溪流保全工完了後



施工前



- 【事業概要】
- 総事業費：約278百万円
- 事業内容：溪流保全工

◇松坂沢の整備効果◇

◎溪流保全工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

土砂災害から命と暮らしを守るため、擁壁工を整備しました。

急傾斜地崩壊対策事業 ^{ほんそん} 本村（喜多方市） <令和元年度～令和7年度>

●当該箇所はこれまでの降雨や融雪により表土崩落が進行しており、今後の豪雨等により斜面崩壊が発生し、人家等に被害を及ぼす危険性が高いことから、法面工を整備し、地域住民の安全を確保しました。



- 【事業概要】
- 総事業費：約180百万円
- 事業内容：擁壁工 L=150m

◇本村の整備効果◇

◎擁壁工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

東日本大震災により被災した海岸堤防等の復旧・整備を行いました。

海岸事業 細谷地区海岸(双葉町) <令和元年度～令和7年度>

●東日本大震災により被災した細谷地区海岸について、津波や高潮等による浸水被害を防ぐことを目的に海岸堤防等の復旧や嵩上げを実施しております。

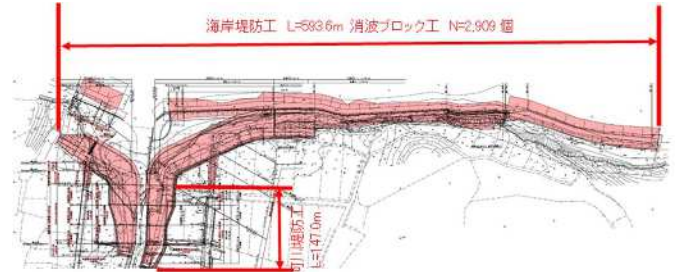
【事業概要】

- 河川名：双葉海岸細谷地区海岸
- 総事業費：約1,585百万円
- 事業内容：堤防工、消波工

◇整備効果◇

◎海岸堤防等の整備により、津波や高潮等による浸水被害を軽減し、住民の安全・安心を確保します。

事業計画図



<整備前状況>



<整備後状況>

位置図



担当課：砂防課

道路拡幅により安全な交通の確保と防災機能の向上を図りました。

(都)白河駅白坂線「向新蔵工区」(白河市) <平成25年度～令和7年度>

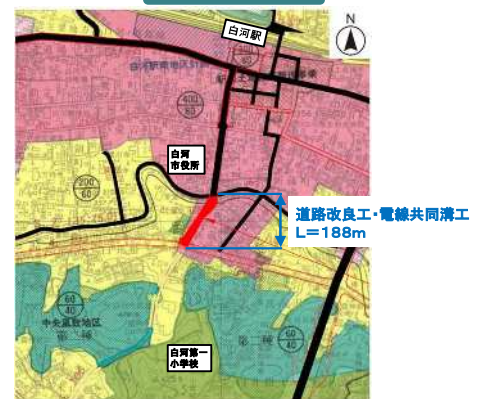
●(都)白河駅白坂線は、JR白河駅を起点に中心市街地を南下する、白河市中心市街地活性化基本計画へも位置づけられる重要な骨格路線であり、近隣小学校や駅を利用する学生の通学路として、地域に欠かせない道路です。

●当該工区は、小学校や白河駅利用者などに利用されていますが、幅員狭小で歩道もなく、利用者の安全な通行に支障をきたすことから、早期の対策が求められていました。

位置図



事業概要図



◇向新蔵工区の整備効果◇

◎道路拡幅や電線地中化により、車両・歩行者等の安全で円滑な交通の確保と、良好な市街地形成や防災機能の向上を図りました。

【事業概要】

- 総事業費：約1,650百万円
- 事業内容：道路改良工・電線共同溝工 L=188m

担当課：まちづくり推進課



<現道(幅員狭小)>



<整備後>

福島県復興祈念公園を整備しました。

復興祈念公園整備事業＜平成30年度～令和7年度＞

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意思の発信等を目的に、国と連携し、双葉・浪江両町にまたがるエリアに公園を整備しました。
- 4月25日の開園後は、隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館等と連携を図りながら、ホープツーリズム等による来園の機会を捉え、公園内のガイドツアーを実施するなど、福島の今への理解を深めていただけるよう取り組んでいきます。

【事業概要】

- 総事業費：約9,387百万円
- 事業内容：公園整備 A=46.4ha
(うち、9.4haは国営追悼・祈念施設)

事業概要図



位置図



◇復興祈念公園の整備効果◇

- ◎震災の記憶と教訓を後世に引き継ぎ、未来への希望を持って復興への歩みを進めていくよりどころとなります。

担当課：まちづくり推進課

地域の魅力向上のためサイクリングルートの休憩施設を整備しました。

矢祭棚倉自転車道線「奥久慈地区」(棚倉町・矢祭町)＜令和4年度～令和7年度＞

- 本路線は、矢祭町から棚倉町に至る延長約22kmの自転車道であり、サイクルツーリズムのモデルルートにもなっている奥久慈街道の一部を担っています。
- 自転車道線の整備に合わせてサイクリスト等が快適に安心して利用できる休憩施設を整備することで、中間地点にある拠点施設「道の駅はなわ」を中心としたサイクリングルートにおける利用者の利便性や快適性の向上、地域の魅力向上が図られます。

【整備施設】



① <塙休憩所>

② <植田休憩所>

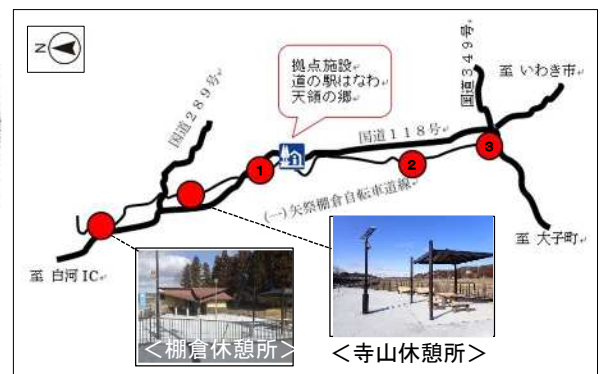
③ <矢祭休憩所>

位置図



矢祭棚倉自転車道線
(奥久慈地区)

事業概要図



◇矢祭棚倉自転車道線(奥久慈地区)の整備効果◇

- ◎サイクリングルートの休憩施設を整備し、サイクルツーリズムによる地域振興を支援します。

【事業概要】

- 総事業費：約245百万円
- 事業内容：休憩施設整備

担当課：まちづくり推進課

(4) 令和7年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

| 事業名 | 箇所 | 所在地 | 事業年度 | | | 事業費 | 事業概要 |
|--------------------------|-------------------------|--------|------|---|----|----------|-------------|
| 道路橋りょう改良事業 (県単) | 国道459号 (高反) | 西会津町 | R2 | ～ | R7 | 39 | 雪崩対策工 |
| 交付金事業(道路) | 国道289号 (下山口) | 南会津町 | R7 | ～ | R7 | 30 | 路上路盤再生工 |
| 道路橋りょう改良事業 (県単) | 国道115号 (若宮) | 猪苗代町 | R5 | ～ | R7 | 594 | コンクリート舗装工 |
| 道路維持補修事業 (舗装補修) | (一)赤坂東野埜線 外 (渡瀬 外) | 鮫川村 外 | R3 | ～ | R7 | 2,773 | 切削オーバーレイ工等 |
| 道路維持補修事業 (冠水対策) | (主)須賀川二本松線 外 (高倉 外) | 郡山市 外 | R6 | ～ | R7 | 131 | 側溝新設、暗渠工 |
| 道路維持補修事業 (補助) | 国道459号 外 (羽石高架橋 外) | 二本松市 外 | H28 | ～ | R7 | 26,572.5 | 橋梁修繕 |
| 道路維持補修事業 | 福島吾妻裏磐梯線 外 (新大倉川橋 外) | 猪苗代町 外 | R4 | ～ | R7 | 978.4 | 橋梁修繕 |
| 道路長寿命化対策事業 | 柳津昭和線 外3路線 (小野川橋 外) | 柳津町 | R1 | ～ | R7 | 1,073.9 | 橋梁修繕 |
| 災害防除事業(県単) | 国道288号 外 (芹ヶ沢 外) | 田村市 外 | H30 | ～ | R7 | 1,546.1 | 法面工、落石防護柵工等 |
| 道路維持補修事業 (小規模構造物修繕) | 国道289号 外 (寺山 外) | 棚倉町 外 | R7 | ～ | R7 | 1,235.6 | 防護柵修繕工事等 |
| 道路維持補修事業 (小規模構造物修繕) | 国道115号 外 (土湯トンネル外) | 猪苗代町 外 | R6 | ～ | R7 | 1,365 | 遠方監視制御設備更新等 |
| 道路維持補修事業 (トンネル照明等LED) | 国道459号 外 (宮古トンネル 外) | 喜多方市 外 | R2 | ～ | R7 | 291 | 照明LED化工事 |
| 交付金事業(道路) (再生復興) | いわき上三坂小野線 (小名浜道路) | いわき市 | H26 | ～ | R7 | 72,853 | 道路改良 |
| 交付金事業(道路) (再生復興) | 国道288号 (船引バイパス) | 田村市 | H8 | ～ | R7 | 18,285 | 道路改良 |
| 交付金事業(道路) (再生復興) | 落合浪江線(高瀬) | 浪江町 | H17 | ～ | R7 | 1,163 | 歩道整備 |
| 交付金事業(道路) (再生復興) | 富岡停車場線 (小浜) | 富岡町 | R2 | ～ | R7 | 470 | 道路改良 |
| 交付金事業(道路) (再生復興) | 小良ヶ浜野上線 (小良ヶ浜) | 富岡町 | R2 | ～ | R7 | 1,022 | 道路改良 |
| 補助事業(道路) | 福島安達線(油井) | 二本松市 | H28 | ～ | R7 | 1,270 | 交差点改良 |
| 補助事業(道路) | 喜多方会津坂下線 (米室) | 喜多方市 | H30 | ～ | R7 | 481 | 歩道整備 |
| 補助事業(道路) | 本宮熱海線 (兼谷平) | 本宮市 | H28 | ～ | R7 | 281 | 歩道整備 |
| 道路橋りょう改良事業 (県単) | 会津若松三島線 (久保田) | 柳津町 | H21 | ～ | R7 | 402 | 道路改良 |
| 砂防施設整備事業 | 松坂沢 | 会津美里町 | H30 | ～ | R7 | 278 | 溪流保全工 |
| 交付金事業(砂防) | 北表1号 | 郡山市 | H30 | ～ | R7 | 560 | 擁壁工 |
| 交付金事業(砂防) | 山ノ神 | いわき市 | R5 | ～ | R7 | 182 | 法面工 |
| 砂防施設整備事業 | 桑原 | 会津若松市 | H28 | ～ | R7 | 343 | 擁壁工 |
| 砂防施設整備事業 | 東今田 | 浅川町 | H30 | ～ | R7 | 420 | 擁壁工 |
| 砂防施設整備事業 | 本村 | 喜多方市 | R5 | ～ | R7 | 80 | 擁壁工 |

(4) 令和7年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

| 事業名 | 箇所 | 所在地 | 事業年度 | | | 事業費 | 事業概要 |
|---------------------------------------|-----------|-------------|------|---|----|-------|--------|
| 公共災害復旧事業 (再生・復興) | 細谷地区海岸 | 双葉町 | R5 | ～ | R7 | 1585 | 築堤 |
| 公共災害復旧事業 (再生・復興) | 熊川地区海岸 | 大熊町 | R5 | ～ | R7 | 797 | 築堤 |
| 補助事業(河川) | 谷田川 | 郡山市 | R2 | ～ | R7 | 3500 | 河川改良 |
| 補助事業(街路) | 白河駅白坂線 | 白河市 | H25 | ～ | R7 | 1,650 | 道路改築 |
| 復興祈念公園整備事業 | 復興祈念公園 | 双葉町、 浪江町 | H30 | ～ | R7 | 9,387 | 公園整備 |
| 元気ふくしま地域づくり 交流促進事業 交付金事業(地域づくり) | 矢祭棚倉自転車道線 | 棚倉町外 | R4 | ～ | R7 | 245 | 休憩施設整備 |
| 元気ふくしま地域づくり 交流促進事業 | 会津高田柳津線 | 会津美里町 | R4 | ～ | R7 | 23 | 歩行空間整備 |
| 元気ふくしま地域づくり 交流促進事業 交付金事業(地域づくり) | 国道459号 | 北塩原村 | R4 | ～ | R7 | 74 | 路肩拡幅 |

I - 4 社会資本の整備に向けた主な取組

道路総室

<高速自動車国道>

1 常磐自動車道

東日本大震災により工事の中断を余儀なくされましたが、工事再開に向けた除染等を進め、平成24年4月8日の「南相馬 IC～相馬 IC 間」、平成26年12月6日の「浪江 IC～南相馬 IC 間」、「相馬 IC～山元 IC 間」と段階的に供用を図り、平成27年3月1日の「常磐富岡 IC～浪江 IC 間」の開通により待望の全線開通となりました。（事業主体：東日本高速道路(株)）

このうち「いわき中央 IC～岩沼 IC 間」約127kmの暫定2車線区間の一部で4車線化工事が進められ、「山元 IC～岩沼 IC 間」が令和3年3月6日に、「いわき中央 IC～広野 IC 間」が令和3年6月13日までに順次完了しました。また、「広野 IC～山元 IC 間」の暫定2車線区間における6箇所(13.7km)の付加車線の整備についても令和3年3月30日までに順次完了しました。さらに、「広野 IC～ならば SIC 間」約5.6km、「浪江 IC～南相馬 IC の一部区間」約1.9km、「相馬 IC～新地 IC 間」約6.0km、「山元南 SIC～山元 IC 間」5.5kmにおいて4車線化工事が進められています。今後も、全線4車線化の実現に向け関係機関に要望してまいります。（事業主体：東日本高速道路(株)）

2 東北中央自動車道

「福島～米沢間」は、平成16年1月に新直轄方式により整備する区間に決定され、平成28年9月11日には「福島 JCT～福島大笹生 IC 間」が供用し、平成29年11月4日の「福島大笹生 IC～米沢北 IC 間」の開通により、福島・米沢間が待望の全線開通となりました。（事業主体：国）

また、「相馬～福島間」(延長約45km)については、平成16年度から「一般国道115号阿武隈東道路」(延長10.7km)、平成20年度から「一般国道115号霊山道路」(延長12.0km)が直轄権限代行事業で進められていましたが、東日本大震災の発災を踏まえて、早期復興を図るリーディングプロジェクトである復興支援道路に位置づけられ、国土交通大臣が平成23年7月に未着手区間も含めて10年以内に完成させる意向を表明しました。「相馬～相馬西間(相馬西道路)」(延長6.0km)及び「阿武隈東～阿武隈間」(延長5.0km)が平成23年度より、平成25年度には「霊山～福島間」(約12.2km)が新規事業化され、平成29年3月26日に「相馬山上 IC～相馬玉野 IC 間(延長10.5km)」、平成30年3月10日に「相馬玉野 IC～霊山 IC 間(延長17.0km)」、令和元年12月22日に「相馬 IC～相馬山上 IC 間(延長6.0km)」、令和2年8月2日に「伊達桑折 IC～桑折 JCT 間(延長2.0km)」が順次供用され、「霊山 IC～伊達桑折 IC 間(延長10.2km)」の完成をもって、令和3年4月24日に「相馬～福島間」が全線開通となりました。（事業主体：国）

3 磐越自動車道

暫定2車線区間であった「いわき JCT～郡山 JCT 間」の4車線化が平成20年11月30日に完了したことにより、「いわき JCT～会津若松 IC 間」約118kmが4車線で供用されましたが、「会津若松 IC～新潟中央 IC 間」約95kmが依然として暫定2車線のままであり、4車線化整備の早期完了が望まれております。

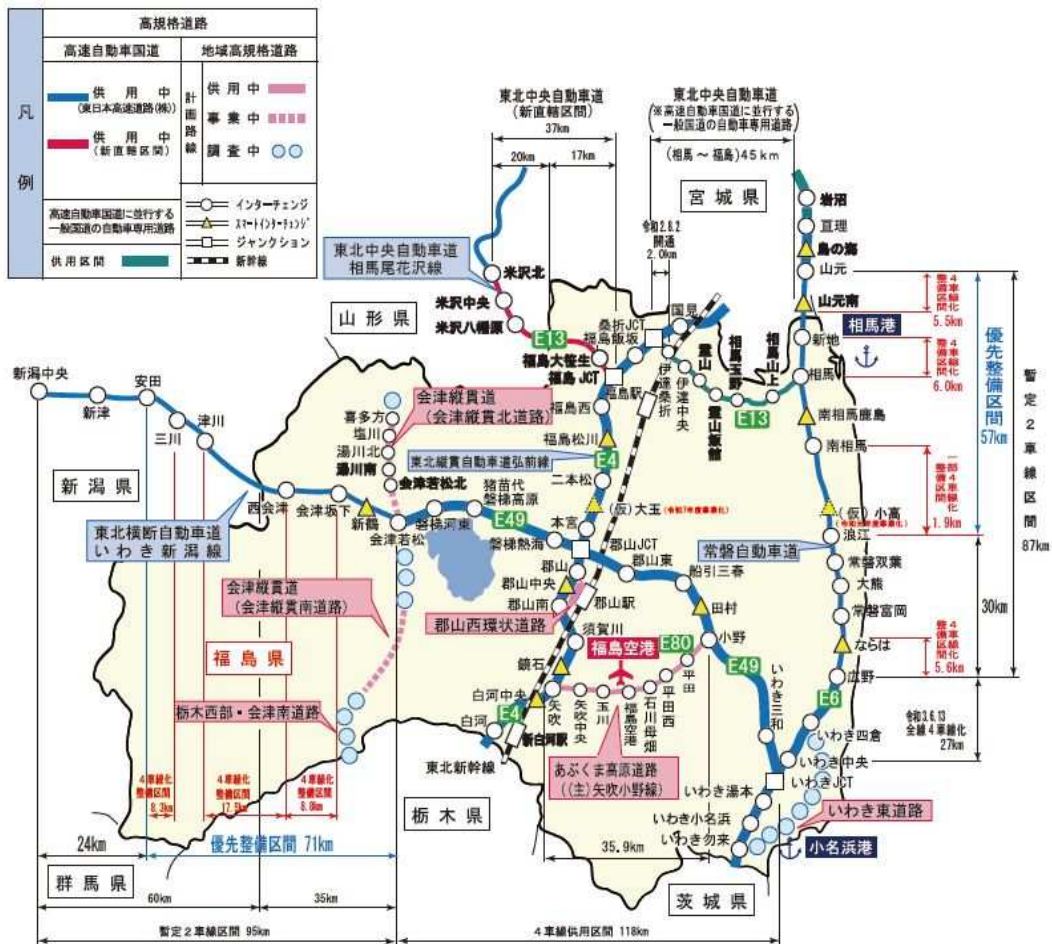
なお「会津坂下 IC～西会津 IC 間」約8.8km、「西会津 IC～津川 IC の一部区間」約17.5km、

「三川 IC～安田 IC 間」約 8.3km において 4 車線化工事が進められています。今後も、全線 4 車線化の実現に向け関係機関に要望してまいります。（事業主体：東日本高速道路(株)）

4 インターチェンジ整備

- ・東北自動車道「郡山中央スマート IC」（事業主体：郡山市）平成 31 年 1 月 13 日供用開始
- ・磐越自動車道「田村スマート IC」（事業主体：田村市）平成 31 年 3 月 17 日供用開始
- ・常磐自動車道「ならばスマート IC」（事業主体：檜葉町）平成 31 年 3 月 21 日供用開始
- ・常磐自動車道「大熊 IC」（事業主体：大熊町）平成 31 年 3 月 31 日供用開始
- ・常磐自動車道「常磐双葉 IC」（事業主体：双葉町）令和 2 年 3 月 7 日供用開始
- ・常磐自動車道「（仮称）小高スマート IC」（事業主体：南相馬市）令和元年 9 月 20 日事業着手
- ・東北自動車道「（仮称）大玉スマート IC」（事業主体：大玉村）令和 7 年 12 月 5 日事業着手

福島県内高規格道路整備状況



県内高速自動車国道の整備状況
令和8年3月末現在 (単位：km)

| | 県内 計画 延長 | 内 訳 | | | 供用率 (%) |
|--------------|----------------|-------------------|----------|-------------------|--------------|
| | | 基本 計画 | 整備 計画 | 供用 延長 | |
| 東北縦貫 自動車道 | 116 | 116 | 116 | 116 | 100 |
| 東北横断 自動車道 | 152 | 152 | 152 | 152 | 100 |
| 常 磐 自動車道 | 128 | 128 | 128 | 128 | 100 |
| 東北中央 自動車道 | 62 | 62 (45) | 17 | 62 (45) | 100 (100) |
| 計 | 458 | 458 | 413 | 458 | 100 |
| 全国 | 11,520 | 10,623 (2,092) | 9,428 | 10,329 (1,099) | 90 |

() 内は高速自動車国道に並行する一般国道

県内地域高規格道路の整備状況
令和8年3月末現在 (単位：km)

| | 計画 路線 (概略延長) | 区 間 指 定 | | | 供 用 延 長 | 供用率 (%) |
|----------------|--------------------|----------------------|------------|-----|------------------|------------|
| | | 調 査 区 間 (概略延長) | 整 備 区 間 | 延 長 | | |
| あぶくま高原 道路 | 30 | 36 | 34 | 36 | 36 | 100 |
| 郡山西環状 道路 | 10 | 14 | 14 | 14 | 14 | 100 |
| 会津縦貫北 道路 | 20 | 16 | 16 | 16 | 13 | 81 |
| 会津縦貫南 道路 | 50 | 21 | 21 | 21 | 1.5 | 7.1 |
| 栃木西部・ 会津南道路 | [候補路線] (*約60km) | | | | | |
| いわき東道路 | [候補路線] (*約40km) | | | | | |
| 計 | 110 | 87 | 85 | 87 | 64.5 | — |

※1 計画路線の概略延長は、10km単位で指定される。

※2 延長は実延長

※3 供用率=供用延長/整備区間

<地域高規格道路>

1 (主) 矢吹小野線(あぶくま高原道路)

本道路は、東北自動車道「矢吹 IC」と磐越自動車道「小野 IC」を結ぶ延長 35.9km の自動車専用道路で、高速道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路です。

平成 23 年 3 月に全線が開通し、福島空港へのアクセス向上や地域間の連携と交流の活性化、広域的な救急医療体制の強化などの効果が期待されます。

また、東日本大震災において、仙台空港が津波等により被災し利用できない状況の中、福島空港が被災地への緊急物資輸送基地となったことから、本道路は、東北縦貫自動車道及び磐越自動車道と一体となり、県内及び東北地方各地への緊急物資、自衛隊などの被災地支援のための人員を運ぶ大変重要な道路として役割を果たすなど、まさに「命の道」として活躍しました。(事業主体：県)

2 会津縦貫道(会津縦貫北道路)

本道路は、県内を横断する磐越自動車道と会津軸となる国道 121 号の機能を強化するため、喜多方市から会津若松市を結ぶ高速ネットワークを形成する約 20km の地域高規格道路で、そのうち国直轄権限代行事業として整備した喜多方 IC から会津若松北 IC 間の約 13.1km については、平成 9 年度から事業が進められ、平成 27 年 9 月 6 日に湯川南 IC から会津若松北 IC 間が開通し暫定 2 車線で供用しました。(事業主体：国)

「若松北バイパス」約 3.2km については、平成 28 年度より整備区間に指定され、事業の推進を図っています。(事業主体：県)

3 会津縦貫道(会津縦貫南道路)

本道路は、県内を横断する磐越自動車道と会津軸となる国道 121 号(一部国道 118 号重用)の機能を強化するため、会津若松市から南会津町を結ぶ高速交通ネットワークを形成する約 50km の地域高規格道路で、平成 11 年 12 月に緊急性の高い一部区間(下郷町大字小沼崎地内～大字塩生地内の約 9 km) が調査区間に指定され、このうち約 1.5km について平成 14 年度から「小沼崎バイパス」として防災改築事業に着手し、令和 6 年 3 月 3 日に供用しました。また、平成 18 年度には同区間が整備区間に指定され、約 8.3km について平成 19 年度から国道改築事業「湯野上バイパス」として事業着手し、平成 24 年 1 月 24 日に開かれた社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会で新規事業化が了承され、平成 24 年度から国直轄権限代行事業として着手しています。

また、平成 27 年 4 月には下郷町から南会津町までの約 11km 区間が「下郷田島バイパス」として整備区間に指定され、事業の推進を図っています。また、門田町から大戸町間の 2 工区約 10km については、事業化に向けた調査を実施しています。(事業主体：国、県)

4 いわき東道路

本道路は、いわき市勿来からいわき市四倉までの約 40km の区間について、平成 10 年 6 月に候補路線として指定を受けています。

なお、いわき東道路を考慮した国道 6 号常磐バイパスについては、平成 30 年 3 月に L=27.7km 全線が 4 車線で供用しています。(事業主体：国)

5 栃木西部・会津南道路

本道路は、南会津郡南会津町と栃木県日光市までの約 60km(福島県約 10km、栃木県約 50km) の地域高規格道路であり、平成 10 年 6 月に候補路線の指定を受けました。平成 10 年度から、本県と栃木県で地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等についての検討を進めてきました。平成 31 年 4 月に栃木県側の日光川治防災事業(3.4km)が直轄権限代行事業として新規採択されました。引き続き、栃木県と連携し、整備の在り方などについて検討してまいります。

河川港湾総室

<河川・海岸関係>

1 只見川（補助事業（河川）、交付金事業（河川））

只見川沿川では、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨により、大きな浸水被害が発生しました。このため、平成 27 年度から全体延長約 80km の区間で河川整備事業に着手し、これまでの最大規模の洪水に対して、人家への浸水被害の軽減を図ります。

平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨の被災状況



只見川整備状況



現況（横田地区<高根沢>）



現況（湯倉地区）

2 逢瀬川（補助事業（河川））

郡山市の中心部を流下し、特定都市河川に指定されている逢瀬川沿川では、昭和 61 年 8 月の台風第 15 号や令和元年東日本台風により、大きな浸水被害が発生しました。

早期の浸水被害解消に向け、令和元年度より新たに事業採択された個別補助事業等を活用しながら、河川改修を実施しています。

昭和 61 年 8 月の台風第 15 号の被災状況



令和元年東日本台風の被災状況



逢瀬川整備状況



施工前



現況

3 河川流域総合情報システム事業等

本システムは、河川の情報（水位・雨量等）を収集・処理し、配信することにより、水防活動等の水災害に対する対策、活動の円滑化を図り、流域内における防災機能の向上を目的として、昭和62年度から整備を始め、平成2年度から順次運用を開始しています。

より迅速に情報提供を行うため、最新の情報通信技術（クラウドサービス、LTE網等）を活用したシステムの再整備事業を実施します。

また、海岸や河口部の河川に監視カメラを設置し、ホームページ等にリアルタイムで映像を配信しています。

さらに、河川流域総合情報システムの水位計に加え、洪水時の水位観測に限定した低コストの危機管理型水位計や、簡易型河川監視カメラの設置を推進し、水位情報の充実強化を図ります。

4 災害復旧事業

令和4年8月豪雨等で被災を受けた道路、橋梁、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。



国道252号 あいよし橋、出逢橋（只見町）【雪崩】



一般道 熱塩加納山都線（喜多方市）【豪雨】



国道352号（南会津町）【雪崩】

5 河川災害復旧助成事業

令和元年東日本台風により大きな被害を受けた河川において、災害復旧のみでは十分な効果を発揮できないため、改良費を加えて一定計画により改良し、再度災害の防止を図ります。

令和元年東日本台風による被災状況（夏井川）



夏井川（いわき市）の施工状況



施工前



施工中

<砂防関係>

近年激甚化・頻発化する土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から県民の生命や財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を進めることにより、土砂災害の防止や軽減を図っていきます。

ハード対策としては、土砂災害が発生した箇所や要配慮利用者施設及び重要インフラ施設等を保全するため重点的に施設整備の推進に取り組み、地域住民の安全・安心を確保します。

併せて、老朽化が進む砂防施設においては、長寿命化計画に基づく改築・修繕を効率的かつ効果的に取り組み、近年頻発化する流木被害に対しては、流木対策工の設置を推進します。

また、ソフト対策としては、土砂災害警戒区域等の指定及び「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の基礎調査を推進し、区域の範囲が分かる現地標識の設置等により地域住民に広く周知するとともに、市町村のハザードマップ作成や警戒避難体制の構築を支援します。

三函2号（いわき市）の施工状況



施工前



施工中

<港湾漁港関係>

1 小名浜港

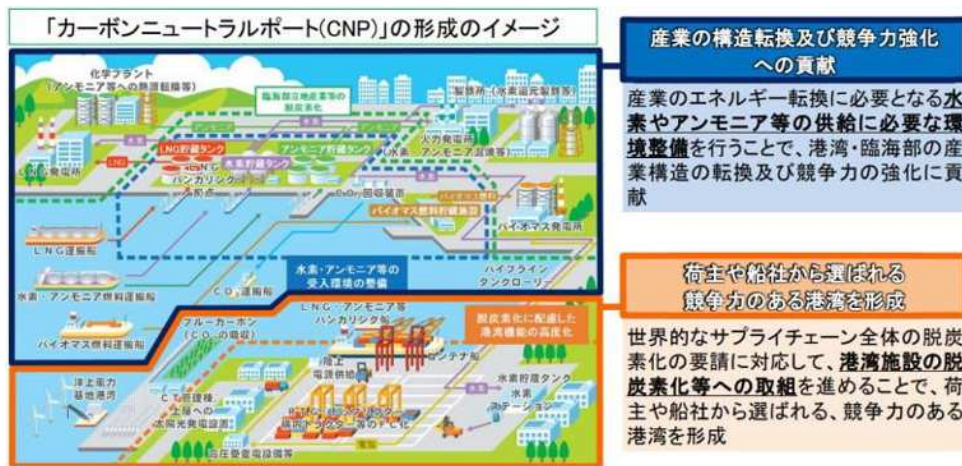
小名浜港は、本県の海の玄関口として、工業原材料の輸入港としての役割だけでなく、国際コンテナ定期航路の就航などにより、県内全域を始め南東北地域の産業活動を支援する物流拠点として重要な役割を果たしています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、甚大な被害を受けたものの、平成26年3月には物流機能を担う主要な岸壁の災害復旧工事が完了し、現在、取扱貨物量は震災前の水準まで回復しました。

また、石炭輸入拠点としての港湾機能強化を図るため、東港地区の整備を進めており、平成23年には「国際バルク戦略港湾（石炭部門）」に選定、平成25年には全国初となる「特定貨物輸入拠点港湾」に指定され、令和4年には「小名浜港国際バルクターミナル」を供用開始するなど、東日本地域のエネルギー供給を支える重要な役割を担っています。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向けた取組を推進します。

この他、大剣ふ頭コンテナターミナルでは、コンテナ取扱量の増加に対応し、より効率的な荷役が可能となるよう、令和3年度から令和6年度にかけてクレーン増設やヤード拡張工事を実施しました。



カーボンニュートラルポート（CNP）の形成のイメージ（出典：国土交通省資料）

2 相馬港

相馬港は、本県北部、山形、宮城両県の南部を包含した広域経済圏の海の玄関口として、また、相馬港背後の相馬中核工業団地を始めとする相双地域開発の物流拠点としての役割を果たしています。

東日本大震災においては、緊急支援物資等の受入れ港としても活躍しており、3号ふ頭地区に耐震強化岸壁を有する「国際物流ターミナル」を整備したことにより、震災時の緊急支援物資受入拠点としての機能強化が図られています。

また、民間事業者と県及び新地町が立地協定を締結し、相馬港4号ふ頭地区において整備を進めていたLNG基地が平成30年3月に操業開始し、LNGを燃料とした火力発電所が令和2年4月から操業を開始するなど、東日本有数のエネルギー拠点として更なる発展が期待されています。

さらに、相馬と福島を高規格道路で結ぶ相馬福島道路が令和3年4月に全線開通するなど、交通ネットワークの整備も進んでいます。

このように、LNG基地の立地と相馬福島道路の整備により、相双地域を中心とした背後圏における新たな企業立地が促され、取扱貨物量も増加傾向であることから、安定した荷役作業が行えるように防波堤の整備を進めています。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向けた取組を推進します。



相馬港防波堤整備箇所

3 漁港

本県の漁港は、現在10港全て県管理となっており、第3種漁港が2港、第2種漁港が6港、第1種漁港が2港となっています。

東日本大震災により甚大な被害を受けた漁港施設は、令和2年度に全ての復旧が完了しました。引き続き防波堤の耐震・耐津波・耐浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。



請戸漁港

<福島空港>

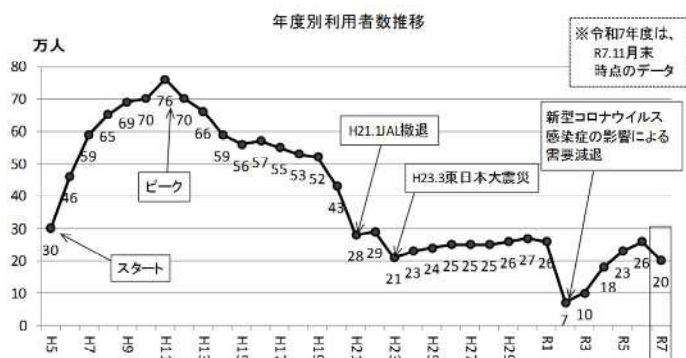
平成5年3月20日に滑走路長2,000mを有する地方管理空港(旧第三種空港)として開港し、平成12年7月13日には滑走路長2,500mの全面供用が開始され、ホノルル、シンガポール等へ直行する国際線の運航が可能となりました。

開港から30年以上が経過し、様々な管理施設や特殊車両等が一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に更新を進めています。

また、平成25年の国内基準改定に伴い、新基準に適合した滑走路端安全区域の拡張整備を推進します。



福島空港上空写真



都市総室

<都市関係>

1 街路

(都) 須賀川駅並木町線 外 (補助事業、交付金事業、街路事業)

良好な市街地形成を図るため、現道拡幅や無電柱化整備により安全で円滑な交通空間や、快適な歩行空間の確保により、防災性や景観性などの多様な機能を有する市街地部の街路整備と、安全なまちづくりに取り組みます。



(都) 須賀川駅並木町線【整備前状況】

2 流域下水道事業

阿武隈川流域内の水質保全や生活環境の改善を図りながら、良好な県土づくりを進めるため、市町村を越えた広域的下水道事業として、県が幹線管渠や終末処理場を設置しており、現在、次の4処理区で老朽化した施設の改築更新などを進めています。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 阿武隈川上流流域下水道事業(県北処理区) | : 福島市 外1市2町 |
| (2) 阿武隈川上流流域下水道事業(県中処理区) | : 郡山市 外2市2町 |
| (3) 阿武隈川上流流域下水道事業(二本松処理区) | : 二本松市 |
| (4) 阿武隈川上流流域下水道事業(田村処理区) | : 田村市 |



県北浄化センター

建築総室

1 蓬萊団地（福島市）等（県営住宅改善事業）

県営住宅は、その半数が大規模改善等の目安時期である築35年を超過し、老朽化や陳腐化が進んでいることから、効率的・効果的に活用（＝長寿命化）していく必要があります。

そのためには、居住性の向上を図ることのほか、高齢者等に配慮したバリアフリー化や環境対策としての省エネルギー化などへの取組が重要であることから、水回りの改修とあわせて住戸内の段差解消・手すり設置を行う内部改善事業や断熱性能を高める外壁・屋上防水改修事業を進めていきます。

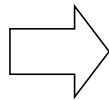
2 令和8年度 内部改善事業

| 管内 | 団地名 | 住棟番号 | 工事年度 | 事業内容 |
|------|-----|---------|--------|-----------------------|
| 県北 | 蓬萊 | 27～31号棟 | H27年度～ | 床段差解消、手すり設置、浴室及びトイレ改修 |
| 県中 | 鎗ヶ池 | 1～3号棟 | R7年度～ | 同 上 |
| 県南 | 真舟 | 1～4号棟 | R8年度～ | 同 上 |
| 会津若松 | 錦町 | 5,6号棟 | R4年度～ | 同 上 |
| いわき | 秋山 | 1号棟 | R8年度～ | 同 上 |

●内部改善（浴室）イメージ



〔改修前〕

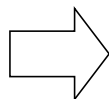


〔改修後〕

●内部改善（トイレ）イメージ



〔改修前〕



〔改修後〕

I - 5

これまでの復旧・復興事業の実績と 今後の取組について

- 1 津波被災地等における公共土木施設等の復旧・復興
- 2 被災者・避難者等の居住確保／震災の記憶と教訓の伝承
- 3 県土の復興を支援する道路ネットワークや
避難地域の安全・安心を支える社会基盤の整備



双葉町駅西住宅



熊川・熊川地区海岸(大熊町)



請戸漁港竣工式



井手長塚線 長塚跨線橋開通式



小名浜道路(いわき市)



福島県復興祈念公園

1 津波被災地等における公共土木施設等の復旧・復興

津波被災地における復旧・復興事業の完了状況

(帰還困難区域を除く)

| 対象施設 | 事業内容 | 事業箇所 | 各年度完了数(箇所・地区・工区数[累計]) | | | | | | |
|---------|---|------|-----------------------|------|------|------|-----|-------|--------|
| | | | H27迄 | H28迄 | H29迄 | H30迄 | R1迄 | R2迄 | R3迄 |
| 河川 | 被災した河川の堤防を復旧または新たに築造・かさ上げをする | 31 | 1 | 11 | 18 | 24 | 25 | 27 | 31(完) |
| 海岸 | 被災した海岸の堤防を復旧または新たに築造・かさ上げ及び消波堤や離岸堤等の復旧をする | 86 | 21 | 45 | 60 | 78 | 83 | 85 | 86(完) |
| 港湾・漁港 | 被災した港湾及び漁港の防波堤や岸壁等の施設を復旧する | 15 | 4 | 5 | 10 | 14 | 14 | 15(完) | - |
| 道路 | 被災した道路を原形に復旧する | 304 | 285 | 293 | 299 | 300 | 300 | 303 | 304(完) |
| 津波被災地道路 | 津波の襲来前に内陸部や高台に速やかに避難するための道路(バイパス・拡幅)を整備する | 21 | 1 | 5 | 14 | 18 | 19 | 20 | 21(完) |
| 防災緑地 | 津波を軽減し、市街地を守るために新たに植樹や盛土を築造する | 10 | | 1 | 3 | 8 | 9 | 10(完) | - |

※津波被災地とは、浜通り沿岸部の10市町村(新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、いわき市)となります。

これまでに取り組んできたこと

(1)「多重防御」による総合的な防災力の向上

- 被災した河川・海岸の堤防の復旧や築造・かさ上げ及び波消堤や離岸堤等を復旧しました。【災害復旧・交付金事業】
- 東日本大震災を教訓に津波に強い地域づくりを推進するため、津波等からの被害を軽減する防災緑地を整備しました。【復興交付金事業】
- 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の「減災」という視点から、防災・減災機能を持つ津波被災地の道路を整備しました。【復興交付金事業】

(2)津波被災地等における災害復旧

- 被災した港湾や漁港の岸壁などを復旧しました。【災害復旧事業】
- 津波被災地において被災した道路や橋梁を復旧しました。【災害復旧事業】
- 帰還困難区域内を含め、災害復旧を実施する県工事分の2,158箇所全ての箇所について、令和7年度までに工事が完了しました。

【東日本大震災の災害復旧の事業進捗】

| 査定済数 | 着手済 | 完了 |
|-------|-------|-------|
| 2,158 | 2,158 | 2,158 |

【うち、帰還困難区域内の事業進捗】

| 査定済数 | 着手済 | 完了 |
|------|-----|----|
| 82 | 82 | 82 |

- 上記(1)(2)の取組により、河川・海岸堤防や道路の復旧、防災緑地や防災・減災機能を備えた道路の整備(※)は、復興・創生期間内に全ての箇所が完了しました。(※)帰還困難区域を除く

課題

- 津波被災地や避難指示区域等の復興を早期に成し遂げることが必要。
- 帰還困難区域内は福島特措法の改正を踏まえて対応を進めることが必要。

これから取り組んでいくこと

- 避難地域の復興・再生に向け、復興拠点や産業拠点、周辺市町村とのアクセス強化等に必要な道路網の整備を進めます。
- 避難地域の安全・安心を支える治水対策、土砂災害対策を推進します。

2 被災者・避難者の居住確保／震災の記憶と教訓の伝承

これまでに取り組んできたこと

(1) 応急仮設住宅等による住まいの確保と適切な管理

○避難所等で生活を行っていた被災者等の住まいを確保するため、応急仮設住宅や借上げ住宅の供与を行っています。

(2) 原子力災害からの避難者等へ住まいの提供

○原子力災害により長期避難を余儀なくされている方々の居住の安定を確保するため、復興公営住宅を管理しています。

○町の要請に応じて、町営の帰還者向け災害公営住宅等を県が代行整備しました。

【帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業】

(3) 住宅の再建と居住の安定確保

○被災した住宅のローンがあり、新たに住宅資金を借り入れた被災者に対し、利子相当額を補助しました。【住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業】

(4) 復興祈念公園

○国と県が連携し、施設配置計画を公表しました。（令和2年7月）

○東日本大震災・原子力災害伝承館及び双葉町産業交流センターに隣接する一部区域（約2ha）について、供用を開始しました。（令和2年9月）

○全区域（約46ha）の供用を開始します。（令和8年4月）

課題

○復興公営住宅の適正管理や避難指示解除区域の住環境整備が必要。

○福島県復興祈念公園の適正管理や利活用の促進が必要

これから取り組んでいくこと

○復興公営住宅を適正に管理します。

○避難指示解除区域の住環境整備を支援し、ふるさとへの帰還や新規転入を促進します。

○福島県復興祈念公園において、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、復興の歩みを進める本県への理解促進が図られるよう積極的な運営に取り組みます。

福島県復興祈念公園

【福島県復興祈念公園の整備】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志等を発信することを目的に、国との連携のもと復興祈念公園を整備しました。

【整備の進捗状況】

令和元年度に基本設計、令和2年度に施設配置計画を公表しました。

また、令和2年度に公園の一部（約2ha）を供用開始し、令和8年4月に全区域（約46ha）の供用を開始します。



福島県復興祈念公園全体鳥瞰図

3 県土の復興を支援する道路ネットワークや 避難地域の安全・安心を支える社会基盤の整備

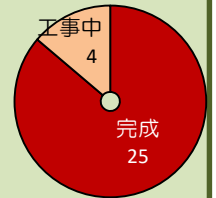
これまでに取り組んできたこと

(1) 住民の帰還を支援する道路網の整備

○避難指示区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、
ふくしま復興再生道路を整備しています。【交付金事業】

- ふくしま復興再生道路の整備箇所数 29工区〔8路線〕
- 工事中箇所数 4工区（着工率100%）
- 完了箇所数 25工区（完了率 86%）

ふくしま復興再生道路の
整備状況 単位（工区）
令和8年3月末現在



(2) 縦横6本の連携軸となる基幹的な道路や幹線道路網の整備

○東日本大震災からの復興、災害に強い県土を作るため、県土の骨格となる
縦横6本の連携軸となる基幹的な道路を整備しています。

- 東北中央自動車道（福島～米沢間） 平成29年11月 全線開通
- 常磐自動車道（いわき中央IC～広野IC間） 令和3年6月 4車線化完了
- 会津縦貫北道路（喜多方IC～会津若松北IC間） 平成27年9月 全線開通
- 相馬福島道路（相馬玉野IC～霊山IC間） 平成30年3月 開通
- 国道118号（若松西BP） 平成31年3月 開通
- 相馬福島道路（相馬IC～相馬山上IC間） 令和元年12月 開通
- 相馬福島道路（伊達桑折IC～桑折JCT間） 令和2年8月 開通
- 相馬福島道路（霊山IC～伊達桑折IC間） 令和3年4月 開通（相馬～福島間全線開通）
- 国道118号（小沼崎BP） 令和6年3月 開通

○基幹的な道路を補完し、地域間の連携・交流を支え、地域力を高める
幹線道路網を整備しています。【交付金事業】

- 国道118号（鳳坂工区） 令和4年11月27日 開通
- 国道294号（白河バイパス） 令和5年 2月 4日 開通
- 国道401号（博士峠工区） 令和5年 9月10日 開通

課 題

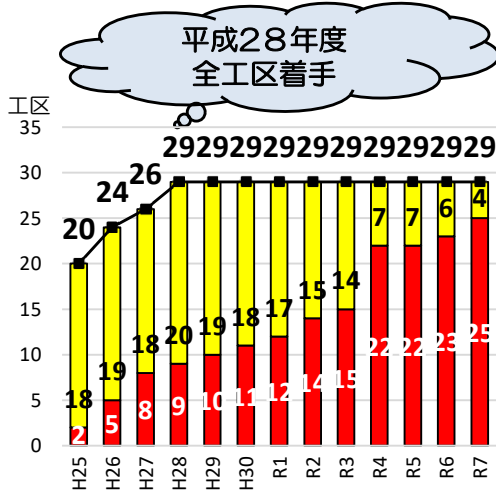
- 本県の復興を支えるため、社会資本の整備を確実に進めていくことが必要。
- 整備に必要な財源を長期的、かつ安定的に確保していくことが必要。
- 復興が進む市街地等において、浸水被害や土砂災害による被害を軽減し、帰還住民の安全・安心を確保することが必要。

これから取り組んでいくこと

- ふくしま復興再生道路の整備の早期完了を目指します。
- 常磐自動車道の全線4車線化や会津縦貫道の整備を推進するなど、県土の骨格をなす基幹的な道路の整備を進めます。
- 国道349号五十沢工区や国道294号福良バイパスなど、県内の生活圈や隣県とを結ぶ地域連携道路などの幹線道路網の整備を進めます。
- 請戸川水系において治水安全度の向上のため、堤防整備や河道掘削等河川改修に着手します。
- 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の土砂災害の発生のおそれがある溪流において、下流域の保全のため、砂防施設の整備を進めます。

3 県土の復興を支援する道路ネットワークや避難地域の安全・安心を支える社会基盤の整備

ふくしま復興再生道路の整備状況



復興を支える交通基盤の整備

- ふくしま復興再生道路（8路線）
- 基幹的な道路（19路線）
- 地域連携道路（26路線）

ふくしま復興再生道路

- 1 小名浜道路
- 2 国道114号
- 3 国道288号
- 4 国道349号
- 5 国道399号
- 6 県道 原町川俣線
- 7 県道 小野富岡線
- 8 県道 吉間田滝根線



相馬福島道路

（令和3年4月24日 相馬～福島全線開通）

東北中央自動車道「相馬福島道路」の霊山IC～伊達桑折IC間（L=10.2km）の供用で相馬福島道路の全線（L=約45km）が開通となりました。

相馬福島道路は、常磐自動車道と東北縦貫自動車道を結ぶ約45kmの高規格幹線道路（自動車専用道路）で、東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして位置付け、整備が進められました。

これまでに 25工区供用済

吉間田滝根線 広瀬工区（令和6年4月13日供用）



治水対策、土砂災害対策

○治水対策

JR浪江駅周辺では、復興まちづくりが進められていることから、沿川の人家などへの浸水被害を軽減するため、請戸川水系の改修を行い、震災からの復興が進む浪江町中心市街地の治水安全度の向上を図って、帰還住民の安心・安全を確保します。

○土砂災害対策

特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、砂防施設を整備し、土砂災害から住民の生命、財産、避難所・避難路、ネットワークインフラ（道路）を保全することで、帰還住民の安全・安心を確保します。



震災伝承活動推進事業

東日本大震災の記録や経験、教訓などを伝える震災伝承をより効果的・効率的に行うことで、風化防止、多発する激甚災害に対する防災力向上、被災地の活性化の強化、県民の防災意識の醸成を図ります。

- 震災伝承をより効果的・効率的に行うため、国と青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市で「震災伝承ネットワーク協議会」を組織しています。
- 協議会では、震災伝承施設の募集や登録、震災伝承ツアーの企画補助、各種会議の開催や支援を行っています。
- 震災伝承施設とは、被災地の震災遺構や伝承館、祈念碑や慰霊碑など、東日本大震災から得られた教訓と実情を伝承する施設であり、令和7年12月現在で被災4県全体で347施設、県内においては43施設が登録されています。
- 震災伝承施設を通して記憶や経験を後世に伝えることにより、伝承のネットワークを広げ、「3.11伝承ロード」の形成に取り組んでいます。



I - 6 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実績と今後の取組について

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実績
- 2 「第1次国土強靱化実施中期計画」にかかる取組



逢瀬川 河川改修(郡山市)



西田面沢 砂防事業(会津若松市)



久之浜漁港 岸壁耐震化(いわき市)



国道288号 原歩道橋(郡山市)



(都)中央線外1線(伊達市)の
無電柱化整備完了状況



あづま総合運動公園(福島市)の
天井灯具LED化・パネル更新状況

1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実績

これまでに取り組んできたこと

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

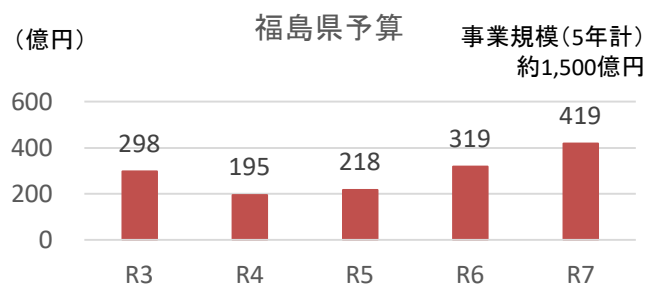
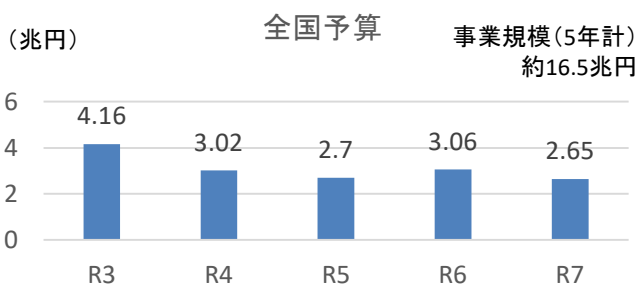
- ・「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」
- ・「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」
- ・「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」

を柱とし、令和3年度から令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策を講じました。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」対象事業集計表

| 対象施設 | 事業内容 | 事業箇所 | 各年度事業実施箇所 | | | | | 着手済み箇所数 (R7時点) |
|------|-------------------------------------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|-------------------|
| | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | |
| 河川 | 河川に堆積した土砂の撤去や堤防等の整備、河川監視カメラの増設等を実施 | 255 | 238 | 226 | 232 | 231 | 225 | 255 |
| 砂防 | 砂防堰堤や砂防施設の整備を実施 | 65 | 29 | 29 | 21 | 29 | 32 | 65 |
| 漁港 | 防波堤や岸壁の機能強化、防波堤補修や浚渫等の長寿命化対策を実施 | 13 | 6 | 11 | 10 | 12 | 13 | 13 |
| 道路 | 道路の落石対策や橋梁等の耐震対策、橋梁・トンネル等の長寿命化対策を実施 | 1,206 | 321 | 271 | 145 | 507 | 457 | 1,206 |
| 街路 | 電線地中化等による無電柱化等を実施 | 10 | 5 | 1 | 3 | 3 | 2 | 10 |
| 公園 | 都市公園施設における老朽化施設の更新や減災化等を実施 | 6 | 4 | 3 | 3 | 0 | 2 | 6 |
| 下水道 | 流域下水道施設の老朽化対策や耐震化・耐水化対策を実施 | 10 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 10 |
| 合計 | | 1,565 | 604 | 543 | 416 | 784 | 734 | 1,565 |

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算の状況



1 「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」の実績

QRコードから詳しく見る
(ストック効果事例集)



河川事業 河川に堆積した土砂を撤去

大久川水系 大久川(いわき市)

【before】 対策前 (令和6年7月)



【after】 対策後 (令和7年3月)



【対策内容】

河道に堆砂した土砂の撤去や伐木を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害のリスクを低減させました。

砂防事業 急傾斜地崩壊防止施設を整備

桑原(会津若松市) (令和7年度完了)

【before】 対策前



【after】 対策後



【対策内容】

急傾斜地崩壊防止施設の整備により土砂災害被害のリスクを軽減させました。

1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実績

QRコードから詳しく見る
(ストック効果事例集)



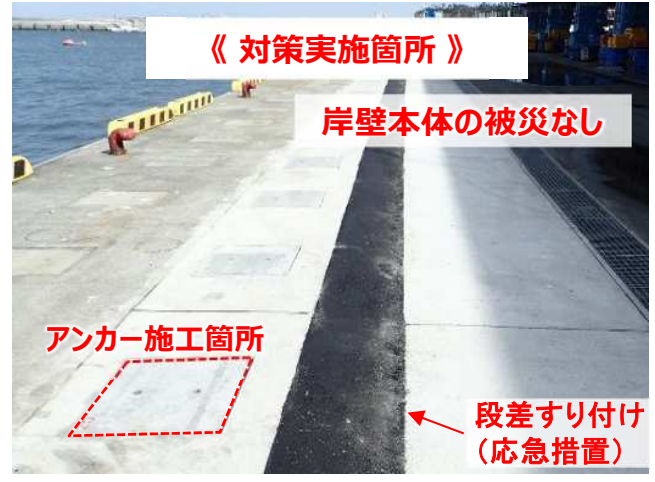
漁港事業 岸壁の改良を実施

【対策済み岸壁】令和4年3月地震による岸壁本体の被害なし

松川浦漁港(相馬市)



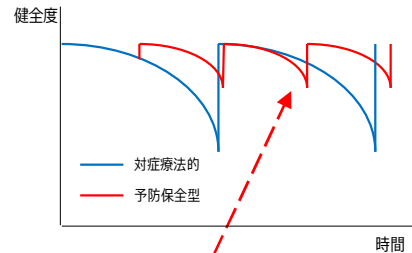
○ 地震によって傾きなどの被害が発生し、長期間利用ができなくなった箇所もあります。



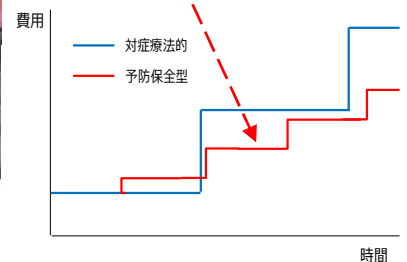
○ 震度6強の地震後でも岸壁本体には変状がなく、簡易的な応急措置で、漁業活動が可能となりました。

道路事業 橋梁の耐震対策を実施

既存施設の老朽化対策と適切な維持管理による道づくり



損傷が小さいうちに予防的な修繕を行うことで修繕に係るトータルのコストを縮減！



(一) 浪江鹿島線 北台木橋(南相馬市)

【before】補修前(令和6年4月)



【after】補修後(令和6年10月)



【効果】既存施設の老朽化対策

- ・ 腐食が進んだ鋼製の橋げたと支承（上部構造と下部構造の間の部材）の塗装を塗り替え、橋げたにあて板を取り付け、橋の老朽化対策を実施し県民の安全・安心を確保しました。
- ・ 計画的な対策により寿命を延ばし、補修コストの縮減が図られます

1 「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」の実績

QRコードから詳しく見る
(ストック効果事例集)



街路事業 電線の地中化を実施

都市計画道路 中央線外1線(伊達市)

(都)中央線外1線は、無電柱化および道路拡幅により**防災性の向上**および**安全で円滑な交通の確保**に寄与

【効果】

- 伊達市梁川町を訪れる観光入込客数は、R2にコロナ禍の影響を受け落ち込んだが、近年では増加傾向にある。
- 中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとしてイベント開催(まちなかの駅やながわ春まつり)。
- 今後も中心市街地の賑わい創出に寄与していく。



整備前の状況



整備後の状況



公園事業 都市公園施設の更新を実施

あづま総合運動公園(福島市)

あづま総合体育館は、「減災化計画」の要対策施設に位置づけられており、令和7年度はサブアリーナの対策、令和8年度までにメインアリーナの対策を完了します。

【効果】

- 公園利用者の安全、安心を確保します。
- 公園施設の長寿命化により維持管理費の低減を図ります。
- 公園の魅力が向上します。



サブアリーナ施工前



サブアリーナ施工後



サブアリーナ施工後
減災化

2 「第1次国土強靱化実施中期計画」にかかる取組

これから取り組んでいくこと

○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）

近年の災害の発生状況や5か年加速化対策等の効果をふまえ、災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境の3つの変化に対応しながら、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、「防災インフラの整備・管理」「ライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用」「官民連携強化」「地域防災力の強化」の各柱より、推進が特に必要となる施策について、令和8年度から令和12年度までの5年間に重点的・集中的に取り組めます。

推進が特に必要となる施策の事業規模については、全国予算では今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とされており、福島県予算では、1年目となる令和8年度の事業規模は約347億円となっています。

令和8年度 着手予定箇所



右支夏井川(小野町)【河川整備事業】
築堤護岸工を実施 等



院内沢(会津若松市)【砂防事業】
砂防堰堤工を実施



郡山停車場線 永盛橋(郡山市)
【橋梁補修事業】
橋梁点検結果を踏まえ、伸縮装置及び高欄補修等を実施する。



豊間漁港(いわき市)【漁港事業】
防波堤改良工を実施



請戸漁港(浪江町)【漁港事業】
岸壁改良工を実施



(都)栄町大笹生線(福島市)
【防災・安全交付金事業】
県道 福島飯坂線において、現道拡幅を実施



あづま総合運動公園(福島市)
【減災化事業】
あづま総合体育館メインアリーナにおいて、天井吊り部材更新を実施

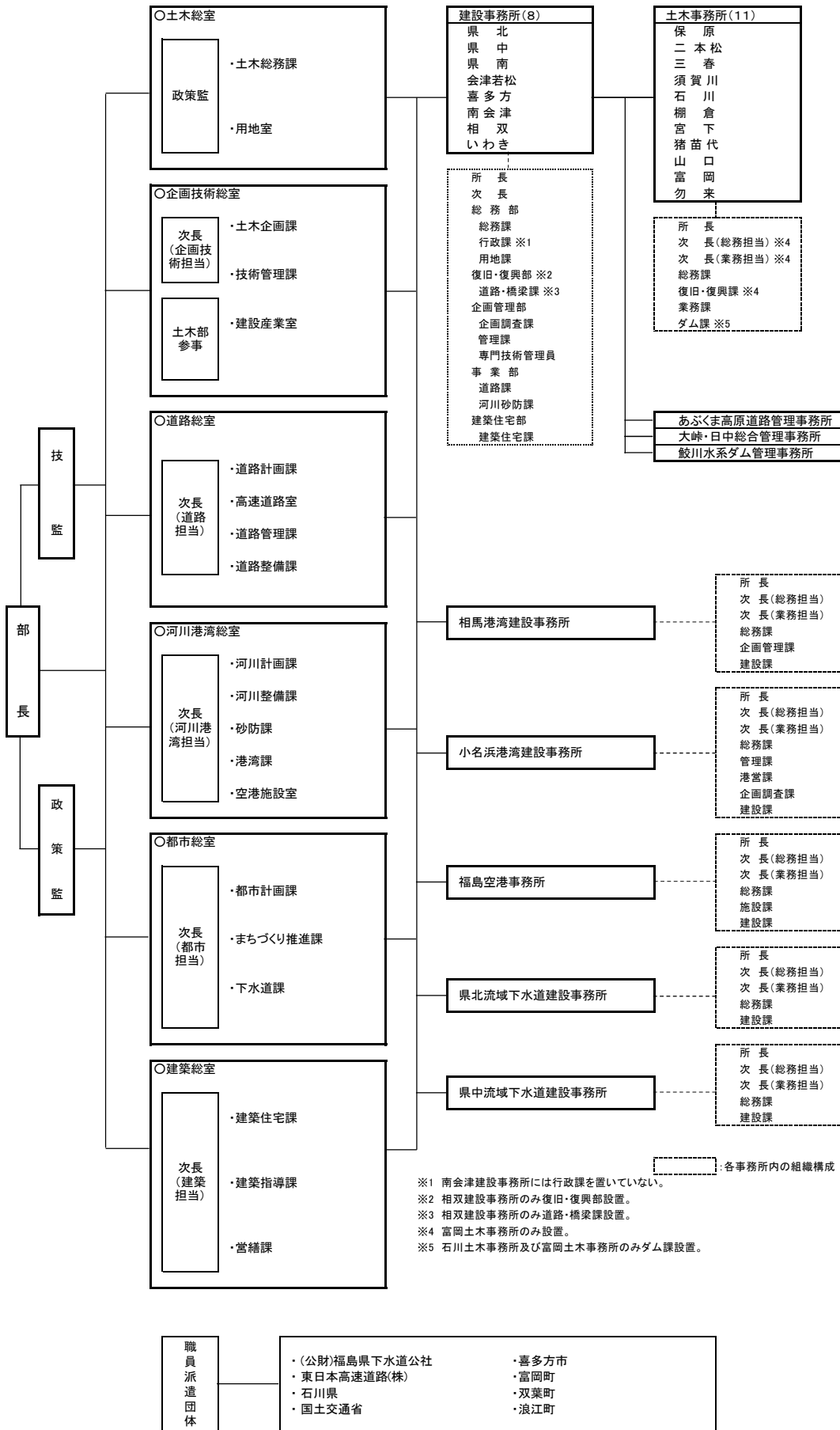


県中幹線(郡山市)【改築事業】
老朽化した下水道管路について、管更生工法による改築を実施
左岸幹線(福島市)【耐震化事業】
耐震化されていない下水道管路について、管更生工法による耐震化を実施



湯長谷団地2号棟(いわき市)
【県営住宅改善事業】
老朽化した外壁等について改修工事を実施

I-7 令和8年度 福島県土木部機構図



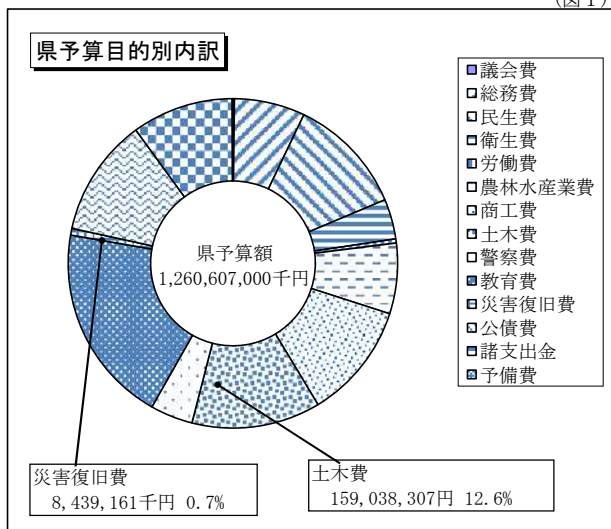
Ⅱ 予 算

Ⅱ
予
算

Ⅱ－1 令和8年度当初予算(一般会計)の概要

(1) 予算 目的別内訳

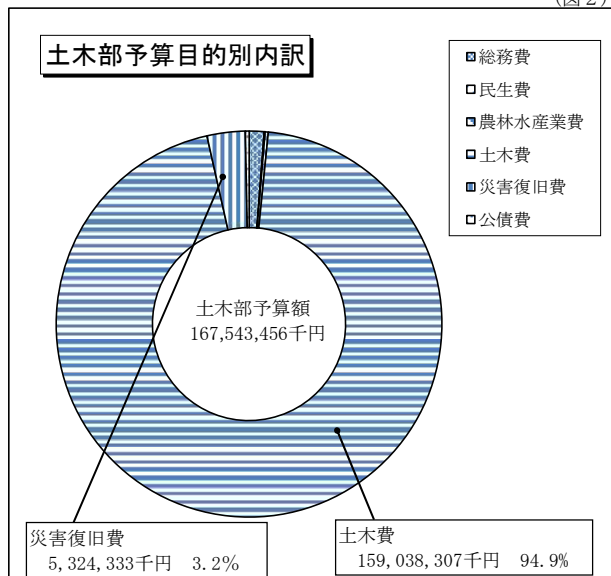
(図1)



(単位：千円、%)

| 款 | 予算額 | 構成比 |
|--------|---------------|-------|
| 議会費 | 1,754,847 | 0.1 |
| 総務費 | 87,617,006 | 7.0 |
| 民生費 | 146,508,793 | 11.6 |
| 衛生費 | 49,440,940 | 3.9 |
| 労働費 | 5,081,257 | 0.4 |
| 農林水産業費 | 86,971,315 | 6.9 |
| 商工費 | 144,279,499 | 11.4 |
| 土木費 | 159,038,307 | 12.6 |
| 警察費 | 52,853,841 | 4.2 |
| 教育費 | 246,473,811 | 19.6 |
| 災害復旧費 | 8,439,161 | 0.7 |
| 公債費 | 145,921,870 | 11.6 |
| 諸支出金 | 125,226,353 | 9.8 |
| 予備費 | 1,000,000 | 0.1 |
| 合計 | 1,260,607,000 | 100.0 |

(図2)



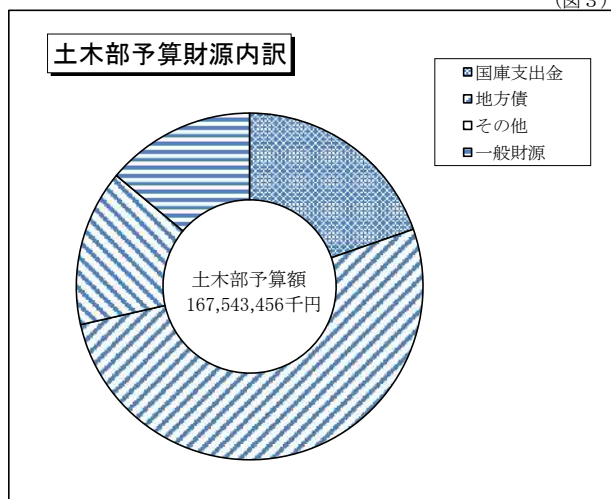
(単位：千円、%)

| 款 | 予算額 | 構成比 |
|--------|-------------|-------|
| 総務費 | 2,120,236 | 1.3 |
| 民生費 | 107,283 | 0.1 |
| 農林水産業費 | 429,473 | 0.2 |
| 土木費 | 159,038,307 | 94.9 |
| 災害復旧費 | 5,324,333 | 3.2 |
| 公債費 | 523,824 | 0.3 |
| 合計 | 167,543,456 | 100.0 |

※土木部予算 167,543,456千円は、
県予算 1,260,607,000千円の 13.3%を占める。

(2) 土木部予算 財源内訳

(図3)

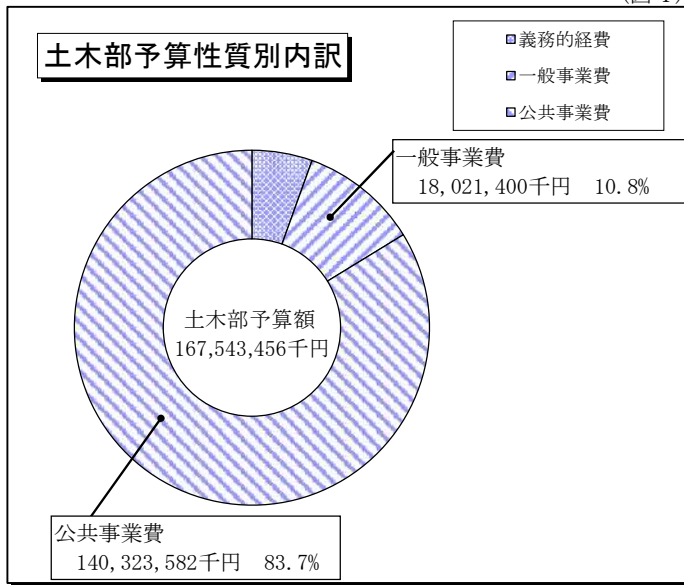


(単位：千円、%)

| 財源 | 予算額 | 構成比 |
|-------|-------------|-------|
| 国庫支出金 | 32,933,284 | 19.6 |
| 地方債 | 86,795,200 | 51.8 |
| その他 | 24,425,918 | 14.6 |
| 一般財源 | 23,389,054 | 14.0 |
| 合計 | 167,543,456 | 100.0 |

(3) 土木部予算 性質別内訳

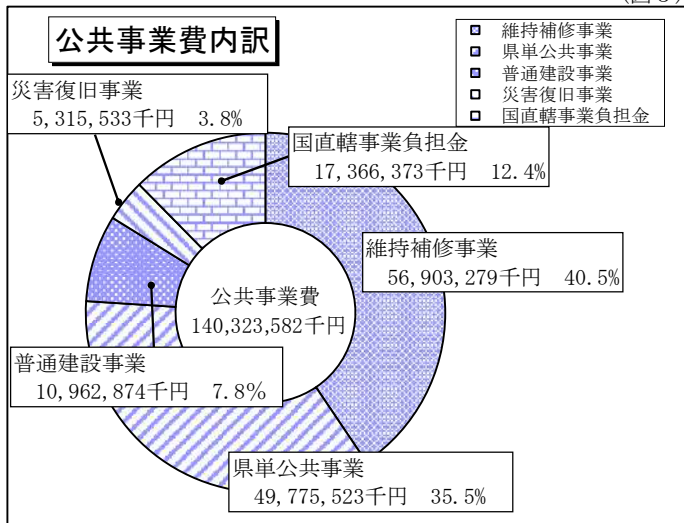
(図4)



(単位：千円、%)

| 性質 | 予算額 | 構成比 |
|-------|-------------|-------|
| 義務的経費 | 9,198,474 | 5.5 |
| 一般事業費 | 18,021,400 | 10.8 |
| 公共事業費 | 140,323,582 | 83.7 |
| 合計 | 167,543,456 | 100.0 |

(図5)

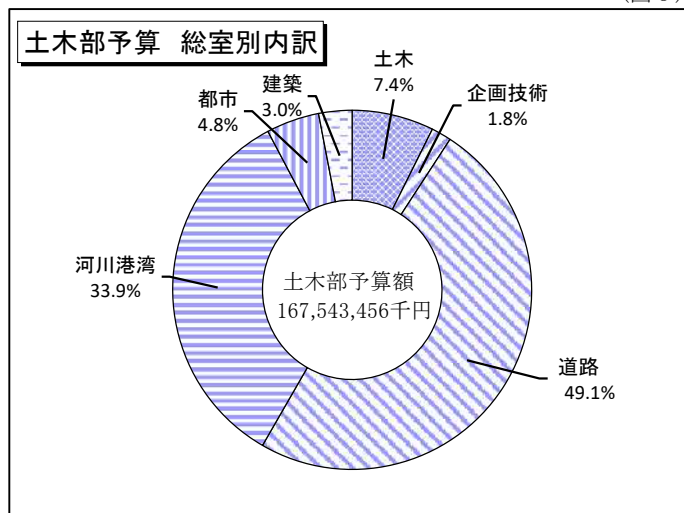


(単位：千円、%)

| 性質 | 予算額 | 構成比 |
|----------|-------------|-------|
| 公共事業費 | 140,323,582 | 100.0 |
| 維持補修事業 | 56,903,279 | 40.5 |
| 県単公共事業 | 49,775,523 | 35.5 |
| 普通建設事業 | 10,962,874 | 7.8 |
| 災害復旧事業 | 5,315,533 | 3.8 |
| 国直轄事業負担金 | 17,366,373 | 12.4 |

(4) 土木部予算 総室別内訳

(図6)



(単位：千円、%)

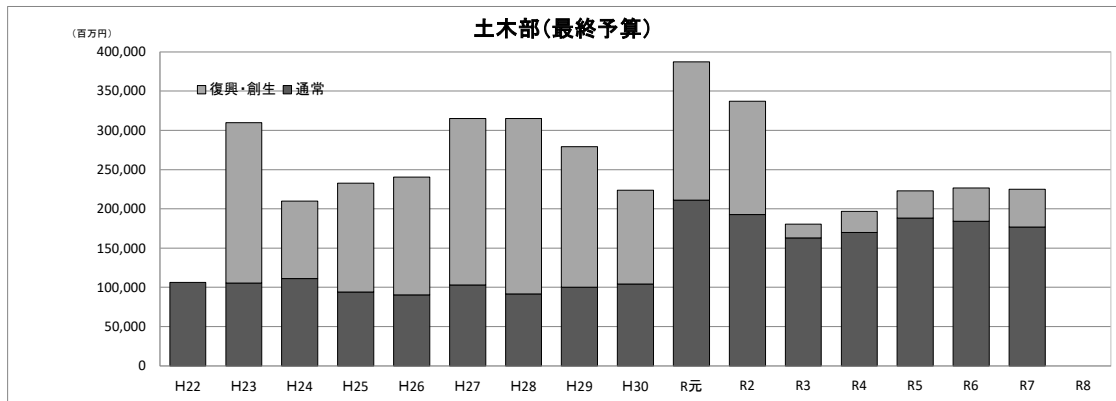
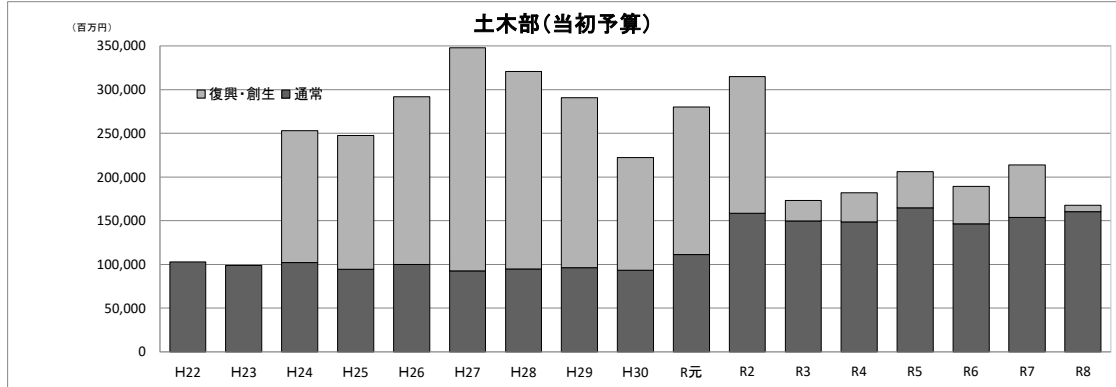
| 総室 | 予算額 | 構成比 |
|------|-------------|-------|
| 土木 | 12,370,755 | 7.4 |
| 企画技術 | 2,988,434 | 1.8 |
| 道路 | 82,370,619 | 49.1 |
| 河川港湾 | 56,767,684 | 33.9 |
| 都市 | 8,020,486 | 4.8 |
| 建築 | 5,025,478 | 3.0 |
| 合計 | 167,543,456 | 100.0 |

(5) 予算額の推移

(単位:百万円、%)

| 区分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
|--------------|--------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 県予算 | 当初予算額(A) | 902,220 | 900,034 | 1,576,352 | 1,731,970 | 1,714,513 | 1,899,421 | 1,881,925 | 1,718,373 | 1,447,212 | 1,460,328 | 1,441,836 | 1,258,514 | 1,267,677 | 1,338,249 | 1,238,108 | 1,281,799 | 1,260,607 |
| | 対前年比(%) | 103.1 | 99.8 | 175.1 | 109.9 | 99.0 | 110.8 | 99.1 | 91.3 | 84.2 | 100.9 | 98.7 | 87.3 | 100.7 | 105.6 | 92.5 | 103.5 | 98.3 |
| | 最終予算額(B) | 930,097 | 2,371,475 | 1,806,823 | 1,773,702 | 1,990,269 | 2,050,552 | 2,083,573 | 1,547,200 | 1,341,239 | 1,513,704 | 1,515,199 | 1,395,163 | 1,325,155 | 1,283,106 | 1,276,872 | 1,329,915 | - |
| 土木部 予算 | 当初予算額(C) | 102,993 | 99,050 | 252,945 | 247,487 | 292,054 | 348,043 | 320,767 | 290,967 | 222,300 | 280,205 | 314,974 | 173,316 | 181,941 | 206,260 | 189,400 | 213,862 | 167,543 |
| | 対前年比(%) | 94.3 | 96.2 | 255.4 | 97.8 | 118.0 | 119.2 | 92.2 | 90.7 | 76.4 | 126.0 | 112.4 | 55.0 | 105.0 | 113.4 | 91.8 | 112.9 | 78.3 |
| | Cのうち復興・創生 | 0 | 0 | 150,812 | 152,819 | 191,966 | 255,502 | 226,042 | 194,744 | 129,037 | 168,746 | 156,465 | 23,533 | 33,217 | 41,439 | 42,686 | 59,988 | 7,127 |
| | 対前年比(%) | - | - | 皆増 | 101.3 | 125.6 | 133.1 | 88.5 | 86.2 | 66.3 | 130.8 | 92.7 | 15.0 | 141.2 | 124.8 | 103.0 | 140.5 | 11.9 |
| | 最終予算額(D) | 106,398 | 309,851 | 209,984 | 232,871 | 240,385 | 315,146 | 314,904 | 279,085 | 223,902 | 387,240 | 337,196 | 180,464 | 196,694 | 222,856 | 226,537 | 224,928 | - |
| | 対前年比(%) | 82.6 | 291.2 | 67.8 | 110.9 | 103.2 | 131.1 | 99.9 | 88.6 | 80.2 | 173.0 | 87.1 | 53.5 | 109.0 | 113.3 | 101.7 | 99.3 | - |
| 構成比 | Dのうち復興・創生 | 0 | 204,581 | 98,708 | 138,840 | 149,968 | 212,012 | 223,109 | 178,942 | 119,400 | 176,343 | 144,442 | 17,645 | 26,721 | 34,598 | 42,361 | 47,974 | - |
| | 対前年比(%) | - | 皆増 | 48.2 | 140.7 | 108.0 | 141.4 | 105.2 | 80.2 | 66.7 | 147.7 | 81.9 | 12.2 | 151.4 | 129.5 | 122.4 | 113.3 | - |
| | 当初予算額(C)/(A) | 11.4 | 11.0 | 16.0 | 14.3 | 17.0 | 18.3 | 17.0 | 16.9 | 15.4 | 19.2 | 21.8 | 13.8 | 14.4 | 15.4 | 15.3 | 16.7 | 13.3 |
| 最終予算額(D)/(B) | 11.4 | 13.1 | 11.6 | 13.1 | 12.1 | 15.4 | 15.1 | 18.0 | 16.7 | 25.6 | 22.3 | 12.9 | 14.8 | 17.4 | 17.7 | 16.9 | - | |

※「最終予算額」は、R6までは最終専決後、R7は2月補正後の額であること。



II-2 令和8年度県当初予算(一般会計)

(単位：千円、%)

| 区分 | 県(A) | 構成比(%) | 土木部(B) | 構成比(%) | (B)/(A) |
|--------|---------------|---------|-------------|---------|---------|
| 議会費 | 1,754,847 | 0.14% | | | |
| 総務費 | 87,617,006 | 6.95% | 2,120,236 | 1.27% | 2.4% |
| 民生費 | 146,508,793 | 11.62% | 107,283 | 0.06% | 0.1% |
| 衛生費 | 49,440,940 | 3.92% | | | |
| 労働費 | 5,081,257 | 0.40% | | | |
| 農林水産業費 | 86,971,315 | 6.90% | 429,473 | 0.26% | 0.5% |
| 商工費 | 144,279,499 | 11.45% | | | |
| 土木費 | 159,038,307 | 12.62% | 159,038,307 | 94.92% | 100.0% |
| 警察費 | 52,853,841 | 4.19% | | | |
| 教育費 | 246,473,811 | 19.56% | | | |
| 災害復旧費 | 8,439,161 | 0.68% | 5,324,333 | 3.19% | 63.1% |
| 公債費 | 145,921,870 | 11.58% | 523,824 | 0.31% | 0.4% |
| 諸支出金 | 125,226,353 | 9.93% | | | |
| 予備費 | 1,000,000 | 0.08% | | | |
| 合計 | 1,260,607,000 | 100.00% | 167,543,456 | 100.00% | 13.3% |

II-3 令和8年度土木部当初予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

| 科目 (款項目) | 予算額 | 財源内訳 | | | 一般財源 |
|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 特定財源 | | | |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 総務費 | 2,120,236 | 148,370 | 1,309,600 | 574,461 | 87,805 |
| 総務管理費 | 403,906 | | | 316,501 | 87,405 |
| 財産管理費 | 403,906 | | | 316,501 | 87,405 |
| 企画費 | 404,079 | 146,119 | | 257,960 | |
| 地域振興費 | 404,079 | 146,119 | | 257,960 | |
| 自治振興費 | 1,310,000 | | 1,309,600 | | 400 |
| 市町村振興費 | 1,310,000 | | 1,309,600 | | 400 |
| 統計調査費 | 2,251 | 2,251 | | | |
| 建設統計調査費 | 2,251 | 2,251 | | | |
| 民生費 | 107,283 | 2,040 | 90,900 | 2,202 | 12,141 |
| 社会福祉費 | 101,000 | | 90,900 | | 10,100 |
| 社会福祉総務費 | 101,000 | | 90,900 | | 10,100 |
| 災害救助費 | 6,283 | 2,040 | | 2,202 | 2,041 |
| 災害救助費 | 6,283 | 2,040 | | 2,202 | 2,041 |
| 農林水産業費 | 429,473 | 122,000 | 172,600 | 16,254 | 118,619 |
| 水産業費 | 429,473 | 122,000 | 172,600 | 16,254 | 118,619 |
| 漁港管理費 | 216,823 | 56,000 | 51,500 | 16,254 | 93,069 |
| 漁港改良費 | 45,700 | | 30,800 | | 14,900 |
| 漁港建設費 | 166,950 | 66,000 | 90,300 | | 10,650 |
| 土木費 | 159,038,307 | 24,599,564 | 83,396,200 | 19,611,884 | 31,430,659 |
| 土木管理費 | 14,542,845 | 39,520 | 1,291,700 | 409,065 | 12,802,560 |
| 土木総務費 | 12,344,231 | 39,520 | 188,800 | 284,558 | 11,831,353 |
| 建設業指導監督費 | 130,474 | | | 124,507 | 5,967 |
| 生活基盤緊急改善費 | 2,068,140 | | 1,102,900 | | 965,240 |
| 道路橋りょう費 | 80,527,772 | 16,777,366 | 44,725,200 | 10,029,266 | 8,995,940 |
| 道路橋りょう総務費 | 1,254,659 | | 37,500 | 19,082 | 1,198,077 |
| 道路橋りょう維持費 | 43,696,550 | 11,456,539 | 18,658,300 | 7,922,872 | 5,658,839 |
| 道路橋りょう改良費 | 13,349,017 | | 12,863,900 | 2,000 | 483,117 |
| 道路橋りょう整備費 | 13,432,435 | 5,320,827 | 4,400,900 | 2,085,312 | 1,625,396 |
| 国直轄道路事業費負担金 | 8,794,000 | | 8,764,600 | | 29,400 |
| 高速道路整備費 | 1,111 | | | | 1,111 |
| 河川海岸費 | 43,836,963 | 5,223,296 | 32,477,900 | 3,037,901 | 3,097,866 |
| 河川海岸総務費 | 13,605,932 | 108,747 | 11,101,800 | 1,500,244 | 895,141 |
| 河川海岸改良費 | 9,218,618 | | 8,661,600 | 319,481 | 237,537 |
| 河川事業費 | 3,557,043 | 1,455,427 | 974,900 | 518,433 | 608,283 |
| ダム事業費 | 727,842 | 210,412 | 311,200 | 193,096 | 13,134 |
| 河川等災害関連費 | 4,325,796 | 2,454,143 | 1,581,600 | 113,976 | 176,077 |
| 砂防施設費 | 3,137,479 | 60,000 | 2,703,600 | 323,508 | 50,371 |
| 砂防事業費 | 2,171,900 | 934,455 | 669,400 | 60,100 | 507,945 |
| 水防費 | 17,380 | 112 | 5,900 | 9,063 | 2,305 |
| 国直轄河川事業費負担金 | 7,074,973 | | 6,467,900 | | 607,073 |

(単位：千円)

| 科目 (款項目) | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 港湾費 | 6,927,113 | 468,421 | 2,508,700 | 1,822,606 | 2,127,386 |
| 港湾管理費 | 4,428,825 | | 581,000 | 1,822,606 | 2,025,219 |
| 港湾改良費 | 130,488 | 88,421 | | | 42,067 |
| 港湾建設費 | 870,400 | 380,000 | 441,000 | | 49,400 |
| 国直轄港湾事業費負担金 | 1,497,400 | | 1,486,700 | | 10,700 |
| 空港費 | 1,439,180 | 345,000 | 325,000 | 111,020 | 658,160 |
| 空港建設費 | 260,000 | 130,000 | 116,800 | | 13,200 |
| 空港管理費 | 1,179,180 | 215,000 | 208,200 | 111,020 | 644,960 |
| 都市計画費 | 7,249,145 | 905,965 | 846,900 | 3,238,906 | 2,257,374 |
| 都市計画総務費 | 4,647,607 | | | 2,679,036 | 1,968,571 |
| 都市施設改良費 | 727,746 | 15,500 | 30,100 | 485,108 | 197,038 |
| 都市計画事業費 | 1,873,792 | 890,465 | 816,800 | 74,762 | 91,765 |
| 住宅費 | 4,515,289 | 839,996 | 1,220,800 | 963,120 | 1,491,373 |
| 住宅総務費 | 501,595 | 11,931 | | 57,152 | 432,512 |
| 住宅管理費 | 1,873,960 | 4,016 | | 899,573 | 970,371 |
| 住宅建設費 | 2,133,339 | 824,049 | 1,220,800 | | 88,490 |
| 特定優良賃貸住宅費 | 6,395 | | | 6,395 | |
| 災害復旧費 | 5,324,333 | 3,283,338 | 1,825,900 | | 215,095 |
| 農林水産施設災害復旧費 | 343,000 | 220,981 | 121,700 | | 319 |
| 漁港災害復旧費 | 343,000 | 220,981 | 121,700 | | 319 |
| 土木施設災害復旧費 | 4,981,333 | 3,062,357 | 1,704,200 | | 214,776 |
| 土木災害復旧費 | 4,663,333 | 2,857,483 | 1,591,400 | | 214,450 |
| 港湾災害復旧費 | 318,000 | 204,874 | 112,800 | | 326 |
| 公債費 | 523,824 | | | | 523,824 |
| 公債費 | 523,824 | | | | 523,824 |
| 元金 | 523,824 | | | | 523,824 |
| 合計 | 167,543,456 | 28,155,312 | 86,795,200 | 20,204,801 | 32,388,143 |
| (一般財源使用可能額) | 0 | 4,777,972 | | 4,221,117 | -8,999,089 |
| 再計 | 167,543,456 | 32,933,284 | 86,795,200 | 24,425,918 | 23,389,054 |

(2) 特別会計

①福島県土地取得事業特別会計

(単位：千円)

| 科目 (款項目) | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|--------------|-----------|-------|-----|-----------|------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 土地取得事業費 | 1,650,000 | | | 1,650,000 | |
| 公共用地取得事業費 | 1,650,000 | | | 1,650,000 | |
| 道路事業費 | 1,050,000 | | | 1,050,000 | |
| 用地取得円滑化対策事業費 | 100,000 | | | 100,000 | |
| 公共用地取得費 | 500,000 | | | 500,000 | |
| 繰出金 | 1,650,000 | | | 1,650,000 | |
| 基金繰出金 | 1,650,000 | | | 1,650,000 | |
| 土地取得基金繰出金 | 1,650,000 | | | 1,650,000 | |
| 合計 | 3,300,000 | | | 3,300,000 | |

②福島県港湾整備事業特別会計

(単位：千円)

| 科目 (款項目) | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|-------------|-----------|-------|-----------|-----------|------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 小名浜港湾整備事業費 | 4,765,257 | | 1,266,900 | 3,498,357 | |
| ふ頭埋立造成費 | 2,998,980 | | 839,800 | 2,159,180 | |
| ふ頭埋立造成費 | 840,000 | | 839,800 | 200 | |
| 公債費 | 1,319,180 | | | 1,319,180 | |
| 一般会計繰出金 | 839,800 | | | 839,800 | |
| 荷役機械整備費 | 1,673,674 | | 427,100 | 1,246,574 | |
| 荷役機械建造費 | 427,300 | | 427,100 | 200 | |
| 荷役機械管理運営費 | 98,178 | | | 98,178 | |
| 公債費 | 721,096 | | | 721,096 | |
| 一般会計繰出金 | 427,100 | | | 427,100 | |
| 上屋管理運営費 | 37,415 | | | 37,415 | |
| 上屋管理運営費 | 18,499 | | | 18,499 | |
| 公債費 | 18,916 | | | 18,916 | |
| 港湾施設管理運営費 | 55,188 | | | 55,188 | |
| 船舶給水管理運営費 | 26,329 | | | 26,329 | |
| 港湾施設管理運営費 | 26,134 | | | 26,134 | |
| 公債費 | 2,725 | | | 2,725 | |
| 相馬港湾整備事業費 | 941,513 | | 14,500 | 927,013 | |
| ふ頭埋立造成費 | 859,984 | | | 859,984 | |
| 公債費 | 859,984 | | | 859,984 | |
| 一般会計繰出金 | | | | | |
| 災害復旧費 | | | | | |
| 上屋管理運営費 | 17,576 | | | 17,576 | |
| 上屋管理運営費 | 16,644 | | | 16,644 | |
| 公債費 | 932 | | | 932 | |
| 港湾施設管理運営費 | 5,317 | | | 5,317 | |
| 港湾施設管理運営費 | 1,020 | | | 1,020 | |
| 船舶給水管理運営費 | 4,170 | | | 4,170 | |
| 公債費 | 127 | | | 127 | |
| 荷役機械整備費 | 58,636 | | 14,500 | 44,136 | |
| 荷役機械管理運営費 | 26,612 | | | 26,612 | |
| 一般会計繰出金 | 14,500 | | | 14,500 | |
| 荷役機械建造費 | 14,700 | | | 14,700 | |
| 公債費 | 2,824 | | | 2,824 | |
| 中之作港湾整備事業費 | 1,570 | | | 1,570 | |
| ふ頭埋立造成費 | 1,570 | | | 1,570 | |
| 一般会計繰出金 | 1,570 | | | 1,570 | |
| 翁島港湾整備事業費 | 40,000 | | | 40,000 | |
| 港湾施設管理運営費 | 40,000 | | | 40,000 | |
| 港湾施設管理運営費 | 40,000 | | | 40,000 | |
| 合計 | 5,748,340 | | 1,281,400 | 4,466,940 | |

(3) 地方公営企業法に基づく会計

① 福島県流域下水道事業会計

収益の収入 (単位：千円)

| 科目 (款項) | 予算額 |
|------------|-----------|
| 流域下水道事業収益 | 9,322,622 |
| 営業収益 | 4,700,710 |
| 営業外収益 | 4,292,001 |
| 特別利益 | 329,911 |

収益の支出 (単位：千円)

| 科目 (款項) | 予算額 |
|------------|-----------|
| 流域下水道事業費用 | 9,417,335 |
| 営業費用 | 8,894,657 |
| 営業外費用 | 192,767 |
| 特別損失 | 329,911 |

資本的収入 (単位：千円)

| 科目 (款項) | 予算額 |
|------------|-----------|
| 資本的収入 | 2,632,729 |
| 企業債 | 343,100 |
| 補助金 | 783,400 |
| 繰入金 | 897,248 |
| 負担金等 | 608,981 |

資本的支出 (単位：千円)

| 科目 (款項) | 予算額 |
|------------|-----------|
| 資本的支出 | 2,633,686 |
| 建設改良費 | 1,408,810 |
| 固定資産購入費 | 7,660 |
| 企業債償還金 | 1,217,214 |
| 国庫補助金返還金 | 1 |
| 還付金及び返納金 | 1 |

Ⅱ－４ 令和8年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較

(単位:千円)

| 性 質 | R8 | | R7 | | | | 増減 | | 伸び率 | |
|---------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|-------------|---------|---------|
| | 当初(A) | 構成比 | 当初(B) | 構成比 | 2月補正後(C) | 構成比 | (A)－(B) | (A)－(C) | (A)/(B) | (A)/(C) |
| 【義務の経費】 | 9,198,474 | 5.5 | 8,165,651 | 3.8 | 7,805,401 | 3.5 | 1,032,823 | 1,393,073 | 112.6 | 117.8 |
| 【一般事業費】 | 18,021,400 | 10.8 | 16,657,116 | 7.8 | 17,599,100 | 7.8 | 1,364,284 | 422,300 | 108.2 | 102.4 |
| 【公共事業費】 | 140,323,582 | 83.8 | 189,039,060 | 88.4 | 199,523,608 | 88.7 | -48,715,478 | -59,200,026 | 74.2 | 70.3 |
| 1. 維持補修事業 | 56,903,279 | 34.0 | 53,851,430 | 25.2 | 70,152,188 | 31.2 | 3,051,849 | -13,248,909 | 105.7 | 81.1 |
| 道 路 | 41,541,544 | 24.8 | 37,896,835 | 17.7 | 51,859,635 | 23.1 | 3,644,709 | -10,318,091 | 109.6 | 80.1 |
| 河川・ダム・海岸 | 12,383,279 | 7.4 | 12,665,263 | 5.9 | 13,894,747 | 6.2 | -281,984 | -1,511,468 | 97.8 | 89.1 |
| 砂 防 | 798,879 | 0.5 | 1,018,179 | 0.5 | 1,433,679 | 0.6 | -219,300 | -634,800 | 78.5 | 55.7 |
| 漁港・港湾 | 1,020,017 | 0.6 | 1,204,217 | 0.6 | 1,905,617 | 0.8 | -184,200 | -885,600 | 84.7 | 53.5 |
| 空 港 | 562,266 | 0.3 | 495,917 | 0.2 | 487,491 | 0.2 | 66,349 | 74,775 | 113.4 | 115.3 |
| 都市計画 | 597,294 | 0.4 | 571,019 | 0.3 | 571,019 | 0.3 | 26,275 | 26,275 | 104.6 | 104.6 |
| 2. 県単公共事業 | 49,775,523 | 29.7 | 101,599,954 | 47.5 | 97,410,250 | 43.3 | -51,824,431 | -47,634,727 | 49.0 | 51.1 |
| 道 路 | 27,534,385 | 16.4 | 72,301,264 | 33.8 | 62,990,445 | 28.0 | -44,766,879 | -35,456,060 | 38.1 | 43.7 |
| 河川・ダム・海岸 | 11,408,233 | 6.8 | 17,113,692 | 8.0 | 21,210,412 | 9.4 | -5,705,459 | -9,802,179 | 66.7 | 53.8 |
| 砂 防 | 4,227,600 | 2.5 | 4,050,400 | 1.9 | 5,056,017 | 2.2 | 177,200 | -828,417 | 104.4 | 83.6 |
| 漁港・港湾 | 1,131,638 | 0.7 | 824,227 | 0.4 | 562,812 | 0.3 | 307,411 | 568,826 | 137.3 | 201.1 |
| 都市計画 | 1,768,888 | 1.1 | 3,679,542 | 1.7 | 3,977,048 | 1.8 | -1,910,654 | -2,208,160 | 48.1 | 44.5 |
| 住 宅 | 1,778,539 | 1.1 | 1,705,083 | 0.8 | 1,703,400 | 0.8 | 73,456 | 75,139 | 104.3 | 104.4 |
| そ の 他 | 1,926,240 | 1.1 | 1,925,746 | 0.9 | 1,910,116 | 0.8 | 494 | 16,124 | 100.0 | 100.8 |
| 3. 一般公共事業 | 33,644,780 | 20.1 | 33,587,676 | 15.7 | 31,961,170 | 14.2 | 57,104 | 1,683,610 | 100.2 | 105.3 |
| (1) 普通建設事業 | 10,962,874 | 6.5 | 8,309,621 | 3.9 | 14,254,692 | 6.3 | 2,653,253 | -3,291,818 | 131.9 | 76.9 |
| 道 路 | 2,963,773 | 1.8 | 2,326,299 | 1.1 | 4,752,426 | 2.1 | 637,474 | -1,788,653 | 127.4 | 62.4 |
| 河川・ダム・海岸 | 6,421,066 | 3.8 | 3,835,383 | 1.8 | 5,817,988 | 2.6 | 2,585,683 | 603,078 | 167.4 | 110.4 |
| 砂 防 | 282,900 | 0.2 | 756,800 | 0.4 | 1,537,900 | 0.7 | -473,900 | -1,255,000 | 37.4 | 18.4 |
| 漁港・港湾 | 81,900 | 0.0 | 233,000 | 0.1 | 1,014,200 | 0.5 | -151,100 | -932,300 | 35.2 | 8.1 |
| 空 港 | 260,000 | 0.2 | 339,000 | 0.2 | 339,000 | 0.2 | -79,000 | -79,000 | 76.7 | 76.7 |
| 都市計画 | 598,435 | 0.4 | 674,139 | 0.3 | 577,178 | 0.3 | -75,704 | 21,257 | 88.8 | 103.7 |
| 住 宅 | 354,800 | 0.2 | 145,000 | 0.1 | 216,000 | 0.1 | 209,800 | 138,800 | 244.7 | 164.3 |
| (2) 災害復旧事業 | 5,315,533 | 3.2 | 6,762,205 | 3.2 | 2,718,743 | 1.2 | -1,446,672 | 2,596,790 | 78.6 | 195.5 |
| (3) 国直轄事業負担金 | 17,366,373 | 10.4 | 18,515,850 | 8.7 | 14,987,735 | 6.7 | -1,149,477 | 2,378,638 | 93.8 | 115.9 |
| 道 路 | 8,794,000 | 5.2 | 9,822,000 | 4.6 | 8,098,096 | 3.6 | -1,028,000 | 695,904 | 89.5 | 108.6 |
| 河 川 | 7,074,973 | 4.2 | 6,440,450 | 3.0 | 5,771,159 | 2.6 | 634,523 | 1,303,814 | 109.9 | 122.6 |
| 港 湾 | 1,497,400 | 0.9 | 2,253,400 | 1.1 | 1,118,480 | 0.5 | -756,000 | 378,920 | 66.5 | 133.9 |
| 合 計 (ア) | 167,543,456 | 100.0 | 213,861,827 | 100.0 | 224,928,109 | 100.0 | -46,318,371 | -57,384,653 | 78.3 | 74.5 |
| ※ 県 予 算 額 (イ) | 1,260,607,000 | | 1,281,798,762 | | 1,329,915,307 | | -21,191,762 | -69,308,307 | 98.3 | 94.8 |
| (ア) / (イ) | 13.3 | | 16.7 | | 16.9 | | | | | |

Ⅱ-5 令和8年度 土木部一般会計予算事業別内訳

(1) 通常枠

| 通常枠 | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|--------------------------|------------|--------|---------|-----------|------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 義務的経費 | 9,198,474 | 2,570 | 0 | 234,756 | 8,961,148 |
| 土木総室 | 8,431,070 | 1,109 | 0 | 200,959 | 8,229,002 |
| ルール分人件費+職員手当等【土木総務費】 | 7,835,268 | 0 | 0 | 144,571 | 7,690,697 |
| ルール分人件費+職員手当等【道路橋りょう総務費】 | 129,442 | 0 | 0 | 0 | 129,442 |
| ルール分人件費+職員手当等【河川海岸総務費】 | 217,468 | 1,109 | 0 | 55,072 | 161,287 |
| 一般管理事務経費（総務予算） | 96,884 | 0 | 0 | 461 | 96,423 |
| 土地収用法施行事業 | 3,833 | 0 | 0 | 143 | 3,690 |
| 一般管理事務経費（用地） | 148,175 | 0 | 0 | 712 | 147,463 |
| 企画技術総室 | 3,549 | 198 | 0 | 3,351 | 0 |
| 建設業法施行管理事業 | 377 | 0 | 0 | 377 | 0 |
| 建設業許可及び指導事業 | 2,974 | 0 | 0 | 2,974 | 0 |
| 建設工事施工統計調査事業 | 198 | 198 | 0 | 0 | 0 |
| 道路総室 | 516,256 | 0 | 0 | 5 | 516,251 |
| 道路管理事務（一般経費） | 6,459 | 0 | 0 | 5 | 6,454 |
| 地方道路整備臨時貸付金償還金 | 509,797 | 0 | 0 | 0 | 509,797 |
| 河川港湾総室 | 194,193 | 638 | 0 | 24,184 | 169,371 |
| 東山ダム管理費 | 4,289 | 0 | 0 | 2,120 | 2,169 |
| 鮫川水系ダム管理費 | 12,587 | 0 | 0 | 9,736 | 2,851 |
| 真野ダム管理費 | 4,315 | 0 | 0 | 2,178 | 2,137 |
| 日中ダム管理費 | 8,530 | 638 | 0 | 1,215 | 6,677 |
| 小玉ダム管理費 | 4,279 | 0 | 0 | 405 | 3,874 |
| 千五沢ダム管理費 | 4,291 | 0 | 0 | 2,251 | 2,040 |
| 河川審議会費 | 121 | 0 | 0 | 0 | 121 |
| 田島ダム管理費 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 裏磐梯三湖管理費 | 4,268 | 0 | 0 | 20 | 4,248 |
| 堀川ダム管理費 | 4,321 | 0 | 0 | 1,274 | 3,047 |
| 港湾管理経費 | 186 | 0 | 0 | 186 | 0 |
| ポートセールス事業 | 3,471 | 0 | 0 | 0 | 3,471 |
| 空港事務所運営事業 | 7,626 | 0 | 0 | 20 | 7,606 |
| 猪苗代湖管理費 | 4,248 | 0 | 0 | 1,000 | 3,248 |
| こまちダム管理費 | 4,262 | 0 | 0 | 79 | 4,183 |
| 木戸ダム管理費 | 4,320 | 0 | 0 | 2,046 | 2,274 |
| 河川砂防管理事務費 | 123,074 | 0 | 0 | 1,654 | 121,420 |
| 都市総室 | 46,057 | 0 | 0 | 2,955 | 43,102 |
| 都市計画総務事業（一般） | 32,030 | 0 | 0 | 2,955 | 29,075 |
| 地方道路整備臨時貸付金償還金 | 14,027 | 0 | 0 | 0 | 14,027 |
| 建築総室 | 7,349 | 625 | 0 | 3,302 | 3,422 |
| 営繕事務経費（経常経費） | 3,438 | 0 | 0 | 16 | 3,422 |
| 建築指導関連事務経費 | 3,911 | 625 | 0 | 3,286 | 0 |
| 一般事業費 | 16,227,155 | 38,991 | 232,200 | 4,243,535 | 11,712,429 |
| 土木総室 | 3,855,957 | 20 | 188,800 | 91,981 | 3,575,156 |
| 部局事業調整事業 | 25,000 | 0 | 0 | 0 | 25,000 |
| 一般管理事務経費（総務予算） | 237,292 | 20 | 43,900 | 214 | 193,158 |
| 土地収用法施行事業 | 4,073 | 0 | 0 | 2,214 | 1,859 |
| 一般管理事務経費（用地） | 14,347 | 0 | 0 | 8,291 | 6,056 |
| 災害事務管理システム運用事業 | 1,312 | 0 | 0 | 0 | 1,312 |
| 公共施設等維持補修基金（復興公営住宅） | 3,414,386 | 0 | 0 | 81,262 | 3,333,124 |
| 県有地管理事業 | 153,100 | 0 | 144,900 | 0 | 8,200 |
| （新）土木部技術職員確保対策事業 | 6,447 | 0 | 0 | 0 | 6,447 |
| 企画技術総室 | 339,102 | 1,253 | 0 | 131,291 | 206,558 |
| 建設工事施工統計調査事業 | 1,253 | 1,253 | 0 | 0 | 0 |
| 土木部職員専門研修委託事業 | 25,200 | 0 | 0 | 0 | 25,200 |
| 建設業許可及び指導事業 | 11,802 | 0 | 0 | 11,802 | 0 |
| 建設業振興事業 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 | 0 |
| 建設業法施行管理事業 | 8,323 | 0 | 0 | 8,323 | 0 |
| 環境にやさしいモデル工事推進事業 | 9,000 | 0 | 0 | 9,000 | 0 |
| 土木部ICT推進事業 | 484 | 0 | 0 | 0 | 484 |
| 一般管理事務経費（企画技術） | 3,615 | 0 | 0 | 0 | 3,615 |
| ふくしまイノベーション技術者育成事業 | 1,776 | 0 | 0 | 0 | 1,776 |
| 土木部高度情報化事業 | 167,941 | 0 | 0 | 1,135 | 166,806 |
| 地域に生きる建設企業支援事業 | 120 | 0 | 0 | 120 | 0 |
| 地域に根ざした建設企業新分野進出応援事業 | 184 | 0 | 0 | 0 | 184 |
| 流域治水推進事業 | 2,710 | 0 | 0 | 0 | 2,710 |
| 福島県建設業振興事業 | 6,694 | 0 | 0 | 911 | 5,783 |
| 道路総室 | 1,171,361 | 0 | 37,500 | 49,077 | 1,084,784 |
| 道路管理事務（一般経費） | 574,140 | 0 | 0 | 16,652 | 557,488 |
| 車庫整備事業（県単） | 114,039 | 0 | 37,500 | 0 | 76,539 |
| 高速道路関係行政推進にかかる運営経費等 | 1,111 | 0 | 0 | 0 | 1,111 |
| 福島県道路公社運転資金貸付事業 | 30,000 | 0 | 0 | 30,000 | 0 |
| 道路管理台帳システム運用事業 | 20,500 | 0 | 0 | 0 | 20,500 |
| 道路パトロール業務（アウトソーシング） | 247,329 | 0 | 0 | 2,425 | 244,904 |
| 道路維持補修業務（アウトソーシング） | 183,250 | 0 | 0 | 0 | 183,250 |
| 一般管理事務経費 | 992 | 0 | 0 | 0 | 992 |

| 通常枠 | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|---------------------|-----------|--------|-------|-----------|-----------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 河川港湾総室 | 5,048,739 | 912 | 5,900 | 2,166,703 | 2,875,224 |
| 港湾統計調査事業 | 800 | 800 | 0 | 0 | 0 |
| 漁港管理経費 | 4,324 | 0 | 0 | 3,786 | 538 |
| 東山ダム管理費 | 55,432 | 0 | 0 | 55,432 | 0 |
| 鮫川水系ダム管理費 | 158,510 | 0 | 0 | 158,510 | 0 |
| 真野ダム管理費 | 37,934 | 0 | 0 | 19,551 | 18,383 |
| 河川水門操作管理費 | 55,658 | 0 | 0 | 23,326 | 32,332 |
| 河川愛護関係経費 | 2,519 | 0 | 0 | 2,519 | 0 |
| 河川流域総合情報システム管理費 | 185,884 | 0 | 0 | 104,927 | 80,957 |
| 日中ダム管理費 | 29,395 | 0 | 0 | 2,114 | 27,281 |
| 小玉ダム管理費 | 35,652 | 0 | 0 | 3,126 | 32,526 |
| 千五沢ダム管理費 | 42,876 | 0 | 0 | 22,096 | 20,780 |
| 河川審議会費 | 125 | 0 | 0 | 0 | 125 |
| 田島ダム管理費 | 20,701 | 0 | 0 | 393 | 20,308 |
| 裏磐梯三湖管理費 | 38,087 | 0 | 0 | 35,135 | 2,952 |
| 堀川ダム管理費 | 36,808 | 0 | 0 | 10,964 | 25,844 |
| 猪苗代湖管理費 | 19,124 | 0 | 0 | 4,496 | 14,628 |
| 港湾整備事業特別会計繰出金 | 3,043,799 | 0 | 0 | 1,281,400 | 1,762,399 |
| 港湾管理経費 | 119,851 | 0 | 0 | 79,818 | 40,033 |
| ポートセールス事業 | 9,458 | 0 | 0 | 0 | 9,458 |
| 空港管理運営事業（経常経費） | 51 | 0 | 0 | 0 | 51 |
| 空港管理運営事業（行政経費） | 46,297 | 0 | 0 | 0 | 46,297 |
| 空港維持管理事業 | 292,505 | 0 | 0 | 0 | 292,505 |
| 水文観測費 | 8,302 | 0 | 0 | 6,152 | 2,150 |
| 港湾保安対策事業 | 423,474 | 0 | 0 | 293,077 | 130,397 |
| こまちダム管理費 | 27,536 | 0 | 0 | 417 | 27,119 |
| 木戸ダム管理費 | 38,705 | 0 | 0 | 38,705 | 0 |
| 河川砂防管理事務費 | 14,590 | 0 | 0 | 11,261 | 3,329 |
| 水防管理経費 | 9,712 | 112 | 0 | 8,048 | 1,552 |
| 水防訓練活動費 | 1,668 | 0 | 0 | 1,015 | 653 |
| 水防施設整備費 | 6,000 | 0 | 5,900 | 0 | 100 |
| 土砂災害情報システム管理費 | 11,292 | 0 | 0 | 0 | 11,292 |
| 空港事務所運営事業 | 270,435 | 0 | 0 | 0 | 270,435 |
| 港湾運営経費 | 800 | 0 | 0 | 0 | 800 |
| 不法占用対策費 | 435 | 0 | 0 | 435 | 0 |
| 都市総室 | 4,053,077 | 25,500 | 0 | 1,641,346 | 2,386,231 |
| 各種協議会等負担金事業 | 1,878 | 0 | 0 | 0 | 1,878 |
| 都市計画推進事業 | 34,000 | 0 | 0 | 7,000 | 27,000 |
| 盛土規制基礎調査事業 | 20,000 | 0 | 0 | 0 | 20,000 |
| 都市公園管理事業（一般） | 215,778 | 0 | 0 | 22,270 | 193,508 |
| 都市公園管理事業（行政） | 919,400 | 0 | 0 | 0 | 919,400 |
| 都市計画総務事業（一般） | 12,076 | 0 | 0 | 12,076 | 0 |
| （新）流域下水道事業会計繰出金 | 1,208,945 | 0 | 0 | 0 | 1,208,945 |
| 流域下水道事業会計貸付金 | 1,600,000 | 0 | 0 | 1,600,000 | 0 |
| （新）社会基盤施設等探訪事業 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0 | 0 |
| （新）流域別下水道整備総合計画策定業務 | 31,000 | 15,500 | 0 | 0 | 15,500 |
| 建築総室 | 1,758,919 | 11,306 | 0 | 163,137 | 1,584,476 |
| 営繕事務経費（経常経費） | 5,027 | 0 | 0 | 47 | 4,980 |
| 建築指導関連事務経費 | 5,653 | 0 | 0 | 5,653 | 0 |
| 建築基準法施行事業 | 10,008 | 1,306 | 0 | 8,702 | 0 |
| 宅地建物取引業法施行事業 | 2,181 | 0 | 0 | 2,181 | 0 |
| 県営住宅管理事務経費 | 1,076 | 0 | 0 | 0 | 1,076 |
| 県営住宅管理事業 | 930,725 | 0 | 0 | 5 | 930,720 |
| 共同施設事業 | 102,386 | 0 | 0 | 102,386 | 0 |
| 特別県営住宅管理事業 | 6,395 | 0 | 0 | 6,395 | 0 |
| 建築企画関連事務経費 | 1,665 | 0 | 0 | 0 | 1,665 |
| 地域住宅計画等推進事業 | 21,837 | 10,000 | 0 | 0 | 11,837 |
| 住宅セーフティネット促進補助事業 | 9,070 | 0 | 0 | 0 | 9,070 |
| 県有施設維持保全事業 | 395,431 | 0 | 0 | 428 | 395,003 |
| 住宅安全ストック形成事業 | 35,787 | 0 | 0 | 30 | 35,757 |
| ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 | 37,300 | 0 | 0 | 37,300 | 0 |
| 建築物耐震化促進事業 | 29,866 | 0 | 0 | 0 | 29,866 |
| 福島県多世代同居・近居推進事業 | 56,521 | 0 | 0 | 0 | 56,521 |
| 福島県住宅確保要配慮者支援事業 | 5,910 | 0 | 0 | 0 | 5,910 |
| 来て ふくしま 住宅取得支援事業 | 99,500 | 0 | 0 | 0 | 99,500 |
| ふくしま建築文化発信事業 | 2,571 | 0 | 0 | 0 | 2,571 |
| （新）ふくしま木造化・木質化促進事業 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 |

| 通常枠 | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|-----------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 公共事業費計 | 134,991,217 | 26,735,056 | 86,563,000 | 11,488,294 | 10,204,867 |
| 維持補修事業 | 56,903,279 | 11,894,539 | 28,788,800 | 9,805,508 | 6,414,432 |
| 企画技術総室 | 1,020,700 | 0 | 869,800 | 0 | 150,900 |
| 生活基盤緊急改善事業（企画技術・維持補修） | 150,700 | 0 | 0 | 0 | 150,700 |
| 建設発生土適正処理推進事業 | 870,000 | 0 | 869,800 | 0 | 200 |
| 道路総室 | 41,390,844 | 11,456,539 | 16,353,400 | 7,922,872 | 5,658,033 |
| 道路維持補修事業 | 30,176,655 | 9,327,730 | 12,635,600 | 7,420,171 | 793,154 |
| 災害防除事業（県単） | 3,379,200 | 0 | 3,223,200 | 0 | 156,000 |
| 除雪事業（県単） | 3,034,231 | 0 | 494,600 | 7,701 | 2,531,930 |
| 除雪事業（交付金） | 4,257,618 | 2,128,809 | 0 | 0 | 2,128,809 |
| 補修機械管理事業 | 48,140 | 0 | 0 | 0 | 48,140 |
| 道路占用復旧事業 | 495,000 | 0 | 0 | 495,000 | 0 |
| 河川港湾総室 | 13,894,441 | 438,000 | 11,565,600 | 1,409,636 | 481,205 |
| 漁港維持管理事業 | 97,249 | 0 | 0 | 12,468 | 84,781 |
| 建設DX推進事業 | 110,250 | 52,500 | 51,500 | 0 | 6,250 |
| 漁港維持管理事業（海岸漂着物） | 5,000 | 3,500 | 0 | 0 | 1,500 |
| 砂防施設維持管理事業 | 798,879 | 60,000 | 492,900 | 196,408 | 49,571 |
| 港湾維持管理事業 | 211,518 | 0 | 0 | 168,125 | 43,393 |
| 港湾維持管理事業（長寿命化） | 596,000 | 0 | 581,000 | 0 | 15,000 |
| ダム維持管理事業 | 417,520 | 0 | 290,600 | 83,635 | 43,285 |
| 河川海岸維持管理事業 | 11,095,759 | 107,000 | 9,941,400 | 838,000 | 209,359 |
| 空港維持補修事業 | 562,266 | 215,000 | 208,200 | 111,000 | 28,066 |
| 都市総室 | 597,294 | 0 | 0 | 473,000 | 124,294 |
| 公園維持補修事業 | 590,994 | 0 | 0 | 473,000 | 117,994 |
| 公園維持補修事業（復興祈念公園） | 6,300 | 0 | 0 | 0 | 6,300 |
| 県単公共事業 | 44,443,158 | 6,207,746 | 34,828,000 | 1,038,686 | 2,368,726 |
| 企画技術総室 | 1,566,083 | 0 | 800,000 | 0 | 766,083 |
| 生活基盤緊急改善事業（企画技術） | 1,566,083 | 0 | 800,000 | 0 | 766,083 |
| 道路総室 | 23,102,820 | 2,869,054 | 19,619,100 | 2,000 | 612,666 |
| やさしい道づくり推進事業 | 101,000 | 0 | 90,900 | 0 | 10,100 |
| 市町村合併支援道路整備事業 | 1,310,000 | 0 | 1,309,600 | 0 | 400 |
| 市町村等事業指導事務費（交付金） | 5,254 | 5,254 | 0 | 0 | 0 |
| 道路橋りょう改良事業（県単） | 13,107,708 | 0 | 12,863,900 | 2,000 | 241,808 |
| 道路調査事業（県単） | 241,309 | 0 | 0 | 0 | 241,309 |
| 交付金事業（道路） | 3,362,348 | 1,650,156 | 1,650,000 | 0 | 62,192 |
| 交付金事業（地域活性化・道路） | 2,553,000 | 1,097,149 | 1,399,800 | 0 | 56,051 |
| 歩いて走って健康づくり支援事業 | 116,495 | 116,495 | 0 | 0 | 0 |
| 道路長寿命化対策事業（公共） | 2,305,706 | 0 | 2,304,900 | 0 | 806 |
| 河川港湾総室 | 15,878,271 | 1,804,631 | 12,582,900 | 725,886 | 764,854 |
| 漁港改良事業 | 38,000 | 0 | 30,800 | 0 | 7,200 |
| 漁港調査事業 | 7,700 | 0 | 0 | 0 | 7,700 |
| 砂防施設整備事業 | 2,338,600 | 0 | 2,210,700 | 127,100 | 800 |
| 港湾施設機能強化事業 | 88,421 | 88,421 | 0 | 0 | 0 |
| 港湾調査事業 | 32,067 | 0 | 0 | 0 | 32,067 |
| 地域住宅計画等推進事業 | 10,000 | 0 | 0 | 0 | 10,000 |
| 県単災害復旧費 | 8,800 | 0 | 8,800 | 0 | 0 |
| 河川流域総合情報システム事業 | 428,000 | 0 | 426,200 | 0 | 1,800 |
| 市町村等事業指導事務費（交付金） | 2,010 | 2,010 | 0 | 0 | 0 |
| 河川海岸改良事業 | 8,661,419 | 0 | 8,189,200 | 310,000 | 162,219 |
| ふなっこふるさと川づくり事業 | 51,400 | 0 | 46,200 | 0 | 5,200 |
| 河川海岸調査事業 | 37,402 | 0 | 0 | 0 | 37,402 |
| 交付金事業（河川） | 1,529,605 | 622,000 | 648,400 | 224,205 | 35,000 |
| 交付金事業（砂防） | 1,649,000 | 685,200 | 529,600 | 55,100 | 379,100 |
| 交付金事業（漁港） | 85,050 | 27,000 | 52,000 | 0 | 6,050 |
| 交付金事業（港湾） | 870,400 | 380,000 | 441,000 | 0 | 49,400 |
| ダム調査事業 | 40,397 | 0 | 0 | 9,481 | 30,916 |
| 都市総室 | 2,118,445 | 711,012 | 924,500 | 310,800 | 172,133 |
| 街路調査事業 | 24,216 | 0 | 0 | 12,108 | 12,108 |
| 元気ふくしま地域づくり交流促進事業 | 351,357 | 0 | 302,900 | 0 | 48,457 |
| 市町村等事業指導事務費（交付金）（都市） | 4,000 | 4,000 | 0 | 0 | 0 |
| 公園事業 | 40,185 | 0 | 30,100 | 0 | 10,085 |
| 市町村下水道事業等補助金 | 35,051 | 0 | 0 | 0 | 35,051 |
| 市町村等事業指導事務費（交付金）（下水道） | 5,035 | 5,035 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金事業（公園） | 358,322 | 171,106 | 168,500 | 0 | 18,716 |
| 交付金事業（街路） | 750,550 | 367,252 | 312,400 | 35,838 | 35,060 |
| 街路事業 | 100,650 | 0 | 85,900 | 4,894 | 9,856 |
| 公共施設整備事業（公園） | 383,740 | 125,780 | 0 | 257,960 | 0 |
| （新）公共施設整備事業（復興祈念公園） | 10,339 | 10,339 | 0 | 0 | 0 |
| 地域脱炭素移行・再エネ推進事業 | 55,000 | 27,500 | 24,700 | 0 | 2,800 |
| 建築総室 | 1,777,539 | 823,049 | 901,500 | 0 | 52,990 |
| 県営住宅改善事業 | 1,731,983 | 777,493 | 901,500 | 0 | 52,990 |
| 市町村等事業指導事務費（交付金） | 45,556 | 45,556 | 0 | 0 | 0 |

| 通常枠 | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|----------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 一般公共事業 | 33,644,780 | 8,632,771 | 22,946,200 | 644,100 | 1,421,709 |
| 普通建設事業 | 10,962,874 | 5,349,433 | 4,409,900 | 644,100 | 559,441 |
| 道路総室 | 2,963,773 | 1,557,356 | 1,351,100 | 3,770 | 51,547 |
| 補助事業（道路） | 2,958,255 | 1,551,838 | 1,351,100 | 3,770 | 51,547 |
| 市町村等事業指導事務費（補助） | 5,518 | 5,518 | 0 | 0 | 0 |
| 河川港湾総室 | 7,045,866 | 3,478,305 | 2,514,200 | 606,300 | 447,061 |
| 補助事業（河川） | 1,367,428 | 512,000 | 326,500 | 294,228 | 234,700 |
| 河川災害復旧助成費 | 4,313,596 | 2,448,000 | 1,576,800 | 113,596 | 175,200 |
| 緊急砂防等災害関連費 | 12,200 | 6,143 | 4,800 | 380 | 877 |
| 補助事業（砂防） | 282,900 | 132,750 | 139,800 | 5,000 | 5,350 |
| ダムメンテナンス事業 | 727,842 | 210,412 | 311,200 | 193,096 | 13,134 |
| 補助事業（漁港） | 81,900 | 39,000 | 38,300 | 0 | 4,600 |
| 空港整備事業（補助） | 260,000 | 130,000 | 116,800 | 0 | 13,200 |
| 都市総室 | 598,435 | 313,772 | 225,300 | 34,030 | 25,333 |
| 補助事業（街路） | 593,000 | 308,337 | 225,300 | 34,030 | 25,333 |
| 市町村等事業指導事務費（補助）（都市） | 4,000 | 4,000 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村等事業指導事務費（補助）（下水道） | 1,435 | 1,435 | 0 | 0 | 0 |
| 建築総室 | 354,800 | 0 | 319,300 | 0 | 35,500 |
| 市街地再開発事業費補助事業 | 354,800 | 0 | 319,300 | 0 | 35,500 |
| 災害復旧事業 | 5,315,533 | 3,283,338 | 1,817,100 | 0 | 215,095 |
| 河川港湾総室 | 5,215,533 | 3,258,338 | 1,742,100 | 0 | 215,095 |
| 漁港公共災害復旧事業 | 343,000 | 220,981 | 121,700 | 0 | 319 |
| 公共災害復旧費 | 4,401,233 | 2,832,483 | 1,507,600 | 0 | 61,150 |
| 災害調査費 | 153,300 | 0 | 0 | 0 | 153,300 |
| 港湾公共災害復旧事業 | 318,000 | 204,874 | 112,800 | 0 | 326 |
| 建築総室 | 100,000 | 25,000 | 75,000 | 0 | 0 |
| 県営住宅災害復旧事業 | 100,000 | 25,000 | 75,000 | 0 | 0 |
| 国直轄事業負担金 | 17,366,373 | 0 | 16,719,200 | 0 | 647,173 |
| 道路総室 | 8,794,000 | 0 | 8,764,600 | 0 | 29,400 |
| 国直轄道路事業費負担金 | 8,794,000 | 0 | 8,764,600 | 0 | 29,400 |
| 河川港湾総室 | 8,572,373 | 0 | 7,954,600 | 0 | 617,773 |
| 国直轄河川事業費負担金 | 6,539,408 | 0 | 5,953,300 | 0 | 586,108 |
| 国直轄ダム事業費負担金 | 42,665 | 0 | 38,000 | 0 | 4,665 |
| 国直轄砂防事業費負担金 | 492,900 | 0 | 476,600 | 0 | 16,300 |
| 国直轄港湾事業費負担金 | 1,497,400 | 0 | 1,486,700 | 0 | 10,700 |
| 通常枠計 | 160,416,846 | 26,776,617 | 86,795,200 | 15,966,585 | 30,878,444 |

(2) 復興・創生枠

(単位:千円)

| 復興・創生枠 | 予算額 | 財源内訳 | | | |
|------------------------|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 一般事業費 | 1,794,245 | 45,556 | 0 | 940,135 | 808,554 |
| 土木総室 | 83,728 | 0 | 0 | 1,016 | 82,712 |
| 災害派遣職員等受入経費 | 76,813 | 0 | 0 | 1,000 | 75,813 |
| 出先機関庁舎維持管理事業 | 3,360 | 0 | 0 | 0 | 3,360 |
| 一般管理事務経費（総務予算） | 3,555 | 0 | 0 | 16 | 3,539 |
| 企画技術総室 | 59,000 | 39,500 | 0 | 2,000 | 17,500 |
| 震災伝承活動推進事業 | 2,000 | 0 | 0 | 2,000 | 0 |
| 建設産業の魅力・やりがい創出支援事業 | 57,000 | 39,500 | 0 | 0 | 17,500 |
| 河川港湾総室 | 20,268 | 0 | 0 | 0 | 20,268 |
| 港湾整備事業特別会計繰出金（復興・一般） | 20,268 | 0 | 0 | 0 | 20,268 |
| 都市総室 | 605,378 | 0 | 0 | 137,735 | 467,643 |
| 流域下水道事業会計繰出金（放射能対策事業） | 329,909 | 0 | 0 | 0 | 329,909 |
| 都市公園管理事業（再生・復興） | 275,469 | 0 | 0 | 137,735 | 137,734 |
| 建築総室 | 1,025,871 | 6,056 | 0 | 799,384 | 220,431 |
| 応急仮設住宅維持管理事業 | 1,842 | 0 | 0 | 1,842 | 0 |
| 空き家対策総合支援事業 | 85,641 | 0 | 0 | 0 | 85,641 |
| 災害救助法による救助 | 4,441 | 2,040 | 0 | 360 | 2,041 |
| 県営住宅管理事業（復興公営住宅） | 784,385 | 0 | 0 | 753,274 | 31,111 |
| 共同施設事業（復興公営住宅） | 43,908 | 0 | 0 | 43,908 | 0 |
| ふくしまぐらし住宅提供事業 | 11,480 | 4,016 | 0 | 0 | 7,464 |
| （新）社会基盤施設等探訪事業 | 94,174 | 0 | 0 | 0 | 94,174 |
| 公共事業費計 | 5,332,365 | 1,333,139 | 0 | 2,081,542 | 1,917,684 |
| 原単公共事業 | 5,332,365 | 1,333,139 | 0 | 2,081,542 | 1,917,684 |
| 道路総室 | 4,431,565 | 894,417 | 0 | 2,081,542 | 1,455,606 |
| 交付金事業（道路）（再生・復興） | 1,675,000 | 894,417 | 0 | 0 | 780,583 |
| 帰還環境整備交付金事業（道路） | 2,756,565 | 0 | 0 | 2,081,542 | 675,023 |
| 河川港湾総室 | 898,000 | 435,922 | 0 | 0 | 462,078 |
| 交付金事業（河川）（再生・復興） | 658,000 | 319,417 | 0 | 0 | 338,583 |
| 交付金事業（河川）（再生・復興） | 240,000 | 116,505 | 0 | 0 | 123,495 |
| 都市総室 | 1,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村等事業指導事務費（再生・復興）（都市） | 1,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 |
| 復興祈念公園整備事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建築総室 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村等事業指導事務費（再生・復興） | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| 復興・創生枠計 | 7,126,610 | 1,378,695 | 0 | 3,021,677 | 2,726,238 |

(3) 一般会計計

| | | | | | |
|----|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 合計 | 167,543,456 | 28,155,312 | 86,795,200 | 18,988,262 | 33,604,682 |
|----|-------------|------------|------------|------------|------------|

II-6 事項別事業内容

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 財産管理費 | 114 |
| 営繕管理費、県有施設管理費 | |
| 地域振興費 | 114 |
| 地域振興費、電源立地促進費 | |
| 市町村振興費 | 114 |
| 市町村合併支援道路整備事業費 | |
| 社会福祉総務費 | 114 |
| やさしい道づくり推進事業費 | |
| 災害救助費 | 114 |
| 救助費 | |
| 漁港管理費 | 114 |
| 漁港維持管理費、漁港管理費 | |
| 漁港改良費 | 115 |
| 漁港改良費、漁港調査費 | |
| 漁港建設費 | 115 |
| 漁港事業費 | |
| 生活基盤緊急改善費 | 115 |
| 生活基盤緊急改善費、地域づくり交流促進事業費 | |
| 道路橋りょう維持費 | 116 |
| 道路橋りょう維持費 | |
| 道路橋りょう改良費 | 117 |
| 道路橋りょう改良費 | |
| 道路橋りょう整備費 | 117 |
| 道路橋りょう整備費、道路橋りょう整備費（再生・復興） | |
| 高速道路整備費 | 117 |
| 高速道路整備促進費 | |
| 河川海岸総務費 | 117 |
| 東山ダム管理費、鮫川水系ダム管理費、真野ダム管理費、河川水門操作管理費 | |
| 河川環境整備費、河川流域総合情報システム管理費、日中ダム管理費 | |
| 小玉ダム管理費、千五沢ダム管理費、田島ダム管理費、裏磐梯三湖管理費 | |
| 堀川ダム管理費、水文観測費、猪苗代湖管理費、ダム維持管理費、水防施設整備費 | |
| 河川砂防管理事務費、こまちダム管理費、木戸ダム管理費、河川海岸維持管理費 | |
| 土砂災害情報システム管理費 | |
| 河川海岸改良費 | 120 |
| ダム調査費、河川流域総合情報システム事業費、河川海岸改良費、河川海岸調査費 | |
| 河川事業費 | 120 |
| 河川事業費、防災・減災対策等強化事業推進費 | |
| 海岸事業費 | 122 |
| 海岸事業費 | |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ダム事業費 | 122 |
| ダム事業費 | |
| 河川等災害関連費 | 122 |
| 河川災害関連費、河川災害復旧助成費、緊急砂防等災害関連費 | |
| 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金 | |
| 砂防施設費 | 125 |
| 砂防施設維持管理費、砂防施設費、砂防調査費 | |
| 砂防事業費 | 126 |
| 砂防事業費 | |
| 港湾管理費 | 130 |
| 港湾維持管理費、港湾管理費、港湾振興費、港湾保安対策費 | |
| 港湾改良費 | 131 |
| 港湾改良費、港湾調査費、港湾計画調査費 | |
| 港湾建設費 | 131 |
| 港湾事業費 | |
| 空港建設費 | 131 |
| 空港事業費 | |
| 空港管理費 | 131 |
| 空港管理運営費、空港維持管理費、空港維持補修費 | |
| 都市計画総務費 | 132 |
| 都市計画推進費、都市計画総務事業費、都市公園管理費（再生・復興） | |
| 都市施設改良費 | 132 |
| 街路調査費、公園事業費、下水道事業費、公園維持補修費 | |
| 都市計画事業費 | 132 |
| 市町村下水道整備代行事業費、街路事業費、都市公園事業費 | |
| 都市公園事業費（再生・復興）、市町村下水道整備受託事業費 | |
| 住宅総務費 | 133 |
| 住宅確保要配慮者支援費、民間住宅等対策費、空き家活用推進費（再生・復興） | |
| 多世代同居・近居推進費、住宅取得支援事業費 | |
| 住宅管理費 | 134 |
| 県営住宅管理費、県営住宅管理費（再生・復興）、共同施設費 | |
| 共同施設費（再生・復興） | |
| 住宅建設費 | 135 |
| 県営住宅改善費、市街地再開発事業費補助金 | |
| 特定優良賃貸住宅費 | 135 |
| 特別県営住宅管理費 | |
| 漁港災害復旧費 | 135 |
| 公共災害復旧費 | |
| 土木災害復旧費 | 135 |
| 公共災害復旧費、公共災害復旧費（再生・復興）、県単災害復旧費 | |
| 災害調査費、都市災害復旧費、県営住宅災害復旧費 | |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 港湾災害復旧費 | 136 |
| 公共災害復旧費 | |
| 土地取得事業費 | 136 |
| 道路事業費、用地取得円滑化対策事業費、公園事業費、用地先行取得事業費 | |
| 流域下水道事業会計 | 136 |
| 流域下水道調査費、流域下水道事業（県単分）、流域下水道事業（交付金） | |

V-6 事項別事業内容
II-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 予算科 | | 目 | | 財務区分 | | 事業主務課・室 | 事業概要 |
|---|--------|-----|---------|--------------------|---------------|-------|-------------------|---|------|
| | | 目 | 事 | 項 | 庫 | 市町村負担 | | | |
| 2 | 総務費 | | | | | | | | |
| 1 | 総務管理費 | 8 | 財産管理費 | 営繕管理費 | - | - | 営繕課 | 受託営繕・土木事業の円滑な執行のために必要となる事務経費。 | |
| | | | | 県有施設管理費 | - | - | 営繕課 | 1 県有施設維持保全事業 合同庁舎、職員公舎、出先庁舎の維持保全を図るため、各建物、設備の小破損補修、法定検査及び保守点検、補修工事を実施する。 2 ふくしま木造化・木質化促進事業 市町村や民間事業者が中大規模建築物を計画する際に木造化・木質化が検討・選択されるよう、木造化等の考 え方や検討手順を解説・助言する。 | |
| 3 | 企画費 | 4 | 地域振興費 | 地域振興費 電源立地促進費 | 9/10 10/10 | - | 河川整備課 まちづくり推進課 | 電源三法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）による電源立地地域対 策交付金により、発電用施設周辺地域における公用施設の整備を行う。 公共施設整備事業（公園） 県民の運動機会を確保するため、公園利用者の利便性や安全性の向上を図る。 公共施設整備事業（復興祈念公園） 復興祈念公園の来園者が利用する多目的広場にロボット芝刈り機を導入し、来園者の安全で快適な公園利用を確保 する。 社会基盤施設等探訪事業 県内の歴史的な社会基盤（土木・建築施設）を巡り、施設建設当時の時代背景を学べるモニターツアーを実施する とともに、社会基盤が県政の発展に果たしてきた役割等を県のポータルサイトやSNS等を活用して情報発信し、県 内外の方々への福島県への関心を高め、交流人口の拡大を図る。 | |
| 5 | 自治振興費 | 2 | 市町村振興費 | 市町村合併支援道路整 備事業費 | 1/2 | - | 道路整備課 | 合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良 により円滑な交通が確保されないなど、合併市町の一体化の支障となる道路の整備を行う。 | |
| 3 | 民生費 | | | | | | | | |
| 1 | 社会福祉費 | 1 | 社会福祉総務費 | やさしい道づくり推 進事業費 | - | - | 道路整備課 | 高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境を確保するため、歩道の拡幅・段差改善、 視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置、透水性舗装の舗設等を実施する。 | |
| 4 | 災害救助費 | 1 | 災害救助費 | 救助費 | 5/10 | - | 建築住宅課 建築指導課 | 東日本大震災による被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の維持管理や借上げ住宅の家賃支払い等を行う。 | |
| 6 | 農林水産業費 | | | | | | | | |
| 5 | 水産業費 | 9 | 漁港管理費 | 漁港維持管理費 | - | - | 港湾課 | 1 漁港維持管理事業 漁港の防波堤、物揚場、泊地、航路等（以下「漁港施設」という。）、漁港区域内海岸の堤防及び護岸等（以下「海 岸保全施設」という。）の維持補修を実施する。 2 漁港維持管理事業（海岸漂着物） 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観および環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等に關 する法律」に基づき、海岸漂着物の回収を実施する。 3 漁港維持管理事業（長寿命化） 漁港施設について、機能保全計画に基づく効率的な維持管理による長寿命化を図る。 漁港海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図った老朽化 対策を実施する。 | |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|----------|-----------|---------|-------|---------|---|
| | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| 10 漁港改良費 | 漁港管理費 | - | - | 港湾課 | 漁港管理経費 漁港管理者として、漁港施設の適正な維持管理を行う。 |
| | 漁港改良費 | - | - | 港湾課 | 漁港改良事業 漁港区域内の漁港施設並びに海岸保全施設の施設又は改良に係る事業で、次の各項に該当するもの。 1 漁港施設 (1) 漁港施設用地のうち、公共施設用地造成に関連して必要となる用地で、漁港管理者が行う用地造成事業。 (2) 小規模な事業で原則として総事業費は3千万円未満とし、短年度に事業効果を発揮できるもの、安全性及び利用効率が著しく高まると認められるもの。 2 海岸保全施設 (1) 高潮、侵食による被害の恐れがある海岸で次の各項に該当するもの。 ① 防護面積1km ² あたり2ha以上のもの。 ② 防護人口20人以上のもの。 ③ 防護面積2ha以内で公共施設を含むもの。 |
| | 漁港調査費 | - | - | 港湾課 | 漁港調査事業 漁港及び漁港海岸保全区域整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査（測量、地質調査、設計等）を実施する。 |
| 11 漁港建設費 | 漁港事業費 | 1/2 | - | 港湾課 | 補助事業（漁港） 【漁港施設機能強化事業】 漁港における地震、津波や高潮・波浪対策として、既存施設の改良により機能強化を実施する事業。 交付金事業（漁港） 【漁港海岸保全施設整備事業】 (1) 海岸堤防等老朽化対策事業 海岸堤防等の長寿命化を図りつつ、施設の老朽化対策を計画的に推進するための長寿命化計画の策定、調査、対策計画の策定、対策工事を実施する事業。 (2) 漁港海岸環境整備事業 海岸利用が増進される機能を発揮するために行う施設の新設もしくは改良を実施する事業。 【漁村再生交付金事業】 漁村再生計画に基づき漁港施設の整備を実施する事業。 |
| | 生活基盤緊急改善費 | - | - | 土木企画課 | 土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題、課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決が図られる事業。 ①お年寄りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②通勤、通学者が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③その他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善 |
| | 生活基盤緊急改善費 | - | - | 土木企画課 | 土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題、課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決が図られる事業。 ①お年寄りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②通勤、通学者が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③その他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善 |
| | 生活基盤緊急改善費 | - | - | 土木企画課 | 土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題、課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決が図られる事業。 ①お年寄りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②通勤、通学者が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③その他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善 |
| 8 土木費 | 1 土木管理費 | | | | |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算 | | 目 | 科 | 目 | | 事業主務課・室 | 事業概要 |
|---|---------|--|---|---|---|---|---|----------|--|
| | | 子 | 算 | | | 事 | 業 | | |
| | | 項 | 目 | 項 | 庫 | 区 | 分 | | |
| | | 地域づくり交流促進事業費 (1)元氣ふくくしま地域づくり交流促進事業 (2)交付金事業(地域づくり) | | | | | | まちづくり推進課 | 県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性を魅力ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつける施策を、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハードの両面から推進することにより、地域に愛着と誇りを持ち、未来に希望が持てる地域社会の実現を目指す。 ①文化や伝統、歴史的な街並み等の地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり ②観光資源の活用や広域的連携によって交流人口拡大を図る地域づくり ③自然との共生や環境の保全、良好な景観の形成等をテーマに、美しいふくしまを後世に継承する地域づくり ④子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり ⑤健康で生き生きと暮らせる地域づくり ⑥浜通り沿岸部の復興支援 ⑦風評被害私扶に向けた観光振興支援 |
| 2 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 | | | | | | 道路管理課 | <p>1 道路維持補修事業 県管理の国道及び県道の維持補修を実施する。</p> <p>(1) 一般補修費 道路の路面、路側の維持補修を常時行うものや道路の路肩部分に草花を植えるための経費。</p> <p>(2) 交通安全施設補修費 防護柵や視線誘導標、道路標識及び歩道等の交通安全施設を補修するための経費。</p> <p>(3) 道路照明更新費 道路及びトンネルのLED化を推進し、照明の長寿命化とCO2を排出削減するための経費。</p> <p>(4) 橋梁等補修費 橋梁等の修繕を図り、施設の長寿命化を図るとともに良好な道路環境を維持するための経費。</p> <p>(5) 舗装道路の維持補修のため、MCI3以下の箇所を重点的に舗装補修を実施する。 ※MCI(維持管理指数): わだち掘れ量、ひびわれ率から算出される指標</p> <p>2 道路長寿命化対策事業 将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保する。</p> <p>3 災害防除事業(県単) 道路防災点検及び日常の道路点検パトロール等の結果により、落石・崩落等の恐れがあり、対策の必要性が認められた危険箇所について、災害の発生を防止する対策を実施するもの。</p> <p>4 除雪事業(県単)、除雪事業(交付金) 積雪地域の冬期交通確保のため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(以下「雪寒法」という。)」に基づき道路の除雪事業、次の各項に該当するもの。 (1) 春先除雪及び一般除雪(県単) 積雪地域道路以外の除雪及び春先における交通確保のため行う除雪並びに除雪用機械の購入・整備。 (2) 一般除雪(交付金) 雪寒法第3条の規定により指定された「指定路線」について行う除雪及び除雪用機械の整備。</p> <p>5 補修機械管理事業 補修機械、その他の道路管理用建設機械の購入経費。 補修機械、その他の道路管理用建設機械車両の整備経費。</p> <p>6 道路占用復旧事業 上・下水道、ガス、電気及び電話の占用工事のため損傷した道路について、道法第38条の規定に基づき舗装等の復旧工事を実施する(その経費は同法第62条の規定に基づき原因者が負担する。)</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 項 | 算 科 目 | 目 的 | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|-----|----------|-----------|-----------|-------------------------|-------|-------------------------|---|
| | | | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| 5 費 | 道路橋りょう改良 | 道路橋りょう改良 | 道路橋りょう改良費 | — | — | 高速道路室 道路管理課 道路整備課 | <p>1 道路橋りょう改良事業（県単） 県土全体の発展を支える、効果的・効率的で代替性、早期回復性を併せ持つ緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワーク構築と地域の振興を支える道路整備を行う。</p> <p>①道路改良 ・生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小で交通障害となっている箇所の局部的な改良を行う。 ・地域が緊急に対応しなければならぬ課題（大規模開発プロジェクトなど）に応じて、地方公共団体からの要望が強い道路を整備する。</p> <p>②交通安全 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の多発している道路や渋滞箇所、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道及び自転車歩行者道、交差点改良等を整備する。</p> <p>③舗装改良 為激な交通量の増加等重要度が高まっている路線において、舗装改良を行う。</p> <p>④雪害 雪害指定路線において、雪崩、地吹雪、吹溜り、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交通を確保する。</p> |
| | | | | — | — | 道路計画課 高速道路室 道路整備課 | <p>2 道路調査事業（県単） （1）道路の改良を図るため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査及び概略設計、予備設計等を実施する。</p> <p>①道路事業調査 ・交付金事業等の新規採択に向けた道路概略設計、道路・構造物予備設計等、これらに必要な交通解析、地盤調査、環境調査等の各種調査を行い、また、必要に応じて実施測量及び実施設計を行う。</p> |
| | | | | 6.0/10 5.5/10 1/2 | — | 道路管理課 道路整備課 | <p>1 交付金事業（道路） 政策目的である活力創出を実現するため、県が作成した社会資本総合整備計画に基づき基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備を行う。</p> <p>・道路事業（一般国道、県道の新設、改築、修繕等に関する事業）</p> |
| 7 費 | 道路橋りょう整備 | 道路橋りょう整備 | 道路橋りょう整備費 | 4.5/10 | — | 道路整備課 | <p>2 交付金事業（地域活性化・道路） 新潟・山形・福島三県及び茨城・栃木・福島三県の連携による広域観光の取り組み、観光業全体のポトムアップと広域観光の活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路整備を実施する。</p> |
| | | | | 5.5/10 | — | 高速道路室 道路整備課 | <p>3 補助事業（道路） ・地域間の交流・連携を促進する地域高規格道路の整備を実施する。 ・安全で円滑な通行の確保や良好な景観の形成を図るため無電柱化整備を実施する。 ・関係機関（警察等）と連携し、地域の実情に応じた安全対策を実施する。</p> |
| | | | | 5.5/10 | — | 道路整備課 | <p>1 交付金事業（道路）（再生・復興） 2 帰還環境整備交付金事業（道路） 東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生・加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセス道路等を整備する。</p> |
| 9 | 高速道路整備費 | 高速道路整備促進費 | 高速道路整備促進費 | — | — | 高速道路室 | <p>高速道路の整備促進及びび活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進する。</p> |
| | | | | — | — | 河川整備課 | <p>洪水調節及びび会津若松市の上水道用水の確保を目的とした東山ダムの機能を維持する。</p> |
| 3 | 河川海岸費 | 河川海岸総務費 | 東山ダム管理費 | — | — | 河川整備課 | <p>洪水調節並びにいわき市の上水道用水及びいわき地方の工業用水の確保を目的とした高柴・四時両ダムの機能の維持並びに統合運用を実施する。鮫川水系ダム管理事務所の運営を行う。</p> |
| | | | | — | — | 河川整備課 | <p>鮫川水系ダム管理費</p> |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算 | 科 | 目 | | 事 | 項 | 目 | 財務 | | 区分 | 事業主務課・室 | 概要 |
|---|---|---|---|-----------------|---|---|---|---|----|---|-----------------------|--|----|
| | | | | 事 | 項 | | | | 国 | 庫 | | | |
| | | | | 真野ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節並びに相馬地方の上水道用水、工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした真野ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 河川水門操作管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 水門、樋門等の操作委託や点検を実施する。 | |
| | | | | 河川環境整備費 | | | | — | — | — | 河川計画課 | 【河川愛護関係経費】 河川環境の美化を図るため、河川愛護運動及び河川愛護団体の育成、不法投棄物件の除却を実施する。 【猪苗代湖安全利活用対策事業】 猪苗代湖の利用者が安全かつ快適に活用できるよう必要な対策を実施する。 | |
| | | | | 河川流域総合情報システム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 河川流域総合情報システムとして整備された雨量計、水位計等のシステムの維持管理を実施する。 | |
| | | | | 日中ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節並びに喜多方市の上水道用水、かんがい用水及び発電のための流量の確保を目的とした日中ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 小玉ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節並びにいわき市の上水道用水、いわき地方の工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした小玉ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 千五沢ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節並びにかんがい用水のための流量の確保を目的とした千五沢ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 田島ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節及び南会津町の上水道用水の確保を目的とした田島ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 裏磐梯三湖管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 裏磐梯三湖（榎原湖、小野川湖、秋元湖）による洪水調節機能を維持する。 | |
| | | | | 堀川ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節及び白河地方の上水道用水の確保を目的とした堀川ダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 水文観測費 | | | | — | — | — | 河川計画課 | 河川の水位流量等の把握のための観測を実施する。 | |
| | | | | 猪苗代湖管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 猪苗代湖による洪水調整機能を維持する。 | |
| | | | | ダム維持管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 管理ダムの各施設において、ダムの維持管理上支障を来している事象について、必要最小限の改修、補修工事を行い、施設の長寿命化を図る。 | |
| | | | | 水防施設整備費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 出水時に活用する水防資機材を配備するため、水防倉庫を整備する。 | |
| | | | | 河川砂防管理事務費 | | | | — | — | — | 河川計画課 砂防課 土木企画課 | 【河川砂防管理事務費】一級河川の指定区間、二級河川及び砂防関係法区域における管理の適正化を図るための経費。 (1) 河川台帳の整備及び河川区域内の土地の測量・調査・嘱託登記 (2) 河川巡視員による河川巡視 (3) 各種負担金経費 (4) 砂防巡視員による砂防関係法区域の巡視 【流域治水推進事業】流域治水プロジェクトにおける治水対策の実効性を高める取組を推進する。 | |
| | | | | こまちダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節及び小野町の上水道用水の確保を目的としたこまちダムの機能を維持する。 | |
| | | | | 木戸ダム管理費 | | | | — | — | — | 河川整備課 | 洪水調節並びに双葉地方の上水道用水及び工業用水の確保を目的とした木戸ダムの機能を維持する。 | |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 目 | | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|------------------|-------------|---------------|--------|------------------|-------|---|------------------|
| | 予 算 目 | 事 項 | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| | | 河川海岸維持管理費 | — | — | 河川整備課 | <p>1 河川海岸維持管理事業 一級河川（国直轄管理区間を除く。以下同じ。）及び二級河川の堤防、護岸、床止め、水門その他の河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）の維持補修を実施するもので、補助対象にならないもの。 河道内の堆砂除去や河川愛護団体等の協力のもと、雑草等の刈り払いを実施するなど、地域と連携した良好な河川環境の保全を図る。 海岸保全施設（漁港及び港湾の区域を除く。）の維持補修を実施する。</p> <p>2 海岸メンテナンス事業 【海岸堤防老朽化対策事業】 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、次の各項に該当するもの。 1 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。 2 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの。 3 海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること。 4 総事業費が都道府県が行うものにあつては5千万円以上、市町村が行うものにあつては2千5百万円以上であること。</p> <p>3 河川メンテナンス事業 【特定構造物更新事業】 河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づき実施する延命化に必要な措置であり、かつ、次のイ及びロに必要な総事業費が1施設当たり4億円以上であること。ただし、令和3年度までに採択された社会資本総合整備計画に基づく特定構造物改築事業については、総事業費が4億円以上であることを条件としない。 また、原則、施工を行う同一都道府県内の全ての河川管理施設（ダムを除く）の長寿命化計画にライフサイクルコストの削減に関する具体的な方針、施設の集約・撤去や新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト削減効果が記載されていること。（令和7年度までに記載する見込みである場合を含む） イ 長寿命化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置 ・ 「河川用ゲート・ポンプ設備点検・設備・更新検討マニュアル（案）の改定について」（平成27年5月18日付け国総施安第1号、国水環第13号）（以下、「マニュアル」という。）により、点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、施設区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性等を総合的に評価した結果に基づき装置・機器及び部品の更新のうち、その機能に致命的な影響が及ぶものへの延命化に必要な措置に係るもの ・ マニュアルにより、河川管理施設設備の信頼性の確保と機能保全を図ることを目的として実施する年点検で、点検にかかると事業費が1施設当たり年間2百万円以上であること ロ 河川管理施設の改築 ・ マニュアルに基づく点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、施設区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性等を総合的に評価した結果、延命化に必要な措置が不可能であり、全面改築が必要とされた施設の改築 【応急対策事業】 河川工作物の附属施設及び関連施設の構造が不十分若しくは適当でないため、または、老朽化が著しく前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて行う1施設当たり4億円未満の改良及び改善措置に係るものであつて、当該水系で実施する応急対策事業の総事業費から5千万円を控除した額を交付対象とする。 また、原則、施工を行う同一都道府県の全ての河川管理施設（ダムを除く）の長寿命化計画にライフサイクルコストの削減に関する具体的な方針、施設の集約・撤去や新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト削減効果が記載されていること。（令和7年度までに記載する見込みである場合を含む）</p> | |
| | | 土砂災害情報システム管理費 | — | — | 砂防課 | 土砂災害情報システムの維持管理を実施する。 | |

V-6 事項別事業内容

| 予 款 | 目 | 科 | 目 | | 財務区分 | | 事業主務課・室 | 事業概要 |
|--------|---------|---|-----------------|---|------|-------|----------------|---|
| | | | 事 | 項 | 国 | 市町村負担 | | |
| 2 | 河川海岸改良費 | | ダム調査費 | | - | - | 河川整備課 | 県管理ダム、貯水池及び河川放流の水質管理のため水質調査を実施する。 |
| | | | 河川流域総合情報システム事業費 | | - | - | 河川整備課 | 1 県内全域に整備された河川流域総合情報システムにおいて、稼働開始後、長年が経過し機器の老朽化が進んでいるため、雨量・水位観測所の機器を更新し機能強化を図る。 2 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置を行い、河川監視の強化を図る。 |
| 3 | 河川事業費 | | 河川海岸改良費 | | - | - | 河川整備課 | 1 河川海岸改良事業 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事のうち、その総事業費が小規模で早急に実施する必要があるもので、次の各項に該当するもの。 (1)事業規模が局部的であり、改修効果を短期間に発揮できるもの。 (2)災害復旧事業にあわせて一連の改良計画により施工する必要があるもの。 (3)その他、他事業に関連して必要となる河川改良で緊急を要するもの。 2 ふなっこのふさふささと川づくり事業 各河川が有する、或いは有していた河川環境特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、自然環境や生態系に配慮した河川整備を実施する。 (具体例) ワンドの保全・創出、一連区間の魚道工の設置 |
| | | | 河川調査費 | | - | - | 河川計画課 河川整備課 | 県が管理する河川について、地域開発計画との整合性を図りながら、河川基本計画及び新規改修計画を早期に策定するとともに、河川の適正利用と流水の正常な機能維持を図るための調査を実施する。 また、海岸保全基本計画を策定するための調査、一般公共海岸区域台帳の整備及び海岸保全区域見直し調査を実施する。 |
| 3 | 河川事業費 | | 河川事業費 | | | | 河川整備課 | 補助事業（河川） 【大規模特定河川事業】 事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とした事業であり、指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良に関する工事のうち、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上の事業であって、計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要なものについて、河川改修を実施する。 【事業間連携河川事業】 指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において施工される改良に関する工事であって整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とした河川改修を実施する。 なお、浸水の恐れがある地域の設定については、治水計画上の外力規模を対象とする。 |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|------------------|-----------------|---------|-------|---------|--|
| | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| | | 1/2 | - | 河川整備課 | <p>交付金事業(河川) 【広域河川改修事業】 指定区間内の一級河川又は二級河川において、水系、大支川等の単位で一括採択し、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な河川整備を実施する。</p> <p>【総合流域防災事業】 次のいずれかに該当するもの。 1 河川事業 (1) 指定区間内の一級河川及び二級河川において、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満であり、一定の計画に基づき施行される河川事業。 (2) 下記の事業のうち総事業費が50億円未満のもの。 ① 統合河川環境整備事業補助の採択基準に該当するもの。 ② 水量が豊富な河川から市街地に流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路整備。 ③ 堤防強化対策。 ④ 既設の遊水池又は、調整池等の改良。 ⑤ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益が1以上で総事業費が1億円以上のもの。 (3) 1事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等。 2 情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これららの河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害を受けるおそれの高い地区に係る、雨量計、水位計、水質計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを集集・処理・伝達するシステム、水位や流量等を予測・提供するシステム、並びに土石流、地すべり及びびびり崩れに関する予警報システムの整備。 3 浸水想定区域等調査 (1) 浸水想定区域調査 指定区間内の一級河川及び二級河川において、水防法に基づき指定河川又は指定する河川について実施する浸水想定区域の指定に係る調査。 (2) ハザードマップ調査 水防法に基づく浸水想定区域の指定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項及び周知に係る調査。</p> <p>【効果促進事業】 県民の水災害に対する危機管理意識の向上を図るための事業や、水防資材の整備などを、河川改修事業と一体的に実施する。</p> |
| | 防災・減災対策等強化事業推進費 | 1/2 | - | 河川整備課 | <p>【防災・減災対策等強化事業推進費】 自然災害により被災した地域において、住民の安全・安心の確保に資することを目的に、再度災害の防止対策を図る。</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 款 | 算 科 目 | 目 | | 事業主務課・室 | 事業 業 概 要 |
|--------|-------------|---|------------------|---------|--|
| | | 事 項 | 財 務 区 分 | | |
| 項 | 目 | 事 項 | 国 庫 | 市町村負担 | |
| 4 | 海岸事業費 | 海岸事業費 | 1/2 | - | <p>海岸メンテナンス事業</p> <p>【高潮対策事業】 高潮波浪その他地盤の変動等による被害から海岸を防護するため海岸保全施設を築造するもので、次の各項に該当するもの。 1 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であるもの。 2 防護面積、防護人口が1kmあたり5ha以上又は50人以上を基準とする。 3 総事業費が都道府県が行うものにあつては1億円以上、市町村が行うものにあつては1億円以上であること。</p> <p>【海岸堤防老朽化対策事業】 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、次の各項に該当するもの。 1 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。 2 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの。 3 海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること。 4 総事業費が都道府県が行うものにあつては5千万円以上、市町村が行うものにあつては2千5百万円以上であること。</p> |
| 5 | ダム事業費 | ダム事業費 | 4/10 | - | <p>ダムメンテナンス事業</p> <p>【堰堤改良事業】 具管理ダムにおいて、ダム本体、放流設備、およびこれに付属する設備、観測設備、通報設備および警報設備並びにダム貯水池周辺について、その機能の回復又は向上のために行う、大規模かつ緊急性の高い改良で、総事業費が概ね4億円以上のもの。 【ダム施設改良事業】 具管理ダムにおいて、ダム本体、放流設備、貯水池等が老朽化し、若しくは能力不足等のため、その機能が十分であるもの、若しくはその機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、その機能の回復又は向上のために行う改良で、総事業費が概ね10億円以上のもの。</p> |
| 6 | 河川等災害関連費 | 河川災害関連費 河川・海岸 道路・橋りょう 砂防・地すべり・ 急傾斜地 | 1/2 | - | <p>河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等の公共土木施設が広範囲にわたつて被災し、その被災程度が激甚であり、災害復旧工事のみでは、維持上又は公益上、充分な効果が期待できない場合において、一定計画のもとに改良工事を通常、災害復旧工事と合併して実施する。</p> <p>【災害関連事業（関連）】 河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等に係るもので、次の各号に該当するもの。 (1) 総工事費のうち関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであつて、関連工事費が2千4百万円以上のもの（一定計画に基づく河川、海岸工事で関連工事費が6億円を超えるものを除く。） (2) 原則として他の改良計画がないもの。 (3) 災害関連事業費によつて得られる効果が大であること。</p> <p>【河川等災害特定関連事業（特関）】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあつた河川・道路及び砂防の災害復旧事業に関連して、寄州、中州、築堰部、屈曲部その他の自然の障害物又は床固め、橋りょう、堰等の工作物によつて、堰上背水等流水の状況に変動を生じ、これらが当該災害の発生の原因となつた場合において、当該障害物を除却又は是正する事業。 (採択基準) (1) 他の改良計画のないもので、かつ事業によつて得られる効果が大であるもの。 (2) 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであつて、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離は概ね300m以内（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業にあつては概ね450m以内）のもの。 (3) 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね9百万円以上4千5百万円未満（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業について、一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては7千万円未満。）のもの。</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 款 | 算 目 | 科 目 | 目 | | 事業主務課・室 | 事業 概 要 |
|--------|--------|--|-------------|------------------|---------|--|
| | | | 事 項 | 財 務 区 分 | | |
| | | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| | | | | | | <p>【特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）】 河川の災害復旧事業にあわせて、再度被害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接する未災害箇所を含めて、緩勾配護岸等により復旧する事業。 （採択基準）</p> <p>(1) 市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。 (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。 (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確保される地域。</p> |
| | | 河川災害復旧助成費 (助成) (災特) | 1/2 4/10 | - - | 河川整備課 | <p>【災害復旧助成事業（助成）】 河川、海岸の被害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業。 （採択基準）</p> <p>(1) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。 (2) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億を超えるもの。 (3) 原則として他の改良計画のないもの。 (4) 助成事業費によって得られる効果が大であるもの。 (5) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの。</p> <p>【河川等災害関連特別対策事業（災特）】 河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、障害物等支障となる原因を除去する事業を次の各号に該当するもの。 (1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川又は砂防に係る工事であること。 (2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 (3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所であって、当該改良復旧事業箇所との距離は別に定める距離以内であること。 (4) 原則として他の改良計画のないものであって、かつ事業によって得られる効果が大であるもの。 (5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、別に定める金額の範囲内のものであること。 (6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるものであること。</p> |
| | | 緊急砂防等災害関連費 [災害関連緊急砂防 関係事業] (砂防) | 2/3 | - | 砂防課 | <p>【災害関連緊急砂防事業】 当該年発生した風水害、震災等により、水源地域に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積して、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各号の一に該当し、1箇所の上記事業費が3,000万円以上のもの。</p> <p>1 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの。 2 公共の利害に密接な関係を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので、次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。 (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 (2) 官公署、学校又は病院等の公共建築物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 (3) 人家10戸以上。 (4) 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 目 目 | 事 項 | 財 務 庫 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|------------------|---|---|---------|---|---------|---|
| | | | 国 | 市町村負担 | | |
| | (地すべり) 溪流 その他 | 2/3 1/2 | | — — | 事業主務課・室 | <p>【災害関連緊急地すべり対策事業】</p> <p>当該年発生した風水害、震災等に引き起こされた地すべり現象が活発となり、又は過去の山崩壊の規模が大となり、危険度を増し経済上、民生安定に支障を及ぼす場合、緊急的に施行を必要とし、かつ当該事業費が3,000万円以上のものであるもの。</p> <p>1 多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすことと認められるもの。</p> <p>2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定された災害に限り、迂回路のあるもの（激甚災害に処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるもの。）並びにその他の公共施設のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>4 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> |
| | (急傾斜) (1) 公共施設関連等 大規模斜面 その他 (2) 一般 大規模斜面 | { 4.75/10 (4.875/10) { 4.5/10 (4.75/10) { 4.5/10 (4.75/10) | | 0.5/10 (0.25/10) 1/10 (0.5/10) 1/10 (0.5/10) | | <p>【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】</p> <p>当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上であること。</p> <p>2 移転適地がないこと。</p> <p>3 人家の概ね5戸（公共的建築物を含む。）以上、又は公共的建築物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>4 事業費が1,500万円以上であること。</p> |
| | (雪崩) | 1/2 | | — | | <p>【災害関連緊急雪崩対策事業】</p> <p>当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を及ぼすおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 人家概ね5戸（公共的建築物を含む。）以上、又は公共的建築物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>2 移転適地がないこと。</p> <p>3 事業費が1,200万円以上であること。</p> |
| | [特定緊急砂防関係 事業] (砂防) 通常 火山 | 1/2 5.5/10 | | — — | | <p>【特定緊急砂防事業】</p> <p>風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した渓流及び流域において、災害を防止するために必要となる計画に基づき、必要となる砂防えん堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <p>1 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。</p> <p>2 官公署、学校又は公共建築物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。</p> <p>3 人家10戸以上。</p> <p>4 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|------------------|--|--|--|---------|---|
| | | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| | 砂防調査費 | — | — | 砂防課 | <p>1 砂防調査 砂防整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> <p>2 地すべり調査 地すべり整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> <p>3 急傾斜地 急傾斜地整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> |
| 8 砂防事業費 | <p>砂防事業費</p> <p>(砂防)</p> <p>○ 通常 ○ 火山 (地すべり) (急傾斜)</p> <p>(1) 公共施設関連等 ○ 大規模斜面 ○ 緊急改築 ○ 災関フロロー</p> <p>〃</p> <p>○ その他</p> <p>(2) 一般 ○ 大規模斜面 ○ 緊急改築 ○ 災関フロロー</p> <p>〃</p> <p>○ その他</p> <p>○ は家屋半壊以上</p> | <p>1/2</p> <p>5.5/10</p> <p>1/2</p> <p>4.75/10</p> <p>4.75/10</p> <p>4.5/10</p> <p>(4.75/10)</p> <p>4.5/10</p> <p>4.5/10</p> <p>4.5/10</p> <p>4.5/10</p> <p>4/10</p> <p>(4.5/10)</p> <p>4/10</p> | <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>0.5/10</p> <p>0.5/10</p> <p>1/10</p> <p>(0.5/10)</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>(1/10)</p> <p>1/10</p> | 砂防課 | <p>補助事業 (砂防)</p> <p>【事業間連携砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水・洪水氾濫対策 河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p> <p>(2) 道路保全対策 道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性が高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策</p> <p>(3) 河道閉塞対策 河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内（ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内）で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p> <p>【大規模特定砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の帰還事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防事業 (2) 土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること</p> <p>【砂防メンテナンス事業】 ① 長寿命化計画の策定、変更 都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の全ての要件に該当するもの。 イ 令和7年度までに策定、変更されるもの。 ロ ライフサイクルコストの削減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト削減効果が記載された長寿命化計画であること。</p> <p>② 砂防関係施設の老朽化対策 長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策（修繕・改築・更新）であり、次のすべてに該当するもの。 イ 令和8年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする。 ロ 原則、砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの削減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト削減効果が記載されていること。（令和7年度までに記載する見込みである場合を含む）</p> <p>長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。（令和7年度までに位置付けられる見込みの砂防関係施設を含む）</p> |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 目 録 | 事 業 概 要 | | 事業主務課・室 |
|---------|---------|---------|---------|
| | 財 務 区 分 | 事 業 概 要 | |
| 款 項 | 目 録 | 目 録 | 目 録 |
| | | 1/2 | - |
| | | 5.5/10 | - |
| | | | |

交付金事業(砂防)
【通常砂防事業】
砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。
また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。
なお、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。
1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。
(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。
(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。
(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。
2 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する烈果のあるもの。
(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護。
(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。
(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。
(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。

【火山砂防事業】
砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して、通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して、通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事)及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。
なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全すること。
業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。
また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。

- 1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。
(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。
(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。
(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。
2 前記の水系以外の水系に係るもので、1の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する烈果のあるもの。
(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの)又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。
(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。
(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。
(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。

V-6 事項別事業内容

| 予 算 目 録 | 予 算 科 目 | 目 録 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|------------------|------------------|--------|---------|-------|---------|--|
| | | | 事 項 | 市町村負担 | | |
| | | | 1/2 | — | | <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(地すべり)</p> <p>地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸(市街化区域に存するもの)のうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) <p>(ぼた山)</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 業 概 要 | 事業主務課・室 | 財 務 区 分 | |
|---------|---------|---|--|---|
| | | | 国 庫 | 市町村負担 |
| 款 項 | 目 目 | 事 項 | 国 庫 | 市町村負担 |
| | | <p>(1) 公共施設関連等 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロー // ○その他 ○大規模斜面</p> <p>(2) 一般 ○緊急改築 ○災関フロロー // ○その他</p> | <p>4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10</p> <p>4.5/10 4.5/10 4/10 (4.5/10) 4/10</p> <p>○は家屋半 壊以上</p> | <p>0.5/10 0.5/10 1/10 (0.5/10) 1/10</p> <p>1/10 1/10 1/10 (1/10) 1/10</p> |
| | | <p>【急傾斜地対策事業】 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条の規定に基づき都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工 事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改修工事を除く）で、次の全ての要件に該当し、事業費が7千万円以上の もの。 1 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に 位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域」における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12年法律第57号）第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存 する急傾斜地の場合は、「5m」に読み替えるものとする。 2 移動地がないこと。 3 「土砂災害警戒区域」における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条に 基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業 の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための 事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 4 次のいずれかかの要件に該当するもの。 (1) 人家が概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7千万円」を「8 千万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生が著しい地域（「激甚災害 に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、か つ同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生翌年から起算して概ね5年以内の 地域に限る。）における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激 甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規 定により激甚災害として指定され、かつ同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、 災害発生翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存 する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設につ いては、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。 (2) 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されてい る施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被 害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>【総合流域防災事業】 1 砂防事業 通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に関連するもの（土石流対策以外の事業）。 (2) 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）。 (3) 活断層の存在する地域で実施するもの。 2 地すべり対策事業 地すべり対策事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの。 若しくはこれに準ずるもの（土石流対策以外の事業）。 3 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に関連するもの。 (2) 斜地の高さが30m以上のもの。 4 雪崩対策事業 雪崩対策事業の要件に該当し、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、1事業の総事業費が7 千万円以上のもの。 (1) 移動地がないこと。 (2) 人家が概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼ すおそれのあるもの。</p> | <p>事業主務課・室</p> | |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 項 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 | | | | | | |
|---------|---------|--|-------|---------|---|-----|---|---|-----|---|---|
| | | 国 庫 | 市町村負担 | | | | | | | | |
| 4 港湾費 | 1 港湾管理費 | - | - | 港湾課 | <p>1 港湾維持管理事業、港湾維持管理事業（長寿命化） 港湾の防波堤、岸壁、物揚場、航路、泊地及び臨港道路等（以下「港湾施設」という。）並びに港湾区域内の海岸保全施設の維持補修を実施する。</p> | | | | | | |
| | | | | | | 1/2 | - | <p>5 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策又は変更で、次の全ての要件に該当するもの ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る (1) 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること。 (2) 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること。 土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること。 (3) 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること。</p> | | | |
| | | | | | | | | | 1/2 | - | <p>6 情報基盤総合整備事業 6-1 情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去の土石流災害、地すべり災害、及び崩れ災害若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けおそれる高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。 (1) 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 (2) 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム (3) 水位や流量等を予測・提供するシステム (4) 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム (5) 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成23年度までに限る。）</p> |
| | | | | | | | | | | | |
| 1/2 | - | <p>6-3 土砂災害リスク情報整備事業 住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの。 (1) 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作成等を含む）。 (2) 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和3年4月1日付け国水砂第123号）に基づくものとする。</p> | | | | | | | | | |
| 1/3 | - | <p>7 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査。</p> | | | | | | | | | |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算 科 目 | | 目 | | 項 | | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|---|-----|-------|-------|---------|-----|---|---|---------|--|---------|---|
| | | 目 | 科 | 事 | 項 | 国 | 庫 | 市町村負担 | | | |
| | | | | 港湾管理費 | | - | | | | 港湾課 | 港湾管理経費 港湾管理者として、港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行う。 |
| | | | | 港湾振興費 | | - | | | | 港湾課 | ポートセールス事業 港湾における輸送産業の育成を図るため、ポートセールス活動を実施する。 |
| | | | | 港湾保安対策費 | | - | | | | 港湾課 | 国際港湾施設における警備等保安対策に要する経費。 |
| | | 2 | 港湾改良費 | 港湾改良費 | | - | | | | 港湾課 | 港湾施設及び港湾海岸保全施設の新設又は改良に係る工事にあり、次の各項に該当するもの。 1 港湾施設 (1) 補助事業に関連するもので、港湾施設の安全及び利用効果を高めるもの。 港湾管理者以外の者が施行する他事業に関連して必要となる事業で、港湾施設の利用効果が著しく高まるもの。 (2) その他改良効果のある施設で、概ね短年度で完成できるもの。 2 海岸施設 (1) 国土交通省港湾局所海岸保全全区域内の補助事業の対象外施設で、特に高潮、侵食による被害のおそれのある海岸における、次の各項の一に該当するもの。 ① 防護面積 1 km ² あたり 2 ha 以上のもの。 ② 防護人口 20 人以上のもの。 ③ 防護面積 2 ha 以内で公共施設を含むもの。 (2) 港湾施設の維持に著しく影響を及ぼすもの。 |
| | | | | 港湾調査費 | | - | | | | 港湾課 | 1 港湾調査事業 事業予定箇所的事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。 |
| | | | | 港湾計画調査費 | | - | | | | 港湾課 | 1 港湾計画調査事業 港湾計画の基礎資料調査等を実施する。 |
| | | 3 | 港湾建設費 | 港湾事業費 | 1/3 | | | | | 港湾課 | 交付金事業(港湾) 【港湾整備総合補助金事業】 港湾施設の活用転換による有効活用、使いやすしい港湾の形成、延命化を図るための既存施設の改良及び港湾空間の再開発・高度化を図るためのクリアランス事業等。 【港湾改修事業】 港湾施設の建設又は改良の港湾工事を行う。 【効果促進事業】 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高める事業等。 |
| | | | | | 1/2 | | | | | | 港湾計画調査事業(補助) 【港湾脱炭素化推進計画策定費補助事業】 カーボンニュートラルポート形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画や港湾計画の作成及び変更のための調査・検討を行う。 |
| | | | | | 1/2 | | | | | | 港湾計画調査事業(補助) 【クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業】 クルーズ旅客等の訪日外国人旅行者へ正確な情報発信を行うため、多言語案内標識等の受入施設整備を行う。 |
| 5 | 空港費 | | 空港建設費 | 空港事業費 | 1/2 | | | | | 空港施設室 | 滑走路端安全区域(RESA)整備事業を実施するための経費。 |
| | | 2 | 空港管理費 | 空港管理運営費 | - | | | | | 空港施設室 | 保安検査業務補助金等、消防警備委託、空港ビル賃貸料、空港の管理・運営に要する経費。 |
| | | | | 空港維持管理費 | - | | | | | 空港施設室 | 空港の土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費。(土木施設、航空灯火・電気施設管理、空港除雪等) |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算 科 目 | | 目 | | 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|---|---------|-------|---------|---|----------------------|------------------|----------|--|---------|
| | | 目 | 科 | 事 項 | 庫 | 市町村負担 | | | |
| | | | | 空港維持補修費 (1) 空港土木維持補修 事業(県単) (2) 空港土木維持補修 事業(補助) (3) 航空灯火等電気 維持補修事業 (県単) (4) 航空灯火等電気 維持補修事業 (補助) | - 1/2 - 1/2 | - - - - | 空港施設室 | 空港の土木施設の維持補修に要する経費。 空港滑走路の舗装等更新事業を実施するための経費。 航空灯火施設、電波障害対策施設等の維持補修に要する経費。 航空灯火 LED 化及び監視制御装置更新を実施するための経費。 | |
| 6 | 都市計画費 | 1 | 都市計画総務費 | 都市計画推進費 | - - | 1/2 - | 都市計画課 | ①市町村から1/2の負担金を受け、都市計画図の基となる1/2,500地形図の作成を行う。 ②都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、並びに区域区分の方針の策定を行う。 | |
| | | | | 都市計画総務事業費 盛土緊急対策事業 | - | - | 都市計画課 | 各観的な根拠に基づき盛土規制法による行政処分(勧告、改善命令、監督処分)を行うためには、危険性の疑いがある盛土等の「危険性の判断」を行う必要がある、そのための調査(測量及び分析)を行う。 | |
| | | | | 都市公園管理費 (再生・復興) | - | - | まちづくり推進課 | 震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、復興の歩みを進める本県への理解促進を図られるよう、復興記念公園の運営管理を行う。 | |
| 2 | 都市施設改良費 | | | 街路調査費 | - | 1/2 | 都市計画課 | 都市計画道路を見直し、今後のまちづくりと整合する計画を策定する。 | |
| | | | | 公園事業費 | - | - | まちづくり推進課 | 県営都市公園において、都市公園事業(交付金)を補充しながら、交付金事業で対象とならない公園施設の整備を行う。 | |
| | | | | 下水道事業費 (市町村下水道事業 等補助金) | - | - | 下水道課 | 市町村が単独事業として実施する公共下水道未普及対策事業について、当該市町村に対し補助金を交付する。補助率は市町村の財政力指数に応じ、事業費の2～5%。 | |
| | | | | 公園維持補修費 | - | - | まちづくり推進課 | 県営都市公園において、公園施設の計画的な修繕等を実施する。 福島県復興祈念公園の計画的な維持管理等を行う。 | |
| 3 | 都市計画事業費 | | | 市町村下水道整備代行 事業費 | 1/2 | 27.5/100 | 下水道課 | 過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づき、一定の要件を満たす過疎町村の下水道整備のうち、幹線管渠や終末処理場等の主要な施設について、当該町村に代わって県が整備を行う。 | |
| | | | | 市町村下水道整備受託 事業費 | - | 100/100 | 下水道課 | 流域関連公共下水道の整備を進めるため、下水道法第3条2項に基づき当該市町村から県が事業を受託して整備を行う。 | |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算 科 目 | | 務 区 分 | | 事業主務課・室 | 事 業 概 要 |
|---|-----|-------|---|----------------------------------|---------------------------------------|----------|---|
| | | 目 | 事 項 | 国 庫 | 市町村負担 | | |
| | | | 街路事業費 (1) 補助事業(街路) (2) 交付金事業(街路) (3) 土地区画整理事業 補助金 (4) 街路事業 | 5.5/10 1/2,5.5/10 1/2,6/10 | 0.5/10 0.5/10 1/3 0.5/10 | まちづくり推進課 | <p>(1) 防災力が高く安全で快適な魅力あるまちづくりを進めるため、道路の整備と電線類の地中化等による無電柱化による補助事業により一体的に実施し、持続可能なまちづくりの実現に向けて、市街地の防災・減災、国土強靱化と良好な景観の形成に資する街なかの道路整備を推進する。</p> <p>(2) 地方公共団体が行う社会資本整備について、その地域の課題に対応し住みよいまちづくりのため基幹となる事業(基幹事業)の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に実施する。</p> <p>(3) 土地区画整理組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業で「土地区画整理事業採択基準(国土交通省都市局)(下記参照)」に該当するもの。補助限度額は、「組合等区画整理補助事業実施要領(国土交通省都市局)」に基づき算出した補助基本額から、国庫と市町村負担を除いた事業費とする。</p> <p>① 施行地区の面積が10ha以上のもの。</p> <p>② 都市計画として決定された幅員12m以上の道路の新設又は改築を含むものであって、当該事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の概ね25%以上となるもの。</p> <p>③ 20ha未満の地区にあつては、施行地区内の都市計画として決定された幅員12m以上の道路及び歩行者専用道路の整備に要する費用(用地費、補修費、築造費及び舗装費並びに事務費の合計額で「用地買収方式による事業費」という。)が、当該土地区画整理事業費の1/3以上であるもの。</p> <p>(4) 地域が緊急に対応しなければならぬ課題にゆえ、快適な生活環境の創出と地域の振興発展に資するため、補助・交付金事業と単独事業を効果的に組み合わせることにより、早急に対応すべき道路の整備を推進する。</p> |
| | | | 都市公園事業費 (1) 交付金事業(公園) (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業 | 1/3(用地) 1/2(施設) 1/2(施設) | — — — | まちづくり推進課 | <p>(1) レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、都市防災機能の向上など、多様な機能を持つ県営都市公園の整備を実施するとともに、老朽化した施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。</p> <p>(2) 都市公園においても省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限の活用が必要であるため、都市公園への再生可能エネルギーの導入、整備を行う。</p> |
| 7 | 住宅費 | 1 | 住宅確保要配慮者支援費 | — 1/2 1/2 | — 1/4 1/8 | 建築指導課 | <p>1 子育て世帯住宅取得支援事業 定住促進、人口減少抑制や地域住宅産業の活性化を図るため、県内工務店や県内不動産業者で建設・仲介した住宅を子育て世帯が取得(新築・中古)する際、その費用の一部を補助する。</p> <p>2 住宅セーフティネット促進補助事業 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>3 家賃低減補助事業(新婚・子育て支援) 住宅セーフティネット制度を活用した家賃低減補助事業のうち、新婚・子育て世帯に対する市町村補助事業へ県補助を上乗せする。</p> |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 目 | 算科 | | 目 | 事 | 項 | 国 | 財務 | | 事業主務課・室 | 事業 | 概要 |
|---|---|---|----|---|---|-----------------|---|------------|---------------------------------|---|---------|--|----|
| | | | 目 | 科 | | | | | 庫 | 分 | | | |
| | | | | | | 民間住宅等対策費 | | 1/2 2/5 | 1/4 1/5 1/2 1/2 1/6 | | 建築指導課 | <p>1 木造住宅等耐震化支援事業 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による住宅への被害を未然に防止し、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀等の耐震改修等に補助する市町村を支援する。</p> <p>①木造住宅耐震診断 ②木造住宅耐震改修（現地建替を含む） ③リフォーム補助（耐震改修に合わせて実施するものに限る） ④引越補助（リ） ⑤ブロック塀等耐震改修</p> <p>2 建築物耐震化促進事業 不特定多数の県民が利用する民間の大規模建築物や、県が指定する防災拠点建築物、緊急輸送路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に係る必要な経費の補助を行う。</p> <p>(1)大規模建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (2)防災拠点建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (3)緊急輸送路沿道建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助</p> <p>3 ふくくしまの底炭素社会づくり推進事業 ①ふくくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 県産木材と県内工務店を活用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付する。 ②ふくくしま木の家・担い手応援事業 ふくくしまの木を生かした家づくりを促進するために必要となる団体の担い手対策等への取組を支援する。</p> | |
| | | | | | | 空き家活用推進費（再生・復興） | | 1/2 2/3 | | | 建築指導課 | <p>1 空き家対策総合支援事業 空き家対策を効果的に促進するとともに、被災者等の住宅再建、移住定住・二地域居住の促進、新婚・子育て世帯の居住の安定を図るため、市町村が行う空き家対策事業に対し補助金を交付する。また、市町村が独自に取り組み空き家対策に対し補助金を交付する。</p> | |
| | | | | | | 多世代同居・近居推進費 | | 1/2 2/3 | | | 建築指導課 | <p>1 福島県多世代同居・近居推進事業 世代間の支え合いによる子育てや、若年世帯による高齢者の見守り・介護等を支援するため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための新築・中古住宅の取得経費や、二世帯住宅へのリフォーム工事業費に対し補助金を交付する。</p> | |
| | | | | | | 住宅取得支援事業費 | | 1/2 | | | 建築指導課 | <p>1 来てふくくしま 住宅取得支援事業 県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅を取得する県外から県内への移住者を対象に、市町村が行う住宅取得支援事業に対し補助金を交付する。</p> | |
| | | | | | | 県営住宅管理費 | | 1/2 | | | 建築住宅課 | <p>1 公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、住宅に困窮する低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅（以下「県営住宅」という。）の管理に要する経費。 ① ふくくしまぐらし住宅提供事業 県内への移住・定住の促進や、若年単身者の自立を支援するため、県内への移住検討者及び就労サポート機関の支援を受けて就職した者に、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。</p> | |

V-6 事項別事業内容

| 款 | 項 | 算科 | | 目 | | 務区 | | 事業主務課・室 | 事業概要 |
|----|-------|-------------|---|--|------------|-----|---|---|--|
| | | 目 | 科 | 事 | 項 | 国 | 庫 | | |
| | | | | 県営住宅管理費 (再生・復興) | | - | - | 建築住宅課 | 公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅（以下「復興公営住宅」という。）の管理に要する経費。 |
| | | | | 共同施設費 | | - | - | 建築住宅課 | 県営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。 |
| | | | | 共同施設費 (再生・復興) | | - | - | 建築住宅課 | 復興公営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。 |
| | 3 | 住宅建設費 | | 県営住宅改善費 | 4.5/10 | - | - | 建築住宅課 | 建設後、相当の期間が経過した県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性や機能の低下が著しいことから、社会資本整備総合交付金等を活用し、内部改善事業や屋根、外壁等の改善事業を実施する。 |
| | | | | 市街地再開発事業費補助金 | 1/3 | 1/6 | | 建築指導課 | 都市再開発法に基づく個人施行、組合施行による市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度要綱に基づく民間事業者による再開発事業の実施に関し、必要となる次に掲げる費用の一部に対し補助金を交付する。 ○市街地整備 (1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備 |
| | 4 | 特定優良賃貸住宅費 | | 特別県営住宅管理費 | - | - | - | 建築住宅課 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者に供給する目的で建設した住宅(特別県営住宅)の管理に要する経費。 |
| 11 | 災害復旧費 | | | | | | | | |
| | 1 | 農林水産施設災害復旧費 | | 公共災害復旧費 (過年災害) (現年災害) | 2/3 2/3 | - | - | 港湾課 | 漁港及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。) |
| | 2 | 土木施設災害復旧費 | | 公共災害復旧費 (再生・復興) (過年災害) (現年災害) | 2/3 2/3 | - | - | 河川整備課 道路管理課 下水道課 砂防課 | 公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。) |
| | | | | 県草災害復旧費 | - | - | - | 河川整備課 道路管理課 まちづくり推進課 下水道課 | 国庫負担法第3条に該当する公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 ○ 1箇所の工事費が26万円以上120万円未満のもので、原形復旧を原則とする。 |
| | | | | 災害調査費 | - | - | - | 河川整備課 道路管理課 まちづくり推進課 下水道課 港湾課 砂防課 河川計画課 | 国庫負担法第3条に該当する公共土木施設の災害復旧事業を採択申請するための測量設計を実施する。 |

V-6 事項別事業内容

| 予 算 科 目 | 事 業 概 要 | 財 務 区 分 | | 事業主務課・室 | |
|-------------|--|---|--|-------------------------------|----------|
| | | 目 | 事 項 | | 国 庫 |
| 2 土地取得事業費 | <p>都市計画区域の街路等、公園等、都市排水路の各施設の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。</p> <p>○ 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。</p> <p>県営住宅の災害復旧に備える経費。</p> | 都市災害復旧費 (公共土木災害復旧費) (都市施設災害復旧費) | 2/3 1/2 | — | まちづくり推進課 |
| | | <p>公共災害復旧費</p> <p>(過年度費) (現年度費)</p> | 2/3 2/3 | — | — |
| 1 公共用地取得事業費 | <p>港湾及び港湾海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。</p> <p>1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。</p> <p>2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不十分な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災」と称している。)</p> | 2 港湾災害復旧費 | — | — | 港湾課 |
| | | 1 道路事業費 | — | — | 道路整備課 |
| | | 2 用地取得円滑化対策事業費 | — | — | 用地室 |
| | | 4 公園事業費 | — | — | まちづくり推進課 |
| 1 流域下水道事業会計 | <p>円滑な公共用地取得のため、地権者からの早期の用地買収要望に対し、起業者が代替地を取得し、地権者に譲渡する。</p> <p>円滑な公共用地取得のため、地権者からの早期の用地買収要望に対し、起業者が用地取得を行う。</p> | 8 用地先行取得事業費 | — | — | 用地室 |
| | | 1 流域下水道調査費 | 1/2 | 1/2 | 下水道課 |
| 2 資本的支出 | <p>2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水道を排除し処理する流域下水道施設の改築更新などを実施する。</p> <p>国庫補助事業で実施する流域下水道事業に伴い、交付金事業対象外の事前調査や施設等の整備・改築更新を実施する。</p> <p>2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水道を排除し処理する流域下水道施設の改築更新などを実施する。</p> | 1 流域下水道事業(県単分) | — | 1/2 | 下水道課 |
| | | 2 流域下水道事業(交付金) | 管渠等 1/2 処理場 [処理施設] 1/2,2/3 [用地等] 1/2 | 1/4 1/4,1/6 1/4 | 下水道課 |

III 組織・機構

Ⅲ—1 令和8年度土木部行政組織改編の概要

1 組織体制について

(1) 道路集中監視システムの導入に伴う監視体制の見直し【道路管理課】

①道路集中監視システムをあぶくま高原道路管理事務所に設置し、令和8年4月から稼働する。

- ・あぶくま高原道路管理事務所駐在職員（電気職）【本務：道路管理課】の新設

②道路集中監視体制の開始に伴い、県北建設事務所の体制見直し。

- ・県北建設事務所 主幹（吾妻土湯道路管理担当）（土木職）の解消
- ・県北建設事務所 吾妻土湯道路管理所駐在職員の駐在解消
- ・県北建設事務所 主任主査（吾妻土湯道路管理担当）の配置

(2) 土砂災害警戒区域等の指定に向けた体制の強化【砂防課】

砂防課に「主任主査（砂防情報管理担当）（土木職）」を新設する。

(3) ポートセールスの体制強化【港湾課】

港湾課に「主幹（ポートセールス担当）（土木職）」を配置する。

(4) 復興祈念公園の供用開始に伴う組織体制の見直し【まちづくり推進課】

復興祈念公園の供用開始に伴い、次のポストを廃止する。

- ・主幹（復興まちづくり担当）（土木職）
- ・主任主査（復興まちづくり担当）（土木職）

(5) 下水道事業の体制強化【下水道課】

下水道課に「主幹（調整担当）（土木職）」を新設する。

(6) 営繕課の組織体制の見直し【営繕課】

- ・主幹（企画調整担当）（建築職）の解消
- ・主任主査（企画調整担当）（建築職）の解消

(7) 復旧・復興業務の進展に伴う組織体制の見直し

①建築指導課分室の廃止【建築指導課】

- ・主幹（民間住宅支援担当）（事務職）の廃止
- ・主任主査（民間住宅支援担当）（事務職）の廃止

②用地第二課の廃止【相双建設事務所】

- ・用地第二課長（事務職）の廃止
- ・主任主査（用地担当）（事務職）の廃止

③復興祈念公園・海岸課の廃止【相双建設事務所】

- ・復興祈念公園・海岸課長（土木職）の廃止
- ・主任主査（復興祈念公園・海岸担当）の廃止

(8) 小名浜道路課の廃止【いわき建設事務所】

- ・小名浜道路課長（土木職）の廃止
- ・主任主査（小名浜道路計画担当）（土木職）の廃止
- ・主任主査（小名浜道路整備担当）（土木職）の廃止

Ⅲ－２ 機関別現員数

(令和8年4月1日)

| 区分 | 事務 | 技術 | | | | | | | 技能 労務 | 合 計 | | R7⇒R8 増減 | |
|---------------|----------|----------|----------|--------|----|-----|-----|----|----------|------|-----|-------------|------|
| | | 土木 | 建築 | 電気 | 機械 | その他 | 小計 | | | | | | |
| 土木総室 | 43 (1) | 3 | | | | | | 3 | | 46 | (1) | 1 | (▲1) |
| 企画技術総室 | 5 | 31 | 2 | | | | 1 | 34 | | 39 | | 1 | |
| 道路総室 | 7 (2) | 37 | | | 1 | | | 38 | | 45 | (2) | 1 | (1) |
| 河川港湾総室 | 11 | 50 | | | 1 | | 2 | 53 | | 64 | | 3 | |
| 都市総室 | 10 (1) | 23 | 1 | | | | | 24 | | 34 | (1) | ▲3 | (1) |
| 建築総室 | 6 | 1 | 41 (2) | 5 | 5 | 1 | 53 | | 59 | (2) | ▲3 | | |
| (小 計) | 82 (4) | 145 | 44 (2) | 7 | 6 | 3 | 205 | | 287 | (6) | | | (1) |
| 県北建設事務所 | 30 (2) | 38 (4) | 11 (2) | 4 (1) | 2 | | 55 | 4 | 89 | (9) | 1 | | |
| 保原土木事務所 | 3 | 7 (1) | | | | | 7 | 2 | 12 | (1) | | | |
| 二本松土木事務所 | 3 (1) | 6 | | | | | 6 | 1 | 10 | (1) | ▲1 | | |
| 県中建設事務所 | 32 (3) | 43 (3) | 8 | 3 | 1 | | 55 | 1 | 88 | (6) | ▲3 | (▲1) | |
| 三春土木事務所 | 3 | 8 (1) | | | | | 8 | 2 | 13 | (1) | ▲1 | | |
| 須賀川土木事務所 | 3 | 6 | | | | | 6 | | 9 | | ▲1 | | |
| 石川土木事務所 | 3 | 8 (1) | | | | | 8 | 1 | 12 | (1) | | | |
| あぶくま高原道路管理事務所 | | 4 | | | | | 4 | | 4 | | 1 | | |
| 県南建設事務所 | 19 (4) | 26 (2) | 9 (1) | 1 | | | 36 | 2 | 57 | (7) | | | (1) |
| 棚倉土木事務所 | 4 | 7 | | | | | 7 | | 11 | | | (▲1) | |
| 会津若松建設事務所 | 24 (2) | 41 (1) | 10 (2) | 2 | | 1 | 54 | 2 | 80 | (5) | 3 | (▲3) | |
| 宮下土木事務所 | 3 | 7 | | | | | 7 | | 10 | | | | |
| 喜多方建設事務所 | 20 (2) | 27 (1) | 4 (1) | 1 | | | 32 | 1 | 53 | (4) | 2 | | |
| 猪苗代土木事務所 | 3 | 8 | | | | | 8 | | 11 | | | | |
| 大峠・日中総合管理事務所 | | 3 | | 1 | | | 4 | | 4 | | ▲1 | | |
| 南会津建設事務所 | 17 | 32 (1) | 4 (1) | 1 | | | 37 | 1 | 55 | (2) | | | |
| 山口土木事務所 | 3 | 9 | | | | | 9 | 2 | 14 | | | | |
| 相双建設事務所 | 31 (1) | 51 (10) | 8 (1) | 1 | 1 | | 61 | | 92 | (12) | ▲7 | (▲1) | |
| 富岡土木事務所 | 7 | 14 (1) | | | | | 14 | 1 | 22 | (1) | ▲3 | (▲1) | |
| いわき建設事務所 | 31 (5) | 44 (1) | 6 (1) | 3 | | | 53 | 1 | 85 | (7) | ▲6 | (▲2) | |
| 勿来土木事務所 | 3 | 5 | | | | | 5 | 1 | 9 | | ▲1 | | |
| 鮫川水系ダム管理事務所 | | 4 | | 4 | | 1 | 9 | | 9 | | | | |
| (小 計) | 242 (20) | 398 (27) | 60 (9) | 21 (1) | 4 | 2 | 485 | 22 | 749 | (57) | ▲17 | (▲8) | |
| 相馬港湾建設事務所 | 9 (2) | 13 (1) | | | | | 13 | | 22 | (3) | ▲1 | (1) | |
| 小名浜港湾建設事務所 | 14 (1) | 16 (1) | | | 1 | | 17 | 1 | 32 | (2) | ▲1 | (▲1) | |
| 福島空港事務所 | 6 | 8 | | 5 (1) | | | 13 | | 19 | (1) | | | |
| 県北流域下水道建設事務所 | 3 | 7 (1) | | 1 | 1 | | 9 | 1 | 13 | (1) | | | |
| 県中流域下水道建設事務所 | 3 | 7 (2) | | 2 | 1 | | 10 | | 13 | (2) | | | |
| (小 計) | 35 (3) | 51 (5) | | 8 (1) | 3 | | 62 | 2 | 99 | (9) | ▲2 | | |
| 合 計 | 359 (27) | 594 (32) | 104 (11) | 36 (2) | 13 | 5 | 752 | 24 | 1,135 | (72) | ▲19 | (▲7) | |

再任用（フルタイム）を含む。

() 書きは、現員数のうち任期付職員数を表示。

Ⅲ－３ 担当事務

1 本庁機関

| 総室 | 課 |
|--------|---------------------|
| 土木総室 | 土木総務課 |
| 企画技術総室 | 土木企画課 技術管理課 |
| 道路総室 | 道路計画課 道路管理課 道路整備課 |
| 河川港湾総室 | 河川計画課 河川整備課 砂防課 港湾課 |
| 都市総室 | 都市計画課 まちづくり推進課 下水道課 |
| 建築総室 | 建築住宅課 建築指導課 営繕課 |

次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表右欄に掲げる室を附置する。

| 課 | 室 |
|-------|-------|
| 土木総務課 | 用地室 |
| 技術管理課 | 建設産業室 |
| 道路計画課 | 高速道路室 |
| 港湾課 | 空港施設室 |

2 土木部各課（室）の担当事務

《土木総室》

<土木総務課>

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 市町村に対する公共土木施設災害復旧国庫負担金の交付に関すること。
- 4 建設事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所及び流域下水道建設事務所に関すること。
- 5 福島県道路公社及び福島県下水道公社に関すること（管理運営の基本的事項に係るものに限る。）。
- 6 部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。

（用地室）

- 1 土木事業に係る用地事務の企画及び調整に関すること。
- 2 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。
- 3 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の施行に関すること。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）の施行に関すること（同法第 4 章第 2 節に係るものを除く。）。
- 5 収用委員会に関すること。
- 6 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分に関すること。
- 7 国土交通省所管の国有財産に関すること。
- 8 公有水面の埋立てに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の施行に関すること。

《企画技術総室》

<土木企画課>

- 1 土木政策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における高度情報化の推進に関すること。
- 3 公共土木施設等における危機管理の総合調整に関すること。
- 4 流域治水に係る総合企画及び調整に関すること。
- 5 阿武隈川上流遊水地群整備に係る総合調整に関すること。

<技術管理課>

- 1 部内における建設技術の総合企画及び調整に関すること。
- 2 土木部職員の技術力向上に関すること。
- 3 部内における工事の設計積算基準の管理及び調整に関すること。
- 4 部内における工事の執行管理に関すること。
- 5 部内における建設 DX、新技術・新工法の取り組みに関すること。
- 6 部内における工事の品質管理及び技術指導に関すること。
- 7 部内における放射性物質による環境汚染対策に関すること。
- 8 部内における建設発生土の有効活用等に関すること。
- 9 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)の施行に関すること。

(建設産業室)

- 1 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)及び建設機械抵当法(昭和 29 年法律第 97 号)の施行に関すること。
- 2 砂利採取業者の登録に関すること。
- 3 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の施行に関すること。
- 4 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の施行に関すること(浄化槽工事業者の登録に係るものに限る。)
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)の施行に関すること(解体工事業者の登録に係るものに限る。)
- 6 建設業の振興に関すること。

《道路総室》

<道路計画課>

- 1 道路の総合企画及び調整に関すること。
- 2 路線の認定に関すること。
- 3 道路の区域決定及び供用開始に関すること。
- 4 福島県道路公社に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(高速道路室)

- 1 高速自動車国道等の建設に係る公共事業の総合調整に関すること。
- 2 高速自動車国道等の建設に係る国等からの受託業務に関すること。
- 3 地域高規格道路の総合調整に関すること。

<道路管理課>

- 1 道路の維持管理に関すること。
- 2 道路に係る災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。
- 3 部内の建設用機械の整備及び管理の統括に関すること。
- 4 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関すること。
- 5 市町村道事業に関すること。

<道路整備課>

- 1 道路、橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。
- 2 道路、橋りょう及びトンネルの新設及び改築に関すること。
- 3 道路の交通安全施設の整備に関すること。

《河川港湾総室》

<河川計画課>

- 1 河川、海岸、ダム及び砂防に係る施策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)の管理に関すること。
- 3 利水に関すること。

- 4 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)における公有水面の埋立てに関する事
- 5 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)における砂利採取計画の認可に関する事
- 6 砂防指定地、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の許可及び認可に関する事。

<河川整備課>

- 1 水防に関する事。
- 2 治水に関する事。
- 3 河川、海岸(港湾区域及び漁港区域を除く。)に係る災害復旧事業に関する事。
- 4 海岸保全事業に関する事(港湾区域及び漁港区域におけるものを除く。)
- 5 河川及び海岸保全施設等(港湾区域及び漁港区域におけるものを除く。)の維持管理に関する事。
- 6 多目的ダムの建設に関する事。
- 7 多目的ダムの管理に関する事。
- 8 多目的ダムに係る水源地域対策に関する事。

<砂防課>

- 1 砂防事業に関する事。
- 2 地すべり等防止対策事業に関する事(農地及び林野に係るものを除く。)
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業に関する事。
- 4 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に係る災害復旧事業に関する事。
- 5 砂防指定地、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定及び管理に関する事。
- 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持管理に関する事。

<港湾課>

- 1 港湾及び漁港の総合企画及び調整に関する事。
- 2 港湾の経営に関する事。
- 3 港湾及び漁港の整備計画に関する事。
- 4 港湾及び漁港の整備及び管理に関する事。
- 5 港湾及び漁港に係る災害復旧事業に関する事。
- 6 港湾区域及び漁港区域における海岸の保全に関する事。
- 7 港湾区域及び漁港区域における公有水面の埋立てに関する事。
- 8 港湾区域及び漁港区域に係る海岸保全区域における砂利採取計画の認可に関する事。

(空港施設室)

- 1 空港の管理に関する事。
- 2 空港の計画及び建設に関する事。

《都市総室》

<都市計画課>

- 1 都市に係る施策の総合企画及び調整に関する事。
- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)の施行に関する事。
- 3 駐車場法(昭和32年法律第106号)の施行に関する事。
- 4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の施行に関する事。
- 5 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成の認定に関する事。
- 6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く)。
- 7 都市公園に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- 8 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

<まちづくり推進課>

- 1 まちづくりに係る調整及び支援に関する事。
- 2 土地区画整理事業に関する事。

- 3 地方公共団体施行に係る市街地再開発事業又は重要な公共施設の整備を伴う市街地再開発事業に関すること。
- 4 都市計画街路事業に関すること。
- 5 都市公園に関すること。
- 6 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)の施行に関すること。
- 7 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)の施行に関すること。
- 8 都市災害復旧事業に関すること。
- 9 まちづくりに係る福島再生加速化交付金事業に関すること。
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条から第 8 条まで及び第 4 5 条の施行に関すること

<下水道課>

- 1 流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 2 公共下水道に関すること。
- 3 流域下水道に関すること。
- 4 都市下水路に関すること。
- 5 福島県下水道公社に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

《建築総室》

<建築住宅課>

- 1 建築住宅施策の企画及び調整に関すること。
- 2 県営住宅の管理に関すること。
- 3 公営住宅の整備の促進に関すること。
- 4 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)の施行に関すること。
- 5 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 6 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

<建築指導課>

- 1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の施行に関すること。
- 2 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の施行に関すること。
- 3 浄化槽法の施行に関すること(構造基準に係るものに限る。)
- 4 民間建築の整備の促進に関すること。
- 5 住環境整備事業に関すること。
- 6 市街地再開発事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の施行に関すること。
- 8 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の施行に関すること。
- 9 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)の施行に関すること。
- 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 11 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の施行に関すること。
- 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（サービス付き高齢者向け住宅事業に関することに限る。)
- 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の施行に関すること。
- 14 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）の施行に関すること（建築物に関することに限る。)
- 15 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の施行に関すること。
- 16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に関すること。
- 17 住宅復興資金利子補給事業に関すること。

- 18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事（住宅確保要配慮者
円滑入居賃貸住宅事業に関する事に限る。）。

<営繕課>

- 1 県の施設に係る営繕工事に関する事。
- 2 県の施設に係る土木工事に関する事。
- 3 県の施設に係る保全指導に関する事。
- 4 建築物補助事業の技術上の審査及び調査に関する事。

3 出先機関の担当事務

| 名 称 | | 位 置 | 所管区域 | 内 部 組 織 | | 担 当 事 務 | |
|--------------------|---------------|-----------------------|---|--|--|--|-------------------|
| 出先機関 | 出先機関の 出張所等 | | | 部 | 課 | | |
| 福島県 県北建設 事務所 | | 福島市 | 福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 建設事務所 1 土木事業の調査、計画及び実施に関する こと。 2 土木災害復旧事業の調査、計画及び実施に 関すること。 3 土木施設の維持管理に関すること (福島空港公園に係るものを除く。) 4 国県費補助に係る市町村土木事業の指導 監督に関すること。 5 道路、河川、港湾、海岸、砂防及び都市公 園に係る占用等の許可に関すること。 6 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記 に関すること。 7 公有地の拡大の推進に関する法律の施行 に関すること(土地開発公社に係る部分を 除く。) 8 除雪事業の調査、計画及び実施に関するこ と。 9 都市計画に関すること。 10 水防に関すること。 11 建設業法の施行に関すること。 12 砂利採取業者の登録に関すること。 13 土木部の所掌に属する砂利採取計画の認 可に関すること。 14 国土交通省所管の国有財産に関すること。 15 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分に関す ること。 16 県営住宅の建設及び維持管理に関するこ と。 17 県の施設に係る営繕及び土木工事に関す ること。 18 県の施設に係る保全指導に関すること。 19 独立行政法人住宅金融支援機構からの受 託業務に関すること。 20 建築基準法の施行に関すること。 21 建設用機械の維持管理に関すること。 22 土木部の所掌に属する浄化槽法の施行に 関すること。 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の 施行に関すること。 | |
| | | 保原 土木事務所 | 伊達市 | 伊達市 伊達郡(桑折 町及び国見町 に限る。) | | | 総務課 業務課 |
| | | 二本松 土木事務所 | 二本松市 | 二本松市 本宮市 安達郡 | | | 総務課 業務課 |
| 福島県 県中建設 事務所 | | 郡山市 | 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 16 県営住宅の建設及び維持管理に関するこ と。 17 県の施設に係る営繕及び土木工事に関す ること。 18 県の施設に係る保全指導に関すること。 19 独立行政法人住宅金融支援機構からの受 託業務に関すること。 20 建築基準法の施行に関すること。 21 建設用機械の維持管理に関すること。 22 土木部の所掌に属する浄化槽法の施行に 関すること。 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の 施行に関すること。 | |
| | | 三春 土木事務所 | 田村郡 三春町 | 田村市 田村郡 | | | 総務課 業務課 |
| | | 須賀川 土木事務所 | 須賀川市 | 須賀川市 岩瀬郡 | | | 総務課 業務課 |
| | | 石川 土木事務所 | 石川郡 石川町 | 石川郡 | | | 総務課 業務課 ダム課 |
| | | あぶくま高 原道路管理 事務所 | 石川郡 平田村 | | | | |
| 福島県 県南建設 事務所 | | 白河市 | 白河市 西白河郡 東白川郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 20 建築基準法の施行に関すること。 21 建設用機械の維持管理に関すること。 22 土木部の所掌に属する浄化槽法の施行に 関すること。 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の 施行に関すること。 | |
| | | 棚倉 土木事務所 | 東白川郡 棚倉町 | 東白川郡 | | | 総務課 業務課 |

| 名 称 | | 位 置 | 所管区域 | 内 部 組 織 | | 担 当 事 務 |
|----------------------|----------------------|--------------|------------------------------------|--|--|---|
| 出先機関 | 出先機関の 出張所等 | | | 部 | 課 | |
| 福島県 会津若松 建設事務所 | | 会津若松市 | 会津若松市 河沼郡 大沼郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 25 ダムの管理運営に関すること(福島県南建設事務所、福島県会津若松建設事務所、福島県南会津建設事務所及び福島県相双建設事務所に限る。) 26 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(土木部の所掌に属するものに限る。) 27 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること。 |
| | 宮下 土木事務所 | 大沼郡 三島町 | 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 | | 総務課 業務課 | 28 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。 29 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること。 30 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関すること。 |
| 福島県 喜多方建設 事務所 | | 喜多方市 | 喜多方市 耶麻郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。 32 建築物補助事業の技術上の審査及び調査に関すること。 33 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(福島県いわき建設事務所を除く。) |
| | 猪苗代 土木事務所 | 耶麻郡 猪苗代町 | 耶麻郡猪苗代町 同郡磐梯町 同郡北塩原村 大字檜原 | | 総務課 業務課 | 土木事務所 1 土木事業の調査、計画及び実施に関すること。 2 土木災害復旧事業の調査、計画及び実施に関すること。 |
| | 大峠・日中 総合管理事 務所 | 喜多方市 | | | | 3 土木施設の維持管理に関すること。 4 道路、河川、海岸及び砂防に係る占用等の許可に関すること。 5 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 |
| 福島県 南会津建設 事務所 | | 南会津郡 南会津町 | 南会津郡 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 6 除雪事業の実施に関すること。 7 水防に関すること。 8 土木部の所掌に属する砂利採取計画の認可に関すること。 9 ダムの管理運営に関すること(三春土木事務所、石川土木事務所、猪苗代土木事務所及び富岡土木事務所に限る。) |
| | 山口 土木事務所 | 南会津郡 南会津町 | 南会津郡 (旧田島町及び 下郷町を除く) | | 総務課 業務課 | あぶくま高原道路管理事務所 あぶくま高原道路の管理運営に関する こと。 |

| 名 称 | | 位 置 | 所管区域 | 内 部 組 織 | | 担 当 事 務 |
|---------------------|---------------------|------------|---|--|--|---|
| 出先機関 | 出先機関の 出張所等 | | | 部 | 課 | |
| 福島県 相双建設 事務所 | | 南相馬市 | 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡 | 総務部 復旧・復興部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 道路・橋梁課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | 大峠・日中総合管理事務所 1 大峠道路の管理運営に関すること。 2 日中ダムの管理運営に関すること。 ダム管理事務所 ダムの管理運営に関すること。 |
| | 富岡 土木事務所 | 双葉郡 富岡町 | 双葉郡 | | 総務課 復旧・復興課 業務課 ダム課 | |
| 福島県 いわき建設 事務所 | | いわき市 | いわき市 | 総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部 | 総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課 | |
| | 勿来 土木事務所 | いわき市 | いわき市のうち 植田町 後田町 仁井田町 高倉町 江畑町 添野町 石塚町 東田町 佐糖町 岩間町 小浜町 錦 町 勿来町 川部町 沼部町 瀬戸町 三沢町 山玉町 山田町 富津町 遠野町 田人町 | | 総務課 業務課 | |
| | 鮫川水系 ダム管理 事務所 | いわき市 | | | 総務課 業務課 | |

| 名 称 | | 位 置 | 所管区域 | 内 部 組 織 | | 担 当 事 務 |
|-------------------------|---------------|------------|---------------------------------|---------|-----------------------------------|---|
| 出先機関 | 出先機関の 出張所等 | | | 部 | 課 | |
| 福島県 相馬港湾 建設事務所 | | 相馬市 | 相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡に所在する港湾及び漁港の区域 | | 総務課 企画管理課 建設課 | 1 港湾、漁港等の建設事業に係る調査、計画及び実施に関すること。 2 港湾、漁港等の維持管理に関すること。 3 港湾、漁港等の災害復旧工事の調査、計画及び実施に関すること。 4 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)の施行及び埋立事業の実施に関すること。 |
| 福島県 小名浜港湾 建設事務所 | | いわき市 | いわき市に所在する港湾及び漁港の区域 | | 総務課 管理課 港営課 企画調査課 建設課 | 5 出入船舶及び移出入貨物の調整並びに港湾統計及び漁港統計に関すること。 6 臨港地区の指定等に関すること。 7 農林水産省及び国土交通省所管の国有財産に関すること。 8 港湾、漁港等の建設事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 |
| 福島県 福島空港 事務所 | | 石川郡 玉川村 | | | 総務課 施設課 建設課 | 1 福島空港及び福島空港公園の管理に関すること。 2 空港建設関連事業及び空港公園事業に係る調査、計画及び実施に関すること。 3 空港建設関連事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 |
| 福島県県北 流域下水道 建設事務所 | | 福島市 | | | 総務課 建設課 | 1 流域下水道施設の築造に必要な測量、設計及び監督に関すること。 2 流域下水道施設に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 |
| 福島県県中 流域下水道 建設事務所 | | 郡山市 | | | 総務課 建設課 | 3 流域下水道施設の維持管理に関すること。 |

4 法令により設置された附属機関

| 名 称 | 担 任 す る 事 務 | 庶務担当 |
|----------------|--|-------|
| 福島県土地収用事業認定審議会 | 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定による事業の認定に関する処分についての調査審議に関すること。 | 用地室 |
| 福島県建設工事紛争審査会 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関すること。 | 建設産業室 |
| 福島県地方港湾審議会 | 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 35 条の 2 第 1 項の規定による重要港湾及び地方港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項の調査審議に関すること。 | 港湾課 |
| 福島県都市計画審議会 | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び第 2 項の規定による都市計画区域の指定、都市計画の決定、その他都市計画に関する事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議並びに他の法令によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。 | 都市計画課 |
| 福島県開発審査会 | 都市計画法第 78 条第 1 項の規定による同法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。 | 都市計画課 |
| 福島県建築審査会 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 78 条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び同法に規定する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。 | 建築指導課 |
| 福島県建築士審査会 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 28 条の規定による二級建築士試験及び同法によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。 | 建築指導課 |

5 条例により設置された附属機関

| 名 称 | 担 任 す る 事 務 | 庶務担当 |
|-------------|--|-------|
| 福島県建設業審議会 | 建設業法第 39 条の 2 第 1 項の規定による建設業の改善に関する重要事項の調査審議に関すること。 | 建設産業室 |
| 福島県河川審議会 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 86 条第 1 項の規定による二級河川に関する重要事項等の調査審議に関すること。 | 河川計画課 |
| 福島県屋外広告物審議会 | 福島県屋外広告物条例（昭和 61 年福島県条例第 23 号）第 27 条第 1 項の規定による屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関すること。 | 都市計画課 |

IV 各総室の事業運営方針

土木総室

(土木総務課、用地室)

I 土木総室の基本方針

- ◆ 「震災復興」「防災・減災、国土強靱化」「地方創生」を着実に進めるため、本庁各課・室、出先機関との緊密な連携の下、適切な業務管理に取り組む。
- ◎ 原理・原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正な事務の執行及び不祥事の未然防止に努める。
- ◎ 報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有しやすい風通しのよい職場づくりに努める。

II 各課室の基本方針と事業計画の概要

1 土木総務課

原理・原則に基づいた事務の適正執行を徹底するとともに、管理監督者を先頭に職員各自が危機意識及び法令遵守意識の向上、社会の変化に対応した意識改革を行い、不祥事の未然防止に努め、さらにコミュニケーションやチームワークを高めながら、真に柔軟性に富んだ風通しのよい職場風土を構築します。

また、「震災復興」「防災・減災、国土強靱化」「地方創生」などの主要施策の計画的かつ着実な推進に向け、事業終期を見据えた適切な予算編成を行うとともに、不適切な会計処理の防止など、リスク管理にもしっかりと取り組みます。

2 用地室

令和8年度は、「震災復興」「防災・減災・国土強靱化」を着実に進めるための事業用地の取得に向け、関係各課と連携しながら事務所の支援を行うとともに、用地取得の困難な箇所においては、所有者不明土地管理人などの財産管理制度、共有地分割訴訟及び土地収用制度を活用するなどして、事業用地の円滑な取得を図ります。

また、複雑化・困難化する用地取得に対応できるよう各種研修の内容を充実し、用地職員の資質向上を図ります。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------------------------|---------------------|-------------|--|
| 1 公共用地取得の 推進と用地の適正 管理 | (1) 計画的な用地取得 の推進 | 152,048 | 用地取得事務及び登記事務を行う用地囑託員を各出先機関に配置し、円滑な用地取得を図ります。 |
| | 用地取得円滑 化対策事業費 | 100,000 | 地権者からの代替地要求に迅速に対応し、円滑な用地取得を図ります。 |
| | 用地先行取得 事業費 | 500,000 | 地権者からの早期買取りの要望に対応し、円滑な用地取得を図ります。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------------|--------------|-------------|--|
| (2) 用地職員の資質の向上 | 管理運営費 | 2,183 | 用地取得に関する専門知識の習得のための各種研修等を実施し、用地職員の円滑な用地取得を支援します。 |
| (3) 未登記用地の解消 | 管理運営費 | 7,784 | 未登記用地処理計画書に基づき未登記の解消に努めます。 |
| 2 廃道廃川敷の整理推進 | 管理運営費 | 271 | 廃道廃川敷地の適正な整理処分を行います。 |
| 3 法定外公共用財産の管理 | 管理運営費 | 236 | 国土交通省所管の法定外公共用財産（一般海域）の適正な管理を行います。 |
| 4 土地収用法の適正な執行 | | | |
| (1) 収用委員会の円滑な運営 | 土地収用法 施行費 | 6,731 | 土地収用法に基づく収用委員会の円滑な運営を図り、裁決申請の適正かつ迅速な処理を行います。 |
| (2) 事業認定の指導と適正な事務処理 | 土地収用法 施行費 | 1,175 | 土地収用法に基づく事業認定にかかる市町村への指導と適正な事務処理を行います。 |

企画技術総室

(土木企画課、技術管理課、建設産業室)

I 業務目標

<基本方針>

今年度は、「震災復興」、「防災・減災、国土強靱化」、「地方創生」のため、社会の変化や変容に対応する視点を持って、土木政策の総合企画・調整、適正な執行管理や危機管理、生産性の向上、建設業の振興に取り組みます。

<企画技術総室の業務目標（施策展開の方向性）>

- 今年度予算の円滑な執行への対応
- 東日本大震災からの復興・創生の推進
- 社会基盤の強化への取組（防災・減災、人材育成）
- DXの推進による働き方改革及び生産性向上
- 積極的な広報（見える化・見せる化）と土木部の魅力発信
- 自然災害や危機事象に対する出先機関や危機管理部等との緊密な連携
- 持続可能で活力ある建設業の実現に向けた振興施策の推進

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 土木企画課

- ① 事業運営方針に基づく各施策や重点事業を着実に展開するため、施策・事業の総合調整を行うとともに、他分野との連携などに取り組みながら、効果的・効率的な社会資本の整備、維持管理を図ります。
- ② 一日も早い県全体の復旧・復興を念頭に、職員の意識改革と情報共有・コミュニケーションの強化を図りながら、庁内連携及び部内横断連携の強化や現場主義の徹底を図り、東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興の推進や、国土強靱化事業予算の確実な執行などの重点課題に取り組みます。
- ③ 東日本大震災の風評・風化防止、地域防災力の向上、被災地の活性化、県民の防災意識の向上を図るため、震災伝承活動を行います。
- ④ 河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として「流域治水」に取り組んでいきます。
- ⑤ 未曾有の複合災害の経験と反省を踏まえ、危機管理部と連携し、総合的な危機管理体制及び防災情報の発信の充実・強化に取り組んでいきます。
- ⑥ 県民に身近な課題である、地域住民の生活に密着した基盤の改善などについて、各種施策テーマを念頭に迅速、柔軟かつ的確に対応していきます。
- ⑦ 福島県DX推進戦略を踏まえ、新技術導入などによる建設行政サービスの質の向上を図ることにより社会資本を安全で安心して利用できる仕組みづくりを推進します。
- ⑧ 積極的な広報の推進に努め、県民に分かりやすい情報を発信していきます。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------------------------------|-----------------|-------------|---|
| 流域治水の推進 | 流域治水推進事業 | 2,710 | 策定した流域治水プロジェクトの治水対策の実効性を高めるための協議会等を進めます。また、住民等の流域治水への理解醸成を図るため、イベント等の開催など、広報を行います。 |
| 生活に密着した公共土木施設の改善 生活基盤緊急改善事業の推進 | 生活基盤緊急改善費 | 1,716,783 | 地域住民の生活に密着した身近な公共土木施設について、地域住民からの要望に即応し、迅速かつ的確に整備・改善し、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上を図ります。 |
| 土木情報化推進計画 土木部高度情報化事業の推進 | 土木部高度情報化事業費 | 98,026 | 土木部の高度情報化を推進するため、事業執行管理システムや土木OA機器等の適切な運用管理を図るとともに、サーバーの更新を実施します。 |
| 建設産業の魅力・やりがい創出支援事業 | 調査研究費 | 30,000 | 行政サービスの向上や建設現場の生産性向上、業務の効率化等を図るため、公共土木施設データベース構築を行います。 |
| 震災伝承活動推進事業 | 管理運営費 (企画技術) | 2,000 | 東日本大震災の記録や経験、教訓などを伝える震災伝承をより効果的・効率的に行うことで、多発する激甚災害に対する防災力向上、被災地の活性化の強化、県民の防災意識の醸成を図ります。 |

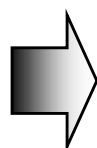
【生活基盤緊急改善事業】

～施工前～



県道二本松三春線（本宮市）

～施工後～



2 技術管理課

公共土木工事等を適正かつ円滑に執行し、良質な社会資本の整備を推進するとともに、建設事業を取り巻く社会情勢、施工形態の変化に対応した技術管理・設計積算基準の充実や建設技術の高度化を図りながら、建設産業の健全な発展を支援してまいります。

- ① 部内の「事業執行計画」を策定し、公共土木工事等の適正な進行管理を推進します。
- ② 「福島県建設工事安全対策重点計画」を策定し、労働災害、公衆災害の防止に取り組みます。
- ③ 建設工事に伴い多量に発生する建設発生土の適正処理と有効利用を推進します。
- ④ 除染土壌の保管・搬出など、放射性物質に汚染された建設副産物に関する取組を推進します。
- ⑤ 積算基準や技術基準の充実を図り、公正かつ透明性のある適正な積算を推進します。
- ⑥ DX推進等、施工形態の変化や新工法の導入し、建設技術の高度化や生産性向上を促進します。
- ⑦ 工物品質確保法等に基づく、建設業の働き方改革を促進します。
- ⑧ 「土木部専門研修計画」を策定し、職務に関する法令や専門知識、技術の習得に向けて職層研修や実務研修を実施し、法令遵守のもと時代潮流の変化に対応しうる職員の育成に努めます。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|-----------------|-------------|--|
| 土木部高度情報化事業の推進 設計積算システム維持管理事業 電子納品保管管理システム維持管理事業 CADシステム維持管理事業 建設リサイクル推進事業 | 土木部高度情報化事業費 | 69,915 | 部内各システムの適切な運用を図ります。 ・積算基準等改正に伴うプログラム改正等を行います。 ・保管管理システムの円滑な運営に取り組みます。 ・CADの運用等に必要な保守点検を行います。 ・建設副産物等情報の登録、共有を行います。 |
| 建設技術の推進と技術力の向上 1 技術力の向上 | 職員研修費 | 25,200 | ・現場主義に対応した人材育成等を目的に、研修計画に基づき研修を実施します。 |
| 2 建設技術の向上 発展 | 管理運営費 (企画技術) | 2,038 | |
| 優良土木建築工事表彰 優良土木・建築委託業務表彰 | | 1,410 | ・土木、建築及び設備工事のうち、出来ばえ等が優れた施工業者を表彰します。 |
| | | 628 | ・調査、測量、土木設計、建築設計(受託含む)業務の内、業務成績等が優れた事業者と技術者を表彰します。 |
| 3 新技術の活用 | 調査研究費 | 22,484 | 新技術の活用を推進する取組を行います。 ・最新技術を扱える人材育成講習会を開催します。 ・ICT機器類購入費用等の一部を補助します。 ・職員向けのドローンの操作講習会を実施します。 |
| 循環型社会の形成 環境負荷を軽減する 施策の推進 | 調査研究費 | 9,000 | ・「省エネルギー」等に配慮した建設資材の使用を促進します。 |
| | 建設発生土適正処理推進費 | 870,000 | ・建設発生土の利用促進と再資源化に向け「ストックヤード」の整備を行います。 |

3 建設産業室

建設業の法令遵守を推進するとともに、建設業が持続可能で活力ある産業となるよう建設業の振興を支援します。

- ① 建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図り、建設工事の適正な施工の確保、建設業の健全な発達を促進します。建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争処理及び建設業者に対する監督処分などを行います。
- ② 建設企業の経営力の強化等を支援するため、「建設業振興事業」、「地域に生きる建設企業支援事業」、「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」を実施します。
- ③ 建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、「第2次ふくしま建設業振興プラン」に基づき「福島県建設業振興事業」を実施します。
- ④ 受注者が受注しやすい環境を整えるため、精度が高い発注見通しの公表や建設関係団体との意見交換会を開催するなど、実情に合ったきめ細かな施工確保対策を図ります。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------------------|----------|-------------|--|
| 建設業の法令遵守の推定 | | | |
| 1 建設業法施行管理事業 | 建設業法施行費 | 8,700 | 建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争処理及び建設業者に対する監督処分、優秀施工者の表彰などを行います。 |
| 2 建設業許可及び指導事業 | 建設業法施行費 | 14,776 | 建設業の許可及び建設業者への指導及び監督をします。 |
| 建設業の振興の支援 | | | |
| 1 建設業振興事業 | 建設業法施行費 | 100,000 | 建設業者が県等の発注する工事を円滑に施工するための運転資金として活用するため、福島県建設業協同組合に対し、資金を貸し付けます。 |
| 2 地域に生きる建設企業支援事業 | 建設業支援事業費 | 120 | 第一線で企業利益を追求している経営者・技術者に、経営等に関する基礎知識習得のための講座を開催します。 |
| 3 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業 | 建設業支援事業費 | 184 | 新分野進出による雇用の創出と確保、さらに経営基盤の強化に対する自主的な取組を応援します。 ・建設業新分野進出企業認定事業 ・建設業新分野進出優良企業表彰事業 |
| 4 福島県建設業振興事業 | 建設業支援事業費 | 6,694 | 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報などの視点で課題解決に向けた有効な取組を検討するとともに、実行することで更なる建設業の振興を図ります。 |
| 5 女性・若者への建設業魅力体験事業 | 調査研究費 | 5,000 | 建設産業に関するイベントにて重機シミュレーター体験を通じて、女性や若者へ建設産業に関心・興味を持ってもらい、今後の担い手確保につなげていくことを目的とし、重機シミュレーターの購入及び建設産業の魅力を伝える動画を制作・発信します。 |

道 路 総 室

(道路計画課、高速道路室、道路管理課、道路整備課)

I 業務目標

<「道づくり」の基本方針>

「第3期復興・創生期間」、「第1次国土強靱化実施中期計画」の初年度となる令和8年度においては、期間内に達成すべき成果を見据えながら、引き続き、県民の安全・安心の確保を最優先に「復興」と「地方創生」を形にしていくため、復興を支え活力ある県土基盤の構築を目指し、新しいふくしまの創造に向けた道づくりなど、以下の3本の柱により取組を進めます。

(1) 新しいふくしまの創造に向けた道づくり(復興・創生)

「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、引き続き、避難指示解除等区域と周辺の主要都市等を結ぶふくしま復興再生道路など安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るとともに、特定復興再生拠点区域における避難解除等の復興の進展に伴い、二地域居住など多様な帰還や、市町村をまたいだ広域的な連携・交流など、新たな復興の取り組みを支援するため、拠点間を結ぶ道路や産業拠点へのアクセス道路等の整備を進めるなど、国及び市町村等と連携を図りながら、新しいふくしまの創造に向けた道づくりを進めます。

(2) 頻発する自然災害に備え、暮らしを守る道づくり(防災・減災)

大規模地震等を想定した橋梁の耐震対策や道路の無電柱化など緊急輸送道路の整備や、道路法面の落石対策などにより、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの強化を進めるとともに、予防保全型メンテナンスへの本格転換に向け、橋梁やトンネルの修繕など道路施設の老朽化対策を重点的に進めます。

併せて、道路パトロール及び除雪等、適時・適切な維持管理を実施し、安全で円滑な交通を引き続き確保するとともに、AI技術を活用した点検・診断・監視など、デジタル変革(DX)を推進することによる効率化・高度化を図り、頻発する自然災害等に備え、暮らしを守る道づくりを進めます。

(3) ふくしまの魅力を高め、暮らしを支える道づくり(活力、安全・安心)

県土の将来を見据え、会津縦貫道などの県土の骨格をなす基幹的な道路や地域連携道路など、広域的な連携・交流の強化に必要な道路については計画的に整備を進めるとともに、生活幹線道路など、暮らしを支える道路については、地域の実情に応じた整備を進めます。

また、ふくしまの観光資源を活かした広域的なサイクリングルート of 利活用推進や、道の駅の機能強化など、地域の活性化を支援するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を整備するなど、ふくしまの魅力を高め、地域を支える道づくりを進めます。

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 道路計画課

「ふくしま道づくりプラン」の基本目標である「安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり」の実現に向け、各施策及び重点プロジェクトの進行管理とともに企画立案及び総合調整を行い、他機関との連携を図りながら、地域に根ざし、道路利用者のニーズに即した効率的で効果的な道路事業の推進を図ります。

また、道路事業に係る予算の企画及び総括を行い、道路事業の適切な執行を図ります。

なお、道路法の制度運用にかかる事務や、福島県道路公社に関する指導監督、有料道路（あぶくま高原道路）の利用促進等について、適切に取り組みます。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|----------------------------|---------------------------|-------------|---|
| 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり等 | 道路橋りょう改良費 【道路調査事業(県単)】 | 20,000 | 広域道路基礎調査 |
| | 国直轄道路事業費負担金 | 8,794,000 | 国直轄道路事業の県負担金 ・国道6号勿来バイパス ・国道13号福島西道路(Ⅱ期) ・国道121号湯野上バイパス ・国道289号八十里越 外 |

2 高速道路室

人流・物流の円滑化や活性化によって本県の経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な施設等を連絡する、高速自動車国道やこれらと一体的に機能する地域高規格道路など高速交通ネットワークの整備が必要不可欠であります。

このため、高速自動車国道の建設を促進するとともに、高速自動車国道と連携して地域間相互の交流の促進、広域交通拠点との連携を図る地域高規格道路の利活用促進等を図ります。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------------------|------------------------------------|-------------|---|
| 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり | 道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】 | 123,392 | 会津縦貫南道路下郷田島BP(5工区)外の整備を推進します。 国道121号 会津縦貫南道路 下郷田島BP(5工区) (下郷町、南会津町)外 計2箇所 |
| | 道路橋りょう改良費 【道路調査事業(県単)】 | 10,309 | 会津縦貫道の整備に向けた調査・設計を推進します。 国道121号 会津縦貫南道路(2工区)(会津若松市) |
| | 道路橋りょう整備費 【補助事業(道路)】 | 1,497,381 | 会津縦貫南道路下郷田島BP(5工区)外の整備を推進します。 国道121号 会津縦貫南道路 下郷田島BP(5工区) (下郷町、南会津町)外 計2箇所 |
| | 高速道路整備促進費 【高速道路関係行政推進にかかる運営経費等】 | 1,111 | 高速道路の整備促進及び利活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進します。 |

3 道路管理課

県民の生活を支える道路の適切な維持管理や近年の激甚化・頻発化する自然災害から道路災害の防止を図り、安全で安心な道路の通行確保に取り組んでいきます。

また、道路施設の老朽化に対応するため、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策を進めるとともに、新技術を活用し、維持管理の効率化・高度化を図り、維持管理費の縮減や県民の暮らしや地域の実情を踏まえながらニーズに合った維持管理に努めていきます。

さらに、冬期間における交通の確保や歩行空間の確保等を講じるとともに、地震被災時の円滑な救急活動、緊急物資輸送、復旧活動等を支援する緊急輸送道路の機能を確保するため、橋梁耐震補強事業や落石対策等を重点的に実施します。

さらに、市町村と連携を図り、生活に密着した地域生活を支える市町村道の整備について支援することにより、個性ある地域づくりを促進します。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|------------------------------|-------------|---|
| 頻発する自然災害に備える道づくり 等 | 道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良費（県単）】 | 565,500 | 〈雪寒〉 雪寒指定路線において、雪崩、地吹雪、吹溜り、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交通を確保します。 国道121号（喜多方市）外 計10箇所 |
| | 道路橋りょう維持費 【災害防除事業（県単）】 | 3,379,200 | 〈災害防除〉 本県は山岳地帯を走る道路が多いため落石等の危険箇所も多く、大事故の発生するおそれがあることから、道路防災総点検の要対策箇所や落石・崩落等の危険性が認められ、緊急性の高い箇所から着手し、事故防止を図ります。 国道352号（南会津町）外 計63箇所 |
| | 道路橋りょう維持費 【道路長寿命化対策事業】 | 2,305,706 | 〈橋りょう修繕〉 将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保します。 国道115号外（文知摺橋外）外 計24箇所 |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|---------------------------------------|---|--|
| 新技術等を活用した 既存施設の長寿命化 や効率的な維持管理 による道づくり 等 | 道路管理事務費 【道路管理事務】 | 580,599 | 〈電気料等〉 道路照明、消雪施設に係る電気料・修繕料等 道路を常時良好な状態に保つための経費です。 |
| | 道路橋りょう 維持費 【道路維持補修事 業】 | 8,959,590 | 〈一般補修〉 県管理道路 5,729.4km の機能保全を図るた め、維持補修を行う経費です。 |
| | | 3,181,400 | 〈舗装修繕〉 舗装補修を実施し、交通の円滑化と事故防止 を図ります。 |
| | | 918,000 | 〈雪寒〉 消雪施設等の修繕を実施し、交通の安全を確 保します。 |
| | | 1,416,900 | 〈小規模構造物修繕〉 道路情報板・防護柵の修繕を実施し、交通の 安全を確保します。 |
| | | 106,400 | 〈集中監視〉 トンネル及び自動車専用道路を一元的に監視 し、効率的な管理体制を構築します。 |
| | | 360,000 | 〈除草対策〉 防草シート等により車両走行時の視認性確保 します。 |
| | | 13,262,543 | 〈橋梁・トンネル等修繕〉 橋梁・トンネル等の予防的な修繕を計画的に 進めます。 |
| | | 1,794,395 | 〈道路長寿命化対策〉 橋梁等施設の長寿命化やP C B対策を図りま す。 |
| | 道路橋りょう改 良費 【道路橋りょう改 良事業(県単)】 | 4,456,461 | 〈路盤改良〉 舗装が損傷し、機能が失われつつある箇所 について補修、修繕し交通の円滑化と事故防止を 図ります。 国道118号(浅川町)外 計69箇所 |
| 道路橋りょう整 備費【交付金事業 (道路)】 | 389,526 | 〈路盤改良〉 舗装が損傷し、機能が失われつつある箇所 について補修、修繕し交通の円滑化と事故防止を 図ります。 (主) いわき上三坂小野線(いわき市)外 計6箇所 | |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|---|-------------|---|
| 新技術等を活用した 既存施設の長寿命化 や効率的な維持管理 による道づくり 等 | 道路橋りょう維持費【補修機械管理事業】 | 48,140 | 〈補修機械管理費〉 補修用機械の購入及び整備を行います。 |
| | 道路橋りょう維持費 【道路占用復旧事業】 | 495,000 | 〈占用復旧〉 占用物件の埋設工事に伴う仮復旧部分の舗装等を行います。(経費は占用者負担) (一) 白坂関辺線(白河市)外 計2箇所 |
| | 土木部高度情報化事業費(道路企画) 【道路管理台帳システム運用事業】 | 20,500 | 〈道路管理システム〉 道路情報に関するシステムの維持管理費用(障害対応、機器リース料) |
| | 道路管理事務費 【道路パトロールアウトソーシング、維持補修アウトソーシング】 | 247,329 | 〈道路パトロールアウトソーシング〉 道路の異状等に適切かつ迅速に対応するために道路パトロールの外部委託を行います。 |
| | | 183,250 | 〈維持補修アウトソーシング〉 路面、路側等の道路空間を常に良好な状態に保つために維持補修の外部委託を行います。 |
| 一年を通じて安全で 円滑な交通を確保する 道づくり | 道路橋りょう維持費 【除雪事業(県単)】 | 3,034,231 | 〈除雪〉 県が管理する道路の冬期交通を確保するための除雪を行います。 一般除雪 延長 3,201.4 km 春先除雪 延長 202.4 km (機械購入) 除雪機械の更新を行い、効率的な道路の維持管理を図ります。 |
| | 【除雪事業(交付金)】 | 4,257,618 | 〈除雪〉 雪寒指定道路の冬期交通を確保するための除雪を行います。 一般除雪 延長 2,275.6 km |
| | 車庫整備費(県単) 【車庫整備事業(県単)】 | 114,039 | 〈車庫整備〉 除雪機械の保管と効率的な除雪を行うため、除雪車庫の修繕を行います。 |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------------|--|--|--|
| まちづくりや地域振興を支える道づくり等 | <p>【市町村道】 道路橋りょう整備費 【交付金事業(道路)】</p> <p>市町村等事業指導事務費 【市町村等事業指導事務費(交付金)】</p> <p>市町村等事業指導事務費 【市町村等事業指導事務費(補助)】</p> | <p>461,000</p> <p>5,254</p> <p>5,518</p> | <p>〈市町村道代行〉 幹線市町村道は国県道を補完するとともに、地域の発展、生活環境の改善を図るための重要な路線であることから、特別立法地域内の道路整備を促進するため、各市町村の財政、技術者等の状況を考慮し、県代行事業を実施します。</p> <p>過疎代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北山大塩線(北塩原村) ・磐梯大谷線(磐梯町) ・宇内沼越線(会津坂下町) 計3箇所 <p>市町村補助事業に関して、知事が委任を受けた事務を行うための経費です。</p> <p>市町村補助事業に関して、知事が委任を受けた事務を行うための経費です。</p> |
| 脱炭素や循環型社会を実現する道づくり | <p>道路橋りょう維持費 【道路維持補修事業】</p> | <p>221,000</p> | <p>〈道路・トンネル照明LED化〉 道路・トンネル照明のLED化を実施し、CO₂を削減します。</p> |

4 道路整備課

福島県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による被害、福島第一原子力発電所事故による災害を踏まえ、国・市町村等と連携しながら被災地の復旧・復興に全力で取り組み、総合的な防災力の高い復興まちづくり、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県内ネットワークの強化など、復興の歩みを着実に進めてまいりました。

一方で、未だ約2万4千人の方々が県内外で避難を続けているなど、本県の復興は途上にあります。

これらを踏まえ、引き続き、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を始め、避難指示区域等の復興と避難住民の帰還を支援する道路整備を重点的に推進するとともに、県内各地の地域力を高める道づくりを着実に進めます。

また、人口減少が続いており、福島県にとって大きな課題となっていることから、子育て環境の向上を図るため、歩道整備を始めとする歩行空間の環境整備を推進します。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|--|---|--|
| ふくしまの更なる復興を支える道づくり | 道路橋りょう整備費(再生・復興) 【交付金事業(道路)(再生・復興)】 | 1,675,000 道路改築・国道 (1,243,000) 道路改築・県道 (432,000) | 東北地方太平洋沖地震を踏まえ、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するための社会資本整備を行う。 国道114号 津島1(浪江町) 外 国道399号 手七郎1(浪江町) 外 国道399号 滝下(飯舘村) 外 計16箇所 |
| | 道路橋りょう整備費(再生・復興) 【帰還環境整備交付金事業(道路)】 | 2,756,565 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセスを整備します。 (一)井手長塚線 長塚工区(双葉町) 外 計2箇所 |
| 頻発する自然災害に備える道づくり | 道路橋りょう整備費 【補助事業(道路)】 | 426,282 | 安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上、都市災害の防止を図るため、電線の地中化を推進します。 国道252号 七日町工区(会津若松市) 外 計8箇所 |
| | 道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】 | 1,412,500 道路改築・県道 | (一)母畑須賀川線 小作田橋(須賀川市) 外 計7箇所 |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------------------------------------|---|---|---|
| 広域的な連携・交流を 支え、県土の活力を高 める道づくり | 道路橋りょう 整備費 【交付金事業(道路)】 | 2,166,422 道路改築・国道 (1,692,000) 道路改築・県道 (474,422) | <p>公共公益施設の整備等に関連して、または地域の自然的・社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性・利便性の向上、快適な生活環境の確保を図ります。</p> <p>対象事業は、地域の課題に対応して一定の地域において複数の事業を一体的に実施することにより事業効果が著しく増大するもので、緊急に行われる必要があります。</p> <p>国道289号 入叶津道路工区(只見町) 外 (主)いわき石川線 石川BP1工区(石川町) 外 計9箇所</p> |
| | 市町村合併支援 道路整備事業費 【市町村合併支援 道路整備事業】 | 1,310,000 | <p>合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良により円滑な交通が確保されないなど、合併市町村の一体化の支障となる道路を整備します。</p> <p>国道352号 中山峠工区(南会津町) 外 計3箇所</p> |
| | 道路橋りょう改 良費 【道路橋りょう改良 事業(県単)】 | 5,514,955 道路改築・国道 (745,400) 道路改築・県道 (4,769,555) | <p>1) 未整備区間のうち交付金事業以外の箇所について、必要性、緊急性の高い箇所を実施します。</p> <p>2) 生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小な箇所、未舗装区間、自動車交通不能区間(最大積載量4トンの貨物自動車が行き通れない区間)など交通のあい路となっている箇所の解消を目的として、局部的な改良を実施します。</p> <p>(主)会津若松三島線 大谷BP工区(三島町) 外 計67箇所</p> |
| | 道路橋りょう 改良費 【道路調査事業(県 単)】 | 211,000 | <p>道路の改良整備計画及び橋りょうの整備計画を計画的に執行するため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査、概略設計、予備設計等を実施します。</p> <p>道路調査………交付金事業に向けて早急に調査の必要な箇所、交通不能箇所及び大規模プロジェクトに関連する箇所等の図化、地質調査、概略設計、予備設計、交通解析及び環境調査等を行い、必要に応じて、測量及び実施設計を実施します。</p> |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|----------------------|--|---|--|
| まちづくりや地域振興を支える道づくり | 道路橋りょう整備費 【交付金事業(地域活性化・道路)】 | 2,553,000 道路改築・国道 (1,733,000) 道路改築・県道 (576,000) 道路改築・交安 (244,000) | 広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、地域の自立・活性化を推進するため、生産・物流機能の強化、都市・農村交流の促進、観光活性化、地場製品の活性化等、民間中心の広域的活動の促進に資する道路改築の推進を図ります。 (主)会津若松裏磐梯線 檜原3工区(北塩原村) 外 計9箇所 |
| 健康を支え、すべての人にやさしい道づくり | 【補助事業(道路)】 道路橋りょう整備費 【交付金事業(道路)】 やさしい道づくり推進事業費 【やさしい道づくり推進事業】 道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】 | 1,034,592 345,400 101,000 1,034,900 | 小中学校の通学路や歩行者の事故が多発している箇所などの歩道整備を重点的に進めるとともに、交通事故が多発している地点の交差点改良等を実施します。さらに、道路交通の安全確保のため、防護柵、道路標識等を整備します。 (一) 安達停車場線 油井工区(二本松市) 外 計13箇所 (主) 喜多方会津坂下線 米室2工区(喜多方市) 外 計9箇所 高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境の整備を推進します。 いわき上三坂小野線 御厩工区(いわき市) 外 計6箇所 国道118号 松岡橋工区(埴町) 外 計31箇所 |
| 脱炭素や循環型社会を実現する道づくり | 道路橋りょう整備費 【歩いて走って健康づくり支援事業】 | 116,495 | サイクルツーリズム推進のため、各地域のサイクリングルートについて、さらなる魅力向上を図るため自転車走行空間整備等を行い、各地域の取組を支援します。 (一) 広野小高線 相双地域 CR(南相馬市) 外 計9箇所 |

| 実施事業 | 事項名 【事業名】 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|--------------|-------------------------|------------|
| ★複数の課にわたり展開される事項の内訳表（再掲） | | | |
| 道路橋りょう改良費【道路調査事業(県単)】 | 241,309 | 道路橋りょう整備費【道路橋りょう事業(県単)】 | 13,107,708 |
| (1) 道路事業調査(地高) | 10,309 | (1) 雪寒 | 565,500 |
| (2) 道路事業調査 | 231,000 | (2) 舗装改良 | 4,456,461 |
| | | (3) 道路改築 | 6,927,455 |
| | | (4) 交通安全 | 1,034,900 |
| | | (5) 道路改築 | 123,392 |
| | | 道路橋りょう整備費【交付金事業(道路)】 | 3,362,348 |
| | | (1) 道路改築(国道) | 1,692,000 |
| | | (2) 道路改築(県道) | 474,422 |
| | | (3) 路盤改良 | 389,526 |
| | | (4) 交通安全 | 345,400 |
| | | (5) 市町村道代行 | 461,000 |
| 道路橋りょう整備費(再生・復興) 【交付金事業(道路)(再生・復興)】 | 1,675,000 | 道路橋りょう整備費【補助事業(道路)】 | 2,958,255 |
| (1) 道路改築(国道) | 1,243,000 | (1) 道路改築(地高) | 1,497,381 |
| (2) 道路改築(県道) | 432,000 | (2) 無電柱化 | 426,282 |
| | | (3) 交通安全対策 | 193,492 |
| | | (4) 通学路緊急対策 | 841,100 |



基幹的な道路の整備
小名浜道路<いわき市>



通学路の歩道整備
(主) 喜多方会津坂下線<喜多方市>



法面对策状況
(国) 118号<天栄村>



除雪実施状況
(国) 252号<只見町>

河川港湾総室

(河川計画課、河川整備課、砂防課、港湾課、空港施設室)

I 業務目標

<基本方針>

令和4年8月豪雨、令和5年台風第13号及び令和7年雪崩災等により甚大な被害のあった被災地の1日も早い復旧・復興を実現するため、早期の公共土木施設の復旧を図るとともに、激甚化・頻発化する水災害に備えるため、第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、河道掘削及び伐木、砂防堰堤の整備など、総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。震災復興については、避難地域における住民の帰還に向け必要となる洪水氾濫を未然に防ぐ河川整備や、人家等を土砂災害から守る砂防施設の整備に取り組んでまいります。

また、地域産業や豊かな県民生活を支える、港湾、漁港、空港については、機能強化、機能保全の確実な進捗を図ってまいります。

同時に、河川・砂防は、地域の安心・安全を守り、また、港湾・漁港・空港は地域の生業や経済活動を支える重要な社会基盤であることから、長期計画に基づく適切な維持管理を行ってまいります。

<河川港湾総室の重点項目>

- ◆避難地域の安全・安心を支える治水対策、土砂災害対策【浜通り】
- ◆激甚化・頻発化する水災害やこれまでの台風等の災害を踏まえたソフト・ハードが一体となった事前防災対策の推進【全県】
- ◆計画的な公共土木施設の維持管理【全県】
- ◆県土の復興を支援する物流拠点としての港湾機能の強化【浜通り】
- ◆小名浜港及び相馬港におけるカーボンニュートラルポート（GNP）形成に向けた取組
- ◆福島空港における滑走路端安全区域（RESA）整備と空港の定時性・安全性の確保

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 河川計画課

- 河川港湾総室内の中・長期施策を総合的に企画立案・調整し、自然災害から安全な生活環境を守るとともに、空と海の港を通して地域の活力を支えます。
- 河川や海岸を整備するうえで基本となる「河川整備基本方針」や「河川整備計画」の策定やフォローアップに取り組みます。
- 県民、事業者、行政のパートナーシップのもと各種施策の連携強化や河川で活動する団体等への支援を行います。
- 一級河川・二級河川、海岸保全区域、砂防指定地等について、法律に基づいた適正な管理・監視を行います。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------------------|-----------|-------------|--|
| 治水施設の整備促進 | | | |
| 1 国直轄河川の整備 | 河川事業負担金 | 6,539,408 | (国直轄河川事業費負担金) 阿武隈川、阿賀川における、遊水池整備、築堤、護岸、掘削及び用地買収等を推進します。 |
| 2 河川計画の策定 | 河川海岸調査費 | 37,402 | (河川海岸調査事業) 県が管理する一級・二級河川について、河川整備基本方針及び河川整備計画を策定するとともに、河川環境調査や海岸調査等を行います。また、猪苗代湖の航行規制及び利活用を適正に行うための業務を行います。 |
| 3 災害復旧 | 災害調査費 | 153,300 | (災害調査費) 災害発生時の初動調査や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担申請事務を、早期にかつ円滑に遂行できるよう、災害調査(測量・設計)を実施します。 |
| 河川・ダム・砂防施設等の維持管理 | | | |
| 1 河川の維持管理 | 河川砂防管理事務費 | 137,664 | (河川砂防管理事務費) 県が管理する一級河川・二級河川、海岸保全区域及び砂防関係法区域において、不法行為を防止し、管理施設の適正な保持を図るため、巡視を行います。また、河川敷占用料等の計算及び許可事務処理を適正に行うためのシステムの保守を実施します。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|-----------|-------------|---|
| 2 河川の美化 | 不法占用対策費 | 435 | (不法占用対策費) 不法占用物件の撤去、原状回復、再発防止措置を行い法秩序の維持、適正管理を図ります。 |
| | 水文観測費 | 8,302 | (水文観測費) 河川の水位、流量及び雨量の状況を把握し、治水計画並びに水質確保のための利水計画の基礎資料とします。 |
| | 河川海岸維持管理費 | 22,000 | (河川海岸維持管理事業) 猪苗代湖において、利用者の安全利用や、航行規制区域の適切な運用を図るため巡視業務等を実施する。 |
| | 河川環境整備費 | 2,519 | (河川愛護関係経費) 河川環境の美化を推進するため、河川愛護団体の育成及び支援を実施し、河川愛護の啓発を図ります。 |
| 3 双方向行政の推進、県民意見の反映 | 河川審議会費 | 246 | (河川審議会費) 河川審議会等を開催し、共に考え、共につくる川づくりを推進します。 |

■水防災意識社会の再構築に向けた取組

気候変動により、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が今後高まることが予想されることを踏まえ、河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があります。

そのため、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

この他、「集中豪雨から命を守るプロジェクト事業」を通じて、県民の防災意識の高揚を図ります。

《集中豪雨から命を守るプロジェクト事業》

○プロジェクト1

【豪雨対策推進事業】

地域が連携した減災体制を構築するため、建設事務所単位で組織した水災害対策協議会により、市町村の洪水・土砂災害に対する防災意識の向上と水災害対策の推進を図ります。

○プロジェクト2

【豪雨から子供の命を守る出前講座事業】

総合的な学習の時間等を活用した出前講座を行い、気象変化に伴う水位上昇や土砂災害の危険性について学習し、自らの命を守るための知識を見つける出前講座を開催します。



土砂災害模型を使った出前講座の状況

■河川環境美化作業の支援

河川等に対する愛護意識の一層の普及のために市町村で実施する河川環境美化作業について、広報ポスターの作成や河川愛護団体の表彰など、活動を支援します。

2 河川整備課

令和4年8月豪雨等による被災箇所を早期復旧を図るとともに、令和元年東日本台風及び令和5年台風13号など、近年の激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、流域治水の考えに基づき、ソフトとハードが一体となった防災・減災対策の強化を推進し、被害の軽減を図ります。

【災害復旧事業】

- 令和元年東日本台風等による被災箇所のうち被害が甚大であった河川において、改良復旧事業等により再度災害防止を図ります。
- 令和4年8月豪雨及び令和4年、令和7年の雪崩災害による被災箇所の早期復旧を図ります。

【河川・海岸事業】

- 令和元年東日本台風等により浸水被害が頻発している河川や、沿川に人家が密集している市街地河川を優先的に整備し、治水安全度の向上に努めます。
- 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、事前防災対策や老朽化対策を実施します。
- 河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及びライブカメラなどを活用した情報提供や水防活動への支援を推進するとともに、水防演習及び水防技術講習会の実施など危機管理体制の強化を図られる取り組みを実施します。

また、河川流域総合情報システムの水位計に加え、洪水時の水位観測に限定した低コストの危機管理型水位計や、簡易型河川監視カメラの設置を推進し、水位情報の充実強化を図ります。

- 多様な生き物の生息・生育を支える多自然川づくりを推進します。
- 重点整備区間の設定や段階的施工等により、早期効果発現を図ります。

【ダム事業】

- 県が管理する11の多目的ダムについては、ダム施設の機能を保つため、設備を計画的に改良・更新します。

【維持管理事業】

- 水害の防止及び河川海岸の適正な利用のため、パトロール等の点検結果により、河川及び海岸の管理施設の補修や河道掘削、雑木・雑草の刈り払いを実施します。
- 施設の経年劣化により機能が低下した河川及び海岸管理施設について、計画的かつ効率的な補修・更新を行います。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------------------------|-------------------------|-------------|--|
| 1 治水施設の整備 1-1 河川の整備 | 河川事業費 【補助事業 (河川)】 | 1,367,428 | <p>(1) 大規模特定河川事業 指定区間内の1級、2級河川において施工される改良に関する工事のうち、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要な箇所について河川改修を行います。 C=883,200千円(只見川外2河川)</p> <p>(2) 事業間連携河川事業 指定区間内の1級河川、2級河川又は準用河川において施工される改良に関する工事であって、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図るよう河川改修を行います。 C=383,228千円(逢瀬川外1河川)</p> <p>(3) 特定構造物更新事業 河川管理施設の改築や長寿命化計画に基づく延命化が必要な箇所、総事業費が1施設あたり4億円以上の箇所について、更新を行います。 C=80,000千円(裏磐梯三湖)</p> |
| | 【交付金事業 (河川)】 | 1,529,605 | <p>(1) 河川改修事業 指定区間内の1級、2級河川において一定の計画に基づき施行される総事業費が概ね10億円以上の箇所について河川改修を行います。 C=1,529,605千円(小泉川外15河川)</p> |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------|---------------------------------|-------------|---|
| 1-2 ダムの整備 | 【交付金事業 (河川) (再生・復興)】 | 658,000 | (2) 効果促進事業 必要な水防資材等を整備し、防災力向上を図ります。 C=8,000 千円 帰還住民の安全・安心を確保するため河川改修に着手し、堤防整備や河道掘削等により河川断面を広げ、治水安全度の向上を図ります。 |
| | 市町村等事業 指導事務費 | 650 | 市町村が実施する交付金事業等について、福島県知事が委任を受け事務を行います。 |
| | 河川海岸改良 費 | 8,661,419 | (1) 河川改修 総事業費が小規模で早急に実施する必要がある河川・海岸について改修を行います。 C=6,552,119 千円 (夏井川外 66 箇所) (2) 堤防強化 堤防天端を被覆 (舗装) することで、洪水の越流に強い構造とします。 C=2,109,300 千円 (上真野川外 53 箇所) |
| | 河川流域総合 情報システム 事業費 | 428,000 | 河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステムの機器更新や、情報発信機能向上のためのシステム改修を行います。 |
| | 【ダムメンテ ナンス事業】 | 727,842 | 高柴ダム、四時ダム、東山ダム、真野ダム、堀川ダム、こまちダム、木戸ダムの管理用設備更新を行います。 |
| 2 環境に配慮した河川整備 | 河川海岸改良 費 【ふなっこふるさと川づくり事業】 | 51,400 | それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備を実施します。 常夏川 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------------|--------------------------------------|-------------|---|
| 3 河川・海岸・ダム の維持管理 | 河川水門操作 管理費 | 55,658 | 水門・樋門等の操作委託や点検を実施し ます。 |
| 3-1 河川海岸の維 持管理 | 河川流域総合 システム管理 費 | 185,884 | 県内全域の雨量が河川水位情報を公開し ている。河川流域情報システムにおいて、 水防活動等の水災害に対する活動の支援や 河川状況を的確に把握できるように維持管 理を行います。 |
| | 河川海岸維持 管理費 | 11,095,759 | 河川整備課が所管する河川管理施設及び 海岸保全施設の維持管理を実施するもの で、施設修繕、河道掘削、雑草・雑木の刈 払い、不法投棄物件等の処理、応急措置や 緊急時のパトロールなどを行い、適切な河 川海岸の管理及び環境の保全を図ります。 特に河川除草については、県で除草機械 を購入し、効率的・効果的に除草作業を行 います。 |
| | 【河川メンテ ナンス事業】 【海岸メンテ ナンス事業】 | | 河川管理施設及び海岸保全施設につい て、破損等の進行による防護機能低下に加 え、陥没等の重大事故発生の危険性を未然 に防止するため、予防型保全型の維持管理 により修繕を実施します。 |
| 3-2 ダムの維持管 理 | ダム維持管理 費 | 417,520 | 管理ダムの各施設において、ダムの維持 管理上支障を来している事象について、必 要最低限の改修、補修工事を行い、施設の 長寿命化を図ります。 |
| | 個別ダム管理 費 | | 11 ダム |
| | 東山ダム管理 費 | 59,721 | 東山ダムの機能を維持するための管理を 行います。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|---------------|-------------|--|
| 4 危機管理体制の充 実・強化 | 鮫川水系ダム 管理費 | 171,097 | 高柴ダム及び四時ダムの機能を維持するための管理並びにこれらのダムの統合管理を実施する鮫川水系ダム管理事務所の運営を行います |
| | 真野ダム管理 費 | 42,249 | 真野ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 日中ダム管理 費 | 37,925 | 日中ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 小玉ダム管理 費 | 39,931 | 小玉ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 千五沢ダム管 理費 | 47,167 | 千五沢ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 田島ダム管理 費 | 20,706 | 田島ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 裏磐梯三湖管 理費 | 42,355 | 裏磐梯三湖（檜原湖、小野川湖及び秋元湖）による洪水調節機能を維持するための管理を行います。 |
| | 堀川ダム管理 費 | 41,129 | 堀川ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 猪苗代湖管理 費 | 23,372 | 猪苗代湖による洪水調節機能を維持するための管理を行います。 |
| | こまちダム管 理費 | 31,798 | こまちダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 木戸ダム管理 費 | 43,025 | 木戸ダムの機能を維持するための管理を行います。 |
| | 水防管理費 | 9,712 | 洪水又は高潮等の異常気象の際に、地域住民の被害を軽減するため、水防活動に必要な監視・予報・警戒・通信・連絡等の体制と器具・資材・施設の整備を図ります。 |
| | 水防訓練活動 費 | 1,668 | 水防活動に必要な知識と水防作業の実地指導、さらには情報の伝達、資材管理等の確認・迅速化を徹底させるとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図るための広報を行い、市町村の水防体制の充実強化を図ります。 |
| | 水防施設整備 費 | 6,000 | 老朽化した水防倉庫について更新・修繕を行い、保管している水防資材の保全を図ります。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------|-----------|-------------|---|
| 5 災害復旧 | 公共災害復旧費 | 4,401,233 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき採択された公共土木施設災害のうち、令和4、7年度に発生した災害について、早期復旧を目指します。 また、令和8年度に災害が発生した場合も、速やかに復旧を図ります。 |
| | 河川災害復旧助成費 | 4,313,596 | 災害復旧事業に合わせ、被害を受けなかった区間を含め、一連区間について再度災害防止のため改良工事を実施します。 夏井川・好間川 |
| | 県単災害復旧費 | 8,800 | 公共土木施設災害のうち国庫負担法の採択基準に満たない、1箇所工事費が26万円以上120万円未満の被災箇所を速やかに復旧します。 |



右支夏井川 河川改修事業（整備状況）



逢瀬川 河川改修事業（整備状況）



夏井川 河川改修事業（整備状況）



濁川 河川改修事業（整備状況）



洪水浸水想定区域図の作成



危機管理型水位計の設置

(出典：国土交通省 HP)



水防訓練の様子



簡易型河川監視カメラ型の設置

3 砂防課

- 近年の激甚化・頻発化する大規模な土砂災害に対応するため、「国土強靱化実施中期計画」等により土砂災害警戒区域等における砂防関係施設の整備や老朽化対策を推進します。
- 土砂災害から県民の安全・安心を確保するため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進します。

<ハード整備の方針>

- 土砂災害が発生した箇所等への重点的かつ効率的な施設整備を行います。
- 要配慮者利用施設を保全する箇所の重点的な整備を図ります。
- 激甚化する近年の災害を踏まえた流木対策を推進します。
- 砂防関係施設の予防保全型維持管理への転換を図るため、長寿命化計画に基づく修繕・補強が必要な箇所の対策を推進します。

<ソフト対策の方針>

- 「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定、範囲を示す標識等の設置を推進します。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|----------------|---------------|-------------|--|
| 土砂災害を防ぐ砂防施設の整備 | 1 土砂災害等への対応 | 12,200 | 当該年度に土砂災害が発生した箇所のうち、次期降雨等により、被害拡大の恐れがある箇所において、緊急的に対策を実施します。 |
| | 2 砂防施設等の維持管理 | 798,879 | 砂防関係施設の機能保全のための点検や維持補修を実施します。 (1) 砂防関係施設維持管理 C=672,979 千円 施設の点検、標識や防護柵等の補修、指定区域内の除石、土石流等監視システムの改修等を行います。 (2) 砂防メンテナンス事業 C=125,900 千円 砂防関係施設において、長寿命化計画に基づく修繕を効率的かつ効果的に実施します。 |
| | 土砂災害情報システム管理費 | 11,292 | 県民に対し土砂災害に関する情報を正確にわかりやすく提供し、県民の自主的な避難判断及び市町村の適時的確な避難指示等の発令を支援するための土砂災害情報システムに係る運用保守を目的とします。 |
| | 3 砂防関係施設の整備 | 砂防施設費 | 2,338,600 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-------------------|-------------------------|-------------|--|
| 4 国直轄砂防・地すべり施設の整備 | 砂防事業費 【補助事業 (砂防)】 | 282,900 | 土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命や財産を守るため、砂防堰堤や法面工等を整備します。 |
| | 【交付金事業 (砂防)】 | 1,649,000 | また、砂防関係施設において、長寿命化計画に基づく改築を効率的かつ効果的に実施します。 |
| | 【交付金事業 (砂防) (再生・復興)】 | 240,000 | さらに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため、基礎調査を実施します。 【補助】 ・宇多川 外7箇所 【交付金】 ・椿館 外26箇所 ・基礎調査 一式 |
| | 砂防事業費負担金 | 492,900 | 特定復興再生拠点区域、特定帰還居住区域において、土砂災害から生命や財産を守るため、砂防施設を整備します。 ・七社宮沢 外5箇所 (直轄火山砂防事業負担金) 吾妻山火山砂防地域から流出する有害な土砂から福島市街地を保全するため、国による土砂災害対策を推進します。 ・荒川流域、須川流域、松川流域 (直轄地すべり対策事業負担金) 滝坂地区(西会津町)において、地すべりによる阿賀川の河道閉塞等を防止するため、国による土砂災害対策を推進します。 (直轄災害復旧事業負担金) 当該年度に被災した砂防関係施設の災害復旧を国で行います。 |

砂防関係事業整備状況



改築前



改築後

砂防メンテナンス事業（老朽化対策）

馬場沢 石川郡古殿町松川地内



施工前



施工後

急傾斜地崩壊対策事業

三函2号 いわき市常磐湯本町三函地内



総合流域防災事業

浜井場沢 南相馬市鹿島区上柵窪字大柿地内

標識設置状況

4 港湾課

- 海と陸との結節点となる港を通して、地域産業や豊かな県民生活を支えるための施策を推進します。
- 港湾においては、県内産業の振興を支援するため、海上物流の拠点となる港湾の機能強化の推進、既存施設の計画的な維持管理に努めるとともに、荷主や船社等へのポートセールス活動を通して収集した多様なニーズを活用し、定期航路の拡充など港湾サービスの向上に努めます。
- 水際線が有する明るく開放的な魅力を活用し、賑わい創出により、観光交流人口の拡大を推進します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、臨海部産業との連携等を通じてCNPの形成を推進します。

<漁港>

- 漁港においては、県内の水産業の振興を支援するため、安全で使いやすい漁港施設の整備推進、既存施設の効率的・効果的な維持管理に努めます。
- 漁港を活用した新たな交流拠点とするなどの地域の取組みを支援し、港とまちが一体となる地域づくりを応援します。

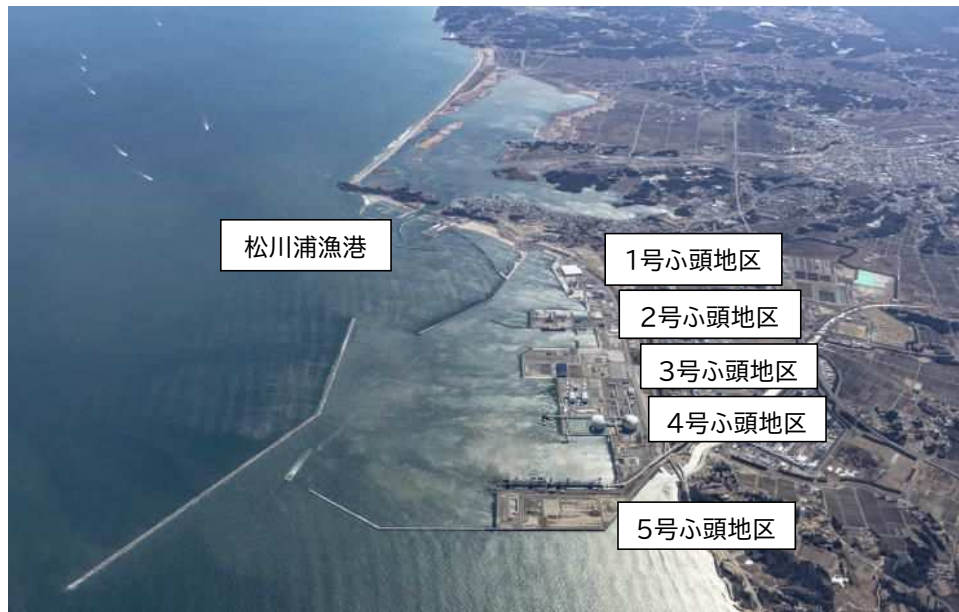
| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|--------------------------|-------------|--|
| 国土の保全と海浜利用の向上に対する海岸環境施設整備 海岸環境の整備 | 漁港事業費 【交付金事業 (漁港)】 | 85,050 | 漁港海岸における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港海岸環境の整備を行います。 (1) 漁港海岸環境整備事業 C=85,050 千円 |
| 地域産業の振興と国際物流を支える港湾整備及び利用促進 重要港湾、地方港湾の整備 | 国直轄港湾事業費負担金 | 1,395,000 | 港湾施設整備のうち、基幹となる施設の整備を国が行います。 (1) 小名浜港 防波堤(沖)等 (2) 相馬港 防波堤(沖) |
| | ふ頭埋立造成費 | 840,000 | 小名浜港マリーナにおける安全確保や、海洋性レクエーションを通じた賑わいの創出を図るため、施設整備を行います。 (1) 小名浜港(マリーナ) C=840,000 千円 |
| | 荷役機械建造費 | 442,000 | 安定した荷役機能を確認するため、既設荷役機械の更新に向けた検討や大規模修繕を行います。 (1) 小名浜港 C=427,300 千円 (2) 相馬港 C= 14,700 千円 |
| | 港湾事業費 【交付金事業 (港湾)】 | 870,400 | 国際競争力の強化に向けた物流拠点の形成や老朽化施設の安全性確保のため、港湾施設の整備を行います。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------------------------|-----------------|--------------------------------|--|
| 水産業の振興を支える 漁港整備 漁港の整備 | 港湾施設機能強化事業 | 88,421 | 港湾施設の安全及び利用効果の向上を図るため、港湾施設の機能強化を行います。 |
| | 港湾維持管理費 | 211,518 | 港湾施設の適正な管理を図るため、維持補修を行います。 |
| | 港湾維持管理費(長寿命化) | 596,000 | 港湾施設の安全確保や長寿命化を図るため、補修等を行います。 |
| | 港湾調査費 | 32,067 | 港湾施設の適正な管理や今後の利活用検討などに必要な調査等を行います。 |
| | 港湾計画調査費 | 10,000 | 港湾計画の見直しに向けた検討を行います。 |
| | 港湾管理費 | 120,037 | 港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行います。 |
| | 港湾統計調査費 | 800 | 港湾行政の基礎資料とするため、統計年表を作成します。 |
| | 港湾振興費 | 12,929 | 小名浜港及び相馬港の利用促進を図り、県内産業の振興に寄与するため、ポートセールス活動を行います。 |
| | 港湾保安対策費 | 423,474 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律により、港湾施設の保安対策を行います。 |
| | 漁港事業費【補助事業(漁港)】 | 81,900 | 防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪化により、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。 |
| 漁港改良費 | 38,000 | 安全及び利用効果の向上を図るため、漁港施設の改良を行います。 | |
| 漁港維持管理費 | 97,249 | 漁港施設等の機能を確保するため、維持補修を行います。 | |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------|----------------|-------------|---|
| 災害復旧 | 漁港維持管理費(海岸漂着物) | 5,000 | 海岸環境を保全するため、海岸漂着物の除去を行います。 |
| | 漁港維持管理費(長寿命化) | 110,250 | 漁港施設及び漁港海岸保全施設について、機能保全計画または長寿命化計画に基づく、効率的・効果的な維持管理により、長寿命化を図ります。 (1) 漁港維持管理事業(機能保全) C=57,750千円 (2) 漁港維持管理事業(海岸メンテナンス) C=52,500千円 |
| | 漁港管理費 | 4,324 | 漁港区域内及び漁港施設の適正な維持管理を行います。 |
| | 漁港公共災害復旧事業 | 343,000 | 令和8年度に災害が発生し漁港施設が被災した場合、速やかに復旧します。 |
| | 港湾公共災害復旧事業 | 318,000 | 令和8年度に災害が発生し港湾施設が被災した場合、速やかに復旧します。 |
| | 国直轄港湾事業負担金 | 102,400 | 令和8年度に災害が発生し港湾施設が被災した場合の直轄施工分の県負担金です。 |



小名浜港（いわき市）



相馬港（相馬市・新地町）

5 空港施設室

航空機の運航の安全性・定時性の確保と利用者にとって「安全・安心で快適な空港」を目指して、予防保全を重視した維持管理等に努め、適正な空港機能の保持を図ります。

○航空機や空港利用者の安全を確保するための安全・安心な空港づくり

- ・航空法などの関係法令に基づく適切な施設の維持管理
- ・福島空港維持管理・更新計画に基づく計画的な修繕と更新
- ・航空保安対策の徹底による危機管理体制の充実
- ・新基準に適合した滑走路端安全区域（RESA）の拡張

○空港の利活用による活力ある空港づくり

- ・「空の日」などの各種イベントによる空港PR

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------|---------|-------------|--|
| 空港施設の整備 | 空港事業費 | 260,000 | ○空港整備に要する経費 ・滑走路端安全区域（RESA）整備事業 |
| 空港の管理・運営 | 空港管理運営費 | 324,409 | ○空港運営に要する経費 ・飛行場検査、保安検査等補助等 ・消防警備委託、空港ビル賃借料等 |
| 空港施設の維持管理 | 空港維持管理費 | 292,505 | ○空港土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費 ・空港土木施設管理事業 ・航空灯火・電気施設管理事業 ・空港除雪事業（除雪トラック更新含む） ・電波障害対策施設管理事業 ・鳥害対策事業 ・松くい虫防除事業 |
| | 空港維持補修費 | 562,266 | ○空港土木施設の維持補修に要する経費 ○空港の現況を把握するための各種調査等 ・空港周辺水質調査事業 ・路面性状調査事業 ○航空機の安全な離着陸を確保するための施設更新事業 ・滑走路舗装更新事業 ・航空灯火LED化更新事業 ・監視制御装置更新事業 |



福島空港



空港滑走路の除雪状況



消火救難総合訓練の実施状況



航空機の展示状況（空の日）

都 市 総 室

(都市計画課、まちづくり推進課、下水道課)

I 業務目標

＜基本方針＞

1 【都市計画の推進】

持続可能な共生社会の構築に向け、各種都市計画の取組を推進します。

2 【街なか道路整備の推進】

まちのにぎわいや、交流を支える街なか道路の整備を推進します。

3 【公園施設更新の推進】

都市公園利用者の安全・安心確保のため、公園施設の更新・維持管理を推進します。

4 【下水道整備の推進】

下水道等に起因する道路陥没事故を踏まえ、下水道管の老朽化対策を進めるとともに、下水処理場等の基盤強化に向けて耐震化や耐水化対策を推進します。

5 【地域づくりの推進】

少子高齢化、人口減少対策として、交流人口の拡大を図るため、地域力（観光資源・地域資源）を活かした持続可能な地域づくりを推進します。

6 【ふくしまインフラツーリズムの推進】

県内の観光交流人口の拡大および土木施設や建築施設の役割等の理解促進を図るため、県内の各施設を観光資源として活用し、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進します。

7 【復興祈念公園の利用促進】

震災の記憶と教訓の後世への伝承や国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等のため、国と連携しながら、来園者の利用を促進します。

8 【盛土規制法による規制】

盛土等による災害を防止するため、盛土規制法による規制の実効性を高め、不法・危険盛土等の抑止を図ります。

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 都市計画課

○「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、都市と田園地域等が共生する都市や地域特性に応じたコンパクトな都市、ひと・まち・くるまが共生する都市を実現するため、以下の取組を推進します。

- ・都市計画区域マスタープラン等に定める土地利用、都市施設、市街地開発事業等に係る都市計画の推進に適切に対応できるよう、都市計画図書の基となる地形図を作成します。
- ・都市のにぎわいや田園地域の活力維持等を目指した都市政策を推進するため、県北、県中、会津都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに取り組みます。
- ・本県都市づくりの理念を踏まえながら、都市機能の拡散の抑制、自然的環境の保全、地域コミュニティの維持など、都市づくりと連動した開発許可制度の運用を推進します。
- ・県屋外広告物条例に基づき、市町村と連携して屋外広告物・屋外広告業に対する適切な規制や誘導等により、良好な景観形成や公衆に対する危害防止を図ります。
- ・まちづくりの観点等を重視し、長期未着手となっている都市計画道路等を市町村と共に適切に見直します。

○盛土等による災害を防止するため、盛土規制法による規制の実効性を高め、不法・危険盛土等の抑止を図ります。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-------------|---------------------------|-------------|---|
| 都市計画の策定 | 都市計画推進費 | 34,000 | 市町と連携し都市計画図書の基となる地形図を作成します。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、並びに区域区分の方針の策定を行います。 |
| | 都市計画総務事業費 【都市計画審議会事業等】 | 2,870 | 都市計画の決定等に係る事項を調査審議するための福島県都市計画審議会等を実施します。 ・都市計画審議会事業等 |
| 開発行為等の規制 | 都市計画総務事業費 【開発規制事業】 | 790 | 市街化調整区域における開発行為等を開発審査会の議を経て許可します。 ・周辺の市街化を促進するおそれが無く、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当な開発行為等 |
| 盛土規制法による規制 | 都市計画総務事業費 【盛土規制事業】 | 37,835 | 盛土規制法に基づき、不法・危険盛土等を監視するため各建設事務所に盛土監視員を設置する。 |
| | 都市計画総務事業費 【盛土緊急対策事業】 | 20,000 | 客観的な根拠に基づき盛土規制法による行政処分（勧告、改善命令、監督処分）を行うためには、危険性の疑いがある盛土等の「危険性の判断」を行う必要があり、そのための調査を行います。 |
| 屋外広告物の規制・誘導 | 都市計画総務事業費 【屋外広告物取締事業】 | 2,611 | 良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の設置等に関して、必要な規制・誘導を行います。 ・屋外広告物取締事業 |
| 街路調査事業 | 街路調査費 | 24,216 | まちづくりの観点等から都市計画道路網の検証を行い都市計画道路網見直し計画の策定や、都市計画の変更に向けた資料作成等を実施する。 ・長期未着手都市計画道路見直し事業 |

2 まちづくり推進課

「地域住民が主役」の未来に希望が持てる、個性ある美しいまち（地域）づくりの実現のため、以下の取組を実践します。

- ・福島県復興祈念公園において、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、復興の歩みを進める本県への理解促進が図られるよう、積極的な公園の運営に取り組みます。
- ・地域に真に必要なものを地域の人々と「ともに考え、ともにつくり、ともに育む」の視点に立ち、まちづくりの在り方や計画策定、各種事業に対し助言や支援を行います。
- ・地域づくりに積極的に取り組む地区において、連携・協働・役割分担のもと、ソフト・ハード両面から支援する元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業等の地域づくり事業を推進します。
- ・都市の土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新に資するため、市町村及び組合が事業主体となる土地区画整理事業を促進します。
- ・市町村が地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性ある持続可能なまちづくりを実現するため、都市再生整備計画事業の活用を促進します。
- ・市街地における円滑な交通の確保に加え、街並み景観の保全・形成や市街地の活性化支援、地域アメニティの向上など、機能的な都市活動を支え、安全で快適な生活を育む街なか道路の整備を推進します。
- ・都市における緑地の保全と緑化の推進、都市公園の良好な維持管理を図るとともに、老朽化した施設の更新等を進めます。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------------|----------------|-------------|---|
| 復興祈念公園の運営管理 | 都市公園管理費（再生・復興） | 275,469 | 福島県復興祈念公園において、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、復興の歩みを進める本県への理解促進が図られるよう、積極的な公園の運営に取り組みます。 |
| まちづくりや地域づくりへの支援 | | | 地域の実情に応じた個性ある美しいまちづくりや地域づくりの推進、被災地域の復旧・復興においては、市町村や地域住民が、自らの地域の方向を総合的に考え、実行することが重要であり、県は、まちづくりの新たな視点の提示や情報提供、計画への広域的観点からの調整、円滑な進行のための支援・助言などに努め、これらサポート機能の一層の充実を図ります。 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|--------------|-------------|--|
| <p>ふくしまインフラツーリズムの推進</p> <p>市街地整備 土地区画整理事業の推進</p> <p>市街地再開発事業の推進</p> <p>都市再生整備計画事業の推進</p> | 地域づくり交流促進事業費 | 351,357 | <p>本県の多彩な風土や観光資源、地域資源の活用などにより、「持続的成長が可能な地域づくり」及び「交流人口の拡大」に結びつく戦略を地域づくり団体・地域住民や市町村とともに策定しつつ、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から地域活性化のための仕掛けづくりと基盤整備を実施します。</p> <p>・元気ふくしま地域づくり交流促進事業 水原福島線（福島市）外 計 17 地区</p> <p>インフラ施設を観光資源として捉え、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図ります。</p> |
| | 社会基盤施設等探訪事業 | 10,000 | <p>県内の歴史的な社会基盤（土木・建築施設）を巡り、施設建設当時の時代背景等を学べるモニターツアー等を実施します。また、社会基盤（土木・建築施設）が県政の発展に果たしてきた役割等を県のポータルサイトやSNS等を活用してPRします。</p> |
| | | | <p>都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善を行い宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業を推進し、良好な生活環境を形成します。また、土地区画整理法の規定に基づき、個人、組合、市町村等が施行する土地区画整理事業の指導、助言、認可等を行います。</p> |
| | | | <p>市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を推進します。また、都市再開発法の規定に基づき、個人、組合、市町村等が施行する市街地再開発事業の指導、助言、認可等を行います。</p> <p>市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施する事業の推進に向け、支援、助言を行います。</p> |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|---|-------------|---|
| まちなのにぎわいを支える街なかの道づくり 街なか道路の整備 (街路事業) | 街路事業費 【補助事業 (街路)】 | 593,000 | 道路整備と電線類の地中化等による無電柱化を一体的に実施し、街なか道路の整備を推進します。 ・(都) 須賀川駅並木町線 外 計4箇所 |
| | 街路事業費 【交付金事業 費(街路)】 | 750,550 | 効率的で機能的な都市活動、まちなのにぎわいや交流、健全で文化的な都市活動を支える重要な都市基盤である街なか道路の整備を行います。 ・(都) 栄町大笹生線 外 計4箇所 |
| | 街路事業費 【街路事業】 | 100,650 | 街なかのにぎわいを支えるため、早急に整備する必要のある路線の事業進捗を図るため、補助事業及び交付金事業と併せて実施することにより、街なか道路の整備を推進します。 ・(都) 腰浜町町庭坂線 外 計3箇所 |
| 緑とオープンスペースを確保する都市公園等の整備 都市公園の整備 | 都市公園事業費 【交付金事業 (公園)】 | 358,322 | 都市住民の休憩、散策、運動等のレクリエーションの場を提供するとともに老朽化した施設の更新等を推進します。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計6公園 |
| | 都市公園事業費 【地域脱炭素 移行・再エネ 推進事業】 | 55,000 | 都市公園への太陽光発電設備の導入、整備を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市) |
| | 公園事業費 | 40,185 | 交付金事業で対象とされない公園施設の整備を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計2公園 |
| | 地域振興費 【公共施設 整備事業(公 園)】 【公共施設 整備事業(復興 祈念公園)】 | 394,079 | 運動施設や管理備品等の整備・更新を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市) ・福島県復興祈念公園(双葉町、浪江町) |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-----------|---------|-------------|--|
| 都市公園の維持管理 | 公園維持補修費 | 597,294 | 都市公園の施設の保全、計画的な補修等を実施します。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計17公園 |
| | 都市公園管理費 | 1,135,178 | 都市公園の良好な維持管理を行います。 【指定管理公園】 ・あづま総合運動公園(福島市) ・逢瀬公園(郡山市) ・福島空港公園(須賀川市・玉川村) 【直営管理公園】 ・会津レクリエーション公園(会津若松市) ・東ヶ丘公園(南相馬市) ・いわき公園(いわき市) |



元気ふくしま地域づくり交流促進事業
休憩施設整備(矢祭町奥久慈地区)



ふくしまインフラリズム(建築文化編)
R7モデルコース作成(掲載施設視察状況)



あづま球場改修前

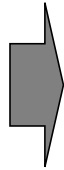


改修後

都市公園整備事業
あづま総合運動公園(福島市)



整備前



整備後

街路事業

(都)中央線外1線 (伊達市)

3 下水道課

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全、資源の有効利用などの多種多様な役割を担っている重要な施設です。このため、下水道、農業集落排水、合併浄化槽等を含めた汚水処理構想である「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～（平成22年6月）」に基づき、市町村や汚水処理担当部局と連携し整備を進めるとともに、市街地の浸水被害の解消や下水汚泥の適正な処理処分を推進します。

- ・阿武隈川流域において、複数の市町村にまたがる効率的な下水道事業として、流域下水道事業を推進します。また、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の改築・更新を進め、持続的な運営に努めます。
- ・生活環境の改善や浸水被害の防除を図るため、市町村が実施する公共下水道事業を支援します。また、汚水処理事業の経営効率化のため、広域化・共同化の取組を促進します。
- ・流域下水道施設を適正かつ効率的に維持管理し、公共用水域の水質保全等に努めます。また、日々発生する汚泥を適切に処理します。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------------------------------------|--------------------|-------------|--|
| 快適な生活環境を確保する下水道整備の推進 1 流域下水道の整備 | 流域下水道事業 (資本的支出) | 2,633,686 | <p>流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道(県北処理区、県中処理区、二本松処理区、田村処理区)の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川上流流域下水道(県北処理区) 福島市外1市2町で供用されており、流入量増加に伴う処理施設の増設及び処理施設の改築更新を進めます。 処理場：水処理施設ほか(改築更新) 揚水施設ほか(耐水化) ・阿武隈川上流流域下水道(県中処理区) 郡山市外2市2町で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：揚水施設ほか ・阿武隈川上流流域下水道(二本松処理区) 二本松市で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：水処理施設 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|------------------------------|------------------------------|-------------|--|
| 2 公共下水道の整備 | 下水道事業費 (市町村下水道事業費等補助金) | 35,051 | <ul style="list-style-type: none"> 阿武隈川上流流域下水道（田村処理区） 田村市で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：揚水施設 県内における下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に対して財政支援を行います。 下水道事業費補助（R8年度対象市町村） ・公共下水道事業：12市町 |
| | 下水道調査費 (流域別下水道整備総合計画策定業務) | 31,000 | <ul style="list-style-type: none"> 県内全域を対象とした効率的な汚水処理施設の整備に関する総合的なマスタープランである流域別下水道整備総合計画について、都道府県構想の見直しや広域化・共同化計画及び震災後の社会情勢の変化と人口減少等を踏まえて見直しを行います。 県内の汚水処理事業の広域化・共同化を支援します。 |
| 3 下水道の広域化 ・共同化の推進 | | | |
| 下水道施設の維持管理 流域下水道の 維持管理 | 流域下水道 事業 (収益的支出) | 5,174,394 | <ul style="list-style-type: none"> 県北、県中、二本松、田村処理区 各浄化センター、ポンプ場及び幹線管渠の適正かつ効率的な維持管理を図ります。 |
| | 下水汚泥放射能 対策事業 | 329,909 | <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を含む下水汚泥の放射能濃度を測定し、適切な処理・処分を実施します。 |



阿武隈川上流流域下水道事業

県中処理区 県中浄化センター（郡山市）全景

建 築 総 室

(建築住宅課、建築指導課、営繕課)

I 建築総室の基本方針

東日本大震災以降の急激な人口減少や少子高齢化など本県特有の課題、温暖化による気候変動など地球規模の課題に対応しつつ、地方創生や次のステージへの復興を進めていくため、県住生活基本計画の3つの基本方針である ①住宅ストックの質と量の適正化、②安全・安心、③地方創生・復興に基づき、各種施策を推進します。

< 建築総室の業務目標（施策展開の方向性） >

① 住宅ストックの質と量の適正化

本県では、東日本大震災及び原発事故からの生活再建のため数多くの住宅が建設された一方、人口減少により住宅ストックの余剰が進んでいることから、住宅ストックの質の向上と量の適正化を図るため、空き家の改修・除却や住宅の耐震化など良質な居住環境の形成を支援するとともに、県営住宅の長寿命化やバリアフリー化などに取り組みます。

- 空き家の改修や除却など空き家活用への支援
- 住宅の耐震化など住宅性能向上への支援
- 県営住宅の改善、適正な維持管理

② 安全・安心

豊かな住生活の実現と持続可能な地域づくりに向けて、安全・安心で快適な住宅・建築物の整備、低額所得者や高齢者等の居住の安定を確保するため住宅セーフティネット制度の更なる普及促進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物における県産木材の活用などを進めます。

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保への支援
- 建築関係法令の遵守の徹底
- 地域住宅産業や県産木材を活用した住まいづくりへの支援
- 災害に強い住まいとまちづくりや中心市街地の活性化への支援
- 県有建築物の整備、適正な維持管理

③ 地方創生・復興

東日本大震災以降、若年層の県外流出や少子高齢化が加速したことから、若者や子育て世帯の移住・定住等を促進するため、移住者・二地域居住者、子育て世帯等に対する住宅取得や空き家の活用への支援、新婚・子育て世帯に対する家賃負担の軽減策など地方創生の取組を推進します。

また、復興公営住宅の適正管理など原子力災害による避難者の住まいの安定確保に取り組みます。

- 県営住宅の空き住戸を活用した若者等への住宅提供
- 民間賃貸住宅に入居する新婚・子育て世帯への重点支援
- 移住者・二地域居住者や子育て世帯が行う住宅取得・空き家改修への支援
- 子育ての段階に応じた快適な居住環境づくりへの支援
- 復興公営住宅等の適正管理

II 建築総室の行動基準

< 建築総室スタンダード >

○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。

私たちは、カーボンニュートラルやZEB化、木造化・木質化など建築・住宅を取り巻く状況を敏感に感じ取り、社会や県民のニーズに的確に応え、ハードとソフトの両輪で、地域の文化や風土等に融合した、より良い建築・住宅づくりに取り組みます。

○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。

私たちは、周りの方々への感謝の気持ちを持ちながら、職員が一丸となり、チームワークを発揮して、新たな取組や困難な課題に挑戦します。

III 各課の基本方針と事業計画の概要

1 建築住宅課

更なる人口減少や少子高齢化など本県特有の課題に対応しつつ、地方創生や次のステージへの復興、住まいの防災・減災対策を進めるため、県住生活基本計画に基づき、豊かな住生活の実現に向けて住宅施策を推進します。

○既設県営住宅について、適正かつ効率的な管理を施策の基本とし、低額所得者や高齢者、子育て世帯など居住の確保が困難な世帯が入居できる戸数を確保するとともに、指定管理者との連携により、県民への更なるサービス向上と適正な家賃徴収に努めます。

○優れた建築物等を表彰し、建築文化の向上とまちづくりに対する意識の高揚を図ります。

○原子力災害により避難された方々の快適で安全・安心な居住環境を確保するため、復興公営住宅を適正に管理します。

○県内への移住・定住の促進や若年単身者の自立を支援するため、県内への移住検討者及び就労サポート機関の支援を受けて就職した若者に、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供します。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|----------------------|------------------|-------------|---|
| ① 住宅ストックの 質と量の適正化 | 1) 県営住宅の 長寿命化 | 1,731,983 | 県営住宅の長寿命化を図るため、改善事業を実施し、住宅に困窮する低額所得者等に対し、快適で安全・安心な住宅を公平かつ的確に、低廉な家賃で供給します。 ・内部改善、外壁改修等 22団地 |
| | 2) 県営住宅等の管理 | | |
| | 県営住宅管理費 | 930,725 | 県営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 7,879戸 |
| | 共同施設費 | 102,386 | 県営住宅の駐車場等の管理に要する経費 |
| | 特別県営住宅 管理費 | 6,395 | 特別県営住宅及び準県営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 特別県営住宅 106戸 準県営住宅 21戸 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 | |
|----------------|---------------|--------------------|--|---------------------------------|
| ② 安全・安心 | 1) 住宅政策の推進 | 21,837 | 住生活基本計画及び高齢者居住安定確保計画に定める住宅政策の計画的な推進と計画の改定を行います。 | |
| | 2) 建築文化の推進 | 1,665 | 文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図るため、地域の周辺環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰します。 また、住宅に対する顕彰制度を支援します。 | |
| | | 2,571 | 本県の魅力的で評価の高い近・現代建築物を集約して広く発信し、建築業に携わる将来の担い手の確保・育成に繋がります。 | |
| 3) 被災した県営住宅の復旧 | 県営住宅 災害復旧費 | 100,000 | 災害が発生した場合に被害を受けた県営住宅の復旧を行います。 | |
| ③ 地方創生・復興 | 1) 移住・定住の推進 | 11,480 | 県内への移住・定住や若年単身者の自立を支援するため、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供します。 ・提供戸数 30戸 | |
| | 2) 避難者向け住宅対策 | 4,169 | 応急仮設住宅の維持管理を行います。 | |
| | 3) 復興公営住宅の管理 | 県営住宅管理費 (再生・復興) | 784,385 | 復興公営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 4,389戸 |
| | | 共同施設費 (再生・復興) | 43,908 | 復興公営住宅の駐車場等の管理に要する経費 |



県営住宅改善費(内部改善工事)【錦町団地(会津若松市)】

2 建築指導課

安全・安心で快適な住宅・建築物と地域特性に配慮した良好な住環境を形成するため、建築基準法や宅地建物取引業法など建築関係法令に基づく審査、認可及び認定等を行うとともに、市町村や関係部局、建築関係団体等と連携し、耐震化や空き家対策、子育て世帯の住まいづくりへの支援など各種住宅施策に取り組みます。

- 中心市街地の空洞化や過疎・中山間地域の人口減少等により、街なかや地域の活力・にぎわいが失われつつあることから、空き家の利活用や、地域特性に配慮した住環境の整備を促進し、個性と魅力ある地域づくりを支援します。
- 地震などの災害に強い住宅・建築物づくりや二次災害を防ぐための支援を進め、安全・安心な地域づくりを促進します。
- 建築基準法、耐震改修促進法、宅地建物取引業法等の建築関係法令の施行等については、市町村、指定確認検査機関及び関係団体等と連携し、建築確認検査業務の適性で効率的な執行、完了検査や定期報告の徹底、耐震診断・耐震改修や適正な不動産取引を促進します。
- 県内の工務店・設計者等の技術力向上等の取組を支援し、県産材など地域資源を活用した地域循環型の住まいづくりを促進します。
- 地域住宅関連産業の活性化を目的として、林業、製材業、工務店、設計事務所等が連携した住まいづくりを応援します。
- 子育て環境や高齢者見守り等の充実を図るため、親世帯と子育て世帯が同居・近居する住まいづくりを支援します。
- 年々増え続けている空家の活用や地域活性化を目的として、県外からの移住者や新婚・子育て世帯が行う空家の改修に補助する市町村を支援します。
- 若年層の定住促進に向け、子育て世帯に対して、県内工務店や県内不動産業者が建設・仲介した住宅の取得を支援します。
- 子育て支援、移住・定住の促進や被災者等の住宅の再建・確保等を図るため、市町村・建築関係団体等と連携しながら良質な住宅の取得や入居に必要な改修等を支援します。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的として、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村を支援します。
- 既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与する市街地再開発事業等を支援します。
- 東日本大震災で被災された方々向けの借上げ住宅の家賃支払い等を行います。

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|----------------------|----------------------|-------------|---|
| ① 住宅ストックの 質と量の適正化 | 1) 空き家を活用した 復興の促進 | 85,549 | 空き家を活用した住環境整備を支援します。 ・ 県外からの移住者・二地域居住者、県内の 子育て・新婚世帯の空き家改修等に補助する 市町村への補助 ・ 市町村が取り組む空き家対策への補助 |
| | 2) 災害に強い住まい づくり | 33,364 | 安全・安心な住まいづくりを支援します。 ・ 木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修等及 びブロック塀等の耐震化への補助 |

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|------------------|-------------|--|
| ② 安全・安心 1) 住宅や建築物の取得・利用環境の確保（建築・住宅関連法の施行） | 建築基準法施行費他 | 21,753 | 建築関係法令の適正な執行により、建築物の安全確保・質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資します。 (1) 建築審査会及び建築士審査会の運営 (2) 建築確認、許可、完了検査 (3) 違反建築物防止週間及び防災週間の実施 (4) 建築行政共用データベースシステムの運用 (5) 被災建築物応急危険度判定士制度の整備 (6) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (7) 建築士事務所の立入指導 (8) 長期優良住宅建築等計画の認定 (9) 低炭素建築物新築等計画の認定 (10) 建築物省エネ性能向上計画の認定 |
| | 民間住宅等対策費 | 37,300 | 良質なふくしま型木造住宅の普及促進と地域住宅産業の活性化を支援します。 ・県産木材及び地元工務店を活用した住宅建設等へのポイント交付 ・工務店等の担い手対策等の取組への補助 |
| | 民間住宅等対策費 | 29,866 | 民間大規模建築物等の耐震化を支援します。 ・大規模建築物や緊急輸送路沿道建築物等の耐震補強設計・耐震化への補助 |
| | 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 | 109,154 | 子育て世帯や高齢者など住宅の確保に配慮を要する方々の居住の安定を図るため、市町村とともに賃貸住宅の家賃や改修費等を補助します。 子育て世帯の住環境の充実を図るため、子育て世帯の住宅取得を支援します。 |
| | 市街地再開発事業等への支援 | 354,800 | 中心市街地の活性化やまちなか居住環境を形成する事業を支援します。 |
| ③ 地方創生・復興 1) 多世代が同居・近居する住まいづくり | 多世代同居・近居推進費 | 56,521 | 多世代が同居・近居する住まいづくりを支援します。 |
| | 住宅取得支援事業費 | 99,500 | 県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅の取得を支援します。 |
| | 救助費 | 2,114 | 東日本大震災の被災者に対し、災害救助法に基づき借上げ住宅の賃料支払等を行います。 |

■補助事業の活用事例



空き家の活用（内観）



移住者の住宅取得



まちなか居住環境の形成

3 営繕課

地方創生と次のステージへの復興を進めていくため、拠点施設の整備や県有建築物のZEB化と木造化・木質化の推進に取り組むとともに、次世代に継承できる質の高い県有建築物「長く生きる建築」を目指し、適正な整備や保全を計画的・効率的に進め、県民が安全・安心で快適に利用できる公共空間を創造します。

- 担当部局と連携を密にしながら、県民の多様なニーズや社会的要請に的確に対応した県有建築物の整備に努めます。
- 防災拠点施設や避難施設などの重要な県有建築物について、「県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき減災化を推進します。
- 「再エネ・省エネ推進建築物整備指針」や「福島県ZEBガイドライン」により、環境負荷の少ない建築物の整備を促進します。
- 施設管理部局と連携を密にしながら、適正な保守・点検や劣化・老朽化対策等を計画的・効率的に進め、県有建築物の長寿命化を図ります。
- 木材の利用による快適な生活空間の創造と「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、農林水産部と連携しながら県内の中大規模建築物の木造化・木質化を促進します。
- 高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全に安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき県有建築物の整備に努めます。
- 国庫補助事業や県費補助事業を活用した建築物などの整備が適正に進むよう、設計審査、遂行状況調査及び成果確認調査により、担当部局や市町村などの取組を技術支援します。

(1) 営繕課予算事業

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------|-----------------------------|-------------|---|
| ② 安全・安心 | 1) 県有施設の維持 保全 | 395,431 | 適切なストック管理による長寿命化を推進し、合同庁舎、職員公舎及び出先庁舎の維持保全を図るため、各施設の小修繕、法定検査、保守点検及び補修工事を実施します。 |
| | 2) 県内中大規模建築物の木造化・ 木質化の促進 | 10 | 市町村や民間事業者が中大規模建築物を計画する際に木造化・木質化が検討・選択されるよう、木造化等の考え方や検討手順を解説・助言します。 |

(2) 他部局等からの受託事業

(令和8年2月9日現在)

| 実施事業 | 事項名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--|-----|-------------|--------------------------|
| 受託営繕・土木工事の 監理・監督 県有施設(県営住宅 及び災害公営住宅を 除く)の整備等 | — | 22,554,299 | 受託事業の件数、金額及び主な内容等は次のとおり。 |

ア 営繕・土木工事の受託状況

(単位:千円)

| 内 容 | 委 託 | | 工 事 | | 合 計 | |
|-------|-----|-----------|-----|------------|-----|------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 総務部 | 8 | 48,947 | 23 | 1,813,446 | 31 | 1,862,393 |
| 危機管理部 | 3 | 15,677 | 5 | 212,853 | 8 | 228,530 |
| 企画調整部 | 5 | 28,073 | 10 | 953,257 | 15 | 981,330 |
| 生活環境部 | 3 | 30,399 | 13 | 363,868 | 16 | 394,267 |
| 保健福祉部 | 14 | 174,392 | 11 | 601,859 | 25 | 776,251 |
| 商工労働部 | 9 | 30,320 | 10 | 152,801 | 19 | 183,121 |
| 農林水産部 | 4 | 22,715 | 8 | 422,040 | 12 | 444,755 |
| 土木部 | 18 | 164,313 | 35 | 2,700,610 | 53 | 2,864,923 |
| 企業局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院局 | 9 | 109,818 | 7 | 2,384,514 | 16 | 2,494,332 |
| 教育庁 | 59 | 422,393 | 77 | 9,679,859 | 136 | 10,102,252 |
| 警察本部 | 17 | 159,295 | 26 | 2,062,850 | 43 | 2,222,145 |
| 合計 | 149 | 1,206,342 | 225 | 21,347,957 | 374 | 22,554,299 |

※表示単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある

イ 主な受託事業(設計)

| 委託名 | 所在地 | 設計概要 |
|----------------------------|-----|---|
| 衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託 | 福島市 | 新築 構造・階数未定 延べ面積約 4,500 m ² |
| 双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務委託 | 大熊町 | 新築 構造・規模未定 |
| 双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託 | 浪江町 | 新築 構造未定・2階建て程度 延べ面積約 810 m ² |

ウ 主な受託事業（工事）

| 工事名 | 所在地 | 工事概要 |
|---------------------|------|--|
| くろがね小屋建替工事 | 二本松市 | 新築 W+RC造 地上2階地下1階建 延べ面積 436.76 m ² 【令和10年11月竣工予定】 |
| 宮下病院建替え（診療所整備）工事 | 三島町 | 新築 RC造+W造 2階建て 延べ面積 3,370 m ² 【令和9年度竣工予定】 |
| 福島西・福島北統合校校舎新築工事 | 福島市 | 新築 W造 2階建て（実習棟） 外 延べ面積 2,157.42 m ² 【令和9年度竣工予定】 |
| 須賀川支援学校災害復旧新築工事 | 須賀川市 | 新築 RC+W造 地上2階地下1階建 外 延べ面積 2,327.61 m ² 【令和9年度竣工予定】 |
| 船引・小野統合校実習棟新築工事 | 田村市 | 新築 W+RC造 2階建て（実習棟） 外 延べ面積 3,446.25 m ² 【令和9年度竣工予定】 |
| 出土品収蔵庫建築工事 | 白河市 | 新築 RC造 2階建 延べ面積約 1,440 m ² |
| 文化センター空調設備改修工事 | 福島市 | 空調設備改修 SRC造地上4階地下1階建 延べ面積 11,437.99 m ² |
| あづま総合体育館メインアリーナ天井改修 | 福島市 | 天井改修（減災化・LED化） RC造 3階建 天井面積 A=4,268 m ² |
| 聴覚支援学校大規模改修工事 | 郡山市 | 大規模改修 RC3階建て 2,976 m ² |
| 白河高校大規模改修工事 | 白河市 | 大規模改修 南校舎 3,240 m ² 、北校舎 7,007 m ² |
| 猪苗代高校大規模改修工事 | 猪苗代町 | 大規模改修 RC造 4階建 5,559 m ² |

（3）市町村等が実施する国・県補助事業の技術審査等事務

（令和8年2月1日現在）

| 部局 | 企画調整部 | 保健福祉部 | 農林水産部 | 合計 |
|---------|---------|------------|------------|------------|
| 件数 | 6 | 22 | 9 | 37 |
| 事業費（千円） | 465,186 | 13,054,540 | 22,479,010 | 35,998,736 |

■くろがね小屋（二本松市）



■福島西・福島北統合校校舎（福島市）



■宮下病院（三島町）



■須賀川支援学校（須賀川市）



■船引・小野統合校実習棟新築工事（田村市）



V 資料編 (Web版)

Web版ページはコチラ▼



福島県土木部 事業計画



V-1 福島県の状況

| 項 目 | | 単 位 | 福島県 | 全国 | 順位 | 統計年月日 |
|-----------|------------|-------------------------|-----------|-------------|----|----------|
| 土地 | 面積 | km ² | 13,784.39 | 377,975.64 | 3 | R6.10.1 |
| 人口 | 人口 | 人 | 1,742,852 | 123,801,750 | 21 | R6.10.1 |
| | 人口密度 | 人(1km ² 当たり) | 126.4 | 327.5 | 40 | R6.10.1 |
| | 年少人口割合 | %(15歳未満÷総人口) | 10.6 | 11.2 | 36 | R6.10.1 |
| | 生産年齢人口割合 | %(15~64歳÷総人口) | 55.8 | 59.6 | 29 | R6.10.1 |
| | 老年人口割合 | %(65歳以上÷総人口) | 33.7 | 29.3 | 17 | R6.10.1 |
| | 総世帯数 | 世帯 | 798,738 | 60,779,141 | 24 | R6.1.1 |
| | 一世帯当たり人員 | 人 | 2.25 | 2.05 | 9 | R6.1.1 |
| | 合計特殊出生率 | — | 1.21 | 1.20 | 35 | 令和5年 |
| 医療 | 医師数 | 人(10万人当たり) | 218.7 | 262.1 | 42 | R4.12.31 |
| | 医療施設数 | 施設(10万人当たり) | 130.6 | 144.6 | 34 | R5.10.1 |
| 農林 水産業 | 耕地面積 | 百ha | 1,337 | 42,720 | 7 | R6.7.15 |
| | 農業産出額 | 億円 | 2,163 | 95,543 | 16 | 令和5年 |
| | 販売農家数 | 戸 | 41,060 | 1,027,892 | 3 | R2.2.1 |
| 工業 | 事業所数 | 事業所 | 3,914 | 223,391 | 20 | R5.6.1 |
| | 従業者数 | 人 | 154,852 | 7,751,935 | 20 | R5.6.1 |
| | 製造品出荷額等 | 億円 | 54,994 | 3,617,749 | 23 | 令和4年 |
| 商業 | 事業所数 | 事業所 | 19,975 | 1,228,920 | 18 | R3.6.1 |
| | 従業者数 | 人 | 152,062 | 11,397,130 | 21 | R3.6.1 |
| | 年間商品販売額 | 億円 | 46,513 | 5,398,139 | 20 | 令和2年 |
| 所得 | 一人当たり県民所得 | 千円 | 2,921 | 3,330 | 25 | 令和3年度 |
| | 県内総生産(名目) | 億円 | 78,447 | 5,773,513 | 21 | 令和3年度 |
| 財政 | 県普通会計歳入決算額 | 百万円 | 1,257,263 | 58,489,022 | 12 | 令和5年度 |
| | 県普通会計歳出決算額 | 百万円 | 1,224,298 | 56,647,303 | 11 | 令和5年度 |
| | 県財政力指数 | — | 0.505 | 0.478 | 20 | 令和3~5年度 |

V-2 福島県の社会資本整備状況

| 区分 | 指標項目 | 福島県 | 全国 | 順位 | 統計年月日 | |
|-----------|------------------------------------|--------------------|--------------------|---------|----------|---------|
| 道路 | 道路延長(国道、県道、市町村道) | 39,126km | 1,231,085km | 7 | R5.3.31 | |
| | 道路改良率(国道、県道、市町村道) | 62.8% | 63.3% | 28 | R5.3.31 | |
| | 道路整備状況 (改良率) 幅員5.5m以上 | 一般国道(県管理分) | 84.4% | 93.3% | 38 | R5.3.31 |
| | | 主要地方道 | 78.6% | 80.3% | 27 | R5.3.31 |
| | | 一般県道 | 53.3% | 64.2% | 36 | R5.3.31 |
| | | 県道計 | 64.6% | 71.3% | 33 | R5.3.31 |
| | | 市町村道 | 13.7% | 60.3% | 29 | R5.3.31 |
| | 道路整備状況 (舗装率) 簡易舗装含まない | 一般国道(県管理分) | 77.5% | 93.6% | 42 | R5.3.31 |
| | | 主要地方道 | 71.9% | 76.7% | 34 | R5.3.31 |
| | | 一般県道 | 43.9% | 59.1% | 40 | R5.3.31 |
| | | 県道計 | 56.5% | 67.0% | 38 | R5.3.31 |
| | | 市町村道 | 11.9% | 19.8% | 36 | R5.3.31 |
| 歩道設置道路実延長 | 4652.0km | 184,671km | - | R5.3.31 | | |
| 無電柱化整備延長 | 48.2km | - | - | R7.3.31 | | |
| 河川港湾 | 河川改修率 | 49.0% | - | - | R7.3.31 | |
| | 海岸保全整備率 (水管理・国土保全局、港湾局、水産庁) | 92.0% | - | - | R7.3.31 | |
| | 土石流危険渓流整備率 | 22.1% | - | - | R7.3.31 | |
| | 地すべり危険箇所整備率 | 44.4% | - | - | R7.3.31 | |
| | 急傾斜地崩壊危険箇所整備率 | 37.9% | - | - | R7.3.31 | |
| 都市 | 都市計画街路整備率 | 69.8% | 68.3% | 19 | R6.3.31 | |
| | 都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積 | 15.1m ² | 12.7m ² | 17 | R6.3.31 | |
| | 下水道処理人口普及率 | 56.5% | 81.8% | 41 | R7.3.31 | |
| | 汚水処理人口普及率 | 87.9% | 93.7% | 33 | R7.3.31 | |
| 建築 | 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 | 87.1% | 87.0% | - | H30.10.1 | |
| | 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 | 43.2% | 42.0% | - | H30.10.1 | |
| | 一定の省エネルギー対策を講じた住宅の比率 | 38.0% | - | - | H30.10.1 | |
| | 新築住宅における住宅性能表示の実施率 | 37.4% | - | - | R6.3.31 | |
| | 住宅の利活用期間 | 約31.5年 | - | - | H30.10.1 | |

V-3 令和7年度 受賞・表彰事業一覧

(単位:百万円)

| 受賞・表彰名 | 工事名等 | 箇所 | 所在地 | 事業費 | 事業内容 |
|---------------------------|--|------------------|-------------------------|-------|-------------------|
| 東北地方整備局 管内業務発表会 奨励賞 | 住民説明会へのCIMの活用について ～住民との円滑な合意形成に向けて～ | 喜多方西会津線 | - | - | マネジメント |
| 福島県優良 土木・建築 工事表彰 | 道路橋りょう整備(交付)工事(改良舗装) | 国道349号 | 二本松市杉沢地内 | 109 | 改良舗装工 |
| | 道路橋りょう維持(防災)工事(落石対策) | 小栗山宮下線 | 大沼郡三島町大字桑原地内 | 288 | 高エネルギー吸収型落石防護柵設置工 |
| | 道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良) | 国道399号 | いわき市平並木の杜地内 | 122 | 道路改良工 |
| | 道路橋りょう整備(再復)工事(改良舗装) | 小野富岡線 | 双葉郡川内村大字下川内地内 | 174 | 改良舗装工 |
| | 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁上部) | 小野富岡線 | 双葉郡川内村大字上川内地内 | 963 | 橋梁上部工 |
| | 河川(補助)工事(護岸) | 滝川筋 | 伊達郡国見町大字徳江地内 | 145 | 築堤護岸工 |
| | 河川災害復旧助成工事(樋門工) | 好間川筋 | いわき市好間町中好間字下川原地内(金子沢樋門) | 474 | 樋門・樋管本体工 |
| | 砂防(交付)工事(擁壁) | 北表1号地区 | 郡山市田村町谷田川地内 | 93 | 重力式擁壁工 |
| | 道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修) | 国道349号 | 伊達郡川俣町飯坂諏訪山地内 | 54 | 舗装補修工 |
| | 道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修) | 石川矢吹線外 | 西白河郡矢吹町明新中地内 | 60 | 舗装補修工 |
| | 道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修) | 会津若松裏磐梯線 | 会津若松市河東町八田地内 | 52 | 舗装補修工 |
| | 道路橋りょう維持(防災)工事(道路改良) | 豊間四倉線 | いわき市平藤間字鯨地内 | 123 | 道路改良工 |
| | 安積中高一貫校整備(建築)工事 | 安積中学校 | 郡山市開成5丁目地内 | 1,419 | 建築工事 |
| | 岩瀬農業高校大規模改造工事(建築・2期) | 岩瀬農業高等学校 | 岩瀬郡鏡石町桜町地内 | 134 | 建築工事 |
| | 南会津高校環境科学室新築等(建築)工事 | 南会津高校(田島・南会津統合校) | 南会津郡南会津町田島字田部原地内 | 155 | 建築工事 |
| | くろがね小屋商用電源引込工事 | くろがね小屋 | 二本松市永田字長坂国有林地内 | 640 | 高圧ケーブル埋設 |
| | 白河実業・埴工業統合校実習棟新築(機械)工事 | 白河実業高等学校 | 白河市瀬戸原地内 | 317 | 機械設備工 |
| | 双葉地区特別支援学校移転新築(機械)工事 | ふたば支援学校 | 双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡地内 | 703 | 機械設備工 |
| | 県営住宅改善工事(内部改善・建築) | 県営錦町団地 | 会津若松市錦町地内 | 50 | 内部改善工事 |
| | 県営住宅改善工事(外壁改修外) | 鯨岡団地 | いわき市平鯨岡字河端地内 | 147 | 改修工 |
| 漁港災害復旧工事(海岸堤防) | 松川浦漁港海岸 | 相馬市磯部地内 | 353 | 海岸堤防工 | |

| 受賞・表彰名 | 工事名等 | 箇所 | 所在地 | 事業費 | 事業内容 |
|--------------------------|----------------------|------------------|------------------|-----|------------------|
| 福島県土木部 優良下請企業 表彰 | 南会津高校環境科学室新築等(建築)工事 | 南会津高校(田島・南会津統合校) | 南会津郡南会津町田島字田部原地内 | 13 | 屋根工事 |
| | 双葉地区特別支援学校移転新築(機械)工事 | ふたば支援学校 | 双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡地内 | 15 | 冷暖房設備・換気設備のダクト工事 |
| | 県営住宅改善工事(外壁改修外) | 鯨岡団地 | いわき市平鯨岡字河端地内 | 9 | 塗装工事 |
| 福島県優良 土木・建築 委託業務表彰 | 地質調査業務委託(道改・改良) | 国道349号 | 伊達市梁川町五十沢地内 | 5 | 地質調査 |
| | 地質調査業務委託(道整・交付) | 矢吹天栄線 | 白河市大信町屋地内 | 7 | 地質調査 |
| | 橋梁点検業務委託(道維・維補) | 国道121号外 | 河沼郡湯川村大字湊地内外 | 29 | 橋梁点検 |
| | 地質調査業務委託(道整・再復) | 浪江三春線 | 双葉郡葛尾村大字葛尾字小出谷地内 | 124 | 地質調査 |
| | 地質調査業務委託(河改・改良) | 新川筋外 | いわき市内郷内町堤田地内外 | 46 | 地質調査 |
| | 測量業務委託(砂防・補助) | 西根川 | 南会津郡南会津町宮里地内 | 28 | 用地測量 |
| | 測量設計業務委託(単災調査) | 湯野上会津高田線 | 南会津郡下郷町大字湯野上地内 | 20 | 路線測量 |
| | 測量業務委託(道整・帰還) | 井手長塚線 | 双葉郡双葉町大字寺沢地内 | 21 | 用地測量 |
| | 設計業務委託(道改・改良) | 上名倉飯坂伊達線 | 福島市飯坂町平野地内 | 10 | 道路詳細設計 |
| | 測量設計業務委託(河改・ふなっこ) | 常夏川筋 | 郡山市湖南町赤津地内 | 7 | 落差工付帯施設設計 |
| | 測量設計業務委託(道整・交付) | 国道288号 | 郡山市富久山町福原地内 | 12 | 3次元モデル作成 |
| | 河川整備計画策定業務委託(河改・改良) | 阿武隈川外 | 西白河郡矢吹町明新東地内外 | 11 | 河川整備計画策定 |
| | 測量設計業務委託(道改・改良) | 別舟渡線 | 河沼郡会津坂下町大字束松地内 | 48 | 道路詳細設計 |
| | 測量設計業務委託(道維・災防) | 国道459号 | 耶麻郡北塩原村大字大塩地内 | 9 | 道路詳細設計 |
| | 設計業務委託(道維・長寿) | 国道121号 | 喜多方市熱塩加納町熱塩地内 | 29 | 橋梁詳細設計 |
| | 設計業務委託(道維・補助) | 国道252号 | 南会津郡只見町大字田子倉地内 | 77 | 構造物補修設計 |
| | 設計業務委託(道維・維補) | 原町川俣線外 | 南相馬市原町区深野地内外 | 26 | 橋梁補修設計 |
| | 設計業務委託(下水整備・交付) | 保原幹線外 | 伊達郡桑折町大字上郡地内外 | 40 | 下水道詳細設計 |
| | 郡山東高校大規模改修工事設計委託 | 郡山東高校 | 郡山市山根町 地内 | 6 | 建築設計 |

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

- (1) 福島県総合計画の策定214
- (2) 第2期福島県復興計画の策定214
- (3) 「福島県国土強靱化地域計画」について214
- (4) ふくしま創生総合戦略の策定215
- (5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～
について215
- (6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について218
- (7) 「ふくしま道づくりプラン」について219
- (8) 住宅・建築物の耐震化の促進について219

2. 財源に関する事項

- (1) 社会資本整備総合交付金について219
- (2) 防災・安全交付金について220
- (3) 県土の国土強靱化に向けた取り組みについて221
- (4) 緊急防災・減災事業債について221
- (5) 公共施設適正管理推進事業債について222
- (6) 緊急自然災害防止対策事業債について222
- (7) 緊急浚渫推進事業債について223
- (8) 脱炭素化推進事業債について223
- (9) 復興の変遷と今後の取組について224
- (10) 福島再生加速化交付金について225

3. 各部門の重要施策

- (1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進225
- (2) 市町村合併支援道路整備事業の推進226
- (3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画226
- (4) 国際バルク戦略港湾227
- (5) 特定貨物輸入拠点港湾227
- (6) カーボンニュートラルポートの形成227
- (7) デジタル変革（DX）227

4. 関係する法律

- 福島復興再生特別措置法228
- 福島復興再生基本方針228
- 福島復興再生計画229
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画229
- 特定帰還居住区域復興再生計画230
- 東日本大震災復興基本法231
- 東日本大震災復興特別区域法231

| | |
|-------------------------------|-----|
| ●国土形成計画法 | 231 |
| ●社会資本整備重点計画法 | 232 |
| ●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について | 232 |
| ●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について | 233 |

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

(1) 福島県総合計画の策定

福島県では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、総合計画「ふくしま新生プラン」を平成24年12月に策定し、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げ、一歩ずつ復興の歩みを進めてきました。

一方で、復興の進捗に伴う新たな課題の顕在化、人口減少、令和元年東日本台風等の頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症などは、復興・再生と地方創生に大きな影響を及ぼしています。

このような状況下においても、切れ目なく着実に復興・創生の歩みを進め、みんなで創り上げるふくしまの将来の姿として「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会を実現するため、“世代を超えてつなぐ、ありたいふくしま”をイメージに「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とした「福島県総合計画」を令和3年9月に策定しました。

(2) 第2期福島県復興計画の策定

復興計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画です。

これまで、復興にあたっての基本的な方向を示した「復興ビジョン」（平成23年8月策定）及び「復興計画」（1次～3次）に基づき復興・再生に取り組んできましたが、着実に成果が現れてきた一方で、復興の進展に伴い新たな課題が顕在化するなど、いまだ深刻で複雑な課題が山積しています。

今後も、国・市町村と連携して復興・再生を切れ目なく着実に進めていくことを目指し、第2期福島県復興計画を令和3年3月に策定しました。

(3) 「福島県国土強靱化地域計画」について

法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本の指針となるものです。

本県の国土強靱化地域計画は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、平成30年1月に策定し、これまで令和3年4月に、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図るための改定を、令和5年3月に、脆弱性評価（課題）や社会情勢等の変化（新型コロナ、DX等）を踏まえた改定を行ってきました。

また、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正、7月に国土強靱化基本計画が改定され、国の国

土強靱化施策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続き、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実にさらなる国土強靱化を推進するため、令和7年6月に基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である「第1次国土強靱化実施中期計画」が決定されたことを踏まえ、令和8年3月に新たな福島県国土強靱化地域計画を策定しました。

(4) ふくしま創生総合戦略の策定

平成27年に「福島県人口ビジョン」及び「ふくしま創生総合戦略」を策定し、これまで10年間の地方創生の取組を踏まえ、福島で生まれ、学び、働き、暮らすことを誇りに感じられる県づくりを進めるため、『連携・共創による「福島ならではの」の県づくり』を基本理念に、新たな「ふくしま創生総合戦略」を令和7年3月に策定しました。

基本目標として、(1)一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)、(2)あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)、(3)若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)、(4)国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)を設定し、4つの基本目標ごとに実施する以下の基本施策を積極的に推進します。

| | |
|-------------------------|---|
| 基本目標 1 | 一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと) 【基本施策】 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 2 健康長寿社会の実現 3 教育の充実 4 誰もが活躍できる社会の実現 |
| 基本目標 2 | あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし) 【基本施策】 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 3 過疎・中山間地域の振興 |
| 基本目標 3 | 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) 【基本施策】 1 働き方改革の推進 2 若者の定着・還流の促進 3 中小企業等の振興 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進 5 農林水産業の成長産業化 |
| 基本目標 4 | 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ) 【基本施策】 1 移住・定住の促進 2 交流人口の拡大 |

(5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～について

・概要

東日本大震災及び原子力災害、気候変動による自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの世界的なまん延など、本県を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの社会経済情勢を踏まえ、令和3年10月に策定された福島県総合計画を具現化するための部門別計画として、「福島県土木・建築総合計画」を令和3年12月に策定しました。

・計画の期間

30年後を見据え、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とし、計画に掲げた目標や施策の進行状況、指標の達成状況について、計画中間年の翌年度である令和8年度に評価を行い、建設行政運営の改善を図ります。

・基本目標

<基本目標>
安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり

・ありたい姿を実現するための施策

新たな課題や時代潮流に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、7つの目標と14の施策を設定するとともに、地域別計画で具体的な取組を位置付け、本県建設行政をしっかりと推進していきます。

7つの目標と14の施策

- 1 震災復興**
 - ①東日本大震災からの復興
- 2 水災害に強い県土**
 - ②治水対策の推進
- 3 安全・安心**
 - ③自然災害対策の推進
 - ④地震対策・耐震化の推進
 - ⑤老朽化対策・適切な維持管理
 - ⑥交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策
- 4 地方創生・にぎわい創出・健康**
 - ⑦移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進
 - ⑧快適な都市空間の形成
 - ⑨良質な住環境の整備
- 5 環境・再生可能エネルギー**
 - ⑩脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進
- 6 産業振興**
 - ⑪広域道路ネットワークの整備
 - ⑫地域道路ネットワークの整備
 - ⑬港の整備
- 7 持続可能な建設産業**
 - ⑭DX推進等による建設産業の環境改善

・指標一覧

目標1 震災復興

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|--|------------|------------|-------------|------|
| 1 | 1-1 | ふくしま復興再生道路（8路線29工区）の整備完了率 | 48% | 100% | 100% | ○ |
| 2 | 1-1 | 被災12市町村の復興に係る道路（特定復興再生拠点、福島イノベーション・コースト構想の関連施設へのアクセス等）の整備完了率 | 0% | 100% | 100% | |

目標2 水災害に強い県土

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|-------------------------------|------------|------------|-------------|------|
| 3 | 2-1 | 過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数 | - | 9,000戸 | 11,000戸 | ○ |
| 4 | 2-1 | 土砂災害から保全される人家戸数 | 15,061戸 | 16,305戸 | 17,501戸 | ○ |
| 5 | 2-1 | 土砂災害から保全される要配慮者利用施設の率 | 56% | 72% | 86% | ○ |
| 6 | 2-1 | 土砂災害警戒区域指定率 | 79% | 96% | 100% | |

| | | | | | | |
|---|-----|--|-----|-----|------|---|
| 7 | 2-1 | 土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率 | 8% | 65% | 100% | ○ |
| 8 | 2-1 | 流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率 | 7% | 50% | 100% | ○ |
| 9 | 2-1 | 下水道雨水計画を有する22市町村（R2時点）のうち浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合 | 18% | 63% | 100% | ○ |

目標3 安全・安心

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|---|--------------|------------|-------------|------|
| 10 | 3-1 | 災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険個所の対策率 | 75% | 100% | 100% | |
| 11 | 3-1 | 市街地等における無電柱化整備率 | 46% | 51% | 57% | ○ |
| 12 | 3-1 | 雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率 | 34% | 36% | 37% | |
| 13 | 3-2 | 災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率 | 43% | 68% | 100% | ○ |
| 14 | 3-2 | 住宅の耐震化率 | 87% (H30) | 95% | 概ね解消 | |
| 15 | 3-3 | 早急に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 1 巡目法定点検（H26～H30）で判定区分Ⅲ | 17% | 100% | - | ○ |
| 16 | 3-3 | 早急に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 2 巡目法定点検（R1～R5）で判定区分Ⅲ | - | 40% | 100% | ○ |
| 17 | 3-4 | 通学路における安全対策の完了率 | 49% | 62% | 75% | ○ |
| 18 | 3-4 | ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率 | 67% | 68% | 69% | |
| 19 | 3-4 | すれ違い困難箇所の解消率（日常的に通行に使用する21箇所） | 0% | 67% | 100% | ○ |

目標4 地方創生・賑わい創出・健康

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|------|
| 20 | 4-1 | 空き家の活用等累計戸数 | 366戸 | 700戸 | 1,000戸 | ○ |
| 21 | 4-2 | 市街地内の都市計画道路（幹線道路）の整備延長 | 334.8km | 338.5km | 344.6km | ○ |
| 22 | 4-2 | 一人当たりの都市公園面積 | 14.2m ² /人 (R1) | 14.9m ² /人 | 15.2m ² /人 | ○ |
| 23 | 4-3 | 県営住宅のバリアフリー化率 | 38% | 46% | 53% | |
| 24 | 4-3 | 省エネ改修による既存住宅の年間CO2排出削減量 | 277t | 600t | 1,000t | ○ |

目標5 環境・再生可能エネルギー

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|--|---------------|------------|-------------|------|
| 25 | 5-1 | 汚水処理人口普及率 | 83.7% (R1) | 93.3% | 97.4% | ○ |
| 26 | 5-1 | 再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設（県有建築物・道路・都市公園）の年間CO2排出削減量 | 836t | 2,154t | 2,654t | ○ |

目標6 産業振興

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|---|---------------|---------------|---------------|------|
| 27 | 6-1 | 30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数 | 51 | 53 | 53 | ○ |
| 28 | 6-1 | 七つの地域の主要都市間の平均所要時間 | 86分 | 84分 | 82分 | ○ |
| 29 | 6-1 | 広域道路において、国際海上コンテナ車（40ft背高）が許可なく通行できる延長の割合 | 70% | 75% | 77% | |
| 30 | 6-2 | 渋滞対策実施箇所率 | 15% | 22% | 30% | |
| 31 | 6-2 | 観光地へのアクセス道路の整備率 | 15% | 77% | 100% | |
| 32 | 6-2 | 外国人旅行者にわかりやすい標識整備率 | 79% | 100% | 100% | |
| 33 | 6-2 | 自転車道の整備率 | 88% | 90% | 91% | |
| 34 | 6-3 | 小名浜港・相馬港の年間総貨物取扱量 | 23,335 千トン | 25,900 千トン | 28,600 千トン | ○ |
| 35 | 6-3 | 小名浜港・相馬港の年間コンテナ貨物取扱量 | 18,466TEU | 25,000TEU | 26,500TEU | ○ |

目標7 持続可能な建設産業

| No. | 施策 | 指標名 | 現状 (R2) | 中間 (R7) | 目標 (R12) | 総合計画 |
|-----|-----|-----------------|------------|------------|-------------|------|
| 36 | 7-1 | ICT活用工事実施率 | 20% | 40% | 50% | |
| 37 | 7-1 | 建設業の総実労働時間/月の削減 | 169h/月 | 160h/月 | 152h/月 | |

(6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について

福島県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備や、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の指針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として令和4年3月に策定しました。

(7) 「ふくしま道づくりプラン」について

平成25年3月に「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」を策定し、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興を成し遂げるための道づくりを進めてまいりました。

今年度策定した上位計画である福島県土木・建築総合計画にあわせ、復興の進展や人口減少、少子高齢化、高まる自然災害リスクへの対応、カーボンニュートラルやデジタル技術の進展によるDXの推進など、道路を取り巻く時代潮流を踏まえ、令和4年3月に新たな「ふくしま道づくりプラン」を策定したところであり、基本目標である『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』の実現を目指し、8つの施策の柱により、新しい時代にふさわしい道づくりを進めてまいります。

(8) 住宅・建築物の耐震化の促進について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成18年度に策定した「福島県耐震改修促進計画」により、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化に取り組んできました。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、福島県を含む極めて広範囲において、住宅・建築物が甚大な被害を受けたため、国は平成25年に法律を改正し、今後、発生が予想される大地震に備え、住宅・建築物のより一層の耐震化に取り組んでいくこととしました。

この法改正を受け、県においても改定した「福島県耐震改修促進計画」に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に向けた取組を充実・強化し、地震に対する安全性・防災性の向上に努めます（令和3年12月20日改定）。

【民間の住宅・建築物の耐震化への支援】

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 県が指定する防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震改修等に取り組む市町村への補助
- ブロック塀等の安全対策に取り組む市町村への補助

2. 財源に関する事項

(1) 社会資本整備総合交付金について

国では、地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を、平成22年度に創設しました。

【交付対象】 都道府県及び市町村

【交付期間】 概ね3～5年

【交付対象事業】 国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

① 基幹事業

計画の目標を達成するため基幹的な事業として実施する事業

道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、水道・下水道事業、海岸事業、

都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、地域住宅計画に基づく事業、地域の住環境整備事業など

② 関連社会資本整備事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③ 効果促進事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的となつてその効果を一層高めるために必要な事業

④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本整備計画の目標を実現するため基幹事業に先行し又は併せて実施する地籍調査

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

① これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化

② 計画に位置付けられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能

③ 客観性・透明性の確保（評価やチェックの確保）

- ・ 地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
- ・ 計画期間の終了後は、地方公共団体自ら事後評価を行って公表

上記対象事業のうち、東日本大震災に関連する復旧・復興事業（「東日本大震災からの復興の基本方針」に該当するもの）について、地方負担額は震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとされました。

(2) 防災・安全交付金について

国では、地方公共団体が実施する地域の防災・減災、安全を実現する取組について、平成24年度補正予算より、これらに特化した交付金である防災・安全交付金により支援します。

※ 計画期間3～5年

※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定

※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

※ 「避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在」かつ「避難行動要支援者名簿に記載等された情報を未提供」の自治体が含まれる整備計画については、令和5年度以降、段階的に重点配分の対象外とされた。

※ 「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない自治体」が交付対象である要素事業は、令和7年度以降、重点計画内の事業である場合も原則として重点配分の対象外となる。

【交付対象事業】

- ・ 地域における事前防災・減災対策
- ・ 地域における老朽化対策
- ・ 地域における総合的な生活空間の安全確保

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

【特徴】

- ・ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化
- ・ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

(3) 県土の国土強靱化に向けた取組について

● 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」を柱とし、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策が講じられました。

【重点的に取り組む対策・事業規模】

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目標

①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（78対策）

・人命・財産の被害を防止・最小化するための対策（50対策）

・交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策（28対策）

②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（21対策）

③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（24対策）

・国土強靱化に関する施策のデジタル化（12対策）

・災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化（12対策）

● 「第1次国土強靱化実施中期計画」

近年の災害の発生状況や5か年加速化対策等の効果をふまえ、災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境の3つの変化に対応しながら、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、「防災インフラの整備・管理」「ライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用」「官民連携強化」「地域防災力の強化」の各柱より、推進が特に必要となる施策について、令和8年度から令和12年度までの5年間に重点的・集中的に対策が講じられます。

(4) 緊急防災・減災事業債について

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を早急に進めるため、緊急防災・減災事業債が創設（平成23年度）されました。

なお、自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間が令和12年度まで5年間延長されました（令和7年12月26日）。

〈対象〉 都道府県および市町村（一部事務組合等含む）

〈事業期間〉 令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築

津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設

地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化 等

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

(5) 公共施設等適正管理推進事業債について

平成29年度地方債同意等基準（平成29年総務省告示第139号）等に定めるとおり、地方公共団体が公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に取り組んでいけるよう、従来の公共施設最適化事業債について、長寿命化事業を追加するなど内容を拡充した、公共施設等適正管理推進事業債が創設（平成29年度）されました。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象になっています。

なお、公共施設の長寿命化や脱炭素化の取組等の支援のため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間が延長されました（令和3年12月24日）。

〈対象〉 都道府県及び市町村

〈事業期間〉 令和4年度～令和8年度

〈対象事業〉 道路：舗装表層、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策

河川管理施設：護岸・堤防の改修事業、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業

砂防関係施設：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業

海岸保全施設：堤防、水門・陸閘等の改修事業

港湾施設：水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業

漁港施設：国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設

公園施設：国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業（2ha未満の都市公園（令和元年度～）園における公園施設の改築（遊戯施設の改築を除く）、公園施設の改築で総事業費が3千万円（都道府県にあっては6千万円）×事業年数未満）

〈対象事業の拡充（令和4年度から適用）〉

河川管理施設：ダム（本体、放流設備）

空港施設：基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地）、付帯施設（排水施設、護岸、道路、橋）

〈起債充当率〉 90%

〈交付税措置率〉 財政力に応じて、30%～50%

(6) 緊急自然災害防止対策事業債について

地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を強力に推進するため、総務省は令和元年に充当率100%、交付税措置率70%という地方負担を極限まで軽減した「緊急自然災害防止対策事業債」を創設しました。

自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間が令和12年度まで5年間延長されました（令和7年12月26日）。

〈対象〉 緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

〈事業期間〉 令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉 道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、

急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災等

〈対象事業の拡充（令和3年度から適用）〉 ※令和7年度から適用

河川事業（ダム施設改良、ダム下流河道整備、貯水池保全）

流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策、内水氾濫対策（下水道）、
農業水利施設・林道、都市公園）

道路防災（小規模事業、橋梁・道路の洗掘・流失対策、※路盤改良）

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

(7) 緊急浚渫推進事業債について

令和元年東日本台風等による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であり、このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設しました。

なお、特例措置の期限である令和6年度において、浚渫事業の必要性が高い状況が継続しているため、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長しました（令和6年12月27日）。

〈対 象〉各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山等に係る浚渫

〈事業期間〉 令和7年度～令和11年度

〈対象事業〉 1 一級河川、二級河川、準用河川、普通河川等

2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

(8) 脱炭素化推進事業債について

GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より、従来の公共施設等適正管理推進事業（脱炭素化事業）を拡充し、「脱炭素化推進事業債」を創設しました。

温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化させるため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間を延長しました（令和7年12月26日）。

〈対 象〉地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

〈事業期間〉 令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）、及び付随する蓄電池等

公共施設等のZEB化（省エネ）のための設備の整備（空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等）

公共施設等のLED照明の導入のための改修事業 等

〈起債充当率〉90%

〈交付税措置率〉財政力に応じて、30%～50%

(9) 復興の変遷と今後の取組について〈復興庁資料より抜粋〉

Ⅲ. 復興の変遷

| Ⅰ 集中復興期間 (H23.3～H28.3) | Ⅱ 第1期復興・創生期間 (H28.4～R3.3) | Ⅲ 第2期復興・創生期間 (R3.4～R8.3) |
|--|---|--|
| <p>「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H23.7閣議決定/H23.8改定) 被災地の一刻も早い復旧復興を目指す</p> <p>＜組織・制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興基本法 公布・施行 (H23.6) <ul style="list-style-type: none"> →復興対策本部設置 復興庁設置法 公布 (H23.12) <ul style="list-style-type: none"> 施行 (H24.2) →復興庁創設 復興特区法 公布・施行 (H23.12) 中長期ロードマップ※決定 (H23.12) <ul style="list-style-type: none"> ※R1改訂 東日本大震災復興特別会計創設 (H24.4) <p>※東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ</p> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24.3) 福島県において漁業の試験操業開始 (H24.6～)。R3.3まで試験操業を実施し、現在は本格操業への移行段階 避難所が解消 (H25.2) 避難指示区域の見直し完了 (H25.8) 福島県の一部地域を除き、災害廃棄物処理が完了 (-H26.3) | <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」 (H28.3閣議決定/H31.3改定)</p> <p>復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す</p> <p>＜組織・制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29.2) 復興庁の設置期限が10年延長 (R2.6) <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復 (R30.3) 主要港湾施設の復旧が完了 (H30.3) 帰還困難区域を除く8県100市町村において面的除染が完了 (H30.3) 帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除 (R2.3) 住宅再建・復興まちづくりが完了し、公共インフラ工事も概ね完了 (-R2.12) 岩手県・宮城県において応急仮設住宅の供与終了 (R3.3) 福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了 仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業者が退去し、入居者は97事業者となった (R3.3) | <p>「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」 (R3.3閣議決定/R6.3改定)</p> <p>第1期復興・創生期間の理念を継承</p> <p>(1) 地震津波被災地域</p> <p>残された課題について、きめ細かく対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者支援について復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応 移転元地等の活用を後押し 被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援 <p>(2) 原子力災害被災地域</p> <p>引き続き国が前面に立って、中長期的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故収束及び環境再生に向けた取組を継続 帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、居住に向けた取組を推進 福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の取組の推進 農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応 <p>(3) 記憶・教訓の後世への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備 震災遺構・伝承施設との連携 効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発 復興施策の評価 |

(参考) 復興の基本方針 改定経緯

| | 平成23年3月 | 東日本大震災発災 |
|--------------------------|---------|--|
| 集中復興期間 平成23～27年度 | 平成23年7月 | 東日本大震災からの復興の基本方針 東日本大震災復興対策本部決定 ・復興期間を10年間とし、前期5年間を「集中復興期間」と定める。財源・体制など総論・基本的考え方と復興施策を列挙。 ・集中復興期間終了前に必要な見直しを行う旨規定。 |
| | 平成28年3月 | 「復興・創生期間」における復興の基本方針 閣議決定 ・後期5年間を「復興・創生期間」と定める。大部で網羅的内容である当初方針を残して新規規定。 ・3年後(平成31年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。 |
| 第1期復興・創生期間 平成28～令和2年度 | 平成31年3月 | 「復興・創生期間」における復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・復興施策の総括を行った上で、今後の対応を検討する旨を規定。 令和元年7月～10月 復興推進委員会「東日本大震災の復興施策の総括に関するWG」で復興施策を総括 |
| | 令和元年12月 | 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 閣議決定 ・地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間(令和7年度)で復興事業がその役割を全うすることを目指す。 ・原子力災害被災地域は、当面10年間(令和12年度)、5年目(令和7年度)に事業全体のあり方を見直す。 ・復興庁の設置期間(令和2年度末まで)を10年延長。令和7年度に組織のあり方を検討。 |
| 第2期復興・創生期間 令和3～7年度 | 令和3年3月 | 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (名称変更を伴う全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・令和3～7年度の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和7年度までの財源フレーム等を整理。 ・3年後(令和6年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。 |
| | 令和6年3月 | 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・「第2期復興・創生期間」開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間での復興を見据えた修正を行う。 |
| 第3期復興・創生期間 令和8～12年度 | 復興庁設置期限 | 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める。 |

| | |
|--|--|
| <p>○ 「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める</p> <p>○ 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む</p> | |
| 基本姿勢及び各分野における主な取組 | |
| <p>1. 原子力災害被災地域</p> <p>地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。</p> <p>○ 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃炉については、安全確保を最優先しつつ、持続的な人的体制・資金の確保、廃炉を通じたイノベーションの促進、誇りを持つ現場とするための理路開成・情報発信等を行う ・ 汚染水の処理については、輸入規制の即時実施、水産業支援に取り組む <p>○ 環境再生に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県内の除去土壌等の2023年3月までの県外最終処分に向けた国が責任を持って取り組む ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し、復興再生利用を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化 <p>○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の帰還促進、避難指示解除の再開に向け、ハード・ソフト両面で生活環境を整備 ・ 住民が「誰」の恵みを受けられるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討 ・ 交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発信等 ・ ホーブツーリズムを始めとした、観光振興策を戦略的に推進 <p>○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ロボット」「園林水産業」「工学分野」「先端医療・先端産業・先端産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の継承・発展」の各分野の協働の推進、研究開発の推進、産学連携の可能な限りの推進 ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備 <p>○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業振興等、事業者再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構想の具体化、イノベーションと創発を通じ、「実践の聖地」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現 ・ ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致 <p>○ 農林水産業の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し、営農再開の加速化、省力的かつ確かな農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進 ・ 帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等 ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進 <p>○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品規制等を科学的・合理的の見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の規制制限見直し | <p>2. 地震・津波被災地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進 ・ 心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応 <p>3. 教訓・記憶の後世への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発 ・ 被災各地の追悼・祈念施設、産災遺構、伝承施設等間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承 |
| 復興を支える仕組み等 | |
| <p>○ 財源等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する ・ 令和8年度から5年間の事業規模は1.5兆円程度の見込み ・ この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる <p>○ 自治体支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続 <p>○ 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備 ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備 <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し | |

(10) 福島再生加速化交付金について

復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して国が支援するため、地方公共団体が自主的に対象事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付します。

- ・ 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備) 7分野49事業
 - 町内復興拠点の整備、公的賃貸住宅等の整備 等
- ・ 福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成) (コミュニティ復活交付金)
 - 帰還困難区域等を持つ町村における町村外での生活拠点整備
- ・ 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援) (子ども元気復活交付金)
 - 全天候型運動施設の整備、遊具の更新 等

【交付対象(土木部関連)】

- 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)
 - 避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- 福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成) (コミュニティ復活交付金)
 - 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村
- 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援) (子ども元気復活交付金)
 - 原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

3. 各部門の重要施策

(1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進(平成25年3月策定)

平成25年3月、東日本大震災の影響等を踏まえ、「福島県過疎・中山間地域振興戦略」が

見直されました。振興戦略は、各振興局単位で設けられた地方会議により、部局間や市町村との連携を図りながら取り組んでおり、新たな戦略についても、震災からの復興に向け各種事業を構築・実施しています。

「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年3月31日法律第15号）が令和3年3月末で期限を迎えたことから、新たに令和13年3月31日まで10年間の限時法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和3年4月1日から施行されました。

県内では、34（35）の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けています。（市町村のうち、一部の区域が適用されている場合を含む。括弧書きは経過措置が適用される1村を含む。）

(2) 市町村合併支援道路整備事業の推進

平成18年3月31日に改訂した「福島縣市町村合併支援プラン」の中に、合併推進債を活用して新市町の一体化に資する県管理道路の整備を行う「市町村合併支援道路整備事業」を位置づけ、平成18年度に市町村合併支援道路整備事業を進めるための基本となる「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

平成20年度には、旧合併特例法対象箇所全22箇所に加えて、新たに新合併特例法による支援箇所を2箇所選定し、「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

（対象事業）

- ア 合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備
- イ 合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路の整備

（事業の実施箇所概要）

「市町村合併支援道路整備計画」を対象地域ごとに作成

- ア 事業実施年度 旧法 平成19年度～令和8年度、新法 平成21年度～令和10年度
- イ 実施路線 旧法10市町 22箇所(17路線)、新法 2市 2箇所(2路線)
- ウ 概算事業費合計 380億円

（事業の完了箇所）

21箇所（16路線）

(3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画

国土交通省は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するため「重要物流道路制度」を創設しました。（H30.3道路法一部改正）

【指定による効果】

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間について、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置を導入（令和元年7月31日～）
- ・重要物流道路は、構造基準（高さ）4.5mから4.8mへ引上げ（高さ4.1mの車両に対応）

また、中長期的（概ね20～30年間）な視点から、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を示した「福島県新広域道路交通ビジョン」を令和3年6月に策定しました。さらに、ビジョンに基づき、「福島県広域道路整備基本計画」をベースとした県の骨格を担う6本の連携軸など、平常時・災害時を問わず物流・人流の確保を図るべき路線を位置付けた広域道路ネットワークなどを示した「福島県新広域道路交通計画」を同じく令和3年6月に策定しました。

(4) 国際バルク戦略港湾

国土交通省は、資源、エネルギー、食糧等の安定的かつ安価な供給のため、「国際バルク戦略港湾」を公募し選定を進めてきましたが、平成23年5月に東日本地域の石炭エネルギー供給を支える拠点港として、重要港湾小名浜港が対象品目を石炭として選定されました。平成24年7月には港湾計画を変更し、東港地区に耐震化された大水深岸壁を新たに計画しました。

「国際バルク戦略港湾」は、今後国家戦略として「選択」と「集中」による政策実現のための整備が図られます。

(5) 特定貨物輸入拠点港湾

第183回国会において、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾（特定貨物輸入拠点港湾）における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、平成25年6月5日に公布されました。

また、改正法の一部の規定が平成25年12月1日から施行されたことに伴い、平成25年12月19日に小名浜港が全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定されました。

(6) カーボンニュートラルポートの形成

令和2年10月、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、国土交通省では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」）の形成を推進しています。

福島県においても、重要港湾である相馬港・小名浜港におけるCNPの形成に向け、令和6年度に港湾脱炭素化推進計画を策定しました。

(7) デジタル変革（DX）

政府は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」（R2.12.25総務省）を策定し、デジタル変革（DX）を強力に推進していくこととしました。施策を推進するための「デジタル社会形成基本法」やそれを中核とする「デジタル庁設置法」等のデジタル改革関連法が公布（R3.5.19）され、デジタル社会の形成に向けた取組が一層加速するものと考えられます。

県では、「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」（R3.9月）及び「福島県デジタル化推進計画」（R4.3月）の下、行政分野・地域分野の双方でDXを推進してきましたが、先端技術の本格的な活用段階への移行や地域社会におけるデジタル化需要の拡大等を踏まえ、行政サービスの利便性の向上と、地域社会の持続的発展につながるDXを全県的に推進するため、福島県デジタル化推進計画の次期計画となる「福島県DX推進戦略」を令和8年3月に策定しました。

土木部においては、基本方針に基づき、社会情勢の著しい変化を踏まえ建設行政に求められている課題に対応するため、「土木部DX推進計画」を令和5年3月に策定し、建設DXをはじめとして、設計、施工から管理に至る一連の建設生産システムの効率化を進めています。

また、部内でのDXをさらに推し進めるため、新規取組の追加や既存取組内容の見直し更新等を適宜行っており、令和7年3月に計画を第3版として改定しました。

4. 関係する法律

●福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行、令和5年6月9日一部改正）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることから、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的としています。

これまでの主な改正内容としては、令和2年に第2期復興・創生期間においても本格的な復興・再生に向けた取組を加速させるため、移住等の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応等のほか、福島県知事が地域の実情を踏まえて復興再生計画（避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画を統合）を作成し国が認定する計画制度の見直し等について法律の一部改正が行われ、令和4年には、福島をはじめ東北の復興を一層推進し、科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立することについて法律の一部改正が行われました。

また、令和5年には、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押しするため、「特定帰還居住区域」の創設や、「特定帰還居住区域復興再生計画」の作成及び内閣総理大臣による認定等、法律の一部改正が行われました。

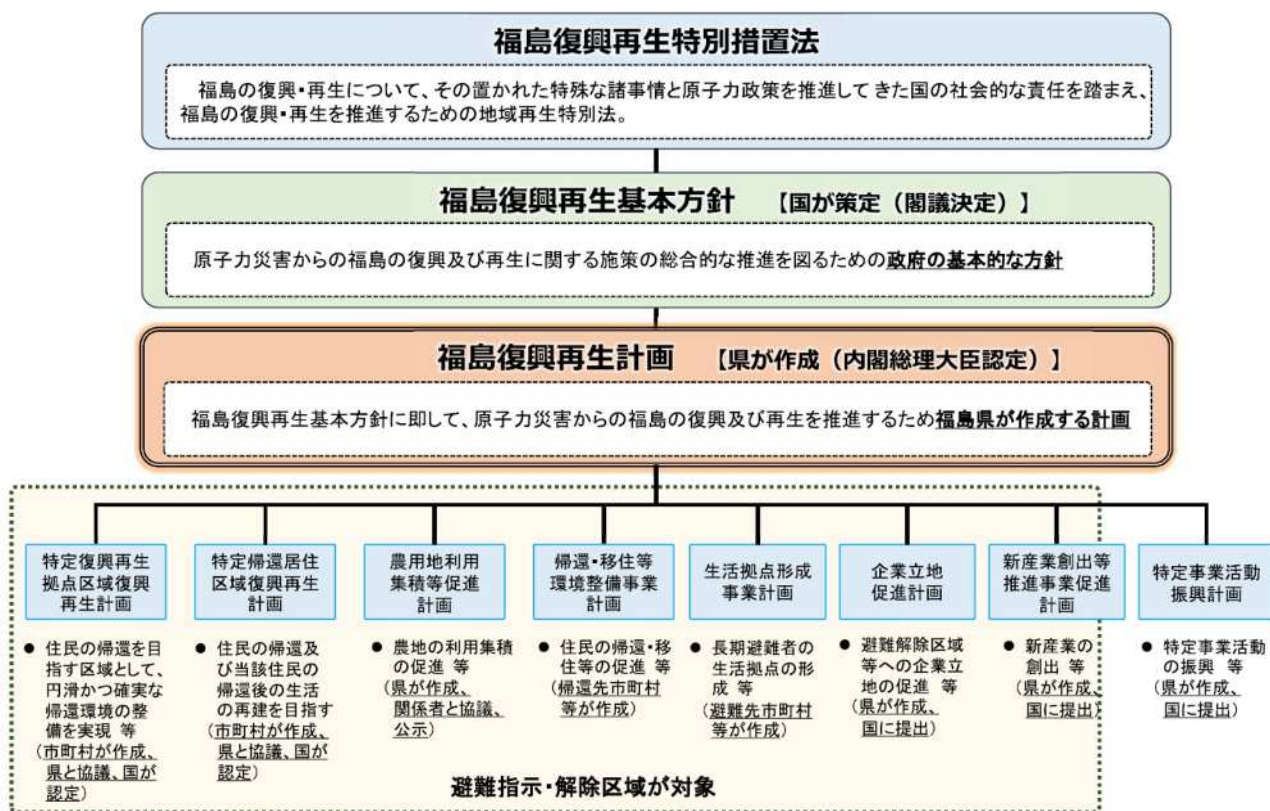
●福島復興再生基本方針

- 福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針です。（第5条）
- 内閣総理大臣からの県知事への意見聴取手続き（県知事は県内市町村長の意見聴取）を踏まえて、平成24年7月13日に閣議決定されました。
- 令和3年3月26日に改定された基本方針では、「第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む」ことが明記され、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、各種課税の特例、国内外における風評の払拭、福島イノベーション・コースト構想関係の課税の特例、国職員の派遣、国際教育研究拠点の整備などの内容が新たに盛り込まれました。
- 令和4年8月26日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年7月28日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。
- 令和7年12月16日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「今後の福島の復興・再生に関する最近の政府の方針や復興の進捗状況」等を反映した内容が追加されました。

●福島復興再生計画

- 令和2年6月に改正された「福島復興再生特別措置法」において、県が「福島復興再生計画」を作成し、国の認定を受ける制度が新たに創設されました。
- 「福島復興再生計画」は国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して作成されており、令和3年4月9日に国の認定を受けています。
- 計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、原子力災害からの復興及び再生を推進するために必要な事項が記載されています。
- 令和4年12月26日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年9月8日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。
- 令和8年3月17日に変更認定された計画では、「福島復興再生基本方針」の改定を踏まえ、令和8年度から始まる第3期復興・創生期間に向け、現行計画を改定しました。

福島復興再生特別措置法の体系 参考資料



●特定復興再生拠点区域復興再生計画

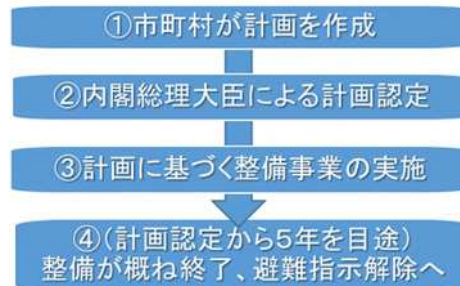
- 福島復興再生特別措置法の改正（H29.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進します。

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年 9月15日）

- ・大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年11月10日）
- ・浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年12月22日）
- ・富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 3月 9日）
- ・飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 4月20日）
- ・葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 5月11日）

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



● 特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（R5.6）により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示の解除により住んでいた方々の帰還とその後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村は特定帰還居住区域の設定と環境整備に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づき、復興・再生に向けた取組が進められています。

【特定帰還居住区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・大熊町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和8年3月24日変更認定
- ・双葉町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和8年2月13日変更認定
- ・浪江町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年1月16日）※令和7年3月18日変更認定
- ・富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年2月16日）※令和8年2月13日変更認定
- ・南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年3月18日）
- ・葛尾村特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年7月29日）※令和8年3月24日変更認定

特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■計画の認定基準（区域の条件）

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

●東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日公布、平成26年4月18日最終改正）

東日本大震災からの復興についての基本理念と、復興のための財源、特別区域制度の整備、政府の復興体制等を定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生を図ることを目的として制定されました。基本理念では、単なる復旧にとどまらず、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指すことを記載しています。

財源については、復興関係以外の予算の徹底見直しを行うほか、その他の公債と区分管理した復興債の発行について決めました。

復興特別区域制度については、地方公共団体の申し出により、地域の創意工夫を活かした復興に向けた取組を推進する法制度の措置を講ずることとしています。（→東日本大震災復興特別区域法）

政府の復興体制については、内閣府に置く復興対策本部、地方機関としての現地対策本部等を決めました。また、別法により復興庁を設置し、復興庁の設置の際には復興本部を廃止することが定められました。

●東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行、令和3年9月1日最終改正）

東日本大震災復興基本法の趣旨にのっとり、復興特別区域の基本方針、特別区域の認定やその実施に係る措置、復興交付金の交付等について定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生に資することを目的として制定されました。

復興庁説明資料より



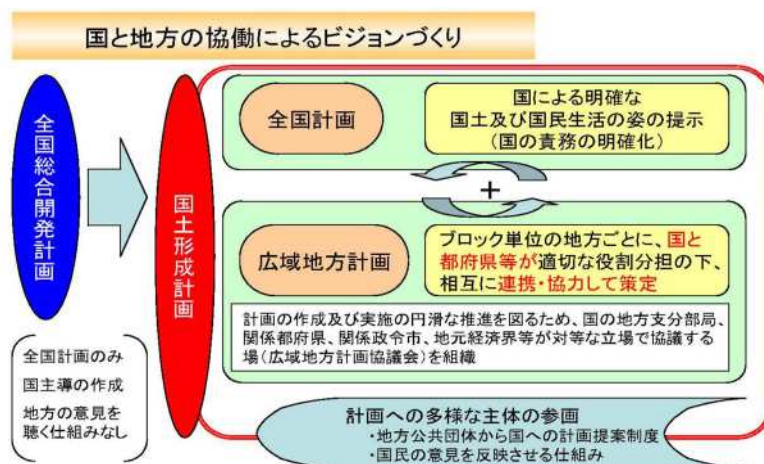
●国土形成計画法（昭和25年6月1日施行、平成24年3月31日最終改正）

社会経済情勢の変化に適切に対応するため「国土総合開発法」を抜本的に改正し、法律の題名も「国土形成計画法」に改めました。

国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため所要の改正が行われました。

平成27年8月14日に全国計画が策定され、28年3月に東北圏広域地方計画が策定されました。

なお、令和5年7月28日に全国計画の変更の閣議決定がなされ、東北圏においても、諸課題に対応すべく計画を見直すこととしております。



●社会資本整備重点計画法（平成15年4月1日施行、令和5年5月26日最終改正）

道路や河川、下水道、港湾などの社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的に制定しました。また、この法律に基づき、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備に係る各事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画を定めました。

社会資本整備重点計画は、当初計画が平成15年度からの5年間、第2次計画は平成20年度からの5年間、第3次計画は平成23年3月に発生した東日本大震災による大災害を踏まえて平成24年8月31日に策定、第4次計画は平成27年度からの6年間、第5次計画は令和3年度からの5年間、現行（第6次）計画は令和8年度から令和12年度の期間として、令和8年1月16日に閣議決定されました。

●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）改正が、令和6年6月19日に公布・施行され、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が令和7年2月3日に関係省庁連絡会議における申合せにより改正され運用が開始されました。

運用指針の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保の促進や適切な発注関係事務の実施に向け、福島県ブロック発注者協議会等を通じて、県内市町村の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を推進していきます。

○福島県ブロック発注者協議会

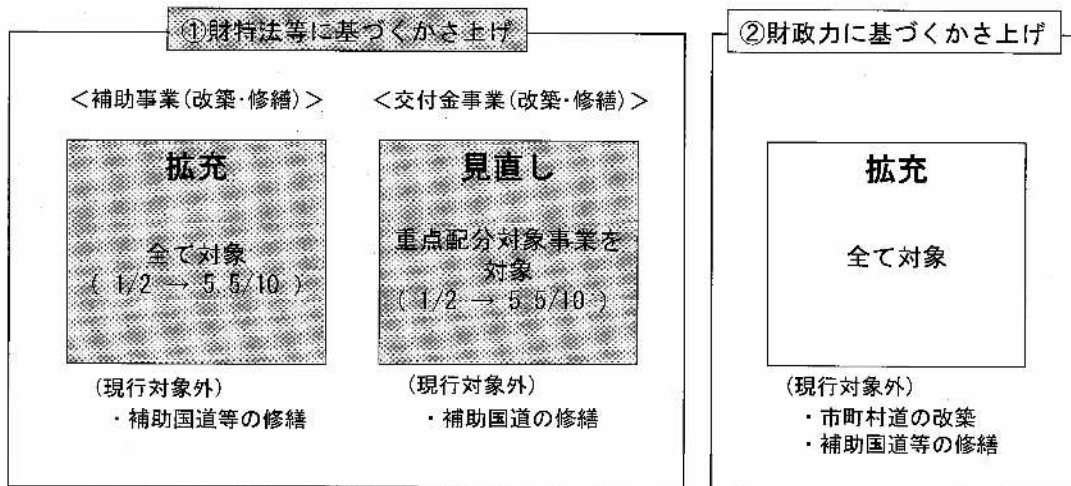
- ・福島県ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の主旨及び東北地方発注者協議会の設置要領に基づき設置された組織で、国、県、市町村の公共工事の品質確保を担当する課長等で構成しています。

●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について

国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関して「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する補助率等のかさ上げについては、引き続き、平成30年度以降10年間継続されます。

あわせて、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況を考慮し、以下の措置が講じられます。

- ・地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- ・交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化
- ・財政力の低い地方公共団体への支援の強化



※ 直轄事業(改築)のかさ上げは継続(高規格幹線道路 2/3 → 7/10)

第12版
社会資本の
ストック効果事例集



Infrastructure
Stock Effects

令和8年3月
福島県



Fukushima
Prefecture

Infrastructure
Stock Effects



ストック効果の最大化に向けた取組

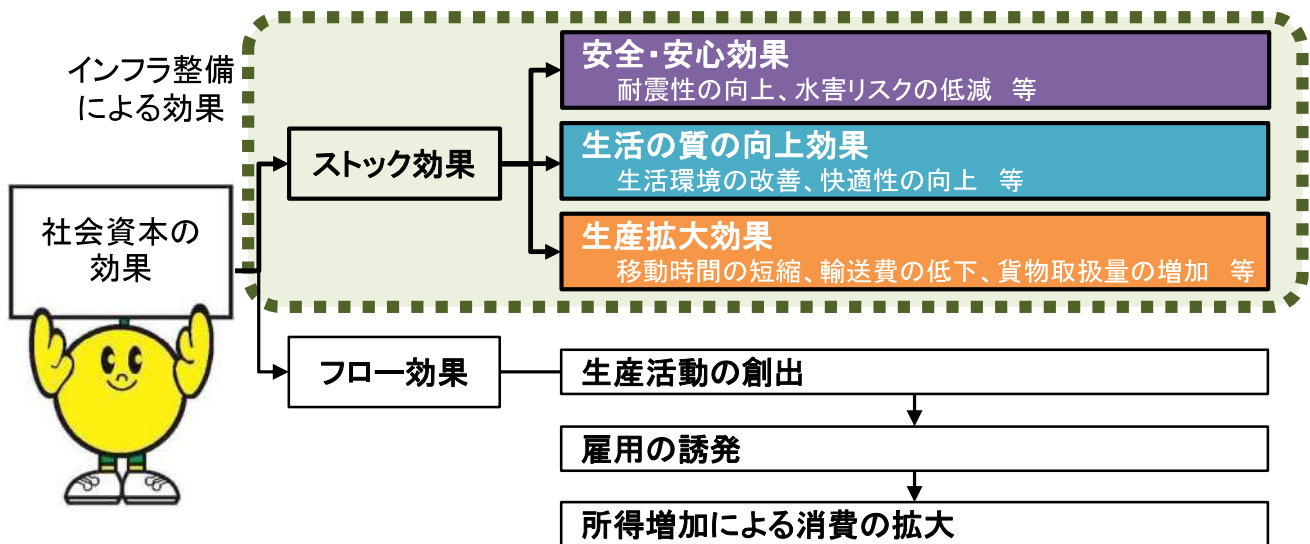
社会資本のストック効果の概要

整備された道路や河川などの**社会資本が機能して、効率性や生産性等が向上する効果**のこと。

長期にわたりその効果が発揮されるとともに、他の社会資本や民間開発等との相乗作用により、効果が広がる。

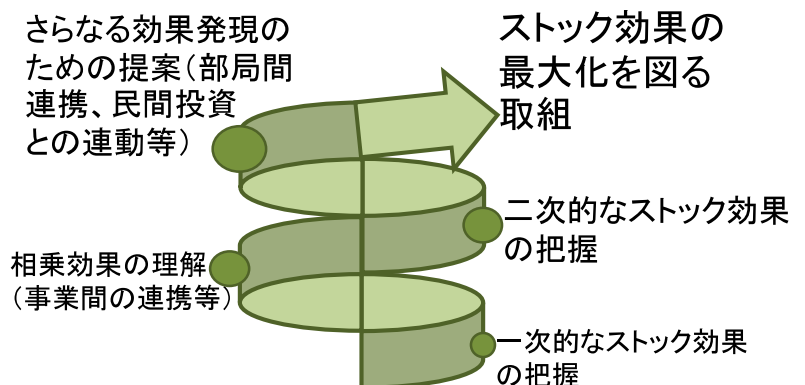
(例)

- ◆ 高速道路網の完成により、新たな観光ルートが形成され、経済の活性化に寄与する。
- ◆ 治水事業により水害リスクが低減されることで、土地利用の高度化が図られる。
- ◆ 従前から整備していた施設が効果を発揮し、豪雨災害の防止に繋がる。



<ストック効果の最大化に向けて・・・>

- 更なるストック効果を生み出していくため、計画や設計など早い段階からの対応（事業間の連携や民間投資との連動など）が必要となる。
- 県でも事例集の充実を図りながら、ストック効果の最大化に取り組んでいる。



[ストック効果の数値化への取組]

国は、これまでの事業評価手法であるB/C(費用対効果)に加え、ストック効果の見える化(数値化)の検討を進めている。

「間接的な効果の範囲をどこまで広げるか」「誰の視点で評価するのか」などの課題はあるが、整理できれば、**今後の事業評価において有効な手段となる。**

「第2期復興・創生期間」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で実施した事業により新たに発現したストック効果や、今後、ストック効果の発現が期待される事業箇所などの代表事例を紹介します。

(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

(2)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

◆原子力災害からの復興に向け、国等と連携し、避難指示解除区域と周辺の主要都市を結ぶ「**ふくしま復興再生道路**」の整備を進めてきました。



小名浜道路 (R7.8月開通)

◆ふくしま復興再生道路(8路線29工区)は、全工区着工し、令和7年度末に**全体の86%が完了**。

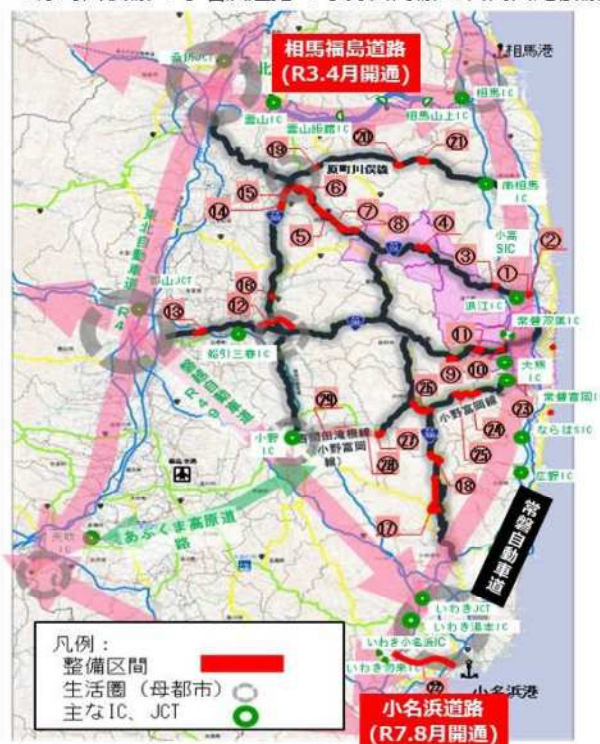


相馬福島道路 (R3.4月開通)

◆浜通り地方の縦軸の常磐自動車道と横軸の**相馬福島道路**(R3.4月開通)や**小名浜道路**(R7.8月開通)が接続し**広域的な道路ネットワークの強化**が図られました。

ふくしま復興再生道路の整備(8路線29工区)

- 国道114号 ●国道288号 ●国道349号 ●国道399号
- 原町川俣線 ●小名浜道路 ●小野富岡線 ●吉間田滝根線



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○小名浜道路(令和7年8月開通)の整備効果(P.1~3)



県道いわき上三坂小野線 小名浜道路(いわき市)【令和7年8月開通】



| | 整備前 | 整備後 | 短縮効果 |
|------------------|-----|-----|-------|
| いわき湯本IC ⇔小名浜港 | 29分 | 13分 | 16分短縮 |
| いわき勿来IC ⇔小名浜港 | 30分 | 13分 | 17分短縮 |

小名浜道路開通による走行時間の短縮効果



道の駅 いわき・ら・ら・ミュウの8月の入込客数

- ◆小名浜道路の開通により、小名浜港からの移動時間が短縮されたことで、小名浜港と内陸部とのアクセスが強化され、**小名浜港からの90分圏域の移動可能範囲が会津若松市まで拡大。**
- ◆小名浜港に継続的に寄港する国内外のクルーズ船乗客の観光周遊ルートの**選択肢が増加。**



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○只見川河川改修、国道252号本名バイパス(P.9～10)



国道252号 冠水状況

◆平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川（只見町～会津坂下町）では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

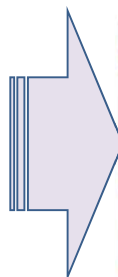
◆本名地区は、付近に代替路線がないことから、**築堤により洪水被害を軽減**するとともに、トンネル等の**バイパス整備により安全で円滑な通行が確保**され、**魅力ある奥会津地域**として**観光客が増加**しています。



◆湯倉地区は、平成23年7月の新潟・福島豪雨時に家屋等の浸水被害を受けました。

このため、**築堤により、洪水時の浸水リスクを低減**し、令和5年6月の梅雨前線による大雨の際にも**浸水被害はありませんでした**。

◆水沼地区は、新潟・福島豪雨時に道路が冠水し、大きな迂回が生まれました。このため、**道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行**を確保しました。



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○井手長塚線 長塚工区の整備(P.11~12)



◆令和7年8月に長塚跨線橋が開通し、JR常磐線東西のアクセス性が向上し、JR双葉駅周辺における「**新たな生活の場**」の確保や「**既成市街地の再生**」を後押しします。

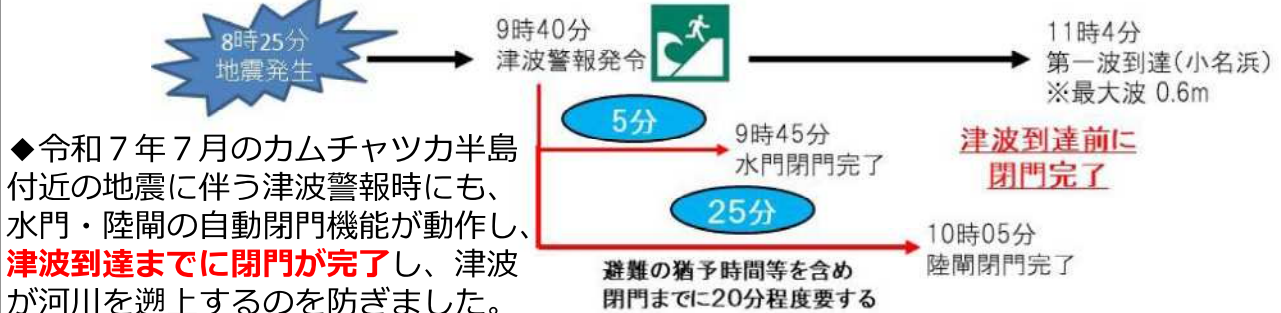


◆双葉町に整備した福島再生賃貸住宅と合わせて、**住民帰還や交流の促進、にぎわい創出**に寄与しています。

◆双葉町主催の「双葉町はたちを祝う会」に参加された皆様に「**双葉町復興への想い**」を綴っていただき、施工中の橋の上で記念撮影を行いました。

○水門・陸閘の整備(P.13)

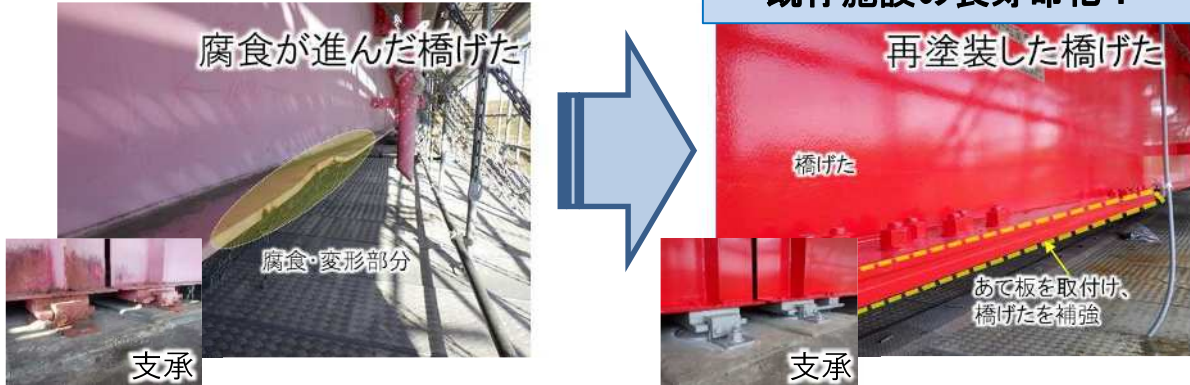
◆東日本大震災を踏まえ、津波警報発令時に安全かつ確実に水門等を閉鎖するため、**閉門の自動化**及び**遠隔操作監視システム**を整備しました。



(2)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

○既存施設の老朽化対策(P.44～45)

◆必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施。



○橋梁の耐震補強対策(P.47)

- ◆落橋や橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅や橋脚の補強を実施。
- ◆耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通機能の確保が可能に。



○下水道管渠の耐震化(P.72)

- ◆耐震診断調査において耐震性能不足と診断された下水管渠の耐震化を計画的に進めています。
- ◆道路交通状況や住民生活への影響を考慮し、**下水道を供用させながら**管の耐震性能の向上を図る管更生の工法を選定しています。

【before】管更生前



耐震性能不足の管渠

【after】管更生後(令和7年8月)



管更生により耐震性能を確保

目次

「第2期復興・創生期間の復興事業」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

| | | |
|-------------------------------|--|----|
| <小名浜道路（いわき市）> | 小名浜港と常磐自動車道を直結し、いわき地域の産業・観光振興に貢献 | 1 |
| <吉間田滝根線 広瀬工区（小野町・田村市・いわき市）> | 相双地区と県中・県南地区を結ぶ道路網の整備により、帰還促進や広域交流・物流の活性化を支援 | 4 |
| <国道114号 山木屋工区（川俣町）、浪江拡幅（浪江町）> | 広域交流・物流の活性化や沿線地域の振興を支援 | 5 |
| <原町川俣線 八木沢トンネル、下高平工区（南相馬市）> | 急カーブ連続区間の解消による広域交流活性化、交流人口の拡大を支援 | 7 |
| <只見川、本名BP、水沼BP（金山町）> | 河川改修と道路整備による安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興を支援 | 9 |
| <井手長塚線 長塚工区（双葉町）> | 復興まちづくりと合わせた道路整備により、住民の帰還や移住・定住を促進 | 11 |
| <水門、陸間（いわき市）> | 水門・陸間の自動化による安全・安心の確保 | 13 |
| <国道118号 鳳坂工区（天栄村）> | 道路整備により冬期交通・救急医療と地域連携を支える | 14 |
| <国道401号 博士峠（会津美里町、昭和村）> | 冬期交通と救急医療を支え、地域振興の活性化を支援 | 16 |

復興まちづくり

| | | |
|----------------|-----------------------|----|
| <新地駅周辺地区（新地町）> | 多重防御による防災力の高いまちづくりを実現 | 17 |
| <原釜・尾浜地区（相馬市）> | 多重防御による防災力の高いまちづくりを実現 | 19 |
| <四倉地区（いわき市）> | 多重防御による防災力の高いまちづくりを実現 | 21 |

生産拡大

| | | |
|---------------------------|--|----|
| <国道349号 大綱木工区（川俣町）> | 避難地域の復興・再生を支える「ふくしま復興再生道路」 | 23 |
| <国道289号 田島バイパス（南会津町）> | 交通混雑の緩和による中心市街地の活性化を支援 | 24 |
| <国道294号 白河バイパス（白河市）> | 観光振興や広域的な物流の活性化を支援 | 25 |
| <国道349号 梁川バイパス（伊達市）> | 広域的な交流や物流の活性化を支援 | 26 |
| <国道288号（野上小塚工区（大熊町）> | 住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支えるふくしま復興再生道路 | 27 |
| <小野富岡線小白井工区（いわき市）> | ふくしま復興再生道路の整備により県中・相双地方の物流やネットワークを強化 | 28 |
| <国道399号十文字・戸渡工区（いわき市）> | 地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路 | 29 |
| <国道294号豊地工区（白河市）> | 道路整備より物流の効率化や安全・安心な通勤・通学を支える | 30 |
| <ふくしまインフラツーリズム推進事業> | 観光交流の拡大を通じてインフラへの理解促進を図る | 31 |
| <あぶくま高原道路> | 物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出 | 32 |
| <会津縦貫北道路> | 会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消 | 33 |
| <会津縦貫南道路> | 南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消 | 34 |
| <県内10漁港> | 浜通りの水産業の復興を支援 | 35 |
| <相馬港（相馬市、新地町）> | 福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備 | 37 |
| <小名浜港（いわき市）> | 国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした石炭海上輸送の効率化を推進 | 38 |
| <小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル（いわき市）> | 効率的なコンテナ貨物の荷役を実現 | 39 |
| <日橋川十六橋水門（会津若松市・猪苗代町）> | 歴史的建造物の保存と観光資源としての活用 | 40 |

安全・安心

| | | |
|--------------------------|--------------------------------|----|
| <県代行事業 金山町道 中川大栗山線（金山町）> | 市町村の課題解決に向けた支援 | 41 |
| <国道118号 小沼崎バイパス（下郷町）> | リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク | 42 |
| <県道いわき石川線 才鉢工区（いわき市）> | 自然災害に脆弱な道路のバイパス化により緊急輸送路の通行を確保 | 43 |
| <国道288号 原歩道橋（郡山市）> | 既存施設の老朽化対策と適切な維持管理による道づくり | 44 |
| <県道浪江鹿島線 北台木橋（南相馬市）> | 既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり | 45 |

目次

| | | |
|-----------------------|---|----|
| <県道母畑白河線 木ノ内前工区（泉崎村）> | 歩道整備により歩行空間を確保し、通学児童の安全性を向上 | 46 |
| <上名倉飯坂伊達線医王寺橋（福島市）> | 令和4年3月発生 of 福島県沖地震における橋梁の耐震補強対策の効果 | 47 |
| <県道郡山湖南線三森工区（郡山市）> | 道路整備により安全な通行と地域間交流・物流を支える | 48 |
| <夏井川（いわき市）> | 台風13号豪雨における河川改修事業効果 | 49 |
| <宇多川（相馬市）> | 災害復旧助成事業の効果（台風13号） | 50 |
| <大森川（福島市）> | 令和元年東日本台風以降の河川改修事業効果 | 51 |
| <藤原川（いわき市）> | 台風及び豪雨における河道掘削事業効果 | 52 |
| <広瀬川（伊達市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】 | 53 |
| <濁川（福島市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】 | 54 |
| <谷田川（郡山市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】 | 55 |
| <社川（白河市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】 | 56 |
| <湯川（会津若松市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】 | 57 |
| <田付川（喜多方市）> | 浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】 | 58 |
| <右支夏井川（小野町）> | 河川改修による市街地の安全・安心と親水性を向上 | 59 |
| <五百川（本宮市）> | 河川の堤防を補強し、越水時の侵食から堤防を保護 | 60 |
| <只見川（只見川沿川地域）> | 平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧洪水から地域の安全・安心を守る | 61 |
| <駒谷（いわき市）> | 土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保 | 62 |
| <東八川 砂防堰堤（福島市）> | 土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保 | 63 |
| <飯根沢砂防堰堤（西会津町）> | 土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！ | 64 |
| <道の駅猪苗代（猪苗代町）> | 広域的な防災拠点としての役割を担う「道の駅」 | 65 |
| <松川浦漁港（相馬市）> | 令和4年3月発生 of 福島県沖地震における漁港の機能強化対策済み岸壁の効果 | 66 |
| <小玉ダム 木戸ダム（いわき市 檜葉町）> | 台風13号豪雨におけるダムの洪水調節機能 | 67 |
| <千五沢ダム（石川町）> | ダムの再開発により、洪水から地域を守る！ | 68 |
| <県内11ダム> | ダムの事前放流により洪水調節機能を強化 | 69 |
| <福島空港（須賀川市、玉川村）> | 東日本大震災時において救難救助の拠点として活用 | 70 |
| <県北浄化センター 耐水化事業（国見町）> | 耐水化により、水害時でも下水処理場の機能を維持 | 71 |
| <下水道管渠 耐震化工事（福島市）> | 下水道管渠を耐震化し、地震時の下水道機能を確保 | 72 |

生活の質の向上

| | | |
|-----------------------|-------------------------------------|----|
| <都市計画道路 中央線外（伊達市）> | 街路整備により伊達市梁川町の中心市街地の活性化に貢献 | 73 |
| <国道399号 ほこみち（いわき市）> | ほこみち制度を活用した賑わいのある道路空間の構築 | 74 |
| <花園さくらパーク（棚倉町）> | 観光名所「花園だれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために | 75 |
| <(都)白河駅白坂線（白河市）> | メインストリートの整備による中心市街地の活性化に貢献 | 76 |
| <(都)平磐城線小名浜工区（いわき市）> | 県内有数の観光地小名浜のさらなる活性化に貢献 | 77 |
| <蔵庭（ポケットパーク）（喜多方市）> | 「くらにわ」が地域の賑わいをつなぎ蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！ | 78 |
| <芦ノ牧温泉（会津若松市）> | ポケットパークのリニューアルによる温泉街の魅力向上！ | 79 |
| <小川地区ポケットパーク整備（いわき市）> | 道路工事で生まれる空を地域の交流スペースとして活用！ | 80 |
| <あづま総合運動公園（福島市）> | 健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供 | 81 |
| <四時ダム（いわき市）> | 民間活力を活用した既存ダムの水力発電により環境負荷を低減！ | 82 |
| <県営住宅内部改善事業> | 県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上 | 83 |

復興事業

避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」



県道いわき上三坂小野線 小名浜道路(いわき市)

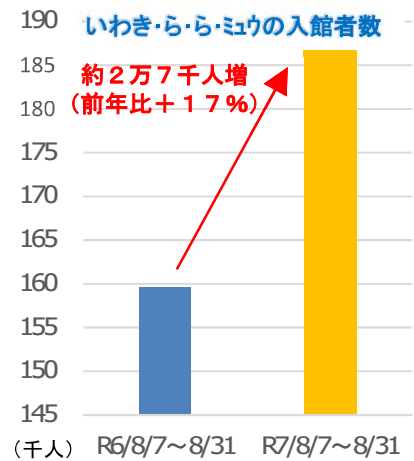
【令和7年8月開通】上空よりいわき小名浜ICを望む



△令和7年8月7日 開通式

【効果1】常磐自動車道を含む広域的な道路網の整備により、**広域的な交流や物流が活性化**

■常磐自動車道といわき市小名浜地域間の**所要時間が大幅に短縮**されることで、小名浜港を拠点とした**物流機能の強化**、**新たな企業の進出**、**交流人口の拡大**等が期待される。また、大規模災害時等における円滑な**緊急輸送が可能**となるとともに、**広域的な交流や物流の活性化**が期待されます。



| | 整備前 | 整備後 | 短縮効果 |
|--------------|-----|-----|-------|
| いわき湯本IC⇄小名浜港 | 29分 | 13分 | 16分短縮 |
| いわき勿来IC⇄小名浜港 | 30分 | 13分 | 17分短縮 |

【効果2】高規格な道路を利用することにより**救急搬送等が改善**

・小名浜道路を利用することで、現道の渋滞や交差点を回避することが可能となり、**救急搬送における時間短縮**が図られる。

【いわき市消防本部】

◆ 従来よりも最大12分ほど病院までの搬送時間が短縮されました。走行性も良く、患者の負担が小さくなりました。



【効果3】陸海交通の広域的なネットワーク形成による 物流機能の強化

・小名浜道路により、小名浜港と常磐自動車道が自動車専用道路にて接続されることで、**物流機能の強化**が期待される。



▲小名浜道路周辺の工業団地立地状況

【効果4】広域的な道路網の形成による 災害時の緊急輸送の確保

・小名浜道路により、防災計画上の物資受入港である小名浜港と既存の高速道路網が自動車専用道路で直結し、大規模災害時において、被災地への**迅速な緊急物資輸送**が図られる。

【いわき市消防本部】

- ◆ 大規模災害発生時の広域的な応援要請において、小名浜道路の利用を計画している。
- ◆ 災害時に臨港部から内陸部へ避難する際の新たなルートとしての活用が期待される。
- ◆ 県内だけでなく、県外からの応援要請においても、重要なルートとして利用を見込んでいる。



【Topic1】東京駅～小名浜港間的高速バス路線新設

- ・新常磐交通株式会社では、小名浜道路開通を受け、2025年10月1日から東京駅～小名浜を土日祝日に2往復する**路線を新設**しました。
- ・首都圏から小名浜地域へのアクセス性が向上し、**観光交流人口のさらなる増加**が期待できます。

【Topic2】クルーズ船のオプションツアーの強化

- ・2025年4月27日、外航クルーズ船「リビエラ」が小名浜港に寄港しました。
- ・小名浜道路の開通により、会津地域や中通り地域といった県内内陸部への移動時間が短縮されるため、**観光可能圏が拡大**します。
- ・小名浜港を発着地とした県内の**観光交流人口のさらなる増加**が期待できます。



外航クルーズ船 リビエラ寄港 (R7.4.27)

【Topic3】小名浜地域への企業の新規進出、 設備拡大

- ・小名浜臨海工業団地へ**企業の新規進出**や**設備拡大**の動きが確認されています。



小名浜港全景



リビエラ寄港 迎催イベント (R7.4.27)

【企業からの声】

- ◆ 小名浜道路の開通を見越して、倉庫の拡張を行いました。
- ◆ 物流業界は、小名浜道路の開通を待ちわびていた。



【Topic4】北の相馬福島道路と南の小名浜道路の整備による広域ネットワークの強化

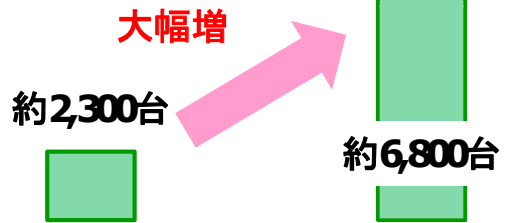
相馬福島道路の開通による効果

- ・相馬福島道路の開通により、相馬市内の観光施設では山形県・福島内陸部からの来訪者が増加
- ・相馬福島道路の開通を機に、相馬港に進出する企業が増加



相馬福島道路の全線開通(R3424)

相馬福島道路全線開通後の交通量の推移



全線開通後の交通量は、震災前と比較し、約3倍！



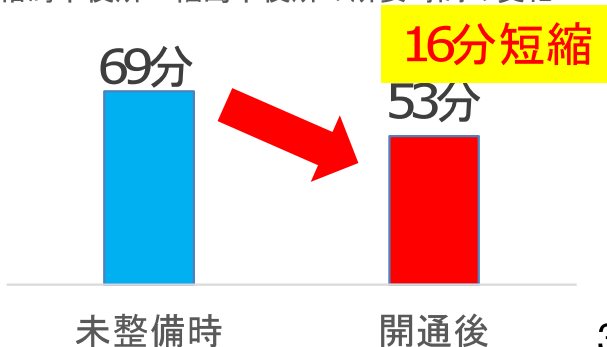
北の相馬福島道路と南の小名浜道路の整備による東西の連携強化

【沿岸部と内陸部の連携を活かした産業振興】

- ・道路ネットワークの形成による周遊観光の幅が広がります。
- ・交流人口の拡大や観光振興の大きな後押しになります。

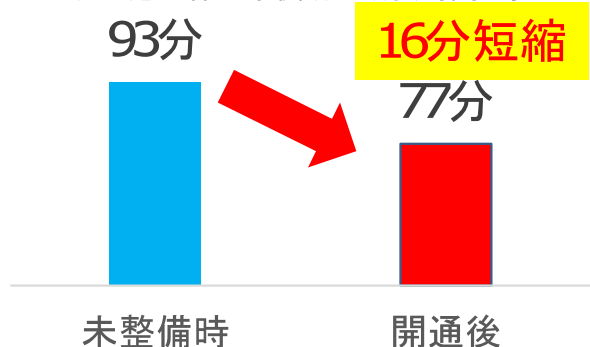
相馬福島道路の開通による時間短縮効果

相馬市役所⇄福島市役所の所要時間の変化



小名浜道路の開通による時間短縮効果

小名浜港⇄郡山市役所の所要時間の変化



避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」

小野町・田村市
いわき市

八反田トンネル

こまち大橋



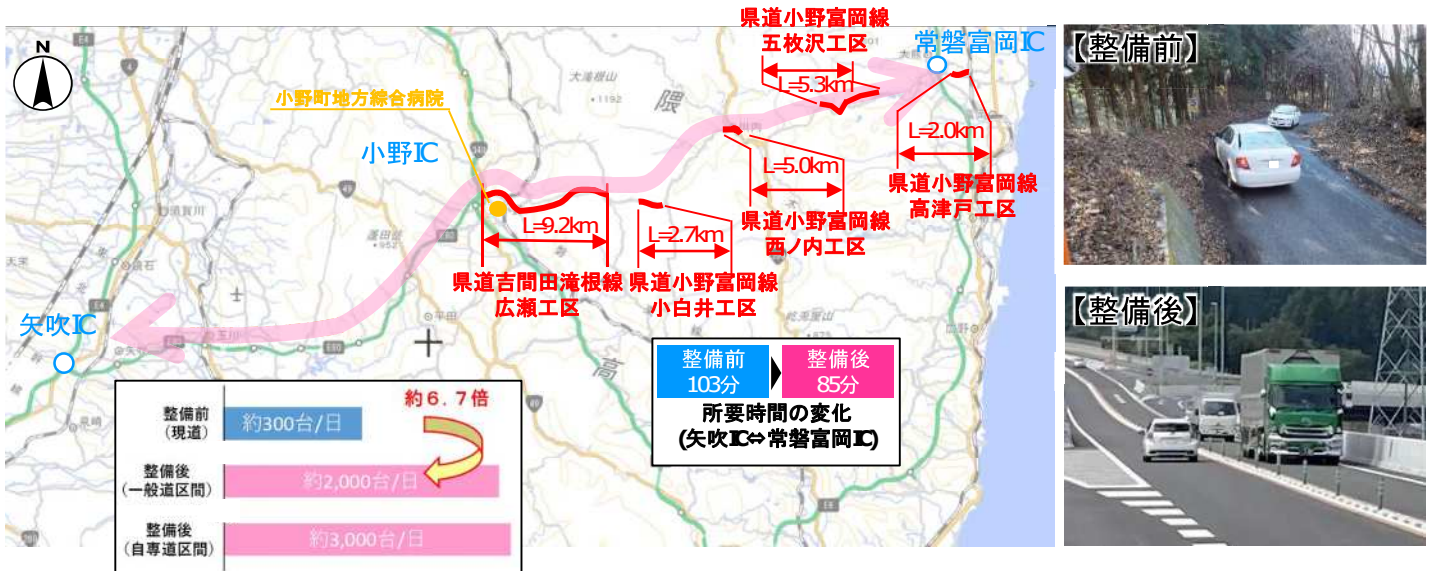
▲令和6年4月13日 開通式

県道吉間田滝根線 広瀬工区 (小野町・田村市・いわき市) 【令和6年4月開通】

至 平田IC
上空より吉間田滝根線広瀬工区(小野IC)を望む

【効果1】県道小野富岡線やあぶくま高原道路を含む道路網の整備により**広域的な交流や物流が活性化**

■現道の矢大臣山前後の急峻で狭隘な区間や小野町中心市街地の急カーブ、狭隘区間に伴う大型車通行規制区間を解消することで、相双地域と県中・県南地域を結ぶ道路網が整備され、住民の帰還促進、広域的な交流や物流の活性化が期待される。



【沿線の観光施設や企業の声】

◆ 通勤時間が半になり、従業員の負担が大幅に軽減されました。特に冬季の安全性向上を感じています。

- ◆ 案内がととても簡単になり、旅行者への営業もしやすくなりました。
- ◆ 移動が容易になったことで来客者の生活圏が広くなり、利用者が増えています。



【効果2】公立小野町地方総合病院へのアクセスが向上し、**救急搬送等が改善**

・現道の狭隘区間を回避することで、川内村から小野町地方総合病院までの搬送時間が短縮され、被災地の医療環境が向上することが期待される。

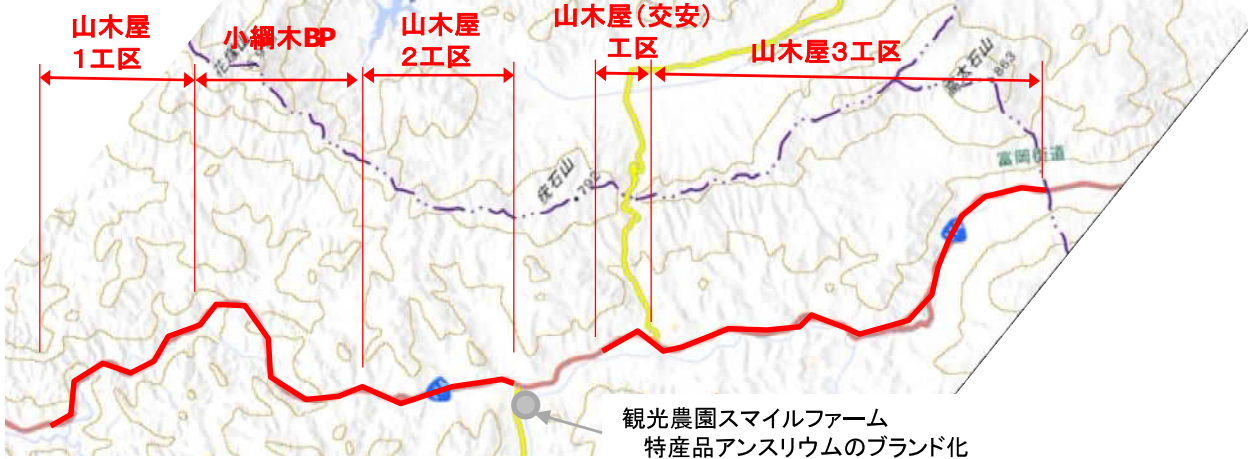
【富岡消防署川内出張所】

◆ 吉間田滝根線開通により、搬送時間が大幅に短縮されるとともに、患者の負担軽減にも繋がっています。



復興事業

避難地域の復興・再生を支える
「ふくしま復興再生道路」



「ふくしま復興再生道路」
国道114号

【効果1】 道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える



■道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、相双地域と県北地域を結ぶアクセス性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



【効果2】 産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリュウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。これらの取組を大きく後押し、**産業の再生**や**生活環境の再生**を支援する。

また、近隣の観光施設への入込客数も年々増加しており、道路整備により**アクセス性が向上し**、**地域の観光振興**を支援する。

＜観光農園スマイルファームの入込客数＞

| (人) | R4 | R5 | R6 |
|----------|-------|-------|--------|
| 観光農園利用者数 | 5,000 | 7,000 | 10,000 |

【効果3】 交通量の増加による、沿川地域の振興

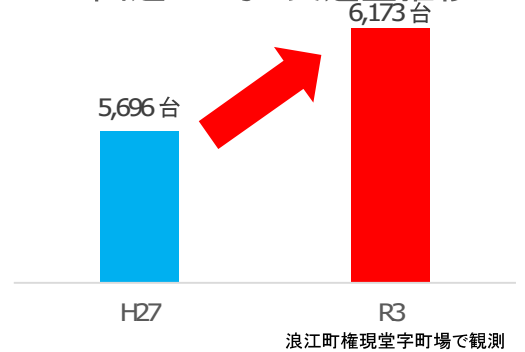
国道114号 浪江拡幅
(浪江町)



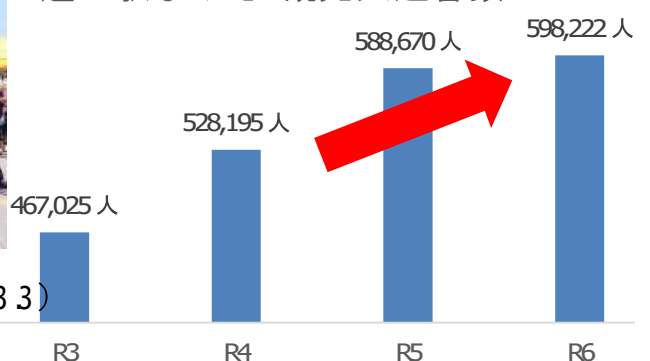
■令和3年3月の道の駅オープン以降、**浪江町の新たな観光拠点**として**交流人口が拡大**しています。

■国道114号の道路拡幅により、**常磐道(浪江IC)**への**アクセス性が向上し**、浪江町の復興を支援。

国道114号 交通量推移



道の駅なみえ 観光入込客数



入込客数、交通量ともに、道の駅なみえのグランドオープン(R3.3)以降、年々増加傾向！

復興事業

避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」



【効果1】トンネル整備により、急カーブ連続区間を解消し、冬期においても安全に通行が可能になった。



■急勾配や急カーブを解消することで、相双地域と県北地域を結ぶアクセス性が向上し、広域的な交流や物流の活性化に寄与。



急カーブ・急勾配等に加え、冬期間においては、しばしば交通障害が発生していた。

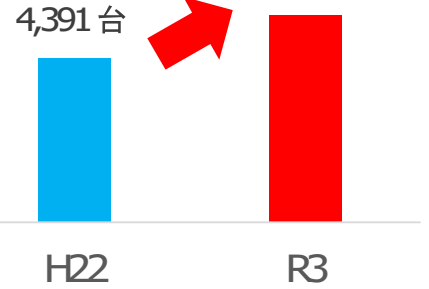
【効果2】 交流人口の拡大(観光・地域振興)

■八木沢トンネルの開通以降、道の駅の利用者数は増加傾向。
原町川俣線の**アクセシビリティが向上**し、復興に貢献しています。

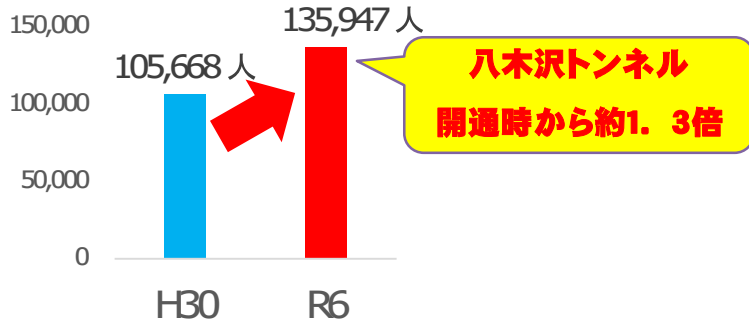


▲道の駅いいたて村の道の駅までい館(平成29年8月完成)

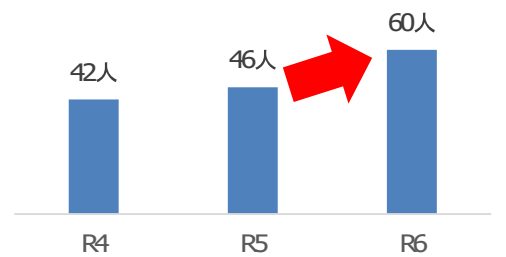
原町川俣線 交通量推移
5,545台



道の駅の観光客入込客数(人)



原町駅前～までい館～福島駅前
バス1日当たりの利用者数(人)



【効果3】 バイパスを整備することにより、市内の渋滞の緩和やアクセスを強化します。

下高平工区(南相馬市)



■「福島イノベーション・コースト構想」の関連施設である福島ロボットテストフィールドなどへのアクセスが強化



河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興

只見川河川改修、 国道252号本名バイパス、 水沼工区(金山町)



① 本名ダム堤体を利用していた旧道



② 冠水後の状況

冠水時の漂着物が散乱

平成23年7月新潟・福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5 mm に達し、只見川(只見町～会津坂下町)では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。



③ JR橋の流出

9



④ 国道252号 冠水状況

【国道252号本名バイパス】洪水から地域の安全・安心を守り、奥会津地域の広域的な交流・物流を支える



<トンネル等のバイパス整備>

本名地域は、付近に代替路線がないことから、築堤により洪水被害を軽減するとともに、トンネル等のバイパス整備により安全で円滑な通行が確保され、魅力ある奥会津地域として観光客が増加しています。

【只見川河川改修事業】洪水から地域の安全・安心を守る！

橋立地区・湯倉地区は、平成23年7月の新潟・福島豪雨時に家屋等の浸水被害を受けました。このため、築堤により、洪水時の浸水リスクを低減しました。



【国道252号水沼工区】道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保。

水沼地域は、新潟・福島豪雨時に道路が冠水し、大きな迂回が生まれました。このため、道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保しました。



10

復興事業

復興シンボル軸の整備により 魅力ある町の復興を支える



井手長塚線 長塚工区 (双葉町)

至 福島市

【効果1】復興まちづくりと合わせた道路整備により、住民の帰還や移住・定住を促進

＜双葉町の帰還状況＞

帰還者数:82人 転入者数:103人 ※令和7年7月1日時点

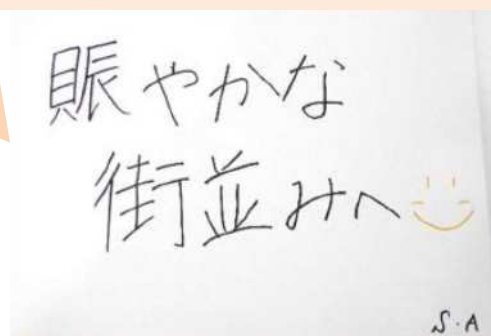


令和7年8月に長塚跨線橋が開通し、JR常磐線東西のアクセス性が向上し、JR双葉駅周辺における「新たな生活の場」の確保や「既成市街地の再生」を後押しします。

双葉町主催の「双葉町はたちを祝う会」に参加された皆様に「双葉町復興への想い」を綴っていただき、施工中の橋の上で記念撮影を行いました



▲施工中の長塚跨線橋での記念撮影1



▲双葉町復興への想いを綴ったパネル

【効果2】町の活性化

双葉町に整備した福島再生賃貸住宅と合わせて、**住民帰還や交流の促進、にぎわい創出**に寄与しています。



双葉町駅西住宅では、入居者同士のコミュニティを醸成するため、住棟の間に路地を効果的に配置するとともに、交差する箇所には、人々が集い交流できる軒下空間を設けています。

各住戸には、趣味の場として活用できる土間空間を設けるなど、入居者が生き生きと暮らせる工夫を施しています。

最終工区が令和6年5月に完成し、6月に全86戸の入居が始まり、駅西地区の**にぎわい創出**に寄与しています。



▲入居者の交流を生む軒下空間



▲駅西住宅集会所前で行われた夏祭り

【効果3】常磐双葉ICからの双葉町復興拠点へのアクセス性向上

中野地区復興産業拠点、東日本大震災・原子力災害伝承館への**アクセス性が向上**し、**企業立地**や**交流人口拡大**により、**双葉町の復興の促進**が期待される。



中野地区復興産業拠点では、令和7年7月時点で25件の立地協定が締結。

東日本大震災・原子力災害伝承館では、令和7年8月に来館者が49万人に到達。



水門や陸閘整備による安全・安心の確保

閉門操作を人力から自動化へ

平成23年3月11日の東日本大震災は、多くの人命や財産を奪いました。

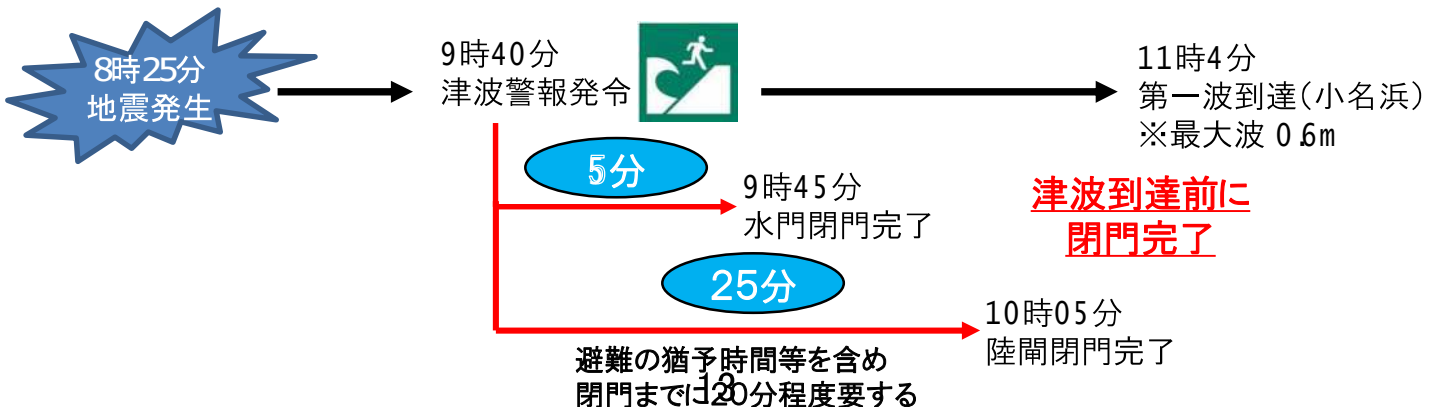
河川や海岸部においては、津波到来時に水門や陸閘の閉鎖に行った消防団員が犠牲となり、水門の操作に関する問題が浮き彫りとなりました。

東日本大震災を踏まえ、津波警報発令時に安全かつ確実に水門等を閉鎖するため、**閉門の自動化**及び**遠隔操作監視システム**を整備しています。



【効果】自動で閉門し、津波の河川遡上を防いだ！

令和7年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報時にも、水門・陸閘の自動閉門機能が動作し、津波到達までに閉門が完了し、津波が河川を遡上するのを防ぎました。



安全
安心

道路整備により 冬期交通・救急医療と地域連携を支える



国道118号 鳳坂工区 (天栄村) 【令和4年11月完成】

至 下郷町



▲令和4年11月27日に開通した鳳坂工区

【課題】
整備前

＜冬期間の交通障害発生状況＞



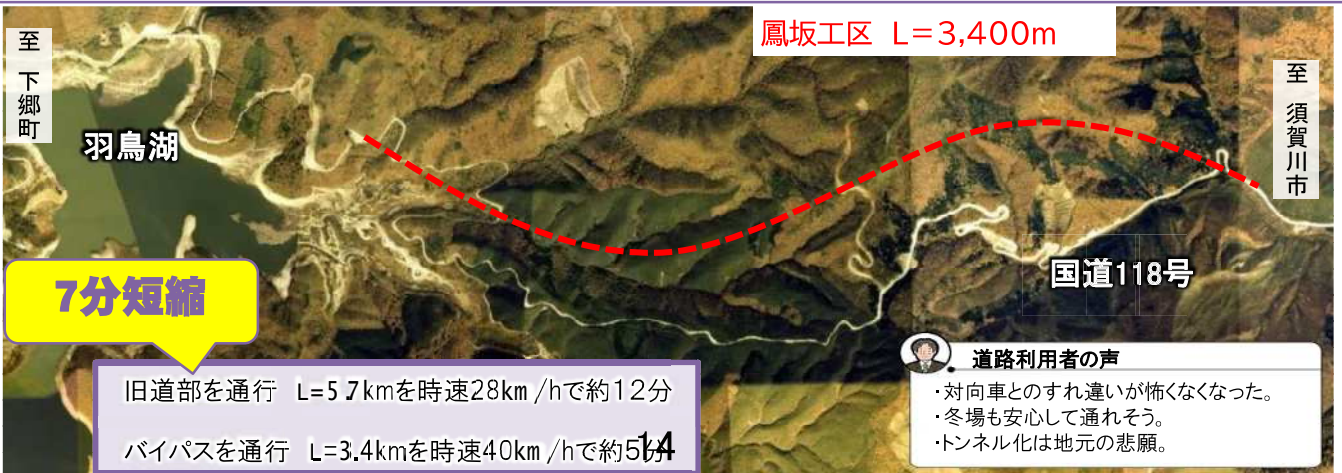
至 下郷町

＜急カーブ・急勾配箇所＞



至 須賀川市

【効果1】年間を通じた安全・安心な通行を確保。救急搬送時間の短縮。地域間の連携強化。

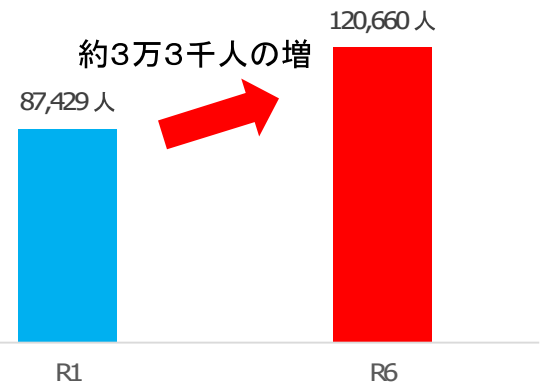


【効果2】 道路整備により、交通量が増加し、交流人口が拡大しました。

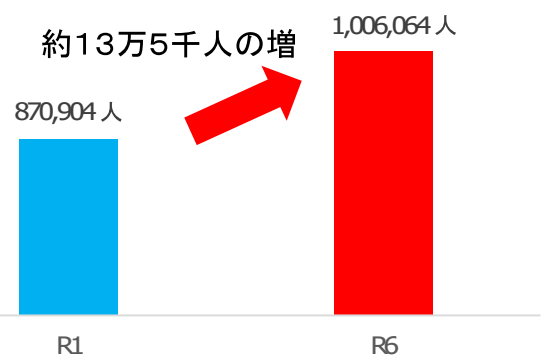
- 平成20年に開通した国道289号甲子道路とあわせて、中通り地方から会津地方へ多くの観光客が訪れ、賑わいを見せています。
- 整備を進めている会津縦貫南道路の完成により、さらなる交流人口の拡大が期待されます。



羽鳥湖の観光入込客数の推移



大内宿の観光入込客数の推移



安全
安心

冬期交通の確保と 救急医療・地域連携を支える

至 昭和村

会津美里町
昭和村

博士トンネル

国道401号 博士峠 (会津美里町・昭和村)

【令和5年度完成】



▲令和5年9月10日 開通式

【効果1】 道路整備により、救急搬送時間の短縮や搬送時における患者の負担が軽減

国道252号経由の救急搬送

【開通前】 80件/年
【開通後】 0件/年



博士峠経由の救急搬送
【開通前】 1件/年
【開通後】 81件/年

開通前：R4.9～R5.8、開通後：R5.9～R6.8 昭和村から搬送先まで博士峠/博士トンネルの通行が最短となる件数を集計。

<救急搬送時間>

| | 整備前 | 整備後 | 短縮効果 |
|-----|------|-----|-------|
| 通常期 | 66分 | 57分 | 9分短縮 |
| 冬期 | 104分 | 65分 | 39分短縮 |

昭和村から会津若松市内への救急搬送ルートが国道401号博士峠経由に転換。搬送時間が短縮、傷病者や隊員の負担が軽減。

【効果2】 周辺地域とのアクセス性が向上したことにより、会津地方の地域振興が活性化

道の駅からむし織の里しょうわ



喰丸小学校



道の駅の売り上げは開通前と比較して約2.3倍に増加。
また、交流・観光拠点施設である喰丸小学校の来場者は開通前と比較して約5倍に増加。

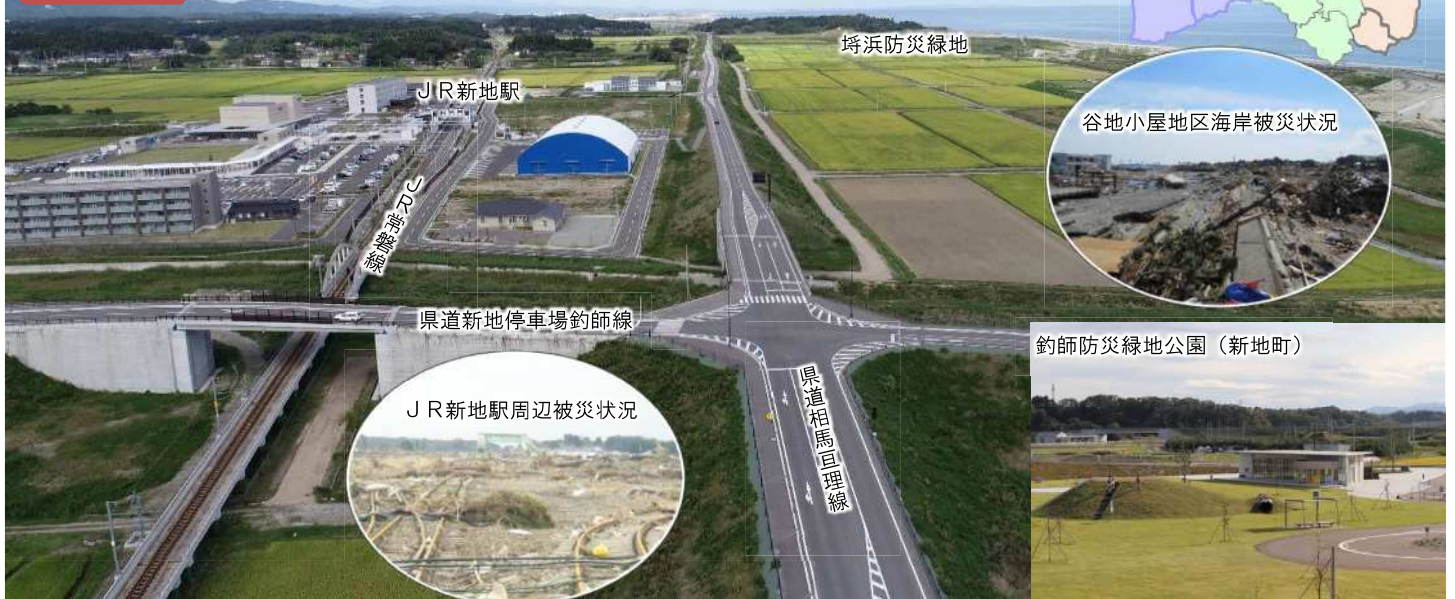
【効果3】 冬期交通不能の解消により、年間を通して安定した交流や物流が可能

冬期間(約4ヶ月)は通行止めとなるため、昭和村から会津若松市へ行くには、国道252号を経由する必要があったが、冬期交通不能の解消により、年間を通して安全かつ円滑に通行が可能となった。



復興
まち

多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



新地町新地駅周辺地区

(埼浜防災緑地、県道相馬亘理線、谷地小屋地区海岸、釣師浜漁港等)

復興まちづくりのイメージ



復興まちづくりの基本的視点

- ①命と暮らし最優先のまち
- ②人と絆を育むまち
- ③自然と共生する海のあるまち

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】背後地において、土地区画整理事業により住宅用地を創出！

【効果3】埼浜防災緑地の背後地のJR新地駅周辺において新地町スマートコミュニティ事業(※)を展開！

(※)天然ガスや太陽光発電等の地産地消型エネルギーの利用を促進し、災害に強い持続可能なまちづくりを目指す取組



災害公営住宅



17 複合商業施設（観海プラザ）



ホテル・温浴施設

事業概要

| 事業種別 | 事業内容 | 事業期間 | 事業者 |
|------------|------------------------|---------|-----------|
| 埴浜防災緑地 | 防災緑地 L=1,400m,A=25.3ha | H24~H30 | 相双建設事務所 |
| 釣師防災緑地 | 防災緑地 A=18.1ha | H24~H31 | 【参考】新地町 |
| 木崎地区海岸 | 海岸災害復旧 L=1,373m | H23~H29 | 相双建設事務所 |
| 埴浜地区漁港海岸 | 海岸災害復旧 L=546m | H23~H28 | 相馬港湾建設事務所 |
| 谷地小屋地区漁港海岸 | 海岸災害復旧 L=974m | H23~H29 | 相馬港湾建設事務所 |
| 大戸浜地区漁港海岸 | 海岸災害復旧 L=127m | H23~H28 | 相馬港湾建設事務所 |
| 釣師浜漁港 | 漁港災害復旧 N=32施設 | H23~H30 | 相馬港湾建設事務所 |
| 三滝川 | 河川災害復旧 L=1,387m | H24~H28 | 相双建設事務所 |
| 砂子田川 | 河川改修 L=1,500m | H24~R2 | 相双建設事務所 |
| 濁川 | 河川災害復旧 L=1,247 m | H24~H27 | 相双建設事務所 |
| 県道相馬亙理線 | 道路改築工(5橋含む) L=3,500m | H24~H30 | 相双建設事務所 |

【Topic 1】JR常磐線新地駅が再開通！

JR常磐線(相馬一浜吉田間)が、平成28年12月10日に5年9ヶ月ぶり再開通しました。

東日本大震災によりホーム・跨線橋を残して流出した新地駅について、旧駅舎から約300m陸(西)側に移設された新駅舎で営業を再開しました。

震災から5年9ヶ月ぶりに相馬地方と仙台市が鉄道で結ばれ、住民の利便性が高まり、被災地の復興の加速につながりました。

【Topic 2】釣師浜海水浴場が再開！

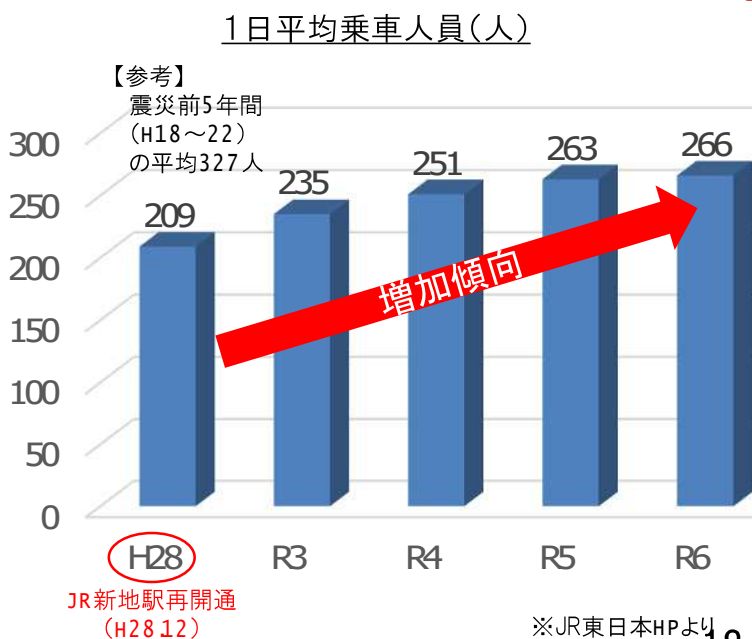
釣師浜海水浴場が、令和元年7月20日に東日本大震災による津波と東京電力福島第1原子力発電所事故の影響から9年ぶりに再開しました。

相双地域では、平成30年の原釜尾浜海水浴場に次いで2カ所目の再開となりました。

海水浴場周辺で開催された夏のお祭り「遊海しんち2025」には、約8,000人の来場者が訪れ、新地町の夏を楽しみました。



【参考】JR新地駅乗車人員の推移



【Topic 3】新地地方卸売市場が再開！

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた釣師浜漁港で令和2年12月4日、新地地方卸売市場が約10年ぶりに再開しました。これまでの相馬市原釜の市場への陸送が解消され、水産業の活性化が期待されます。



復興
まち

多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



相馬市原釜・尾浜地区

(原釜尾浜防災緑地、県道相馬亘理線、松川大洲地区海岸、松川浦漁港等)

復興まちづくりのイメージ



復興まちづくりの基本的視点

- ①観光産業に配慮したまちづくり
- ②新たな地域社会の再構築
- ③新たな災害から人命や財産を守る

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】漁港の復旧により、水産業の復興を支援！



たこ水揚げの様子(原釜地区)



青のり出荷再開(原釜地区)(平成30年2月)



松川浦漁港復旧状況

【効果3】海岸や道路の復旧により、松川浦(県立自然公園)の景観を再生し、観光を支援！



被災時の状況
松川大洲地区海岸



19
復旧後



「みちのく潮風トレイル」ウォーキング
(平成30年9月16日)

事業概要

| 事業種別 | 事業内容 | 事業期間 | 事業者 |
|------------|-----------------------------|---------|-----------|
| 原釜尾浜防災緑地 | 防災緑地 L=1,600m,A=13.7ha | H24~R2 | 相双建設事務所 |
| 大浜地区海岸 | 海岸災害復旧 L=5,213.1m | H23~H29 | 相双建設事務所 |
| 松川大洲地区漁港海岸 | 海岸災害復旧 L=1,639.0m | H23~H30 | 相馬港湾建設事務所 |
| 尾浜地区漁港海岸 | 海岸災害復旧 L=387m(無堤区間59m含む) | H23~H29 | 相馬港湾建設事務所 |
| 原釜地区港湾海岸 | 海岸災害復旧 L=1,630m(無堤区間299m含む) | H23~H30 | 相馬港湾建設事務所 |
| 松川浦漁港 | 漁港災害復旧 N=74施設 | H23~H31 | 相馬港湾建設事務所 |
| 小泉川 | 河川災害復旧 L=1,000m | H23~H28 | 相双建設事務所 |
| 宇多川 | 河川災害復旧 L=1,500m | H23~H29 | 相双建設事務所 |
| 県道相馬亙理線 | 道路改築工 L=2,000m | H24~H31 | 相双建設事務所 |

【Topic1】相馬復興サイクリング大会が開催！

平成30年9月30日に「第1回相馬復興サイクリング大会」が開催されました。津波により道路が被災し、7年間通ることができなかった海沿いの「大洲松川線」が復旧したことにより、コースの一部となりました。



第1回の様子(H30.9)



第2回の様子(R1.5)



【Topic2】原釜尾浜海水浴場が再開！

原釜尾浜海水浴場が、平成30年7月21日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から8年ぶりに再開しました。



原釜尾浜海水浴場再開(H30.7)

【Topic3】約6年ぶりに松川大橋のライトアップが再開！

東日本大震災の津波で流出した照明装置が復旧した松川浦大橋で、平成29年4月15日にライトアップが再開し、通行も可能となりました。



約6年ぶりに点灯した松川浦大橋ライトアップ(H29.4)

【参考】松川浦漁港の陸揚量の推移



※福島県海面漁業漁獲高統計20

【Topic4】浜の駅松川浦がオープン！

松川浦漁港には、「浜の駅松川浦」がオープンしました。常磐自動車道や東北中央自動車道「相馬福島道路」などの道路網を活用し、年間を通じて交流人口が拡大しています。



相馬復興市民市場「浜の駅松川浦」(R2.10グランドオープン)

復興
まち

多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



いわき市四倉地区

(四倉防災緑地、県道豊間四倉線、仁井田地区海岸、四倉漁港等)

復興まちづくりのイメージ



復興まちづくりの基本的視点

- ①災害に強い地域づくり
- ②「道の駅よつくら港」を復興シンボルとした再生
- ③海浜レクリエーション地域の整備

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】四倉漁港の背後地において、復興のシンボルとして「道の駅よつくら港」が再生！



「道の駅よつくら港」の被災状況



【効果3】JR四ツ倉駅西側において、被災者向けの住宅を供給！



復興公営住宅(四ツ倉団地)



災害公営住宅(四ツ倉団地)

事業概要

| 事業種別 | 事業内容 | 事業期間 | 事業者 |
|---------|--------------------------------|---------|------------|
| 四倉防災緑地 | 防災緑地 L=1,500m,A=4.9ha | H24~H30 | いわき建設事務所 |
| 仁井田地区海岸 | 海岸災害復旧等 L=3,108m 離岸堤 L=700m | H24~H29 | いわき建設事務所 |
| 四倉漁港海岸 | 海岸災害復旧等 L=2,333m 離岸堤、樋門等 | H24~H30 | 小名浜港湾建設事務所 |
| 四倉漁港 | 漁港災害復旧等 漁港内施設(防波堤、物揚場等) | H23~H30 | 小名浜港湾建設事務所 |
| 仁井田川 | 河川災害復旧 L=834m | H25~H28 | いわき建設事務所 |
| 県道豊間四倉線 | 道路改築工(東舞子橋含む) L=938m | H24~H31 | いわき建設事務所 |

【Topic1】道の駅よつくらが防災機能を強化し再オープン！

平成24年8月11日に「道の駅よつくら港交流館」の新館が完成しました。同館は、平成23年4月には被災した建物一部を利用し営業を再開し、平成24年1月には仮設大型テントを構え、仮営業していましたが、防災機能を強化して再オープンしました。



道の駅よつくら港の再オープン(H24.8)

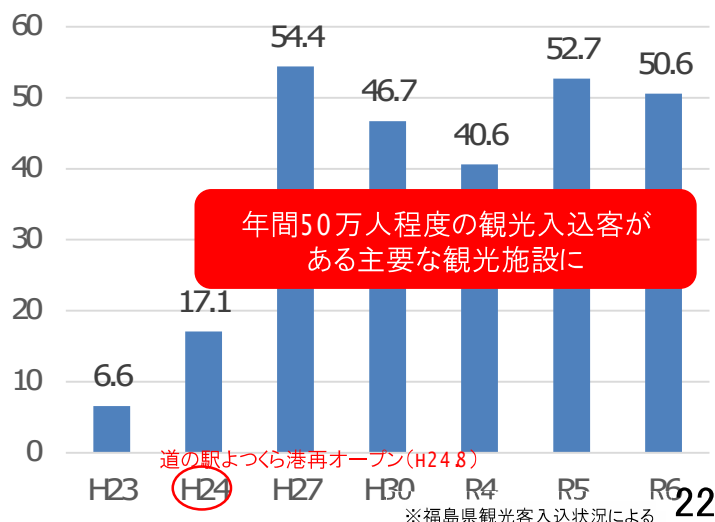
【Topic2】四倉海水浴場が再開！

四倉海水浴場が、平成25年7月15日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から3年ぶりに再開しました。



四倉海水浴場の再開(H25.7)

【参考1】道の駅よつくら港の観光客入込数



【参考2】復興まちづくり完成後の地元の声

《四倉ふれあい会議会長》

防災緑地が憩いの場となり、将来四倉地区の財産となり、魅力的な町となることを期待しています。

《四倉町区長会会長》

復興まちづくりが完了したことで、再建された方も定着して安心して生活ができるようになります。

《上仁井田仲・岸区長》

震災時に防災林がとても効果的であったので、防災緑地の将来の防災機能にとっても期待しています。

生産
拡大

避難地域の復興・再生を支える ふくしま復興再生道路

国道349号 大綱木工区(川俣町) 【令和5年3月完成】



△令和5年3月21日 完成式

【効果1】産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンスリウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。また復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。

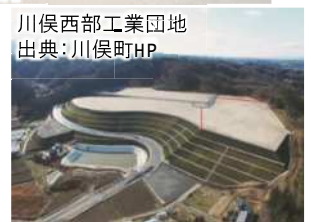
本事業は、これらの取組を大きく後押し、産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支援する。



山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」
出典：とんやの郷HP



川俣アンスリウム
出典：川俣町HP



川俣西部工業団地
出典：川俣町HP

【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■道路幅員の狭小区間や視距不良区間の解消により、通過時間を約2.7分短縮することで、県中地域と県北地域を結ぶアクセスが向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



整備前



整備後

生産
拡大

交通混雑の緩和による 中心市街地の活性化を支援



国道289号 田島バイパス (南会津町)

令和4年12月24日 開通

【before】整備前



【after】整備後

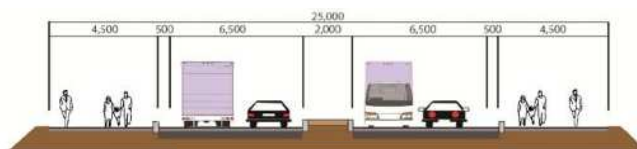


【効果1】中心市街地の4車線化による交通混雑の緩和

- 4車線化のバイパス整備により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。
- 中心市街地の渋滞が緩和され、**まちなかの活性化**が期待される。
- 会津縦貫南道路の**下郷田島バイパスの開通後**には、交通量増加が見込まれることから、**更なる効果発現も期待**される。

地域住民の声

- ◆ 旧道を通る交通量が減少したため、通学路の安全性が向上した。
- ◆ 消防出動の際に、アクセスが向上し時間の短縮につながった。
- ◆ 南会津病院へ搬送する際に、安全運行につながった。



道路標準断面イメージ図

生産 拡大

観光振興や広域的な物流の活性化を支援

小峰城



国道294号 白河バイパス (白河市)



【効果1】交通混雑の緩和

■ **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

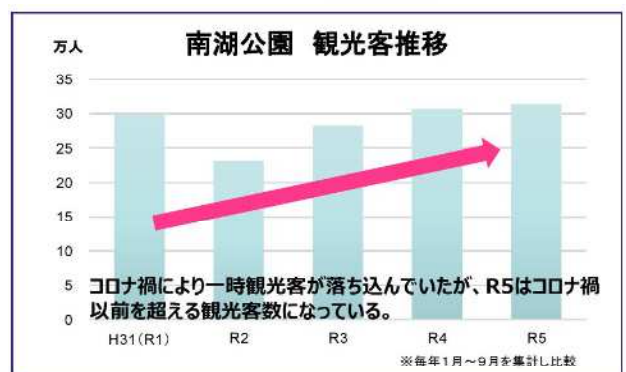
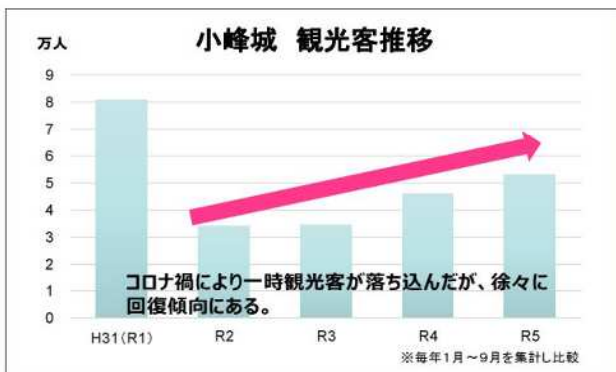
〈交通渋滞解消効果〉

| | 供用前 (R3) | 供用後 (R5) |
|-------------|--------------|-----------------------|
| 旧道 (地点1) | 7,660[台/12h] | 交通量減少 5,748[台/12h] |
| バイパス部 (地点2) | — | 6,948[台/12h] |



【効果2】観光名所へのアクセスの向上

■ 国指定史跡で観光名所のある小峰城や南湖公園へのアクセスが向上し、観光客の増加が期待される。



生産
拡大

広域的な交流や物流の活性化を支援

伊達市



【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、**交通混雑の緩和**が図られる。
- やながわ工業団地への**アクセス性が向上**され、雇用創出や地域産業の活性化が期待される。

【after】整備後



地域住民の声

- ◆ バイパス開通のお陰で、朝晩の通勤時間が劇的に短縮されました。
- ◆ 便利になって大変助かっています。

生産
拡大

住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支えるふくしま復興再生道路



国道288号 野上小塚工区 (大熊町) 【令和4年7月完成】



▲令和4年7月16日に開通した野上小塚工区

【効果1】県内外へ避難している町民の帰還促進を支える

双葉地域と県中地域のアクセスが向上することで、県内や県外へ避難している町民への帰還促進を支援する。

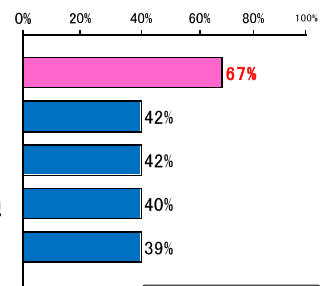
大熊町民の主な避難先地域

- ・ 浜通り地方 約5.4千人 (いわき市 約4.5千人)
- ・ **中通り地方 約1.7千人 (郡山市 約1.0千人)**
- ・ 会津地方 約0.6千人 (会津若松市 約0.5千人)
- ・ 茨城県 約0.4千人
- ・ 埼玉県 約0.3千人
- ・ 東京都 約0.2千人

出典：大熊町避難先の状況
大熊町HP(令和4年12月1日現在)

大熊町への帰町を判断するために必要なこと

- 病院、道路、公共交通などの社会基盤(インフラ)の復旧時期の目途
- どの程度の住民が戻るかの状況
- 住宅確保への支援に関する情報
- 放射線量の低下の目途、除染成果の状況
- 帰還困難地域の避難指示解除となる時期の目安に関する情報



出典：大熊町住民意向調査
大熊町HP(令和4年2月18日)

【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、双葉地域と県中地域の往來の利便性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



道路利用者の声

- ・ 大型車とのすれ違いが怖くなくなった。
- ・ 冬場も安心して通れそう。
- ・ 郡山方面に行くのが便利で早くなった。



27 整備前



整備後

生産
拡大

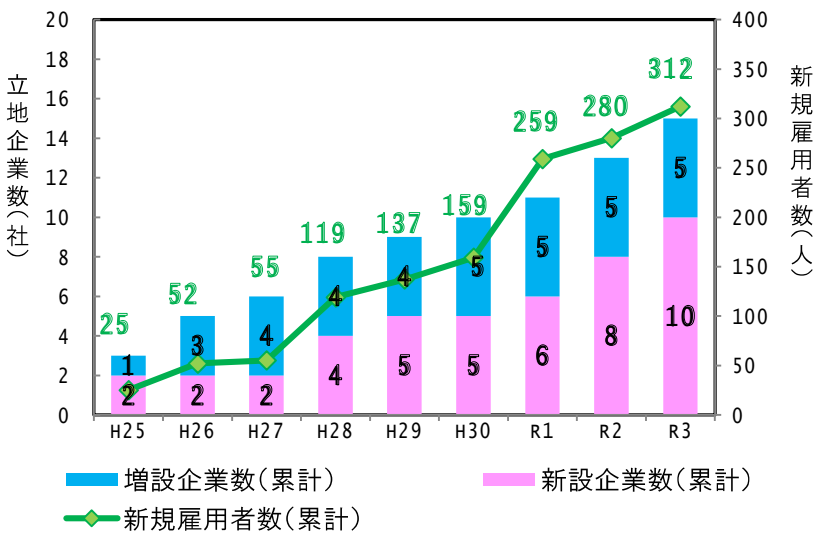
ふくしま復興再生道路の整備により 県中、相双地方の物流やネットワークを強化



小野富岡線 小白井工区(いわき市)

【令和3年3月完成】

沿線市町村への新設・増設した企業数・新規雇用者数



【福島県トラック協会】

◆ 白河から富岡方面に行く際に、小野富岡線で大型車の通行が可能となれば、**いわきを迂回(高速利用)する必要がなくなり利用しやすくなる。**

【食料製造品等輸送事業者】

(須賀川市)

◆ 小野富岡線は、相双地域へは距離的に最短で行けるルートで、隘路がなくなれば、**もう1本信頼できるルートが形成され、効率よく回すことができるようになる。**

小野富岡線の整備状況



小野工～常磐富岡工通過時間
整備前:72.2分 → 整備後:55.1分



小野富岡線は、磐越自動車道・あぶくま高原道路と常磐自動車道を結ぶ幹線道路であり、**ふくしま復興再生道路**として、一体的に整備を進めています。整備により、物流やネットワークの**更なる強化**を図るとともに、大規模災害時の円滑な**緊急輸送**を確保することが期待されています。

生産
拡大

地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路



国道399号 十文字工区・戸渡工区 (いわき市・川内村) 【令和4年9月完成】



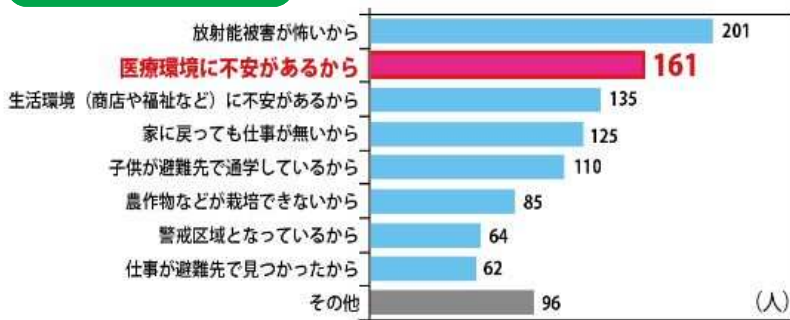
▲令和4年9月17日に開通した十文字工区



【効果1】地域の医療を支えます

医療環境への不安から帰村できない村民に対し、医療環境が改善し帰村の促進が図れます。

川内村民が帰村しない理由



緊急搬送時の時間短縮



【効果2】通勤・通学を支援

通勤・通学上の問題から帰村できない住民に対し、整備による路線バスの導入などの検討が可能になります。

川内村役場～いわき市役所間の所要時間が短縮



地域住民の声

整備によって、いわき市が通勤圏になります。また、震災後、寮付きの高校に進学するしかない状況でしたが、路線バスの導入など、教育環境向上も期待できます。

生産
拡大

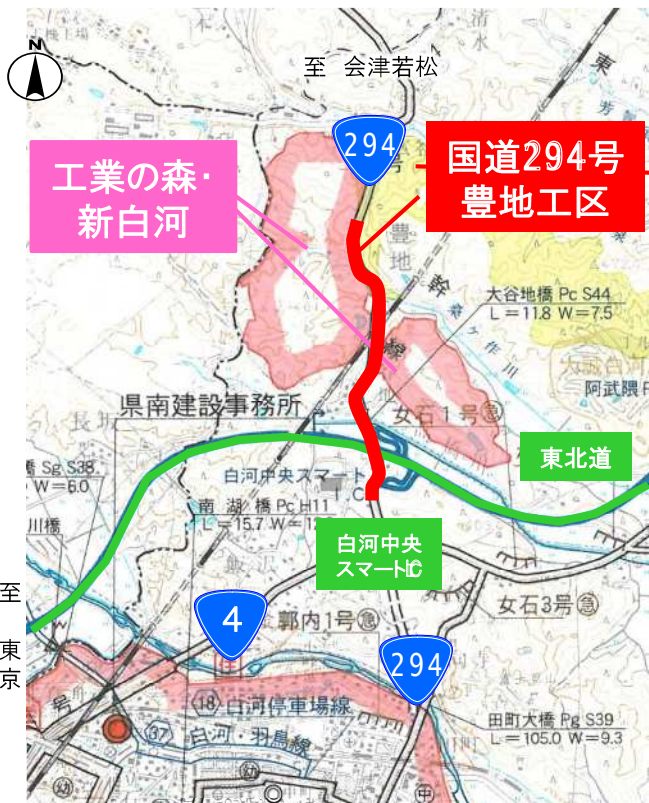
道路整備により物流の効率化や
安全・安心な通勤・通学を支える



国道294号 豊地工区(白河市)

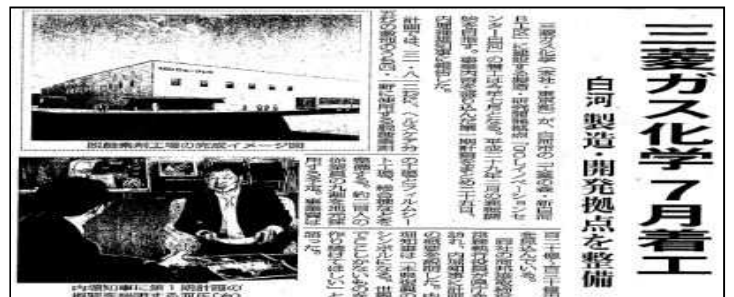
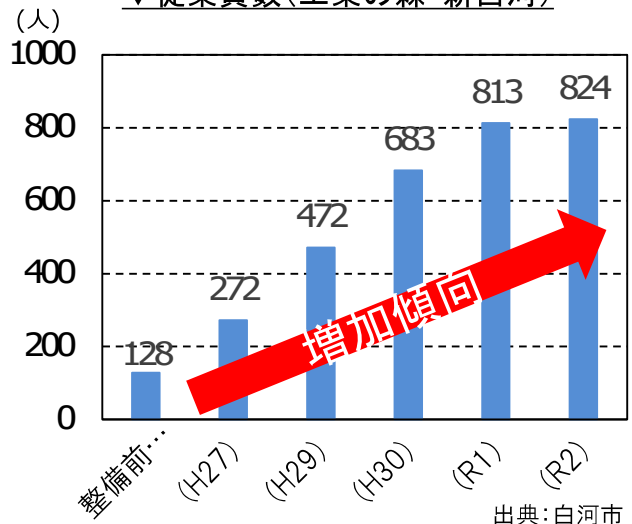
【令和2年12月完成】

【効果】隣接する工業団地の工場新設や増設を誘発、雇用創出に寄与



■東北自動車道の白河中央スマートICから工業の森・新白河までの1.8km区間の現道を拡幅することで、工業の森・新白河への企業進出が増え、雇用の創出に寄与しています。

▼従業員数(工業の森・新白河)



生産
拡大

県内の魅力的な土木建築施設を組み 入れたインフラツーリズムの深化



【効果1】インフラと建築施設を観光資源として活用することによる観光交流人口拡大

これまでダムや橋りょうなどのインフラ施設を地域資源として捉え、ふくしまインフラツーリズムの推進に取り組んできましたが、新たに建築文化との相乗によるPRを行い、本県への誘客等による観光交流人口の拡大を図っていきます。



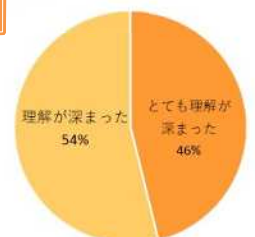
地域の周遊による
交流人口の拡大



ポータルサイトでは、
おすすめのモデルコースや
建築施設の紹介動画を
掲載しています！

【効果2】インフラや建築施設の役割や重要性への理解促進

普段インフラや建築物に触れる機会のない方にも、観光目的での見学や体験を通じて、インフラや建築施設の役割や重要性を知ってもらうきっかけになります。



モニターツアー参加者アンケートでは
全員が「インフラへの理解が深まった」と
回答！（R6:回答数26人）



生産
拡大

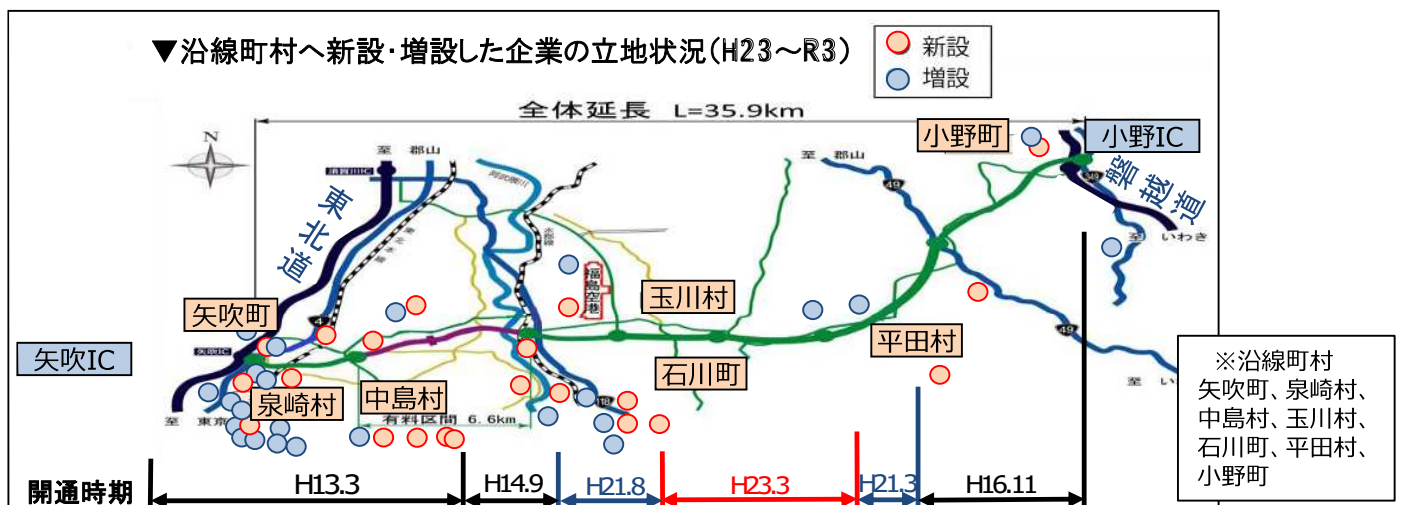
物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出



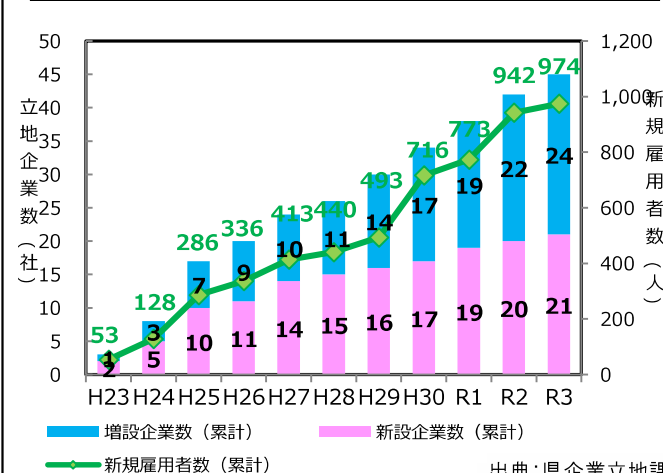
あぶくま高原道路(矢吹IC～小野IC) (東北自動車道) (磐越自動車道)

あぶくま高原道路(石川母畑IC)付近

【効果】全線開通により沿線町村への企業進出、雇用が拡大



沿線町村への新設・増設した企業数・新規雇用者数



全線開通により、沿線町村へ45社が進出、約970名の雇用を創出。今後も更なる拡大が期待される。



矢吹IC付近の工業団地(写真提供：矢吹町)

生産
拡大

会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消

喜多方ラーメン(喜多方市)



五色沼(北塩原村)



鶴ヶ城(会津若松市)



会津若松北IC

会津地域



会津縦貫道

会津縦貫北道路(喜多方IC～会津若松北IC)

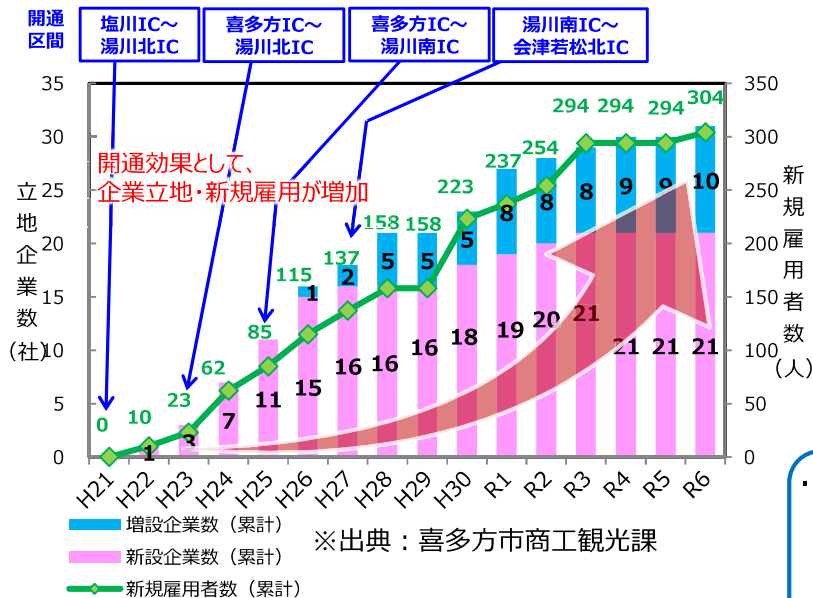
【平成27年9月完成】

地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体として集積規模の拡大を図るための地域高規格道路

【効果1】企業進出、雇用拡大

■喜多方地方への企業進出や雇用拡大など、産業振興の発展に寄与

▼喜多方市へ新設した企業数・新規雇用者数



【効果2】救急搬送時間を大幅短縮

■喜多方方面から第3次救急医療施設である会津中央病院や会津医療センターへの搬送時間が短縮され、救急救命率の向上に寄与



・患者への負担に配慮し、搬送ルートを国道49号から会津縦貫北道路へ変更し、安定した搬送ができるようになった。



【その他の効果】

■磐越自動車道及び会津縦貫南道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確認。

■会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与している。

・開通したことで、観光周遊がスムーズになりました。
・移動時間に余裕ができたため、他の観光地へも足を伸ばせるようになりました。



生産 拡大

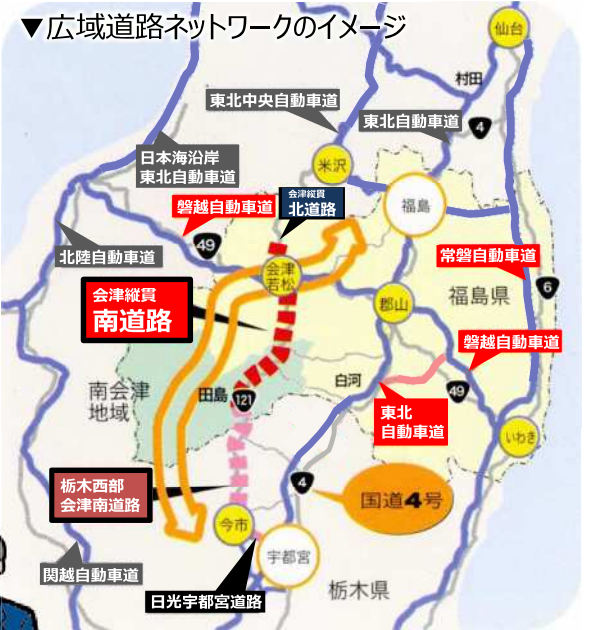
南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消



会津縦貫道 会津縦貫南道路(会津若松市～南会津町)

【効果】広域道路ネットワークの強化

- 県土の骨格を成す6本の連携軸の一つである会津軸として、磐越自動車道及び会津縦貫北道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確認。
- 南会津地域から第3次救急医療施設である会津中央病院へ60分以内で搬送可能な範囲が拡大されることにより、緊急性の高い外傷患者等の救命率が向上する。
- 現道の線形不良区間や幅員狭小区間を回避することにより、走行性や安全性が確保されるため、交通事故が減少する。
- 南会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与する。



会津縦貫南道路の整備がもたらす時間短縮やカーブの減少や路面状況の向上は、患者の命を救うことにつながる。

- ・国道121号には代替路がないので、会津縦貫南道路のように信頼性の高い道路が整備されることは安心感につながる。
- ・冬の通行が楽になるので、運転のストレスが減る。
- ・大内宿に泊まって、日光や山形にも行ける。観光地にゆっくり滞在できる。



現道の状況



生産
拡大

浜通りの水産業の復興を支援

新地町
相馬市
南相馬市
浪江町
富岡町
いわき市

【請戸漁港】

原発事故が起きた福島第一原子力発電所から最も近くに位置する請戸漁港(浪江町)は、立入制限により工事着手まで約2年半の期間を要しましたが、震災から約10年の歳月を経て、令和3年3月に復旧工事が完了。

松川浦・請戸・釣師浜・真野川・久之浜・四倉・豊間・勿来・富岡・小浜

第3種漁港

…利用範囲が全国的なもの

第2種漁港

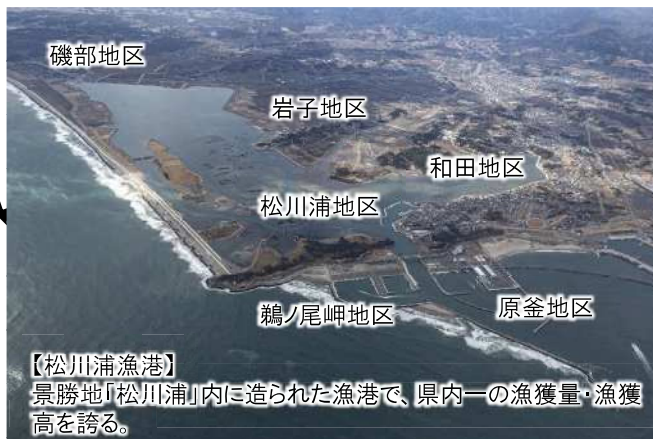
…利用範囲が第1種より広く、第3種に属さないもの

第1種漁港

…利用範囲が地元の漁業を主とするもの

東日本大震災により県内の10漁港全てにおいて壊滅的な被害を受けましたが、請戸漁港(浪江町)が令和3年3月に完了したことにより、全ての漁港で復旧工事が完了しました。

また、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震により、松川浦漁港、釣師浜漁港、真野川漁港で再度被害を受けましたが、令和7年3月に全ての復旧工事が完了しました。



【松川浦漁港】

景勝地「松川浦」内に造られた漁港で、県内一の漁獲量・漁獲高を誇る。



【豊間漁港】

平成29年に沼之内支所魚市場が再開され、多くの新鮮な魚が水揚げされている。

【効果1】東日本大震災で被災した岸壁や防波堤の復旧により、水産物の安定供給が可能に！

○岸壁や防波堤等の復旧(松川浦漁港 鵜ノ尾岬地区)



令和2年度までに全ての漁港の復旧が完了。漁港の復旧とともに、平成24年6月から始まった試験操業は、令和3年3月末に終了し、令和3年4月から本格操業への移行期間となりました。今後は水産物の生産・流通が震災前の水準へ徐々に戻っていくことが期待されます。



出初め式(請戸漁港)



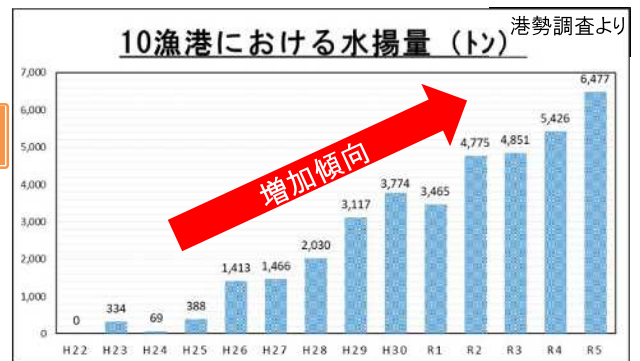
競りの再開(請戸漁港)

漁港復旧・復興の工事経過

■ : 工事実施(海岸含む)

| 漁港名 | H23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 備考 |
|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|------|
| 釣師浜漁港(新地町) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 松川浦漁港(相馬市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 真野川漁港(南相馬市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 請戸漁港(浪江町) | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 避難区域 |
| 富岡漁港(富岡町) | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | 避難区域 |
| 久之浜漁港(いわき市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 四倉漁港(いわき市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 豊間漁港(いわき市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 小浜漁港(いわき市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 勿来漁港(いわき市) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |

※請戸漁港は平成29年3月31日、富岡漁港は平成29年4月1日に避難区域解除



【効果2】漁港施設を活用した地域の取組を支援

四倉漁港(いわき市)の「道の駅よつくら港」や松川浦漁港(相馬市)の「浜の駅松川浦」など、豊かな水産資源を活かした地域の取組が活性化しています。



四倉漁港「道の駅よつくら港」



松川浦漁港「浜の駅 松川浦」グランドオープン(R2.10月) 写真提供: 相馬市観光協会

生産拡大

福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備

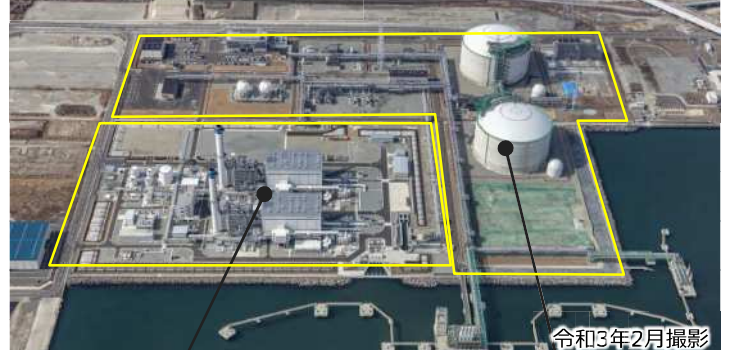


【効果1】

- 臨港道路の4車線化により利便性が向上し、**港湾機能が活性化**
- **新たな企業が立地し、取扱貨物量が増大**

【効果2】国、県、民間事業者が一体となった港湾整備により、**新規雇用の創出に寄与**

4号ふ頭地区埋立造成事業



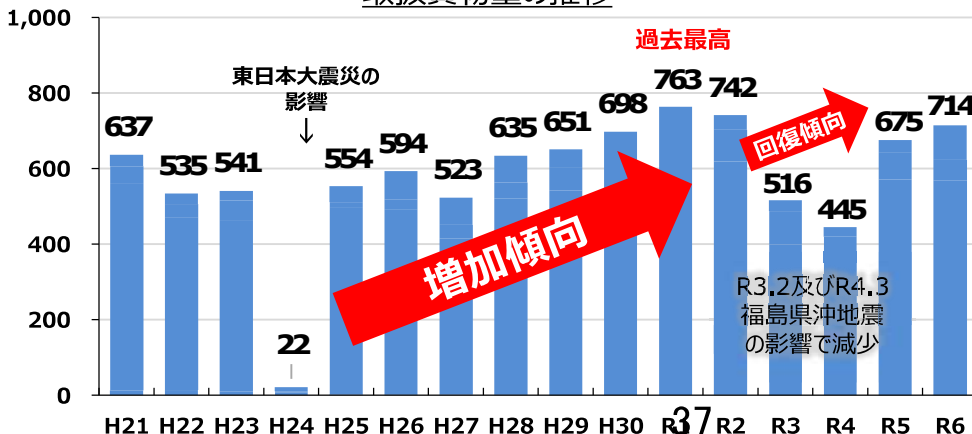
＜福島天然ガス発電所＞
 (令和2年5月営業運転開始)
 ・建設投資：約1,400億円
 ・新規雇用：約100人

＜相馬LNG基地＞
 (平成30年3月操業開始)
 ・建設投資：約600億円
 ・新規雇用：約100人



(万トン)

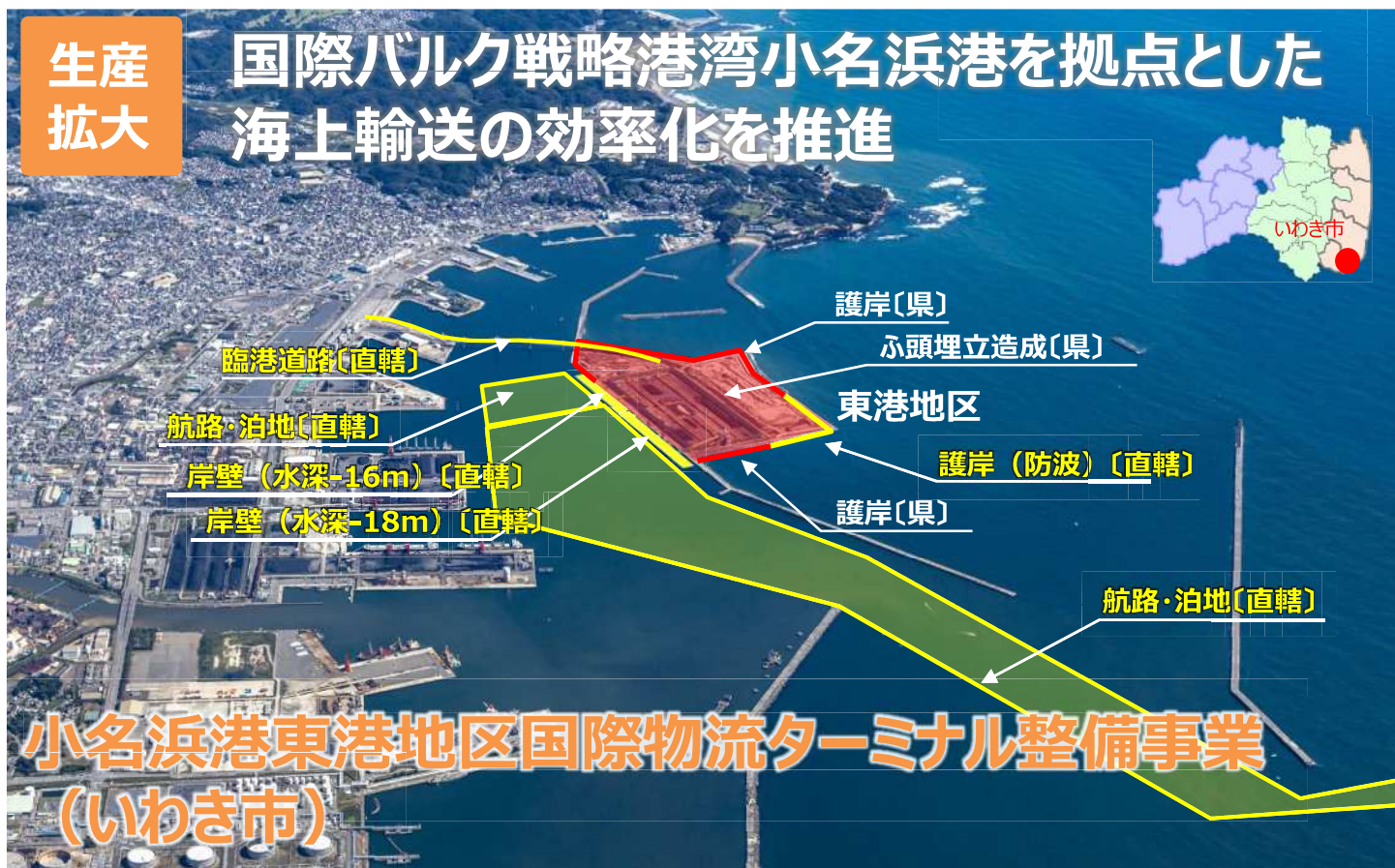
取扱貨物量の推移



国、県が一体となって、土地の埋立造成や防波堤、臨港道路の整備を行い、港湾機能の向上を図ることにより、民間事業者の大型投資による**企業立地**が実現し、**新規雇用の創出**や**取扱貨物量の増加**に寄与。

生産
拡大

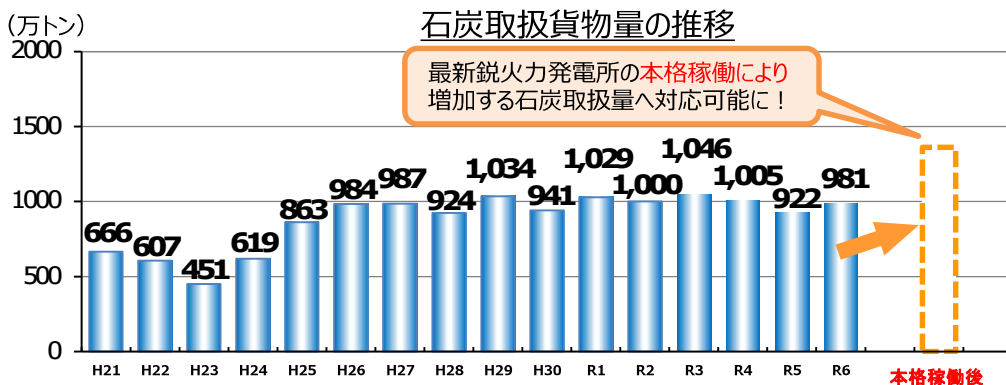
国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした 海上輸送の効率化を推進



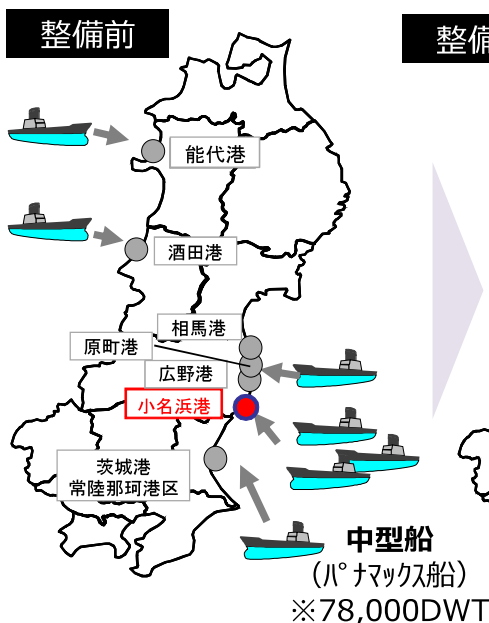
小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業 (いわき市)

【効果1】東日本地域におけるエネルギー拠点としての役割を果たします

大水深(水深-18m)岸壁や野積場を拡張することにより、船舶の沖待ち解消や、大量かつ安価な石炭を取り扱うコールセンターとして荷役機能が効率化され、東日本地域のエネルギー拠点としての役割が期待されます。



【効果2】大型船が接岸できる岸壁を整備し、貨物大量一括輸送によりコストを低減



大型船が接岸できる大水深岸壁をもつ東港地区は、令和4年6月に全面供用を開始し、より効率的な海上輸送が可能となりました。

生産
拡大

効率的なコンテナ貨物の荷役を実現

小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル 機能強化事業（いわき市）

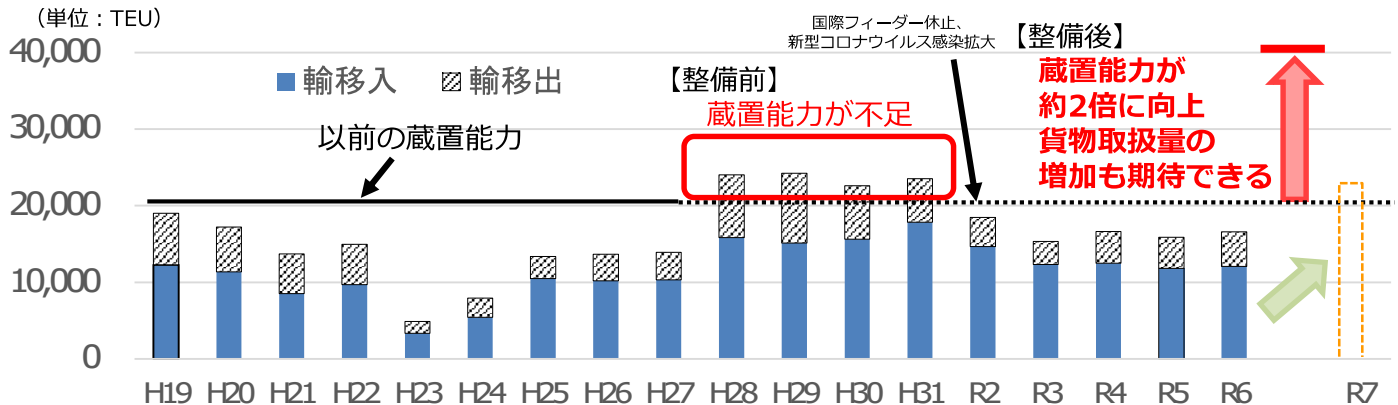


大剣ふ頭
コンテナターミナル

【効果1】 コンテナヤード拡張により、コンテナ貨物の蔵置能力が約2倍に向上

平成28年以降に急増したコンテナ貨物取扱量に対応するため、蔵置能力の向上が求められていました。令和3～6年度にかけてコンテナヤード拡張工事を実施したことで、蔵置能力は約2倍に向上しました。令和7年のコンテナ貨物取扱量は、令和6年に比べて大きく増加する見込みであり、今後の物流拠点としての役割がますます期待されます。

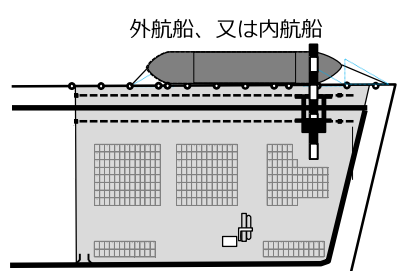
小名浜港のコンテナ貨物取扱量の推移



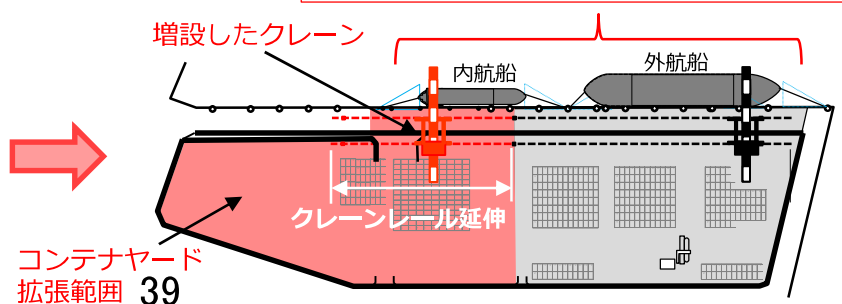
【効果2】 クレーン増設・レール延伸により、2隻同時接岸による効率的な荷役が可能に

令和3～6年度にかけてコンテナクレーン増設、クレーンレール延伸を実施したことで、コンテナ船の2隻同時接岸が可能となりました。これにより、さらなる荷役の効率化が期待されます。

【整備前】 1隻しか接岸できず、入港日の重複による抜港や遅延（滞船）が恒常化
⇒定時性の確保が困難



【整備後】 2隻同時接岸が可能となることで、遅延（滞船）解消、定時性確保に期待



生産
拡大

歴史的建造物の保存と 観光資源としての活用

会津若松市・猪苗代町



既存水門を活用した治水管理(洪水調節機能を付加)

明治13年完成の十六橋眼鏡石橋水門を、大正3年に改築されて以来80年余りを経た十六橋水門は、コンクリート造りの水門施設として国内最古の貴重な近代土木遺産

歴史的景観を変えずに補強、改修

十六橋水門(会津若松市・猪苗代町)

【効果】歴史的建造物として保存し、安積疏水関連施設見学者が増加傾向

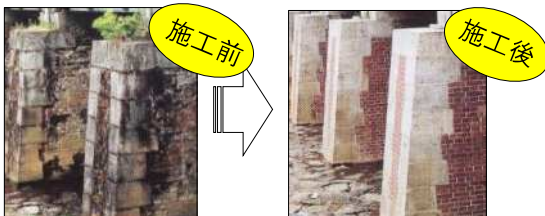
十六橋の由来は西暦800年頃まで遡るとされており、安積疏水事業で会津方面へ流出する水量を調節し、郡山方面へ引水する流量を確保するための水門として改築され、現在は猪苗代湖から日橋川への洪水調節機能も付加することにより、**治水・利水上重要な役目を果たしているとともに、歴史的な価値が非常に高い。**

歴史的景観を変えずに補強、改修したことで貴重な土木遺産を保存するとともに、**重要な治水機能**を有するだけでなく、**観光資源・安積疏水のシンボル**としての役割も果たしている。

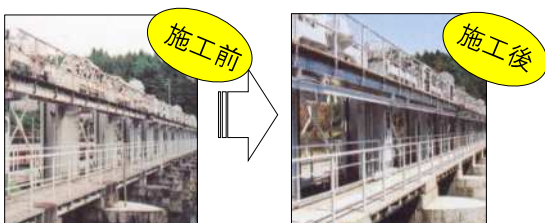
- 平成14年
土木学会選奨土木遺産を受賞
- 平成22年
近代化産業遺産群続33「東北地方の産業振興の基礎を築いた水資源・交通・都市基盤整備の歩みを物語る近代化産業遺産群」構成遺産の一つとして認定
- 平成28年
日本遺産「未来を拓いた「一本の水路」—大久保利通“最後の夢”と開拓者の軌跡」構成文化財の一つとして認定

歴史的景観を変えずに補強、改修を実施

■堰柱補強・改修

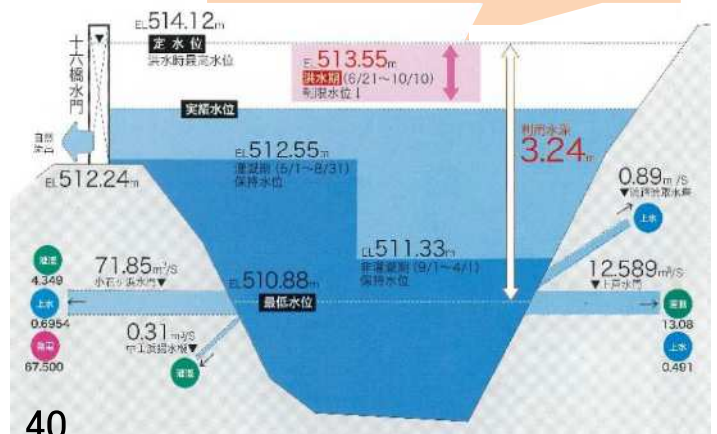


■水門設備改修



十六橋水門の改修による治水機能の確保

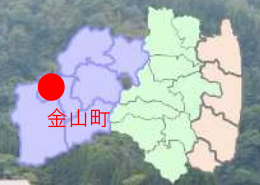
水門設備の改修とともに治水容量
6,000万m³を確保



安全
安心

市町村の課題解決に向けた支援

～県代行による市町村道の整備～



県代行事業 中川大栗山線(金山町)

【令和7年10月供用開始】

※県代行事業期間:平成21年度～令和7年度



▲令和7年10月17日 開通式

【before】 現道状況



車両のすれ違いが困難



急カーブ・急勾配

【after】 橋梁3橋を含む約1.2kmを整備



至国道252号



東沢橋

【効果】幅員狭小・急勾配・急カーブ区間の解消により、安全で円滑な通行を確保。



安全で円滑な
通行確保



本路線は、生活道路としてはもとより観光道路としても重要な路線であり、町内主要3地区(中川、沼沢、小栗山)を結ぶ「トライアングルロード整備計画」の一環として道路整備を進め、安全で円滑な通行を確保することができました。

安全
安心

リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な 道路ネットワーク



国道118号 小沼崎バイパス (下郷町) 【令和6年3月完成】

【効果】災害時の安全な通行を確保

令和6年5月7日に発生した倒木により、旧道が一時通行止めとなりましたが、小沼崎バイパスの整備により、大幅に迂回することなく、安全な交通が確保されました。



会津縦貫南道路4~5工区の完成により、10分短縮



安全
安心

自然災害に脆弱な道路のバイパス化により、
緊急輸送路の通行を確保



いわき石川線 才鉢工区
(いわき市)
【令和4年3月完成】



▲令和4年3月24日に開通した才鉢工区

平成18年豪雨による旧道の被災事例



至 石川町

土砂崩落が発生

令和元年台風19号による旧道の被災事例



至 石川町

法面崩落が発生

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

現道部

・令和元年台風19号（連続雨量約256mm）により、法面崩落の被災を受け、22日間の通行止めが発生

バイパス整備部

R5.9月
台風時に
被災なし

台風13号（連続雨量約183mm）による通行止めなし

安全
安心

既存施設の老朽化対策と 適切な維持管理による道づくり



国道288号 原歩道橋(郡山市)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】 補修前(令和6年6月)

【after】 補修後(令和7年3月)



腐食防止機能を更新



施設の
老朽化対策

【効果】既存施設の老朽化対策

- ・老朽化により腐食した箇所について **塗装工** を施工しました。
- ・腐食防止を行ったことで、歩道橋の **老朽化対策** を図りました。

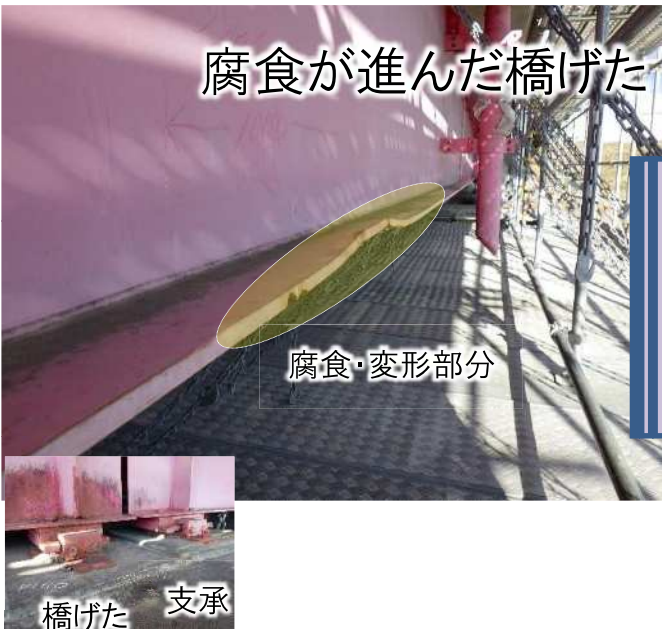


**(一) 浪江鹿島線
北台木橋(南相馬市)**

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】 補修前(令和6年4月)

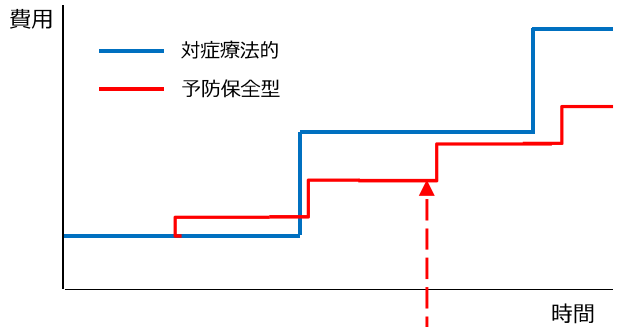
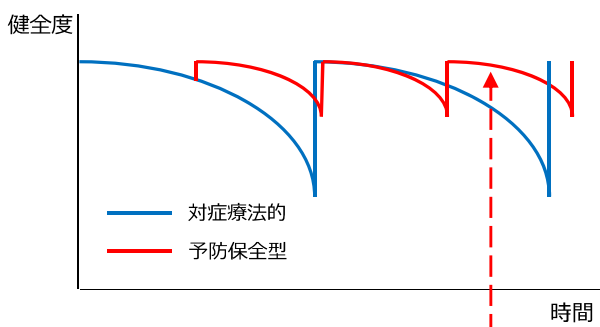
【after】 補修後(令和6年10月)



**施設の
老朽化対策**

【効果】既存施設の老朽化対策

- ・ 腐食が進んだ鋼製の橋げたと支承（上部構造と下部構造の間の部材）の塗装を塗り替え、橋げたにあて板を取り付け、橋の老朽化対策を実施し県民の安全・安心を確保しました。
- ・ 計画的な対策により寿命を延ばし、補修コストの縮減が図られます。



損傷が小さいうちに予防的な修繕を行うことで、修繕に係るトータルのコストを縮減！

安全
安心

歩道整備により歩行空間を確保し、
通学児童の安全性を向上



母畑白河線
木ノ内前工区(泉崎村)

【before】整備前



歩道がなく、危険

【after】整備状況(令和5年11月)



歩道を整備し、
歩行者の安全を確保

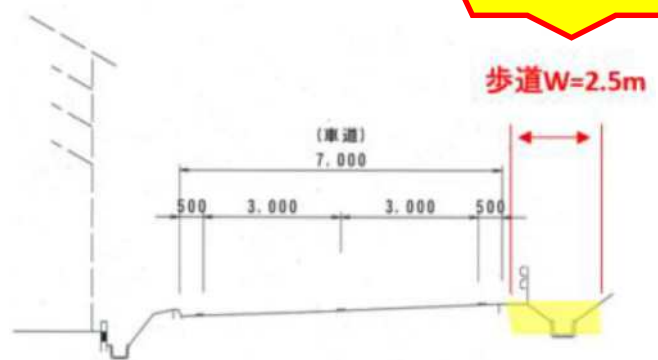
【効果】 歩道整備により、通学児童の安全・安心な通行を確保。

安全な
通行確保



泉崎第二小学校

歩道整備 L=600m



歩道W=2.5m

安全
安心

令和4年3月発生 of 福島県沖地震における 橋梁の耐震補強対策の効果

福島市



上名倉飯坂伊達線
医王寺橋(福島市)

【対策内容】落橋橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅及び橋脚の補強(コンクリート巻き立て)を実施(令和3年3月完了)

令和4年3月地震による被害はなく、橋梁の機能を確保

《 対策未実施の場合 》

○耐震補強未実施の場合は、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊が発生する場合があります。

《 対策状況 》



震度6弱の地震後でも、落橋・橋脚倒壊、路面の段差など通行不能となるような被害は無く、橋梁の機能を確保することができました。

【効果】耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通機能の確保が可能



地震後においても通行止めを行うことなく、円滑な交通機能を確保することができました。

安全
安心

道路整備により 安全な通行と地域間交流・物流を支える



郡山湖南線 三森工区(郡山市)

【令和3年11月完成】

【before】整備前

【after】完成後(令和3年)



幅員狭小・線形不良

至 郡山市街地



至 郡山市街地

至 郡山市湖南町

【効果】安全・安心な通行を確保。広域的な交流・物流の活性化や観光振興も支援。

バイパス整備により安全で円滑な通行を確保され、また、
猪苗代湖や布引高原などの観光地へのアクセス性も向上
し、観光振興にも貢献することが期待されます。

三森工区 全体延長 L=6,622m



猪苗代湖(郡山市HPより)



布引高原(郡山市観光協会HPより)

安全
安心

台風13号豪雨における 河川改修事業効果



【after】対策後



夏井川(いわき市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】令和元年東日本台風 被災直後



R元.10出水 いわき市平下平窪地内浸水状況

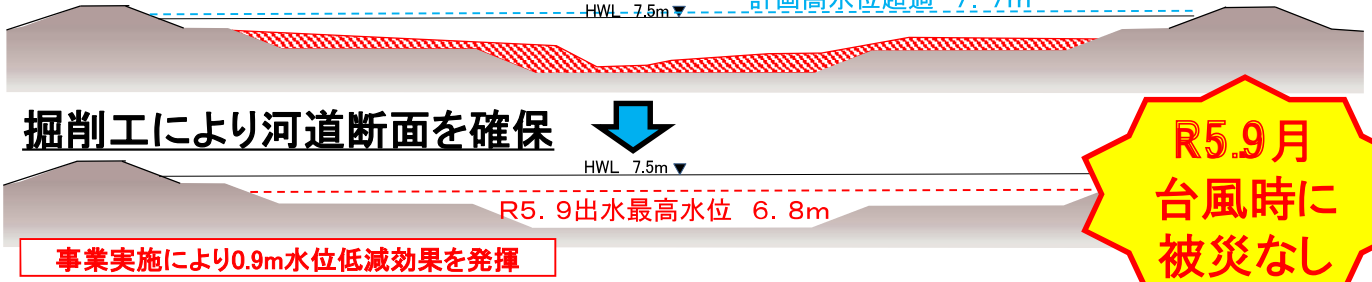
地域住民の声

河川改修の効果で水位が
あまり上がらなかったので、
安心していられた。
(地域住民)

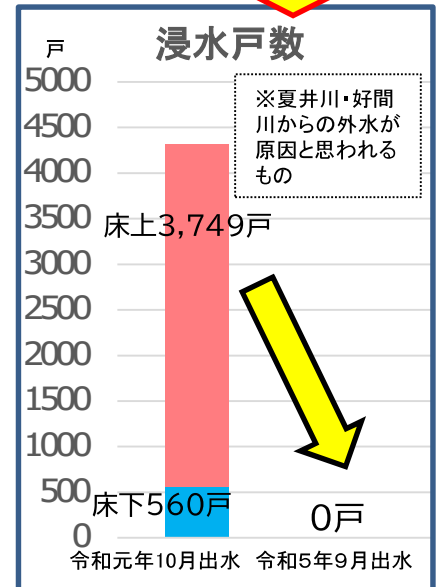
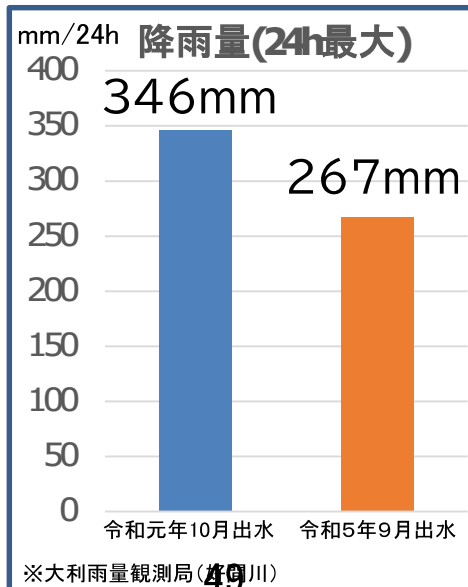
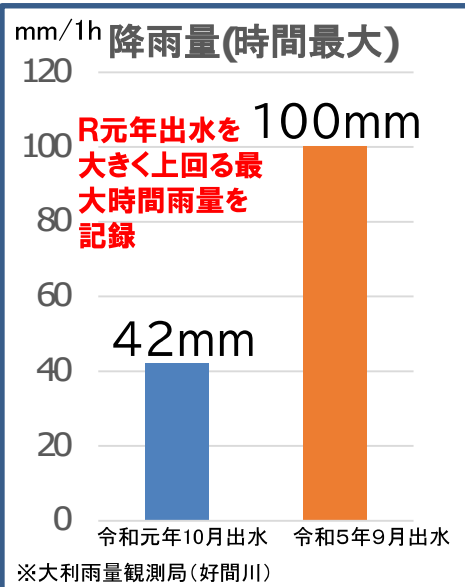


【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。
令和5年9月8～9日の台風13号においては夏井川・好間川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

【夏井川 鎌田水位観測局付近 横断面図】 事業実施前の断面でR5.9出水が起きていたと想定した場合
計画高水位超過 7.7m



R5.9月
台風時に
被災なし



安全
安心

令和5年台風13号豪雨における 河川改修事業効果



【after】対策後



宇多川(相馬市) 防災・減災、国土強靱化対策

地域住民の声

河川改修により、以前ほど
水位が上がらなくなったの
で、安心できた。



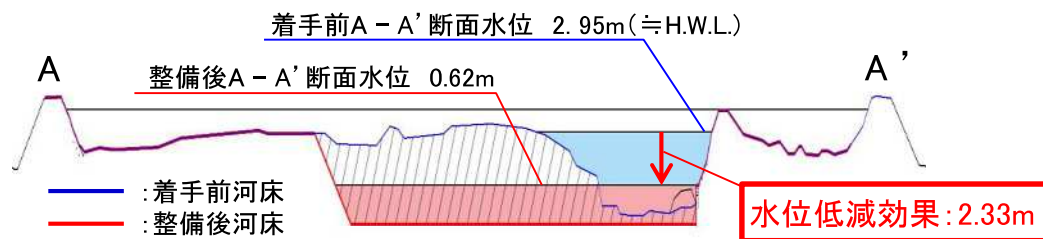
【before】令和元年東日本台風 被災直後



きたいいぶち
出水 相馬市北飯渚地内外浸水状況

【効果】河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、**水位低減効果**を発揮。
令和5年9月8～9日の台風13号においては宇多川・小泉川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

北飯渚地区の河道掘削が完了している区間において、R5年9月発生台風13号(9/8～9/9)の雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**約2.3mの水位低減効果**が確認できた。



樹木伐採・河道掘削**着手前**
(令和2年9月撮影)



樹木伐採・河道掘削**整備後**
(令和4年7月撮影)



安全
安心

令和元年東日本台風以降の

河道掘削効果

大森川(福島市)

防災・減災、国土強靱化対策

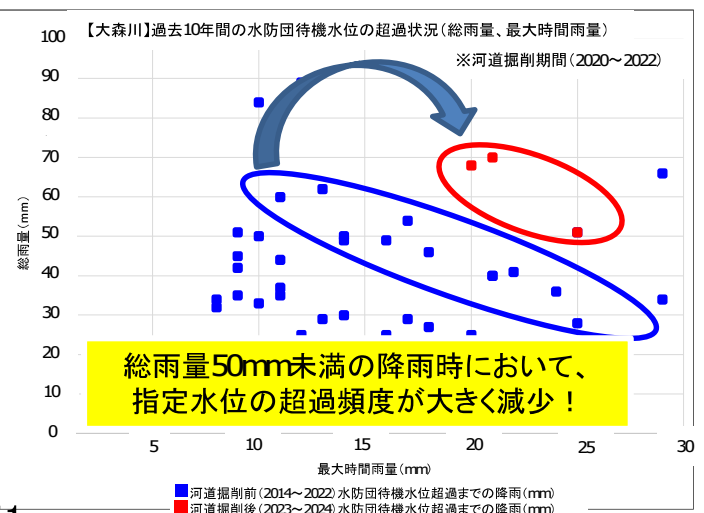
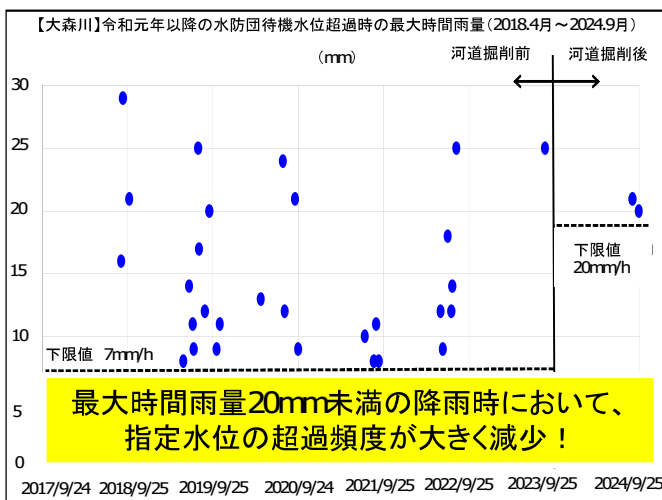


【効果】

- 河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、出水時の水位低減効果を発揮。
- 対策後においては大森川での出水による水位上昇の頻度が大きく減少した。

大森川の河道掘削実施後、雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**水防団待機水位の超過頻度が大きく減少していることが確認できた。**

【水防団待機時の雨量下限値 河道掘削前: 7mm/h 河道掘削後: 20mm/h】



安全
安心

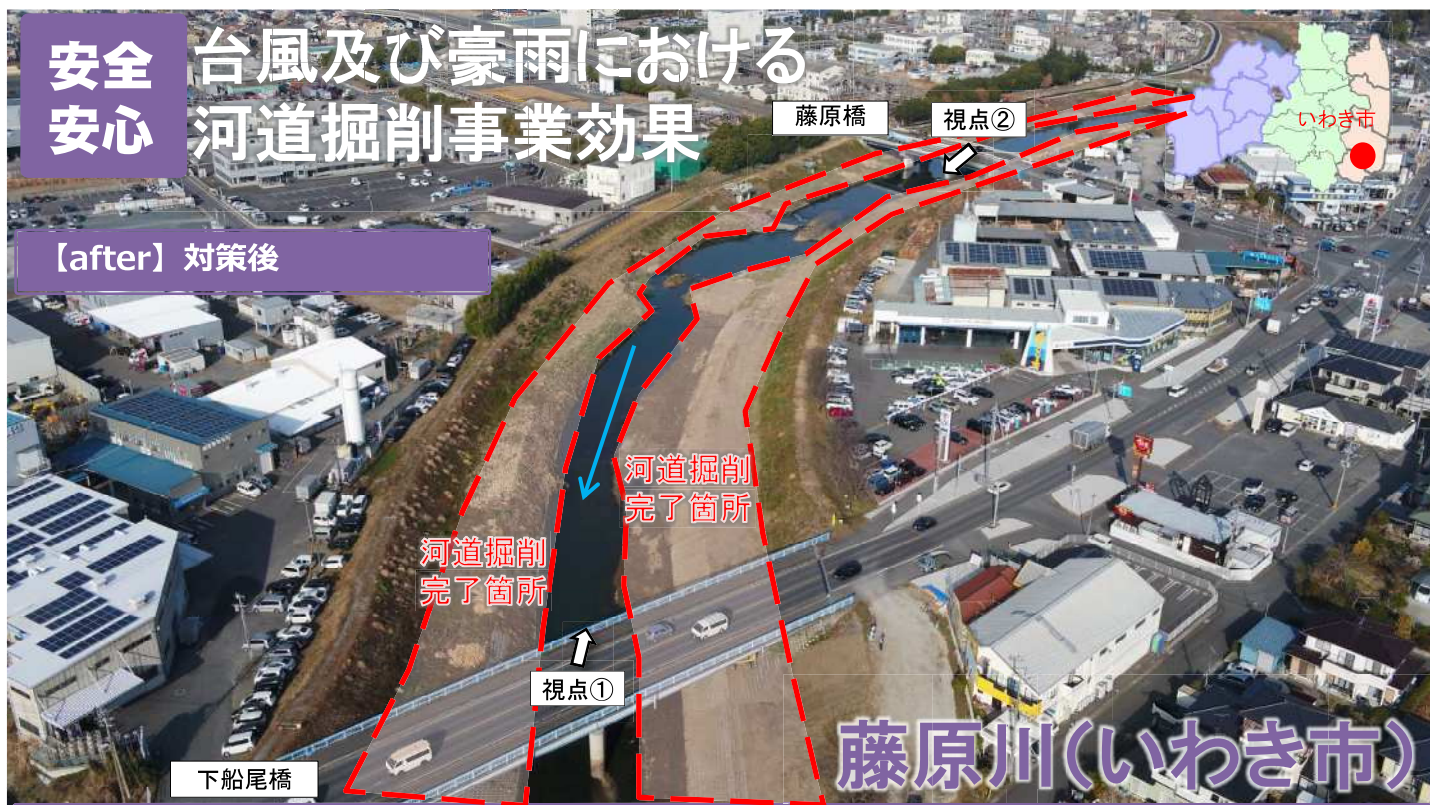
台風及び豪雨における 河道掘削事業効果

藤原橋

視点②

いわき市

【after】対策後



藤原川(いわき市)

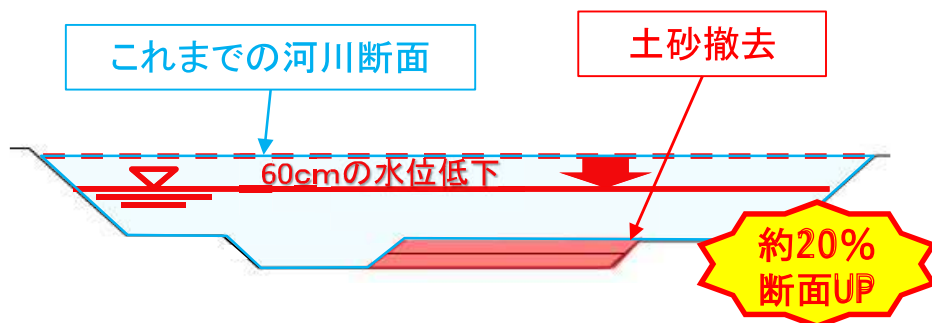
【before】対策前

視点①：下船尾橋から上流を望む

視点②：藤原橋から下流を望む



【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。
 R6、7年に発生している台風や豪雨でも藤原川沿川で外水氾濫は発生しなかった。



これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約20%増えました。

【地域住民の声】



・近年ゲリラ豪雨や線状降水帯がいつ発生してもおかしくない状況だったため、土砂の掘削や草刈りをしていただき**少し安心**することができた。
 ・以前は堤防まで草が生い茂っていたが、**景観も良くなり**、散歩コースになりました。

安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】対策後



【before】対策前



広瀬川(伊達市) 防災・減災、国土強靱化対策

【効果】

河川の断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待。
また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

R6,7年で
被災無し

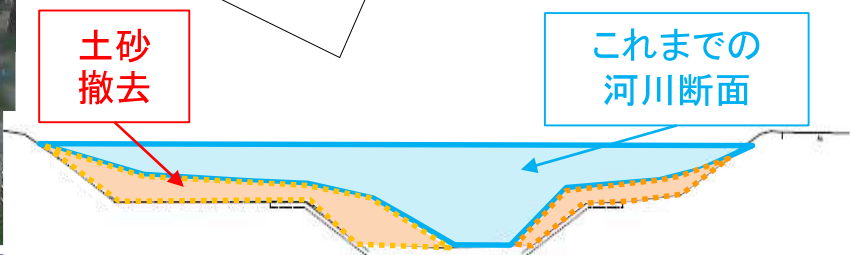
※連続雨量90mm
(R6. 8. 16-17月館観測所)



これまでは、河道内に土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、**約30%増えました。**

土砂
撤去

これまでの
河川断面



【地域住民の声】



令和元年台風以降、河川の中の土砂が川を狭くしており災害にならないかと気になっていたが、土砂を撤去してもらったことで、**川が広くなり安心している。**併せて、木も切ってもらえたので、川がきれいになったと感じている。

安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】整備状況



【before】被災状況(令和元年10月)

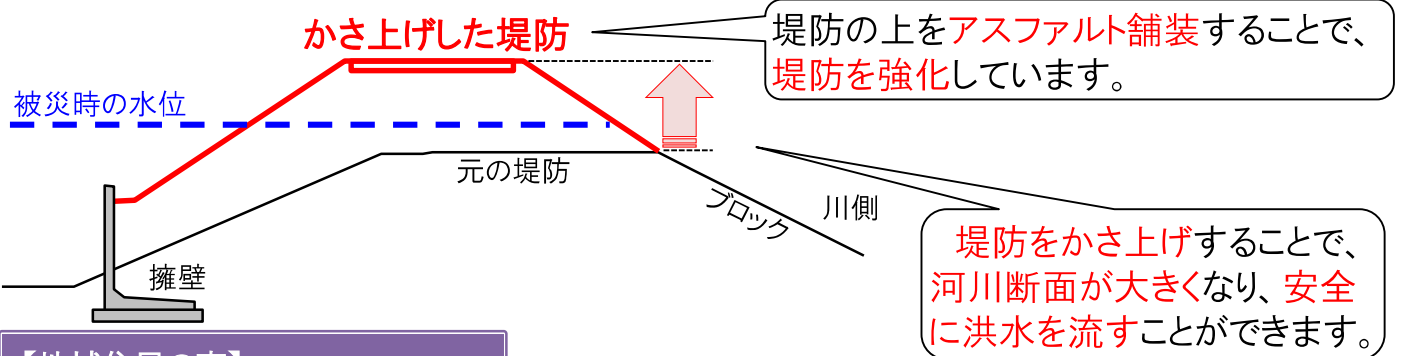
堤防が延長15mにわたり決壊し、
周辺の住宅が浸水するなどの被害が発生

阿武隈川(本川)と合流

濁川(福島市)

令和元年東日本台風からの復旧

【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



【地域住民の声】



「何が起こるかは分からないが、決壊した箇所の整備が終わり、堤防も高くなったから安心して生活できるよ。」

「愛着のある河川だから、新しい堤防も地域で草刈りを行っていく。」
「堤防が復旧しても、あの日以来、自分で雨量を確認するようになった。」

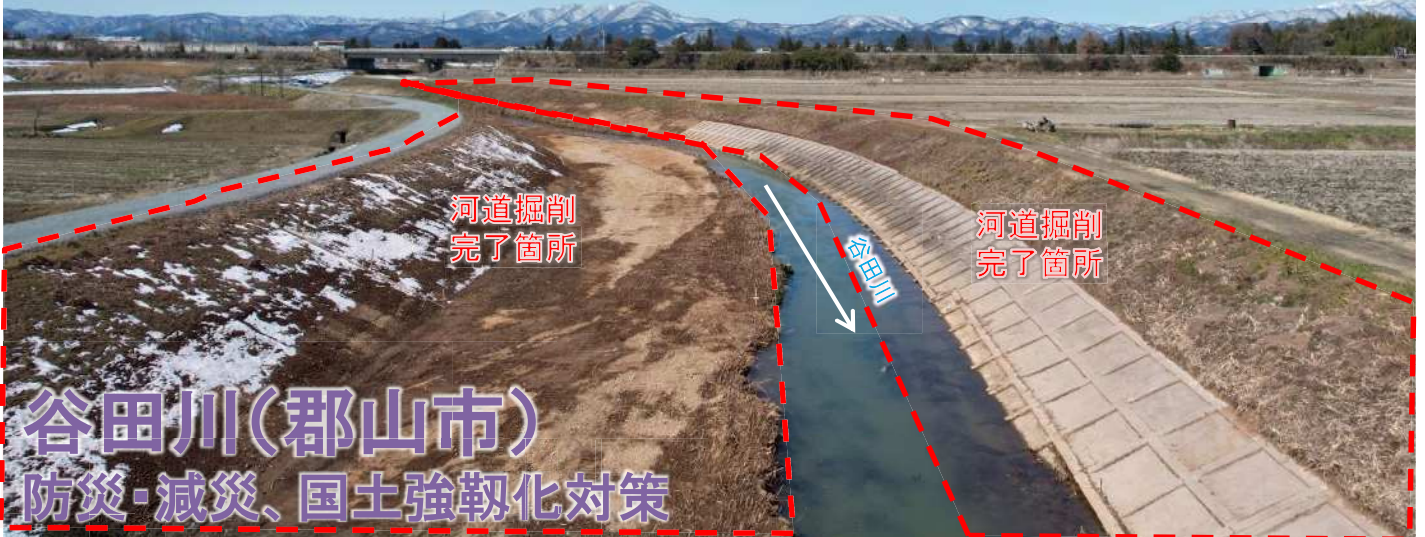


安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】対策後



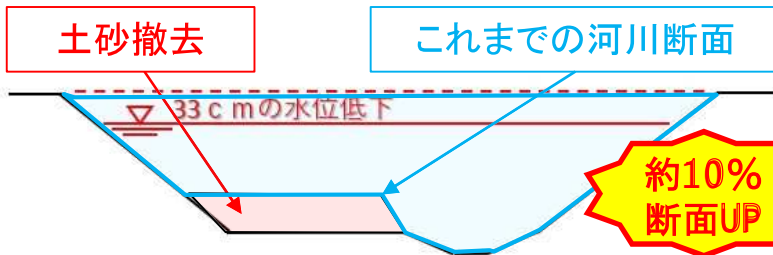
谷田川(郡山市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前

堤防背後に工業団地があり、
堤防の決壊で浸水被害が発生



【効果】堤防補強により、浸水被害の解消・軽減に期待



これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約10%増えました。

【地域住民の声】



工事で溜まった土砂を取り除いてもらったことで、安全性が増し、以前より安心して生活できる。
これまで、草木が生えて鬱蒼としていたが、川の姿が見えて、より親しみが持てるようになった。

安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



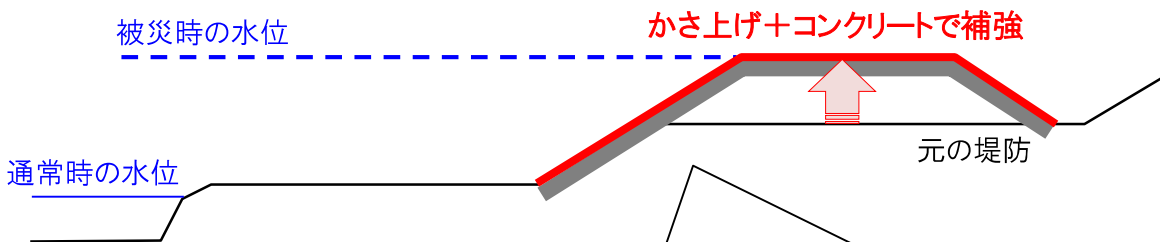
社川(白河市)

令和元年東日本台風からの復旧

【before】被災後(令和元年10月)



【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



堤防をかさ上げすることで河川断面が大きくなり、かつ、堤防をコンクリートで補強することで洪水に強い堤防となりました。

【地域住民の声】



壊れた堤防は補強され復旧が終わり、安心しています。

社川には土砂もたまっていて、水量が多くなると危険なので、川底にたまった土砂をさらってもらえると、さらに安心して暮らせる。

安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る

会津若松市



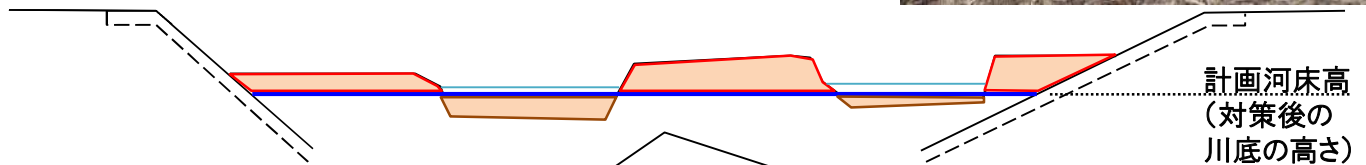
【after】対策後



【before】対策前



湯川(会津若松市) 防災・減災、国土強靱化対策



深掘れしている川底の凸凹を整える(河床整正)ことで、洪水に備えます。

【効果】河床整正とダムの洪水調整により河川の水位を低下(令和元年東日本台風)



令和元年東日本台風(令和元年10月12日～13日)時に、東山ダムでは134万m³(東京ドーム約1杯分)の洪水を溜め、下流の河川の水位を約1.0m低下させました。



ダムの洪水調整により約1.0m
河道掘削の効果により約0.3m
合計約1.3m水位低下
⇒ **浸水被害なし**

【地域住民の声】



- ・住宅側に石を並べてもらったおかげで浸食されないので安心できるよ。
- ・景観も良くなり、河川に親しみが持てるようになりました。工事の後は散歩や遊んでいる人が増えました。
- ・台風が来ても大きな被害がなく良かった。

安全
安心

浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る

喜多方市



【after】対策後

河道掘削
完了箇所

田付川

河道掘削
完了箇所

田付川(喜多方市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前



田付川



田付川

【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待

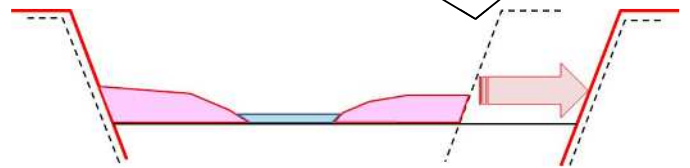
R4.8月
豪雨時に
被災なし

※連続雨量270mm
(R4.8.3喜多方観測所)



田付川

川幅を広げ、また、河川内の土砂を撤去
したことで、安全に洪水を流すことができる
ようになりました。



【地域住民の声】



護岸が綺麗に整備されたので、
大雨が降っても、前より安心で
できるようになった。
(地元行政区長さんの声)

【Topic】景観に配慮した護岸を整備



観光客が多く訪れるエリアであるため、
石積ブロックを採用し、魅力的な河川
景観を創出しました。

安全
安心

河川改修による 市街地の安全・安心と親水性の向上



右支夏井川(小野町)

(令和5年3月)

【before】被災直後(昭和61年8月)

【after】整備状況(令和3年度)



車川の合流付近の河川改修工事(令和4年3月)

【効果】河川改修により**安心・安全の確保**

現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号と同規模の降雨となった場合でも、洪水による浸水被害を解消できるよう、河道の拡幅や護岸等の整備を進めています。

河川断面を拡幅することにより、氾濫防止や被害軽減！

これまでの河道
59

掘削後の河道

盛土

安全
安心

台風及び豪雨における 堤防補強事業効果



【after】対策後



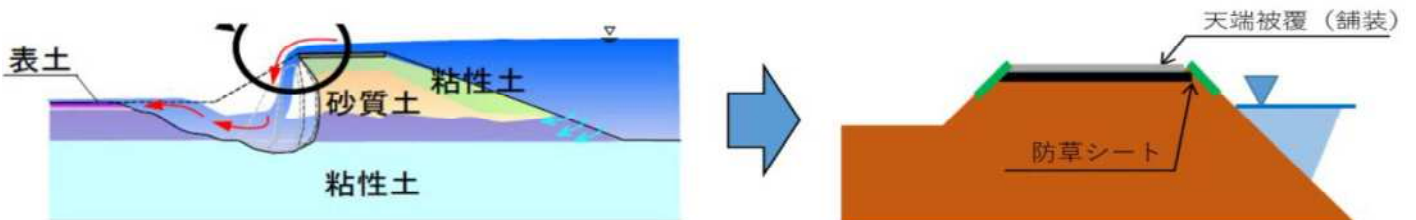
五百川(本宮市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前



【効果】

河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行いました。
堤防への雨水の浸透を抑制し、越水時の侵食から堤防を守ります。



【地域住民の声】



- ・ 河川の背後には工業団地が立地しており、堤防を舗装したことにより、水位が上がっても決壊の恐れが低くなり、これまでより安心して仕事ができる。
- ・ これまでは草が生い茂っており、河川全体の景観が良くなかったが、防草シートにより草が生えてくる心配がなくなり、河川全体の景観が良く見える。

安全
安心

平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る

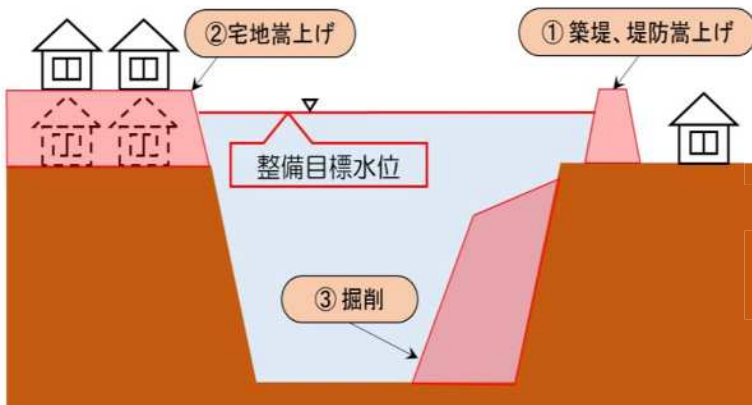


只見川河川改修(只見川沿川地域)

平成23年7月新潟 福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川(只見町～会津坂下町)では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

【只見川河川改修事業】 洪水から地域の安全・安心を守る！



＜只見川沿川24地区において河川改修事業を実施中＞

- ・土地の低さが低い土地において、浸水被害を防ぐために「①築堤、堤防嵩上げ」や「②宅地嵩上げ」を行います。
- ・河川の水位を下げるために川幅を広げる「③河道掘削」を行います。

【before】整備前

【after】整備後



R2年度から築堤工に着手し、R4年度に完成

安全
安心

土砂災害から命や財産を守り、 地域の安全・安心を確保



【after】対策済(法砕工)

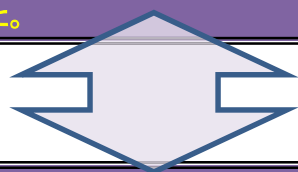
保全人家



駒谷(いわき市内郷地区)

Ｒ5.9月
台風時に
被災なし

【効果】令和5年9月の台風13号による豪雨でも、対策工を実施していた地区においては、土砂災害を未然に防ぐことができた。



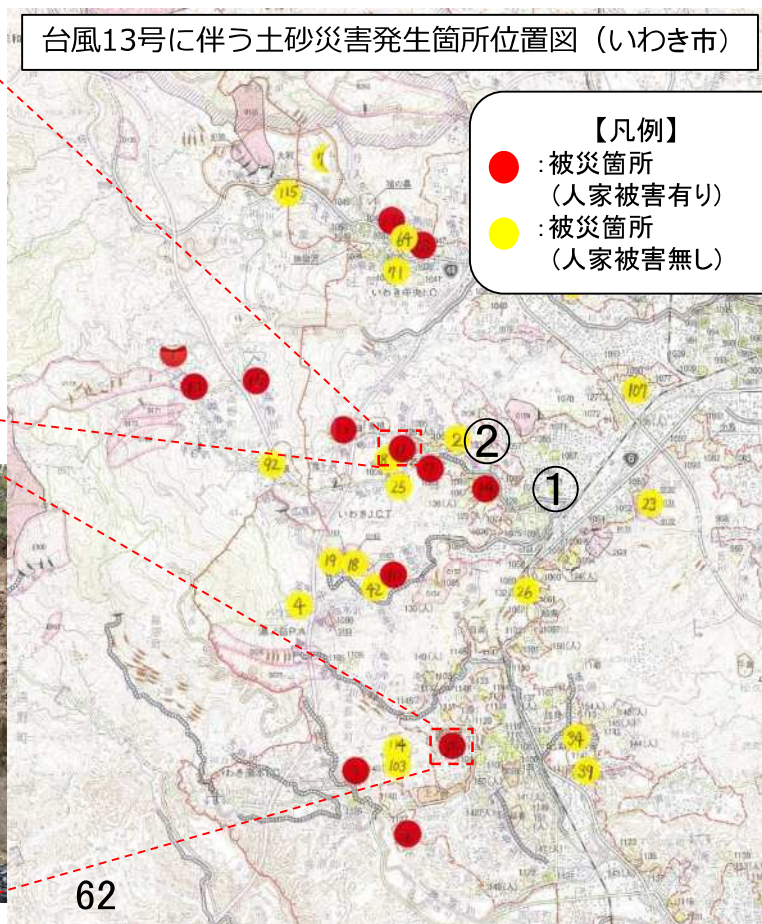
【未対策】台風13号による豪雨によりいわき市の内郷・常磐地区を中心に多数の土砂災害が発生。

(平太郎)いわき市内郷宮町



法面崩落状況

台風13号に伴う土砂災害発生箇所位置図(いわき市)



【凡例】

- : 被災箇所 (人家被害有り)
- : 被災箇所 (人家被害無し)

(山ノ神)いわき市常磐湯本町



法面崩落状況

62

安全
安心

土砂災害から命や財産を守り、
地域の安全・安心を確保



【after】対策後

R5.9月
台風時に
被災なし

東八川 砂防堰堤(福島市)



下流保全施設

保全対象

- ・(主)土湯温泉線
- ・人家戸数:166戸
- ・保全施設名:公民館等

【効果】令和5年9月の豪雨災害による被害なし。

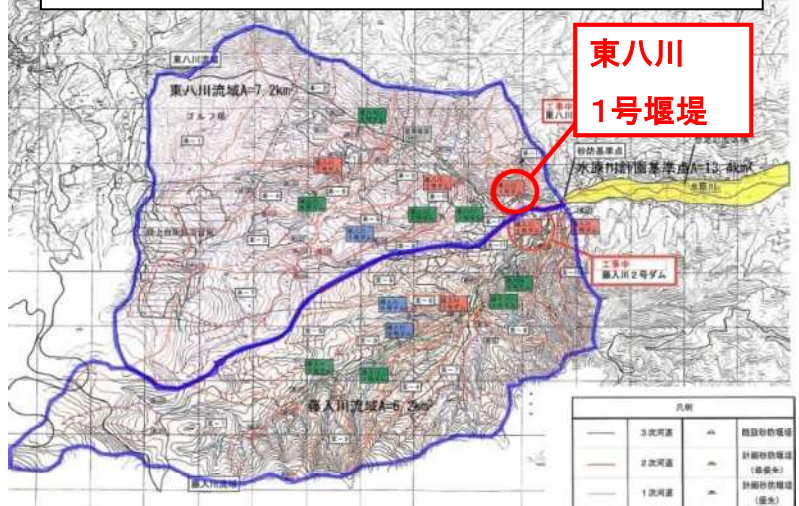
上流荒廃状況



溪岸浸食状況



水原川水系(東八川・藤入川)砂防計画流域図



令和5年9月の豪雨災害において、
砂防堰堤より上流は荒廃や溪岸浸食がみられたが、

砂防堰堤より下流では被害がなかった。

安全
安心

土砂災害から命や財産を守り、 地域の安全・安心を確保！



飯根沢砂防堰堤(西会津町)

【before】被災前(平成29年5月撮影)



堰堤側面より撮影

【after】堆積状況(令和4年8月)



堰堤側面より撮影



堰堤上流側より撮影

R4.8の豪雨災害時の
堆砂位置



下流保全人家



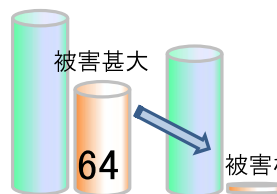
堰堤上流側より撮影

平成7年8月には、大規模な土石流
が発生。下流の人家に甚大な被害を
もたらした



【効果】令和4年8月の豪雨災害による被害なし！

稻荷峠観測所
降雨量
平成7年
8月1～4日
354mm



寺内観測所※
降雨量
令和4年
8月3～4日
268mm

砂防堰堤整備により、
下流への土砂流出は
なく、**被害ゼロ**！

※稲荷峠観測所が平成21年で廃止となったため、
近隣の寺内観測所を採用

安全
安心

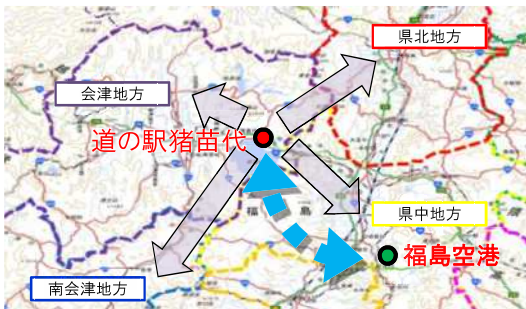
広域的な防災拠点としての 役割を担う「道の駅」



道の駅「猪苗代」
【「防災道の駅」令和3年6月11日選定】

【効果】大規模災害時に、道の駅を**広域的な防災拠点**として活用

道の駅「猪苗代」は、令和3年6月11日に国土交通省より「**防災道の駅**」に選定されました。
大規模災害時の派遣部隊等による復旧・復興活動の基地となる**広域的な防災活動拠点**として、その機能強化を図ります。



防災機能の更なる強化

建物の耐震化・無停電化、貯水タンク、防災トイレ、防災倉庫、ヘリポート等の機能を完備しており、今後も更なる機能の強化を進めてまいります。

▼防災倉庫



▼簡易トイレ(防災倉庫格納)



▼災害時の緊急輸送用ヘリポート



令和4年3月発生 of 福島県沖地震における 漁港の機能強化対策済み岸壁の効果



- 松川浦漁港は、県内随一の漁獲量・漁獲高を誇る漁港です。
- 漁獲した「常磐もの」の水産物は、原釜荷捌き施設の前面の岸壁で水揚げされ、競りが行われた後、県内外に出荷されています。
- 水揚げする岸壁の機能が損なわれた場合は、漁業活動に大きな支障が生じます。

松川浦漁港 (相馬市)

【整備内容】岸壁の地震・津波対策として、**グラウンドアンカーを増設**

【対策済み岸壁】令和4年3月地震による岸壁本体の被害なし



○地震によって傾きなどの被害が発生し、長期間利用ができなくなった箇所もあります。



○震度6強の地震後でも岸壁本体には変状がなく、簡易的な応急措置で、漁業活動が可能となりました。

【効果】漁港施設機能の強化により、**早期の操業再開**が可能に



水揚げをする岸壁が使用可能だったので、地震から6日後の3月22日には、操業を再開することができました。



安全
安心

台風13号豪雨における ダムの洪水調節機能



小玉ダム 貯水池状況

最高貯水位 9/9 1:00 EL.192.19m

小玉ダム(いわき市) 木戸ダム(楢葉町)

【before】平常時(令和5年8月17日)

【after】洪水時(令和5年9月9日)



【効果】ダムによる洪水調節により下流河川の水位の上昇を低減

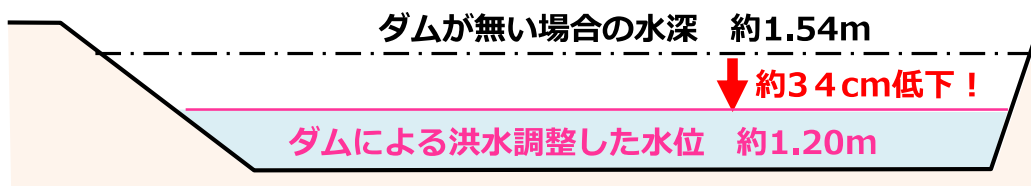
地域住民の声

今回の台風13号では、木戸ダムで1,876千 m^3 (東京ドーム1.5杯)、小玉ダムで967千 m^3 (東京ドーム0.8杯)の水を貯留しました。このうち小玉ダムでは、ダムからの放流量を調節することで、下流河川において、ダムが無い場合と比較し、**水位を34cm低下**させました。

水位があまり上がらなかったなので、安心していられた。
(地域住民)



河川水位の上昇を低減



河川断面図
67

安全
安心

ダムの再開発により、 洪水から地域を守る！



千五沢ダム(石川町)

令和6年3月 再開発事業完了

【before】被災直後(昭和41年9月洪水)

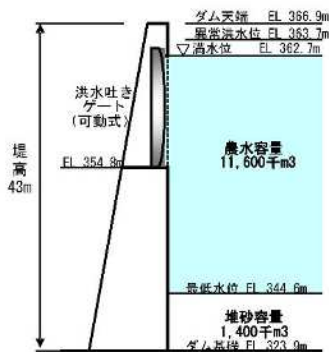
【after】整備状況(令和6年1月)
(試験湛水の洪水時最高水位)



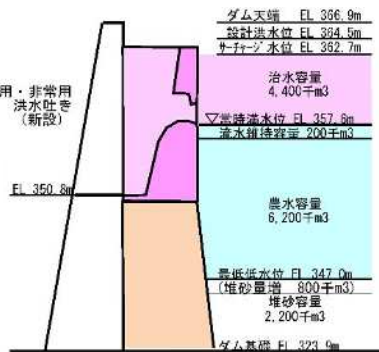
昭和41年9月洪水による浸水状況



【効果】ダムに洪水調節機能を付加することにより、石川町市街地の洪水被害を軽減し、沿川住民の安全・安心を確保



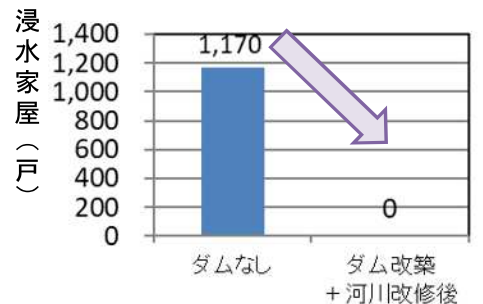
昭和50年にかんがい専用ダムとして整備。洪水調節機能がないため、度々洪水被害が発生。



千五沢ダム再開発事業により、既存の洪水吐きを改築し、ダムに洪水調節機能を付加。

洪水被害の軽減効果

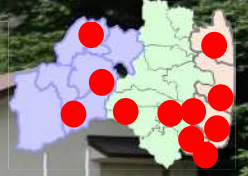
(昭和41年9月洪水による試算結果)



約1,170戸(想定)の被害が軽減し、沿川住民の安全・安心が確保されます。

安全
安心

ダムの事前放流により洪水調節機能を強化

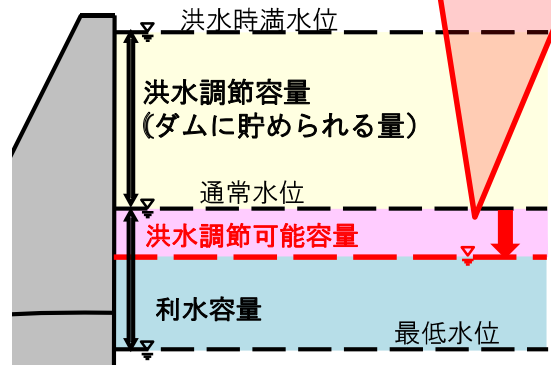
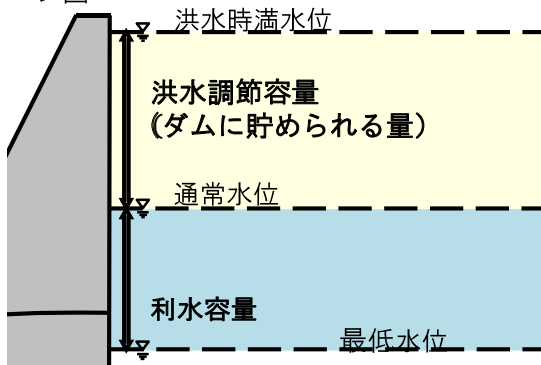


堀川・東山・日中・田島・高柴・四時・真野・木戸・小玉・こまちダム・千五沢ダム

【before】通常の洪水調節容量

【after】事前放流実施による確保容量

イメージ図



事前放流によりダムの水位を下げ、ダムに貯められる水の量を増やします。

事前放流とは.....

大雨が予想される場合、利水容量の一部をあらかじめ放流し、貯水位を低下させることで、水害対策に使える容量（洪水調節容量）を増やします。

【効果】事前放流により、ダム下流河川の浸水被害の軽減し、地域住民の安全・安心を確保！

【ダムの洪水調節機能強化に向けた体制構築】

一級水系である阿賀野川・阿武隈川水系の5ダムと、二級水系の6ダムにおいて、事前放流を可能とする治水協定を締結しています。

近年の頻発化・激甚化する水災害への備えとして、これまで確保していた洪水調節容量に加えて、新たに利水容量の一部を水害対策に使える容量として確保することで、**ダムの洪水調節機能を強化し、出水時にダム下流河川の浸水被害軽減を図ります。**



安全
安心

東日本大震災において 救難救助の拠点として活用



福島空港(須賀川市、玉川村)

【効果1】震災時、帰宅困難者のターミナルに
定期便に加え臨時便を運航し、帰宅困難者の
ターミナルとなった。

【効果2】緊急医療の拠点として機能
DMAT(災害派遣医療チーム)の活動基地、
緊急物資の輸送拠点となった。



ターミナルビル内

県内で必要とする食料全体の
約3分の2は福島空港を經由
し、県内各地の避難所等へ届
けられました。



発災翌日からDMAT活動開始



緊急物資の積み替え

| 路線 | 臨時便 運航期間 | 臨時便 | | 定期便 (3月12日~31日) | | 搭乗者数 合計 |
|-----|-------------|------|---------|-----------------|--------|------------|
| | | 便数 | 搭乗者数 | 便数 | 搭乗者数 | |
| 札幌 | 3月12日~24日 | 76便 | 3,377人 | 80便 | 5,052人 | 8,429人 |
| 大阪 | 3月12日~31日 | 48便 | 3,734人 | 120便 | 3,647人 | 7,381人 |
| 羽田 | 3月13日~4月10日 | 104便 | 11,022人 | — | — | 11,022人 |
| 名古屋 | 3月13日~31日 | 62便 | 2,343人 | — | — | 2,343人 |
| 合計 | | 290便 | 20,476人 | 200便 | 8,699人 | 29,175人 |

・JRや高速道路などアクセスが悪いなか、県外へ避難出来てよかった。
・仙台空港が使用できないなか、福島空港から他空港への移動ができて助かった。



令和元年東日本台風における耐水化事業 による受変電設備の高所化



【効果】電気室を1階から2階へ移動することで、**水害時でも下水処理場の機能を維持**

整備状況(令和6年9月)
第2SP棟**2階** 電気室



被災直後(令和元年東日本台風)
管理棟**1階** 電気室
水没による停電で機能停止



下水道管渠の管更生による耐震化工事 (阿武隈川上流流域下水道(県北処理区) 左岸幹線)



- ◆ 下水道施設は重要なライフラインの一つであり、快適な生活環境を守るため災害時においても機能を確保することが求められます。
- ◆ 耐震診断調査において耐震性能不足と診断された下水管渠の耐震化を計画的に進めています。
- ◆ 道路交通状況や住民生活への影響を考慮し、下水道を供用させながら管の耐震性能の向上を図る管更生の工法を選定しています。



【before】 管更生前

【after】 管更生後(令和7年8月)

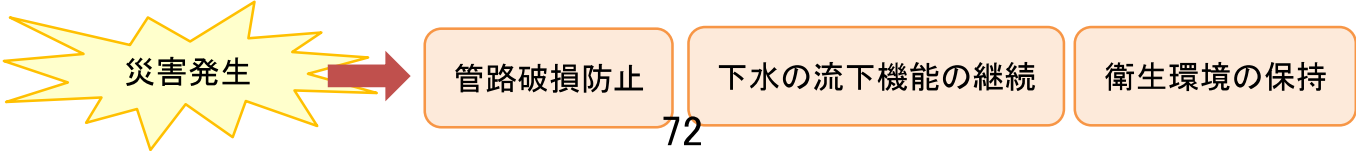


耐震性能不足の管渠



管更生により耐震性能を確保

【効果】 地震時の下水道機能確保



街路整備により伊達市梁川町の 中心市街地の活性化に貢献



第36回全国街路事業コンクールにおいて、優秀賞を受賞！
(全国街路事業促進協議会主催)



都市計画道路 中央線外1線(伊達市)

【令和5年3月完成】

「まちの駅やながわ春まつり」の様子(R5.4.23)

【効果】伊達市梁川町中心市街地の賑わい創出

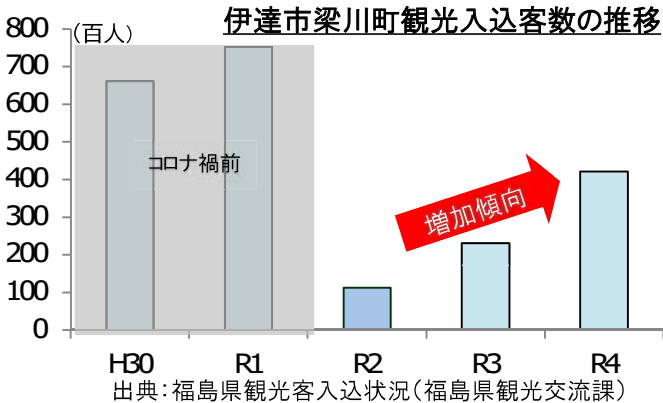
- 伊達市梁川町を訪れる観光入込客数は、R2にコロナ禍の影響を受け落ち込んだが、近年では増加傾向にある。
- 中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとしてイベント開催(まちの駅やながわ春まつり)に寄与。
- 今後も中心市街地の賑わい創出に寄与していく。

整備内容

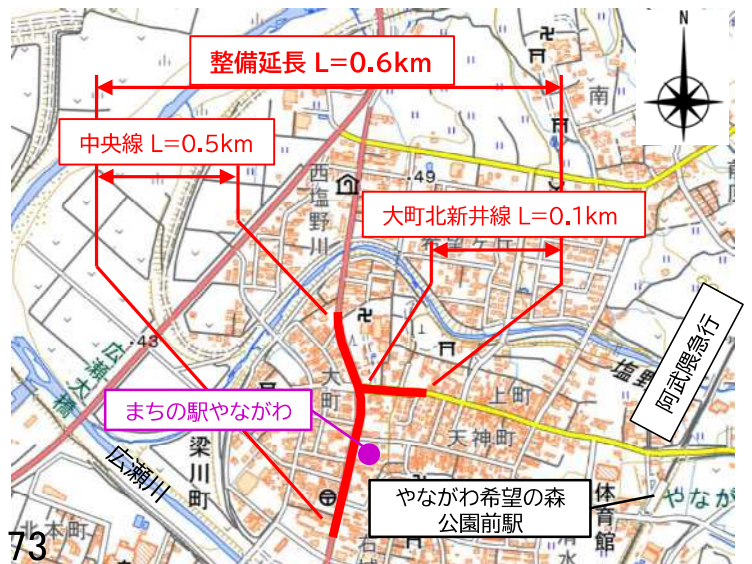
- 無電柱化および道路拡幅により防災性の向上および安全で円滑な交通の確保



整備前の状況



整備後の状況



【全国街路促進協議会会長(広島市長)による文
優秀賞のクリスタル授与の様子】

生活の質 ほこみち[歩行者利便増進道路]制度を活用した賑わいのある道路空間の構築



国道399号 いわき駅前大通り
【令和6年度ほこみち指定】

【効果】賑わいのある道路空間の構築

○ NPO法人のタイラボが道路空間におけるイベント等の利用調整を行い、道路空間の多様な利活用が図られるなど、いわき駅前大通りで賑わいが創出されています。

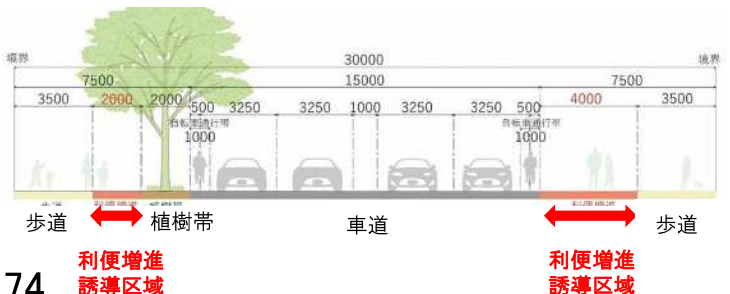


(たいらほこみちHP)



いわき駅前大通り指定内容

○ JRいわき駅前の国道399号において、県内で初となる「歩行者利便増進道路」の利便増進誘導区域が指定されました(令和7年3月)。



観光名所「花園しだれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために



花園さくらパーク(棚倉町) 【令和2年3月完成】



花園しだれ桜

【効果1】訪問者の安全と快適性を確保し、地域の賑わいづくりを支援

棚倉町の観光名所である「花園しだれ桜」は、かんがい用水のため池の土手にぼつんと植えられた推定樹齢160年を超える一本桜です。池に映る「逆さ桜」も見事で、桜のシーズンには県内外から多くの観光客やカメラマンが訪れますが、駐車スペースの不足や進入路など、**通行車両の安全確保**が課題となっていました。

そこで、沿道の空地を活用して、地域の皆様の意見を取り入れながら、16台分の公共駐車場や日よけになる四阿(あずまや)を配置した「花園さくらパーク」を整備し、**訪問者の安全と快適性を確保**しました。



PR動画に繋がるQRコード・音声ガイドもついた案内板



16台分の駐車場とあづま屋を配置



車両の安全な出入りのため進入路を整備



PR動画はこちらからご覧いただけます！
(棚倉土木事務所YouTubeチャンネル)

【効果2】地域と連携した「おもてなし」活動

これまでも棚倉町観光協会花園支部の皆さんが、仮設トイレの設置や交通整理、お茶出しなど、訪れる観光客などへ心温まるおもてなしと、周辺の美化活動を行ってきました。

この「花園さくらパーク」の完成を機に、棚倉町観光協会花園支部、棚倉町、福島県の三者で「うつくしまの道・サポート制度」に関する合意書を締結し、協力して周辺の美化活動等に取り組んでいます。

75

【棚倉町観光協会の方の声】

「駐車スペースがきれいになり、休憩所も整備されてよかった。さくらパークの整備により、棚倉町を訪れる方々がより一層増えることを期待したい」



地域の皆さんが続けてきたおもてなし活動



うつくしまの道・サポート制度 合意書締結式

生活
の質

メインストリートの整備による 中心市街地の活性化に貢献

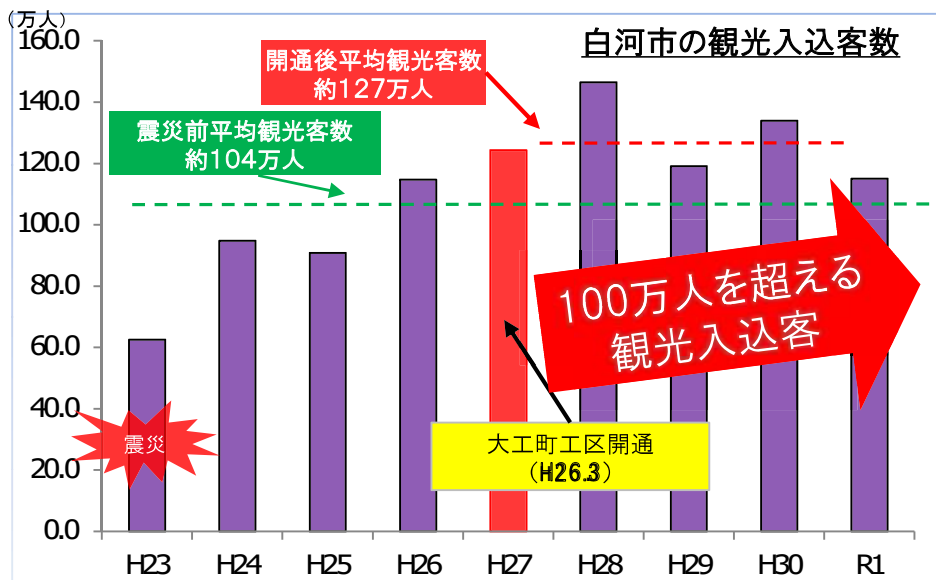


都市計画道路 白河駅白坂線(白河市)

【大工町工区:平成26年3月完成】【向新蔵工区:令和7年2月完成】

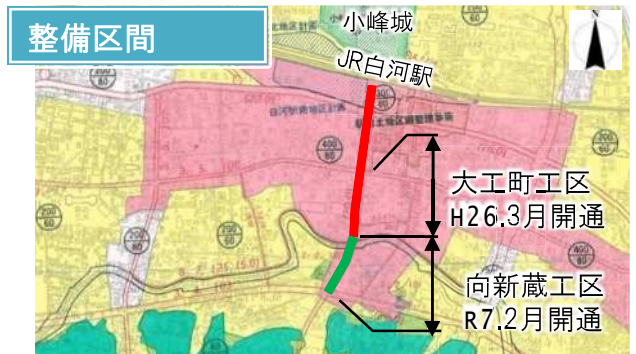
【効果】観光客の増加

- 白河市では、白河駅白坂線の開通に伴い、新たなシンボルロードとして各種イベントを開催。
- 白河市を訪れる観光入込客数は、街路整備後、震災前より約23万人が増加しました。
- 15年ぶりに復活した「白河関まつり」の会場になるなど、今後も地域活動の拠点として中心市街地に貢献することが期待されます。



しらかわキャラ市観光客数
約5.0万人(H30)→約7.2万人(R元)

出典: 福島県観光客入込状況(福島県観光交流課)



生活
の質

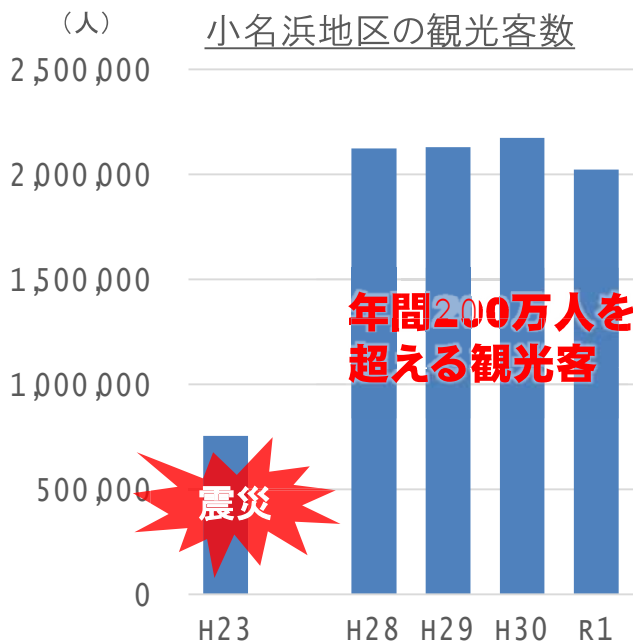
県内有数の観光地小名浜の さらなる活性化に貢献



都市計画道路 平磐城線(いわき市) 【平成30年6月完成】

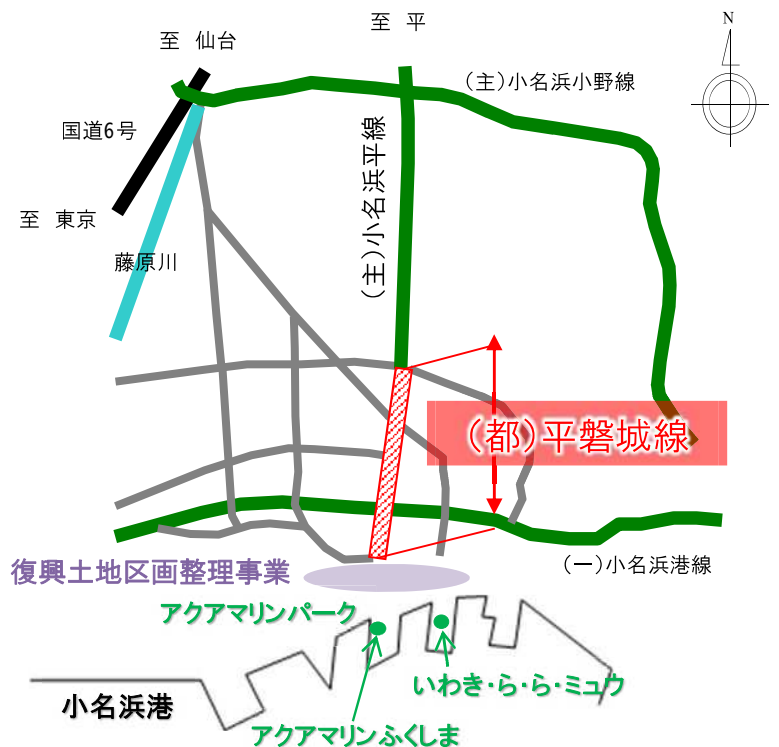
【効果】歩行者や交通の安心・安全を確保し、小名浜地区の観光振興を支える！

- 東日本大震災の影響で、一時大きく減少した小名浜地区の観光客数は、近年では200万人を超える県内有数の観光地に。無電柱化や車線数の増により、歩行者の安全確保や都市内交通の円滑化、防災スペース・避難路の確保に貢献しています。
- 本事業と並行して進められた市の復興土地区画整理事業では、区域内に大型商業施設が出店するなど、地域の賑わいを創出している。



出典：福島県観光客入込状況(福島県)
「アクアマリンふくしま」
及び「いわき・ら・ら・ミュウ」の集計値

整備区間



生活
の質

“くらにわ”が地域の賑わいをつなぎ
蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！

イト口横丁



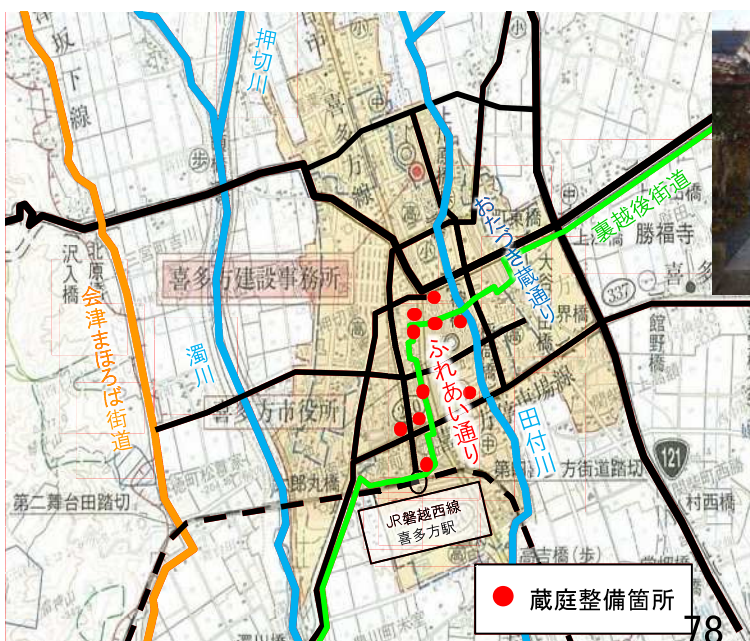
喜多方ラーメン

蔵庭(ポケットパーク)整備(喜多方市) 【平成29年度完成】

【効果】蔵庭を活用したイベント開催など、喜多方中心市街地の活性化により観光客が増加傾向！

- ふれあい通りは、喜多方駅から喜多方市の中心部に向かって最も近い商店街であるとともに、人気のラーメン屋等が軒を連ねる入口ともなっていました。駅からの案内や休憩所がなく、いかにまちをつないでいくかが課題でした。
- そこで、観光客が街中を回遊しながら休憩できる休憩施設として「蔵庭(ポケットパーク)」を整備し、市の中心商業地である「ふれあい通り」の活性化を図りました。
- 地域住民の方が蔵庭に植栽するなど魅力的な空間を創出するとともに、蔵庭を使って様々なイベントを開催し観光客をもてなすなど、地域づくりの活性化と観光振興に貢献しています。

喜多方の風土を活かした蔵庭(ポケットパーク)を道路脇に整備



■無散水消雪の歩車道整備と合わせて、これまで空き地だった土地に蔵庭を整備し、道路から見られる蔵と調和した景観を創っています

ポケットパークのリニューアルによる 温泉街の魅力向上！

会津若松市



リニューアル前

芦ノ牧温泉ポケットパーク整備(会津若松市)

【効果1】20万人を超える有名観光地の玄関口の整備により、**温泉街の魅力がアップ！**

■ 足湯につかりながら、周囲の山々の景色を眺められる癒しの空間として、**温泉街の新たなシンボル**となっています。特に、夜間はライトアップにより幻想的な空間を創り上げ、温泉街を訪れた**観光客をもてな**しています。



塔屋(ライトアップ)

足湯



【効果2】ポケットパークの整備をきっかけに、**地元住民による地域づくりが活性化！**

■ ポケットパークのリニューアルをきっかけに、地域住民の皆さんが季節の花々を植栽したり清掃を行うなど、温泉街における**地域づくりが活性化**しています。



地元による美化活動



生活
の質

道路工事で生まれた空地进行地域の交流スペースとして活用！



小川地区ポケットパーク整備(いわき市)

【令和4年3月完成】

【効果】地区の玄関口となる駅前の賑わい創出と、震災避難者との交流の場を提供

かえるのモニュメントは
地元の小川中学校美術部の
皆さんがデザインしました！

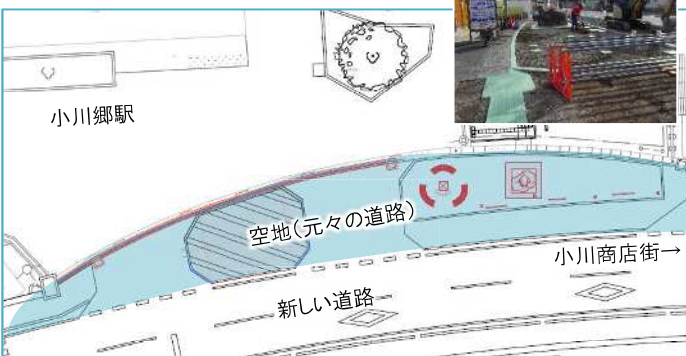
小川地区は、夏井川渓谷や背戸峨廊、二ツ箭山などの豊かな自然に囲まれ、**詩人・草野心平の故郷**としても有名です。

また、原子力災害による避難者のための復興公営住宅が整備され、地元から、地区の玄関口となる**小川郷駅前の賑わいづくり**や**地域の交流場所**の設置が望まれていました。

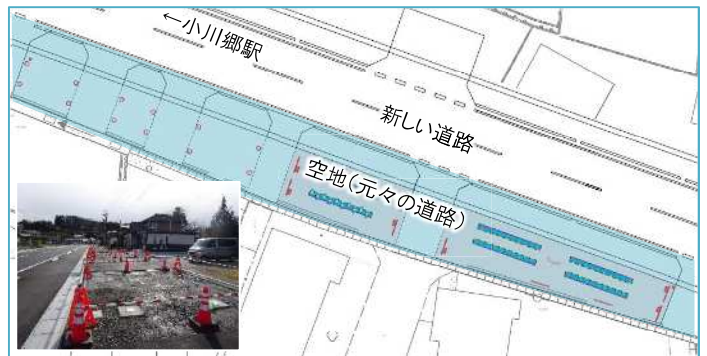
そこで、県道の改良工事で生まれた**空地を活用**して、地域の交流スペースとなる**ポケットパークを整備**しました。



小川郷駅前エリア



小川商店街エリア



サークルベンチと
かえるのモニュメント



80



健康づくりも兼ねた交流スペース



ベンチとしても使える車止め

生活
の質

健康増進や癒し、
豊かな暮らしを提供します！



サイクルスポーツ広場



歩こう秋のふくしまあづまの郷ウォーク

あづま総合運動公園(福島市)

【効果】みんなが集える場所として、健康増進や癒しを提供

マラソン ▶
シーズンの
スタートに
ぴったりの
大会



あづま焼けパークマラソン

- ギュギュっという心地よい大会です。夏はやっぱこれだねってなるし、お祭り感もあり、夏の終わりにサイコーのひと時でした。またお土産の特産梨も良かった。(40代男性)
- スタッフの方々の応援が温かく、元気の出るマラソン大会でした！(50代男性)



◀ サクラ光の
ファンタジー



落ち葉ボール

オリンピックレガシーの継承～各種展示物やイベントの実施～



県営あづま球場



東京2020大会メモリアルコーナー



記念碑

令和3年7月に東京2020オリンピックの、ソフトボールと野球が県営あづま球場で開催されました。

生活
の質

民間活力を活用した既存ダムの 水力発電により環境負荷を低減！！



四時ダム(いわき市)

四時ダム発電所

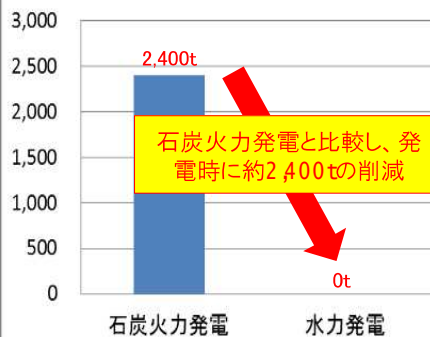
【効果】水力発電により環境負荷(二酸化炭素排出量)を軽減するとともに、ダム管理費を削減

■ESCO事業で水力発電所を整備したことにより、二酸化炭素を排出することなく年間約2,750,000kwh発電することができます。

石炭火力発電で発電する場合と比べて、**2,400t程度の二酸化炭素排出量を削減**することが可能となり、環境負荷の軽減に寄与します。

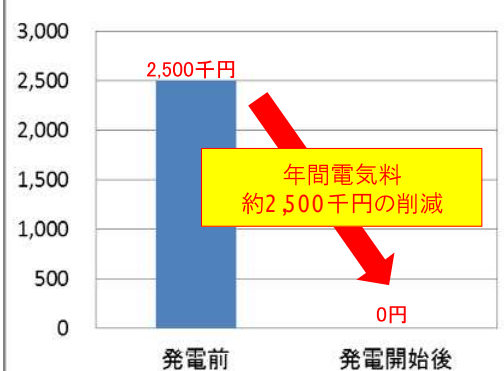
■また、この事業によりダム管理に必要な**電気料の削減**や、契約終了後は水力発電設備が無償譲渡されることにより**売電収入**が得られるなどの効果も期待されます。

2,750,000kwh発電する際に排出される二酸化炭素量



発電 1 kw h 当り二酸化炭素排出量
石炭火力発電: 886.8 g-CO₂/kw h
水力発電: 0.0 g-CO₂/kw h

四時ダム管理所年間電気料



四時ダム発電所(全景)



発電所内 横軸フランシス水車





内部改善事業は、築35年以上経過した住棟を対象に、基本性能の不足や住戸内の各部位の劣化に対して行う改善手法(居住性向上、福祉対応、長寿命化)です。

県営住宅内部改善事業

【効果】バリアフリー化や水回りのリフォームにより、入居者の生活の質が向上

【内部改善の主な内容】

- ・バリアフリー化
(段差解消、手すり設置等)
- ・給湯設備、ユニットバスの設置
- ・設備配管の更新



①トイレの段差解消・便器更新・手すり設置



□ リフォーム範囲



②浴室へユニットバス(シャワー付き混合水栓付き)・手すり設置



④玄関へ手すり設置 共通(スイッチのワレバ化)



③洗面所へキャビネット型洗面化粧台設置(シングルバ-混合水栓付き)



⑤台所の水栓更新(シングルバ-混合水栓付き)

床の段差が解消されてつまづく心配がなくなりました。

浴室、洗面所、台所でお湯が使えて快適です！

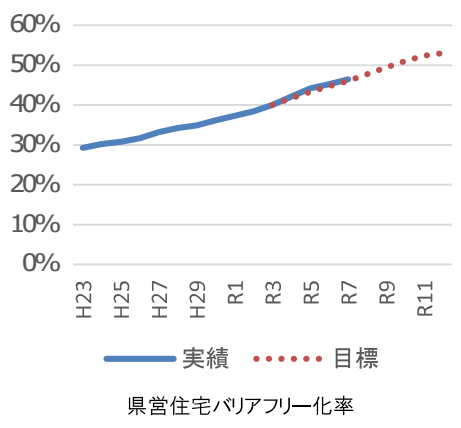
浴室やトイレに手すりが付いて安心です！



②③⑤浴室・洗面所・台所へ給湯配管設置



共通(照明のLED化)



83 入居者の声

V-6 土木部スタンダード(行動規準)一覧表

| 所属名 | | スタンダード |
|-------|--------------|---|
| 共通 | 土木部共通規準 | <p>◎私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。</p> <p>◎私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。</p> <p>◎私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>◎私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。</p> <p>◎私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。</p> |
| 本庁 | 土木総室 | <p>○洵(まこと)に日に新たに、日に新たに、また日に新たなり ※昨日のことを改めて、今日の行動の正しい方向に修正する。 ※事の本質を十分にわきまえ、反省し、勉強し、進歩し続ける ……過去を未来の糧とする。【基本理念として掲示】</p> <p>○原理原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>○私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい、風通しのよい職場づくりに努めます。</p> |
| | 企画技術総室 | ○社会変容への速やかな対応に向けて、私たちは、SPEED(迅速かつ柔軟に)、ACTIVE(進取果敢に)、SPIRIT(元気に明るく)の精神で業務を行います。 |
| | 道路総室 | ○私たちは、安全・安心を最優先に、地域の持続的な発展を支える道づくりを進めます。 |
| | 河川港湾総室 | <p>○私たちは、近年の気候変動に対応するため、事前防災対策を推進します。</p> <p>○私たちは、空と海の港を通して地域の活力創生を支えます。</p> <p>○私たちは、持続的な維持管理を通じて県民の安全で安心できる暮らしを支えます。</p> |
| | 都市総室 | <p>○私たちは、「連携」と「スピード」を常に意識して業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、ふくしまの将来像をしっかりと見据え、魅力あるまちづくりを進めます。</p> |
| | 建築総室 | <p>○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。</p> <p>○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。</p> |
| 出先機関等 | 県北建設事務所 | <p>～こころをひとつに一步ずつ～</p> <p>○私たちは、安全安心、豊かさを次代につなぐ仕事を「ひとつひとつ」実現します。</p> |
| | 県中建設事務所 | <p>○私たちは、福島県の真ん中から交通・生活・交流など、福島県の発展を支えます。</p> <p>○私たちは、建設行政を通じ、ふくしまの「ひと、暮らし、しごと」づくりをシンカさせます。</p> |
| | 県南建設事務所 | <p>○私たちは、安全・安心の確保を最優先に取り組みます。</p> <p>○私たちは、自らの職責を十分に理解し、県民が求める真に必要な社会資本の整備・管理に取り組みます。</p> |
| | 会津若松建設事務所 | <p>○私たちは、周りから頼りにされる職場づくりに努めます。</p> <p>～明るく、元気で、前向きに。そして感謝を忘れずに～</p> |
| | 喜多方建設事務所 | ○私たちは、地域の想いに寄り添いながら、地域の魅力を活かしたまちづくりを推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる社会を支え続けます。 |
| | 南会津建設事務所 | <p>○私たちは、地域の声しっかりと耳を傾け、思いやりとおもてなしの心をもって、南会津の明日を拓く社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p> <p>○私たちは、地域の文化・歴史・風土などに対する深い理解のもと、「質が高く」「長持ちする」「県民の皆さまに喜ばれる」社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p> |
| | 相双建設事務所 | <p>○私たちは、県民の視点に立って、地域の実情を踏まえた課題解決に、熱意を持って取り組みます。</p> <p>○私たちは、地域の復興に合わせた社会資本の整備を進め、復興と地方創生に全力で取り組みます。</p> |
| | 富岡土木事務所 | ○私たちは、復興の最前線基地である双葉郡での勤務に誇りを持ち、使命・挑戦・責任を胸に業務に取り組みます。 |
| | いわき建設事務所 | <p>○私たちは、次の組織理念に基づき行動します。</p> <p>一步ずつ 私のが 希望を拓く</p> <p>「い」一步ずつ(一人一人の毎日の小さな積み重ねが大事)</p> <p>「わ」私のが(一人の力は小さくとも一つとして欠かせないもの)</p> <p>「き」希望を拓く(小さな力の積み重ねが地域の希望となる)</p> |
| | 相馬港湾建設事務所 | <p>○私たちは、利用者の声に耳を傾け、愛される港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、さらなる飛躍を目指し、時代の潮流を見据えた「シンカ」する港づくりに努めます。</p> <p>○私たちは、より安全に、より安心して港を利用できるよう、適正な維持管理に努めます。</p> |
| | 小名浜港湾建設事務所 | <p>○私たちは、福島県の産業を支え、脱炭素社会を支援する港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、魅力ある港をつくることで輝ける地域づくりを積極的に支援します。</p> |
| | 福島空港事務所 | <p>○私たちは、福島空港を利用される皆様の安全を第一に考え業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、空港関係者と一体となって県民の皆様に愛される魅力ある空港づくりに努めます。</p> |
| | 県北流域下水道建設事務所 | <p>○私たちは、きれいな水環境を保全し快適な生活環境を守るため、下水道の健全な管理・運営に努めます。</p> <p>○私たちは、災害に強い下水道を目指すため、施設の耐震化や耐水化に取り組みます。</p> |
| | 県中流域下水道建設事務所 | <p>○私たちは、下水道を通じ良好な水環境の保全と生活環境の改善に努めます。</p> <p>○私たちは、関連する市町村と連携し、持続可能な下水道事業の構築に取り組みます。</p> |

お問い合わせ先

福島県土木部 事業計画



福島県 土木部 土木企画課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7457

E-mail dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp